

あいとぴあ レインボープラン

狛江市第4次地域福祉計画

狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画



目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	3
第2章 計画改定の考え方	10
第1編 第4次地域福祉計画	13
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題	15
第1節 統計から見る現状	15
第2節 市民意識調査結果に見る現状	38
第3節 住民懇談会の結果	48
第4節 第3次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）の進捗状況の評価	51
第5節 地域福祉をめぐる主な課題	54
第2章 計画の基本的な考え方	55
第1節 基本理念	55
第2節 基本目標	56
第3章 施策の体系・取組み内容	58
第1節 施策の体系	58
第2節 重点施策	59
第3節 基本目標に向けた取組み	60
第4章 計画の推進に向けて	104
第1節 計画の推進体制	104
第2節 計画の評価方法	105
第2編 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	107
第1章 高齢者保健福祉を取り巻く現状と課題	109
第1節 統計から見る現状	109
第2節 市民意識調査結果に見る現状	117
第3節 介護保険データから見る現状	135
第4節 第3次あいとぴあレインボープラン高齢者保健福祉計画の進捗状況の評価	139
第5節 第6期介護保険事業計画値の検証	144
第6節 制度改正の動向	147
第7節 高齢者保健福祉をめぐる主な課題	149
第2章 計画の基本的な考え方	152
第1節 基本理念	152
第2節 基本目標	154

第3章 施策の体系・取組み内容	156
第1節 施策の体系	156
第2節 重点施策	158
第3節 基本目標に向けた取組み	159
第4章 介護保険給付費等対象サービスの見込み	198
第1節 サービス見込みの考え方	198
第2節 被保険者の推計及び要支援・要介護認定者数の推計	199
第3節 サービス別の見込み量推計	201
第4節 第1号被保険者の保険料推計	207
第5節 自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組みと目標	212
第6節 介護給付適正化	213
第5章 計画の推進に向けて	214
第1節 計画の推進体制	214
第2節 計画の評価方法	216

第3編 障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画_ 219

第1章 障がい者福祉を取り巻く現状と課題	221
第1節 統計から見る現状	221
第2節 市民意識調査結果に見る現状	227
第3節 第3次あいとぴあレインボープラン第4期障害者計画の進捗状況の評価	237
第4節 第4期障害福祉計画値の検証	239
第5節 障がい者福祉をめぐる主な課題	256
第2章 計画の基本的な考え方	258
第1節 基本理念	258
第2節 基本目標	259
第3節 生活領域ごとの将来像	260
第3章 施策の体系・取組み内容	261
第1節 施策の体系	261
第2節 重点施策	262
第3節 基本目標に向けた取組み	263
第4章 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の見込み	295
第1節 障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保に係る目標	295
第2節 障がい福祉サービス等の見込量	301
第3節 地域生活支援事業の見込量	315
第4節 障がい児福祉サービス等の見込量	322
第5章 計画の推進に向けて	328
第1節 計画の推進体制	328
第2節 計画の評価方法	329

資料編	331
1 狛江市市民福祉推進委員会	333
2 介護保険推進市民協議会	344
3 市民意識調査	348
4 住民懇談会	350
5 狛江市あいとぴあレインボープラン フォーラム（市民説明会）	351
6 パブリックコメント	353
7 各エリアの特徴	356
8 脚注索引	362

はじめに

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、「すべての市民が生涯にわたり人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会の実現」を目指し、全国に先駆けて粕江市福祉基本条例（平成6年条例第13号）を平成6（1994）年¹3月31日に公布し、同年10月1日に施行しました。その後高齢者や障がいのある人を含む誰もが利用しやすい生活環境づくりを目指したユニバーサルな社会づくりが求められ、こうした社会状況の変化に対応すべく、自助、互助、共助、公助の考え方を盛り込むため、粕江市福祉基本条例の一部を改正する条例（平成24年条例第3号）を平成24（2012）年3月28日に公布し、同年4月1日に施行しました。

また、平成24（2012）年3月に「人がやさしい、人にやさしい、あいとぴあ粕江」を基本理念に掲げ、第3次あいとぴあレインボープラン（地域福祉計画）を策定し、平成27（2015）年3月には、「みんなで明るく楽しく暮らし続けられる元気な粕江のまちづくり」を基本理念に掲げ、粕江市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を、「障がいがあってもなくても暮らしやすいまち」を基本理念に掲げ、粕江市第4期障害者計画・障害福祉計画を策定し、福祉施策を推進してきました。

地域福祉計画の策定から5年が経過し、少子高齢化の一層の進行や家族形態の変化等により、地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化し、新たな福祉課題が顕在化してきています。

こうした状況の中で、平成28（2016）年7月に厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付けられ、「我が事」と「丸ごと」がキーワードとなっております。

●「我が事」

家庭の機能の低下や、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度のはざまの課題が表面化していることから、地域を基盤として、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識を持って、課題の解決や地域づくりに主体的に取り組み、つながり支え合う地域を育んでいくことをいいます。

●「丸ごと」

様々な分野の課題が絡みあって複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られることや、地域によっては急速な人口減少が進んでおり、専門人材の確保や公的支援の安定的な提供が困難になってきていることなどを背景に、課題に包括的に対応したり、地域の実情に応じて高齢・障がいといった分野にまたがった総合的な支援を提供しやすくすることをいいます。

¹ この計画では、年号の表記を和暦（西暦）年という表記で統一することとする。

地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30（2018）年4月1日に施行されます。

改正後の社会福祉法第4条第1項では、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があることから、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について、「与えられる」ものでなく、「確保される」べきものと規定が改められました。

同法第4条第2項では、地域福祉の推進に当たり、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、（1）本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、（2）福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題²の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨が定められ、地域福祉の推進の理念を明確化されました。

同法第6条第2項では国及び地方公共団体の責務を定め、同法第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨が規定されました。

さらに、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）による災害対策基本法の一部改正、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「子どもの貧困対策推進法」といいます。）、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」といいます。）の施行、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」といいます。）の施行、子ども・子育て支援新制度の本格実施等、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しつつあります。

このような背景を踏まえ、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度まで6年間を計画期間とするあいとぴあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画（以下「第4次地域福祉計画」といいます。）、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間を計画期間とするあいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（以下「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」といいます。）及びあいとぴあレインボープラン狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（以下「障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」といいます。）を一体として策定します。

² 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいう。

社会の潮流

- 少子高齢化、核家族化の進行
- 地域コミュニティの意識の変化（プライバシー重視、助け合いの意識の希薄化）
- 団塊世代の地域還流
- 新たな福祉課題の顕在化（児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」といいます。）、高齢者虐待、ニート、生活困窮者、子どもの貧困等）

国の動向

【法・制度等】

- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正（平成 25（2013）年 4 月 1 日施行）
※障がい者の範囲に難病³が加わる。
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律による災害対策基本法の一部改正（平成 25（2013）年 6 月 21 日施行）
- 子どもの貧困対策推進法（平成 26（2014）年 1 月 17 日施行）
- まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。平成 26（2014）年 11 月 28 日施行）
- 介護保険制度の大幅な改正（平成 27（2015）年度）
- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の策定（平成 27（2015）年 1 月）
- 生活困窮者自立支援法（平成 27（2015）年 4 月 1 日施行）
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 64 号。平成 27（2015）年 4 月 1 日施行）
- 障害者差別解消法（平成 28（2016）年 4 月 1 日施行）
- 成年後見制度利用促進法（平成 28（2016）年 5 月 13 日施行）
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）による社会福祉法の一部改正（平成 29（2017）年 4 月 1 日施行）
- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29（2017）年 6 月 2 日公布）

【厚生労働省の検討会】

- 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置（平成 28（2016）年 7 月）
- 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ（平成 29（2017）年 9 月）

狛江市の上位計画

- 狛江市第3次基本構想（平成 22（2010）～31（2019）年度）
【将来都市像】 私たちがつくる水と緑のまち
- 狛江市後期基本計画（平成 25（2013）～31（2019）年度）

³ 難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とする疾病である。厚生労働大臣が定めるものを「指定難病」といい、306 疾病が指定されており、医療費や一部の介護サービスに係る費用について、助成が行われている。東京都では、指定難病に加え、独自に 8 疾病を対象として医療費等の助成を行っている。

2 計画の位置付け

第4次地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画及び障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（以下「本計画」といいます。）は、まちづくりの最上位計画として平成25（2013）年3月に策定された「狛江市第3次基本構想・後期基本計画」における重点プロジェクトの1つである「いたわりのあるまちづくりプロジェクト」として、外出しやすいまちづくりや社会参加への支援、生活環境の整備や災害時要援護者支援体制の構築等に重点的に取り組むことを掲げており、こうしたプロジェクトを具体化する計画となります。

第4次地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定されている市町村地域福祉計画に該当します。

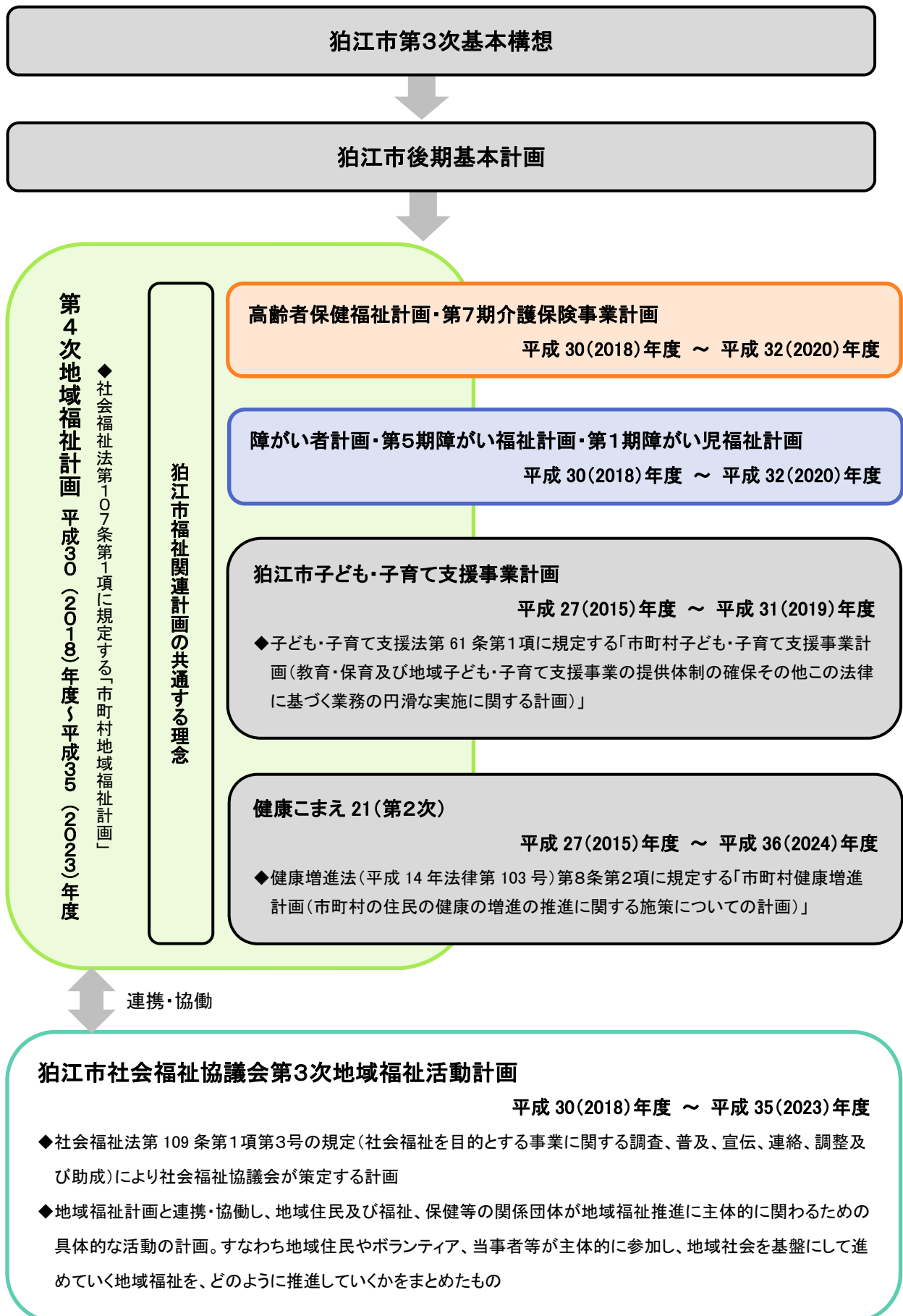
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定されている市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定されている市町村介護保険事業計画に該当します。本市では、高齢者保健福祉計画と第7期介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定しました。

障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画⁴は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定されている市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定されている市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定されている市町村障害児福祉計画に該当します。本市では、障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画が相互に連携することにより、総合的な障がい者（児）福祉施策の展開が期待されることから、3計画を一体的に策定しました。

さらに、第4次地域福祉計画は、福祉に関わる対象者別計画（高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画、狛江市子ども・子育て支援事業計画、健康こまえ21（第2次）の上位計画として対象者別計画をつなぎ、各施策が地域で円滑に推進されるよう、共通する理念や取組みを総合的・横断的に推進する計画であり、市民、自治会・町内会等の地域組織、各種団体、狛江市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）、サービス事業者、企業、行政等が協働して、地域福祉を推進していく指針となります。（図1-1）

⁴ この計画では「障害」の表記については、「害」の字は負のイメージが強いため、原則として「障がい」の表記を使用することとする。ただし、固有名詞等ひらがな表記とすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されたりするおそれがある言葉については「障害」の表記を使用することとする。

図1-1 計画の位置付け



3 計画期間

第4次地域福祉計画は、計画期間を平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とします。ただし、関連する他の計画との整合や社会情勢及び法改正の状況等を踏まえ、計画内容の必要な見直しを行います。

狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画については、計画期間を平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。（図1-2）

図1-2 計画の期間

	平成 27(2015) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	平成 32(2020) 年度	平成 33(2021) 年度	平成 34(2022) 年度	平成 35(2023) 年度
狛江市第3次基本構想	狛江市第3次基本構想 平成22(2010)年度-平成31(2019)年度								
狛江市後期基本計画	狛江市後期基本計画 平成25(2013)年度-平成31(2019)年度								
[地域福祉分野] 地域福祉計画(社会福祉法) (生活困窮者自立支援法)	第3次あいとびあレーンボープラン (狛江市地域福祉計画) 平成24(2012)年度-平成29(2017)年度			第4次地域福祉計画 平成30(2018)年度-平成35(2023)年度					
[高齢者福祉分野] 高齢者保健福祉計画(老人福祉法) 介護保険事業計画(介護保険法)	あいとびあレーンボープラン 狛江市高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 平成27(2015)年度-平成29(2017)年度			高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 平成30(2018)年度-平成32(2020)年度					
[障がい者福祉分野] 障がい者計画(障害者基本法) 障がい福祉計画(障害者総合支援法) 障がい児福祉計画(児童福祉法)	あいとびあレーンボープラン 狛江市第4期障害者計画・ 障害福祉計画 平成27(2015)年度-平成29(2017)年度			障がい者計画・ 第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画 平成30(2018)年度-平成32(2020)年度					
[子ども・子育て分野] 子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法)	未来の希望を地域でつなぐ・こまえ子育て応援プラン (狛江市子ども・子育て支援事業計画) 平成27(2015)年度-平成31(2019)年度								
[健康分野] 健康増進計画(健康増進法)	健康こまえ21(第2次) 平成27(2015)年度-平成36(2024)年度								

4 策定体制

（１）市民意識調査の実施

市内に在住する市民、高齢者及び障がい者を対象に、その生活実態を把握するとともに、地域福祉に対する意識や意見を把握するために実施しました。

併せて、民生委員・児童委員、町会・自治会等の福祉の担い手を対象に、団体活動の現状や課題等を把握するために実施しました。また、教育相談員とスクールソーシャルワーカー⁵を対象に、子どもの育ち・発達支援に関する相談や切れ目のない支援の仕組みづくりについて意見を伺いました。

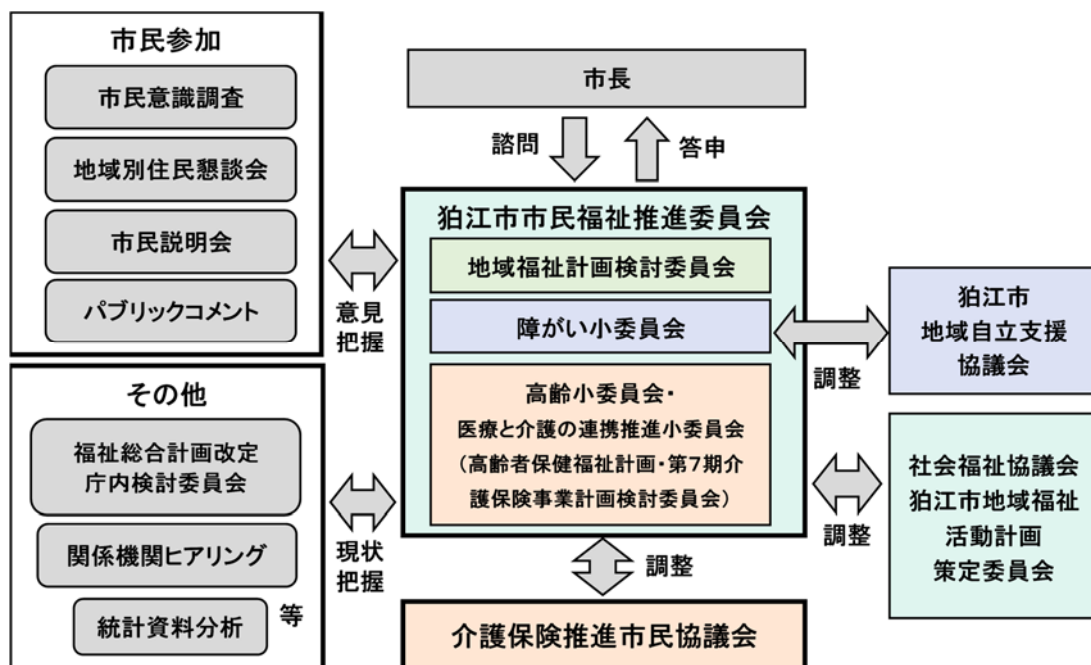
（２）地域別住民懇談会の開催

市と社会福祉協議会の共催で日常生活圏域⁶である3地域ごとに住民懇談会を実施しました。地域での課題、課題解決のためにできること・必要な支援について意見をいただきました。

（３）市民説明会・パブリックコメントの実施

計画素案について、市民からの意見等を幅広く募集するため、市民説明会、パブリックコメントを実施しました。

図1-3 計画の策定体制



⁵ 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援をする専門家をいう。

⁶ 市町村介護保険計画において、地理的条件、人口、交通事情などを勘案して定める区域のことをいい、国では概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域としている。狛江市では、第2編第1章2（1）のとおり、あいとびあエリア、こまえ苑エリア、こまえ正吉苑エリアの3つを日常生活圏域としている。

第2章 計画改定の考え方

1 平成37（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が後期高齢者になる平成37（2025）年には、全国の高齢化率は3割を超え、狛江市でも25.1%となると推計されています。認知症高齢者の増加、障がい者の高齢化等が進み、医療、介護・福祉サービスの需要も増大し、社会保障費の急激な増加が予想されます。

このような状況を踏まえて、本計画では平成37（2025）年を見据えて、市民全体を対象として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護のみならず、様々なサービスが日常生活の場で適切に提供されるような地域包括ケアシステムを深化させ、引き続き推進します。

2 地域を基盤とした包括的な支援体制の構築

本計画では、制度・分野ごとの縦割りを解消し、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活課題、例えば、子どものひきこもりの長期化により、親と子どもが支援につながらないまま共に高齢化し、孤立してしまうなど（いわゆる「8050」問題）^{はちまるごうまる}等複合的な課題を抱える世帯、生活困窮者、貧困の状況にある子ども等新たな地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止めることができる相談支援を充実させます。具体的には、ワンストップ総合相談や24時間365日体制の相談、アウトリーチ⁷型相談支援を充実させます。また、地域で困りごとを把握し、必要な場合は関係機関等につなげるように、社会福祉協議会と連携しながら、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の配置を推進します。

また、複合的な課題に関係機関が一体的に支援できるように、高齢、障がい、児童等の福祉各分野の連携はもとより、保健、医療、教育等の連携も強化します。

3 みんなで支え合う地域づくり

本計画では、みんなで支え合う地域づくりを目指しています。

福祉、介護、保健医療に限らない、様々な地域生活課題を抱える世帯に早期に気付くことができるのは民生委員・児童委員、町会・自治会等を含めた地域住民です。そのため、町会・自治会を基本とした身近な圏域を第1層とし、この圏域において、地域住民同士のつながりにより、日常的な支え合い活動や見守り活動とともに、災害時の素早い対応を図る自主防災組織づくり等を行っていく必要があります。

⁷ 支援が必要な状況にありながら、自分からSOSを発信できない方を把握し、必要に応じて支援機関につなげることを目的として、福祉関係者等が地域に赴き、戸別訪問等を行う支援のことをいう。

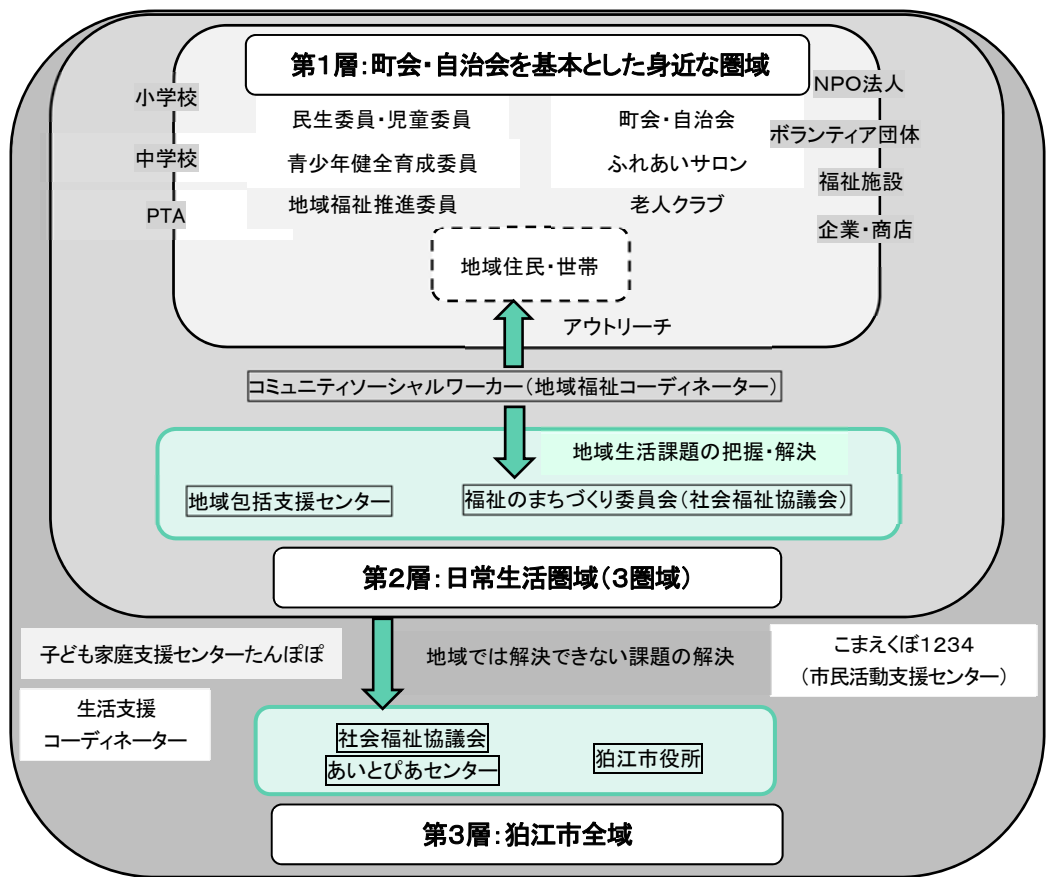
はじめに

また、第1層における地域住民の気付きを円滑に専門的な支援につなげられる体制がなければ、地域住民は、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないまま黙っているしかなくなってしまいます。そのため、日常生活圏域（3圏域）を第2層とし、この圏域の単位でコミュニティソーシャルワーカーを配置し、コミュニティソーシャルワーク機能を発揮することにより、地域生活課題及びニーズの掘り起こしを行い、地域包括支援センター、福祉のまちづくり委員会等の多機関が連携して地域生活課題の解決に向けた取組みを行う必要があります。

さらに、狛江市全域を第3層とし、市役所、社会福祉協議会等が第1層や第2層では解決が困難な地域生活課題、専門的なサポートが必要な地域生活課題等に対し、最終的な受け皿となる必要があります。

このように各層の関係機関が連携・協力を図ることにより、みんなで支え合う地域づくりを行います。（図1-4）

図1-4 地域の範囲の考え方



◆地域の範囲の考え方

第1層	地域住民同士のつながりにより、日常的な支え合い活動や見守り活動とともに、災害時の素早い対応を図る自主防災組織づくり等を行う範囲
第2層	地域活動団体間の交流の促進、情報交換、ネットワークの構築等により、地域の課題及びニーズの掘り起こしを行い、解決に向けた取組みを行う範囲 ※福祉のまちづくり委員会の設置を目指す範囲
第3層	市全体を対象とした総合的な施策を企画・推進し、隣接区市、東京都及び国との協議等を行う。地域では解決が困難な課題、専門的なサポートが必要な課題等に対し、最終的な受け皿となる範囲

第1編

第4次地域福祉計画

第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 統計から見る現状

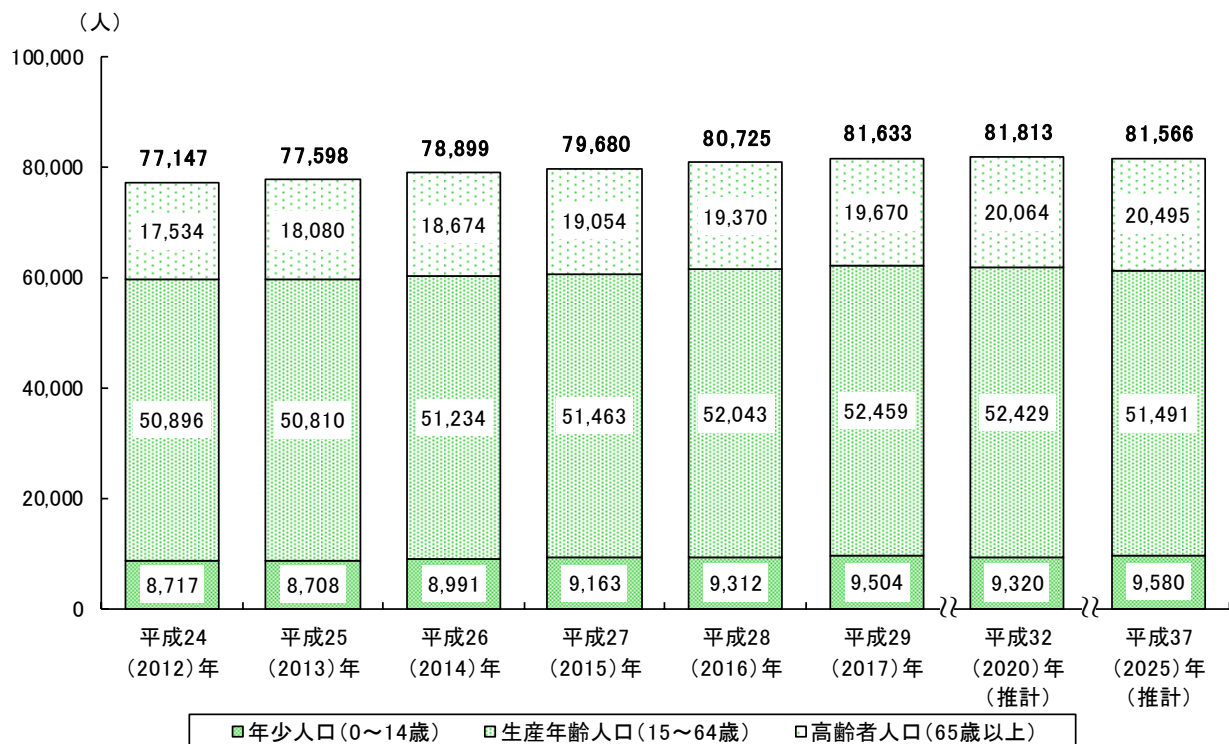
1 人口と世帯の状況

(1) 人口

狛江市の人口は年1,000人程度の増加傾向にあり、平成29（2017）年は81,633人となっています。年齢3区分別人口の推移（図2-1）を見ると、平成32（2020）年までは増加傾向が続きますが、平成37（2025）年には減少しています。

3区分別人口を見ると、どの区分でも増加傾向にあります。平成32（2020）年以降は高齢者人口（65歳以上）が増加するものの、生産年齢人口（15～64歳）は微減し、年少人口（0～14歳）は平成32（2020）年には減少、平成37（2025）年には再び増加すると推計されています。

図2-1 年齢3区分別人口の推移

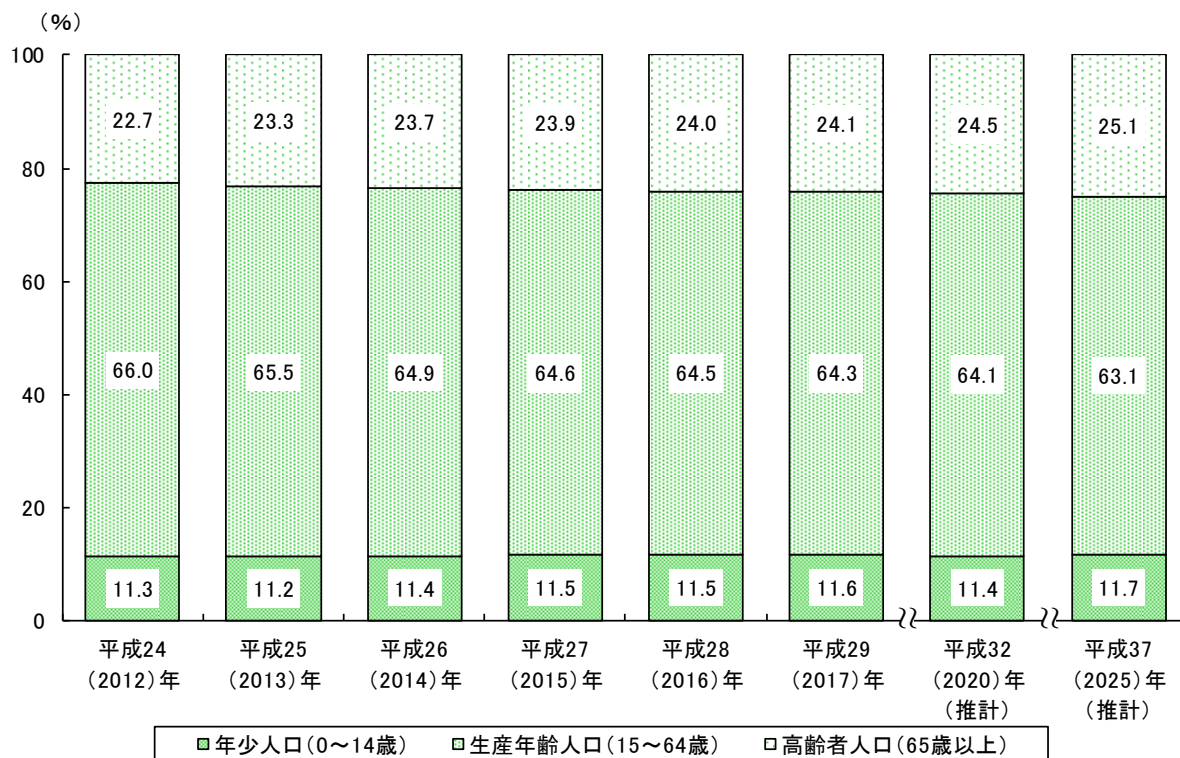


出典：平成29年までは「狛江市住民基本台帳」（各年10月1日現在）

平成32年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン（平成28年2月）」シミュレーションB（各年1月1日現在）

年齢3区分別人口の構成比の推移（図2-2）を見ると、生産年齢人口（15～64歳）は低下しており、高齢者人口（65歳以上）は上昇しています。年少人口（0～14歳）は、平成26（2014）年以降は上昇傾向にあり、平成37（2025）年には、11.7%まで増加し、高齢者人口は25.1%まで上昇すると推計されています。

図2-2 年齢3区分別人口の構成比の推移



出典：平成29（2017）年までは「狛江市住民基本台帳」（各年10月1日現在）

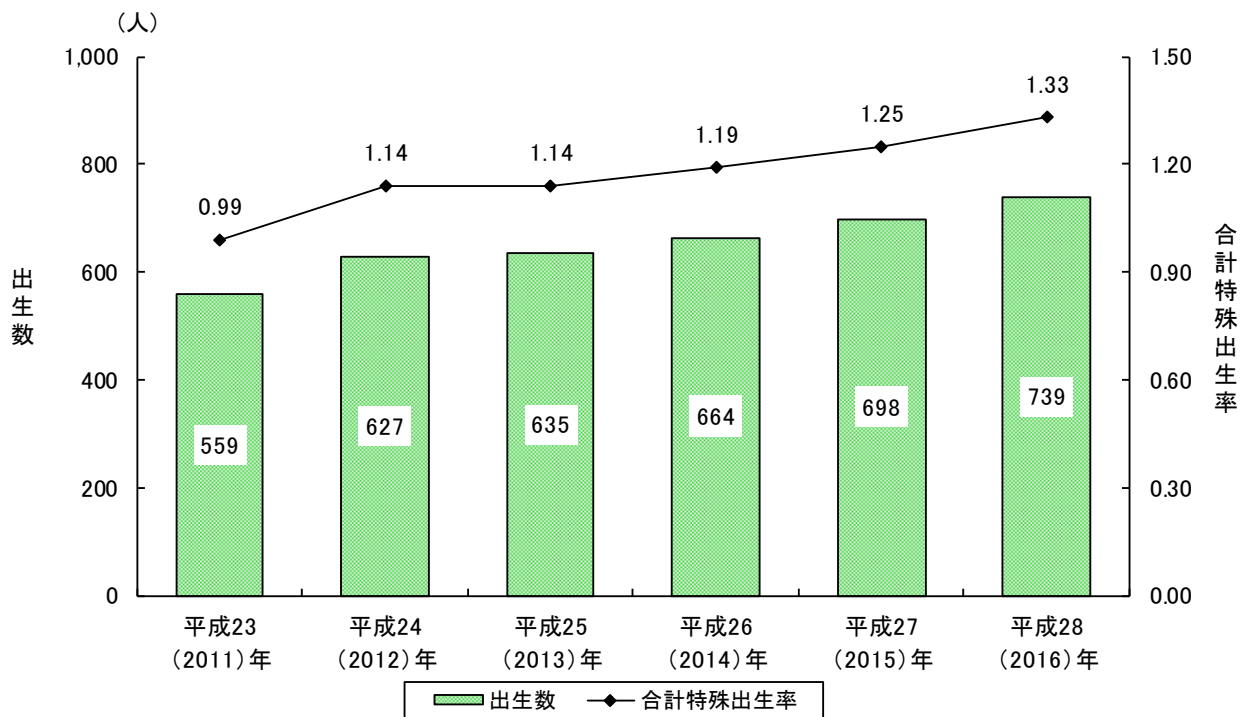
平成32（2020）年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン（平成28（2016）年2月）」シミュレーションB（各年1月1日現在）

(2) 合計特殊出生率¹・出生数

狛江市の合計特殊出生率は平成23（2011）年には0.99ですが、その後上昇傾向となっています。

出生数も同様に平成23（2011）年には559人ですが、その後上昇傾向となっています。
（図2-3）

図2-3 合計特殊出生率・出生数の推移



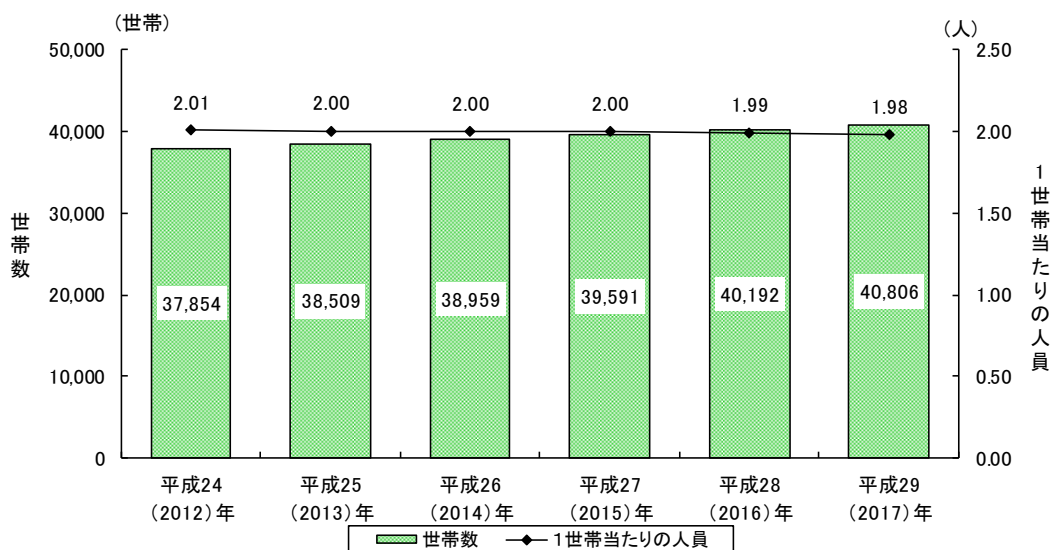
出典：東京都福祉保健局 区市町村別人口動態統計（各年1月1日現在）

¹ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(3) 世帯

狛江市の世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。(図2-4)

図2-4 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

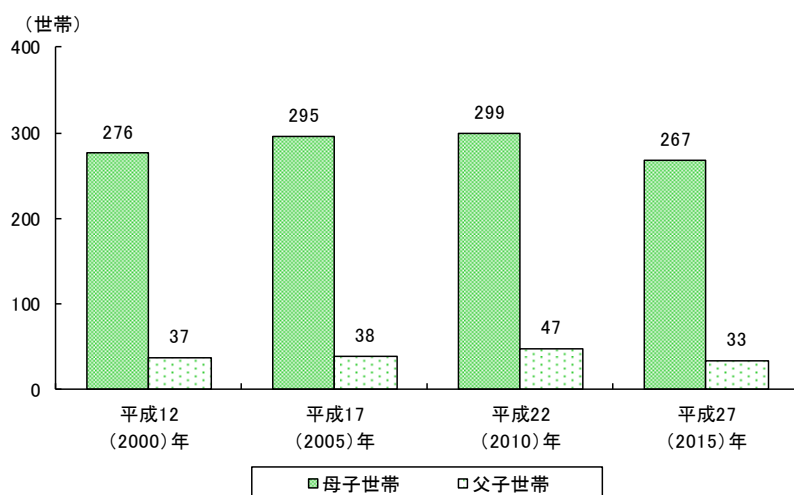


出典:「統計こまえ(平成28年度版)」(各年1月1日現在)

(4) ひとり親世帯

狛江市の母子世帯・父子世帯数は増加と減少を繰り返しており、平成27(2015)年では母子世帯が267世帯、父子世帯は33世帯となっています。(図2-5)

図2-5 母子世帯・父子世帯数の推移



出典:国勢調査(各年10月1日現在)

※母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親及びその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

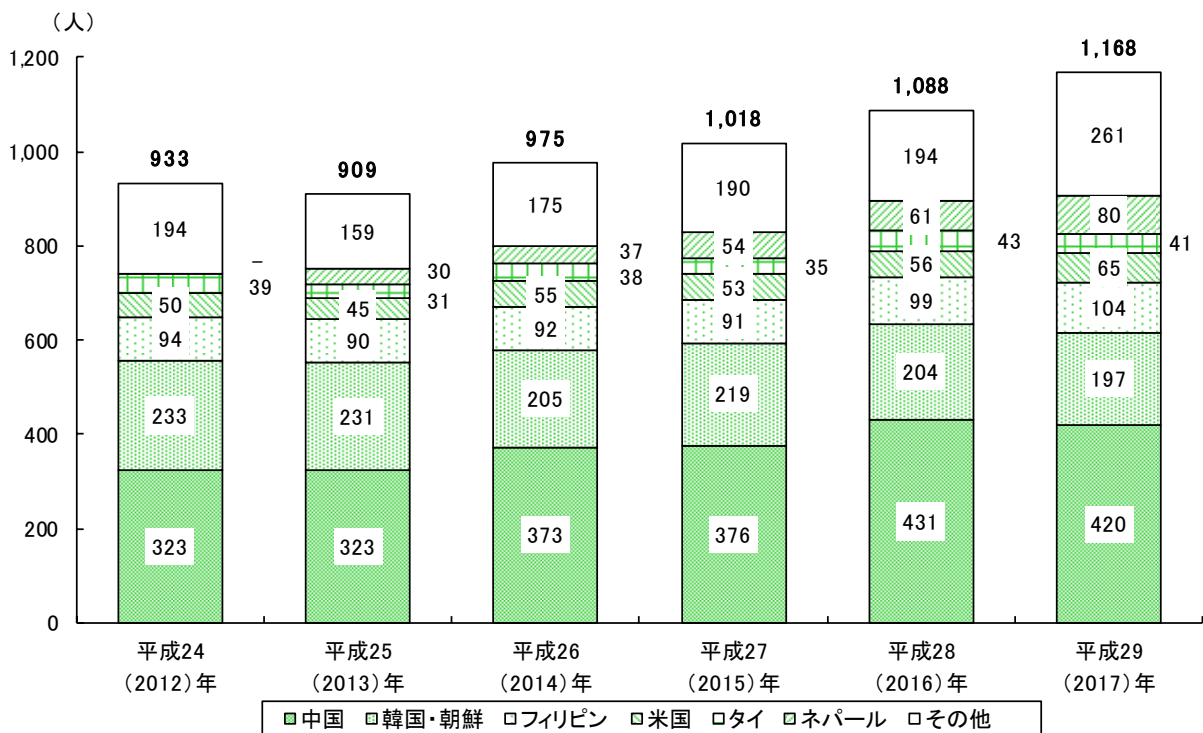
※父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親及びその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

(5) 外国人

狛江市の外国人市民数は増加傾向にあり、平成27（2015）年に1,000人を超え、平成29（2017）年には1,168人となっています。

国籍別に見ると、平成29（2017）年では中国が420人で最も多く、韓国・朝鮮の197人、フィリピンの104人が続いています。また、近年ネパールが増加しており、平成29（2017）年は80人となっています。（図2-6）

図2-6 外国人市民数の推移



出典：「統計こまえ」（各年1月1日現在）

※平成24(2012)年度のネパールの数字についてはデータ不明

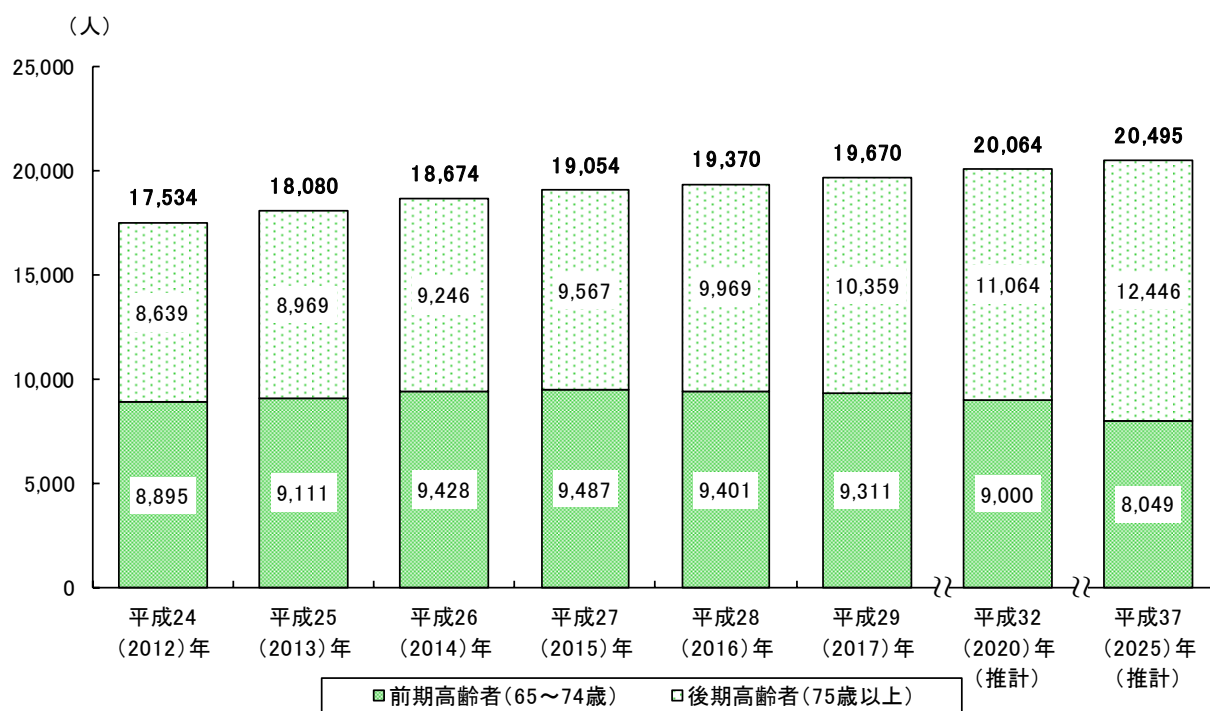
2 高齢者の状況

(1) 前期高齢者・後期高齢者

狛江市の高齢者数は増加傾向であり、年齢別に見ると、平成26（2014）年までは前期高齢者（65～74歳）が後期高齢者（75歳以上）を上回っていますが、平成27（2015）年には逆転しています。

後期高齢者は、平成29（2017）年が10,359人であり、高齢者全体に占める割合は52.7%となっていますが、人口推計を見ると、その割合は高くなると推計されており、平成32（2020）年に55.1%、平成37（2025）年に60.7%となります。（図2-7）

図2-7 前期高齢者・後期高齢者数の推移



出典：平成29（2017）年までは「狛江市住民基本台帳」（各年10月1日現在）

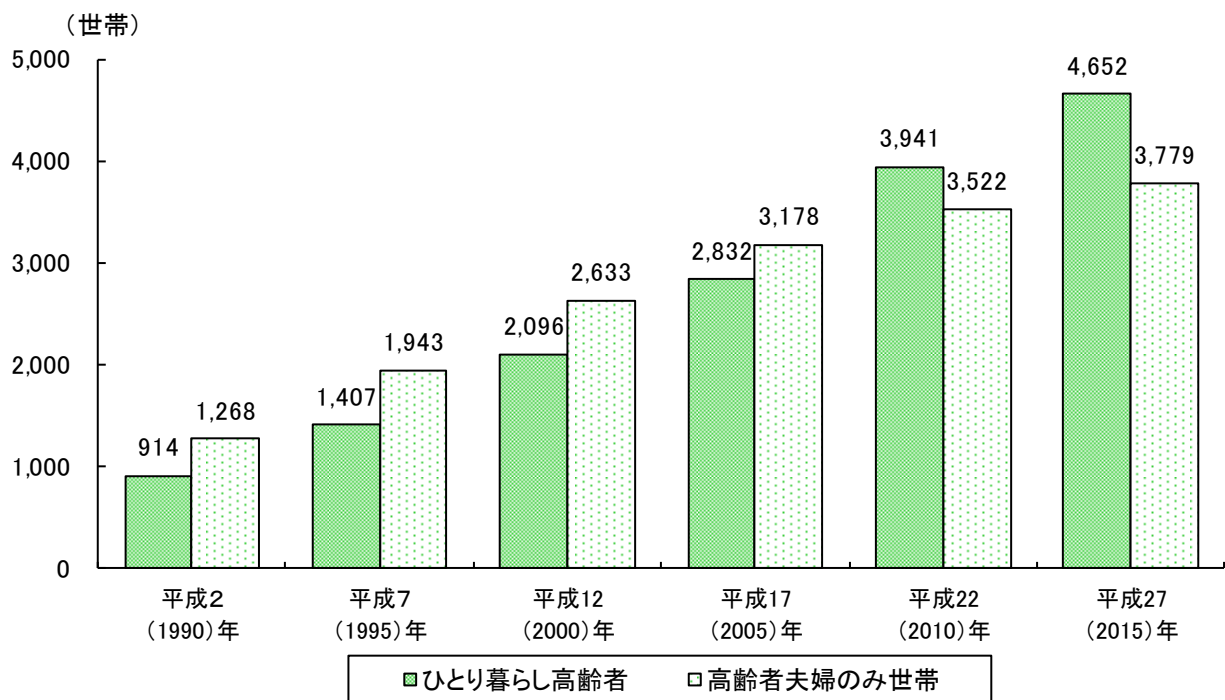
平成32（2020）年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン（平成28（2016）年2月）」シミュレーションB（各年1月1日現在）

(2) 高齢者世帯

高齢者世帯数は増加傾向であり、平成27（2015）年のひとり暮らし高齢者世帯は4,652世帯であり、10年前の平成17（2005）年から1.6倍、20年前の平成7（1995）年から3.3倍となっています。また、平成27（2015）年の高齢者夫婦世帯は3,779世帯であり、10年前の平成17（2005）年から1.2倍、20年前の平成7（1995）年から1.9倍となっています。

（図2-8）

図2-8 高齢者世帯数の推移



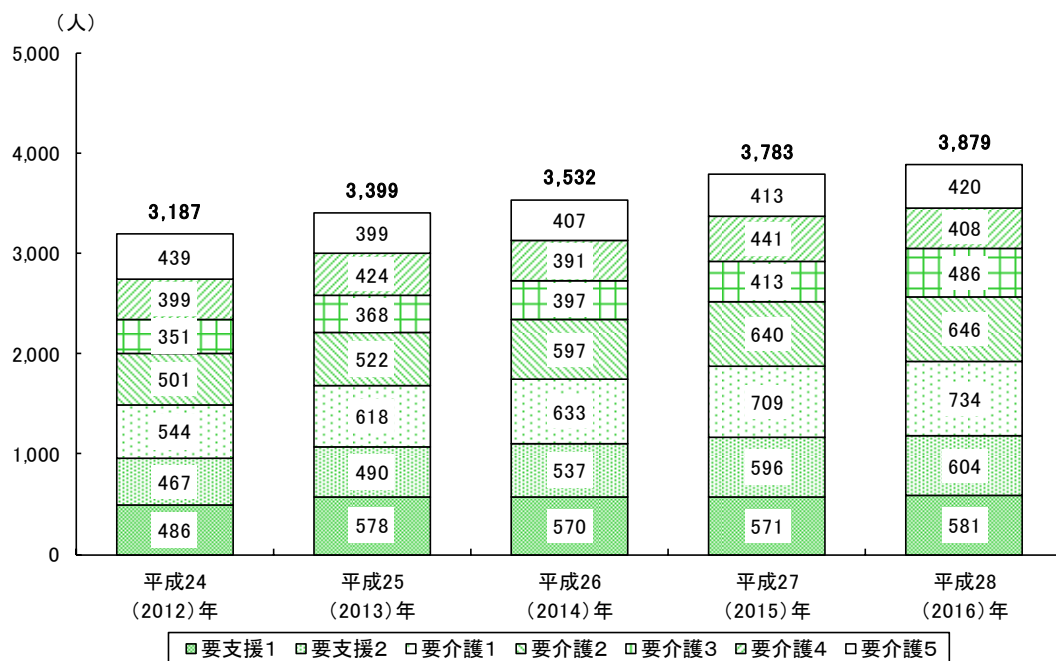
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は増加傾向で、平成28（2016）年は3,879人となっています。

要支援・要介護度別に見ると、平成28（2016）年では、要介護1が最も多く、次いで、要介護2が続いています。（図2-9）

図2-9 要支援・要介護認定者数の推移



出典：「介護保険事業状況報告」（各年10月1日現在）

※ 住所地特例²者を含む。

² 住所地特例対象施設に入所される（している）方が入所直前に施設の所在地とは異なる市町村で住民登録されている（いた）場合、施設入所直前の市町村の介護保険被保険者となる制度をいう。（介護保険法第13条）

(4) 認知症高齢者

狛江市の認知症高齢者数は、2,978人（自立を除く。）で、狛江市の高齢者人口の15.2%に当たります。（表2-1）

表2-1 認知症高齢者日常生活自立度（第1号及び第2号被保険者、日常生活圏域別）

	平成28 (2016)年度	あいとぴあ エリア		こまえ苑 エリア		こまえ正吉苑 エリア	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
自立	1,154	310	26.9%	396	34.3%	448	38.8%
I	805	220	27.3%	268	33.3%	317	39.4%
II	II a	393	27.5%	137	34.9%	148	37.7%
	II b	617	26.4%	212	34.4%	242	39.2%
III	III a	546	22.7%	190	34.8%	232	42.5%
	III b	172	26.2%	55	32.0%	72	41.9%
IV	386	91	23.6%	160	41.5%	135	35.0%
M	59	9	15.3%	19	32.2%	31	52.5%
計	4,132	1,070	25.9%	1,437	34.8%	1,625	39.3%

※平成28(2016)年度内延べ人数。非該当認定者数を含み、住所地特例者は含まず。

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。
	II b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
	III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状、問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

3 障がい者等の状況

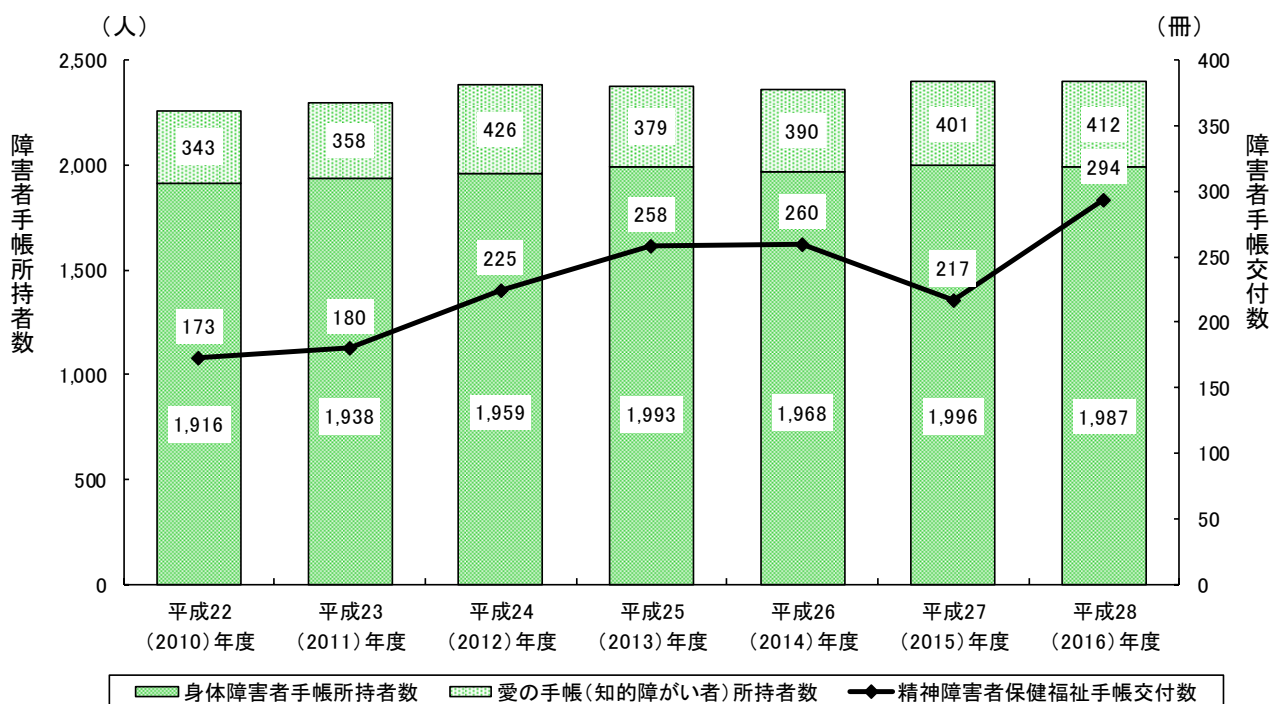
(1) 障害者手帳所持者数・交付数

狛江市の障害者手帳所持者数は、いずれの障がいでも増加と減少を繰り返しています。(図2-10)
身体障害者手帳所持者数は、上下を繰り返しながらも微増傾向にあり、平成28(2016)年度は1,987人となっています。

療育手帳(愛の手帳)所持者数は、増加と減少を繰り返し、平成28(2016)年度は412人となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付数は、平成27(2015)年度は減少したものの、全体的に増加傾向にあり、平成28(2016)年度は294人となっており、平成22(2010)年度と比べ、121人増加しています。

図2-10 障害者手帳所持者数・交付数の推移



※各年度末現在

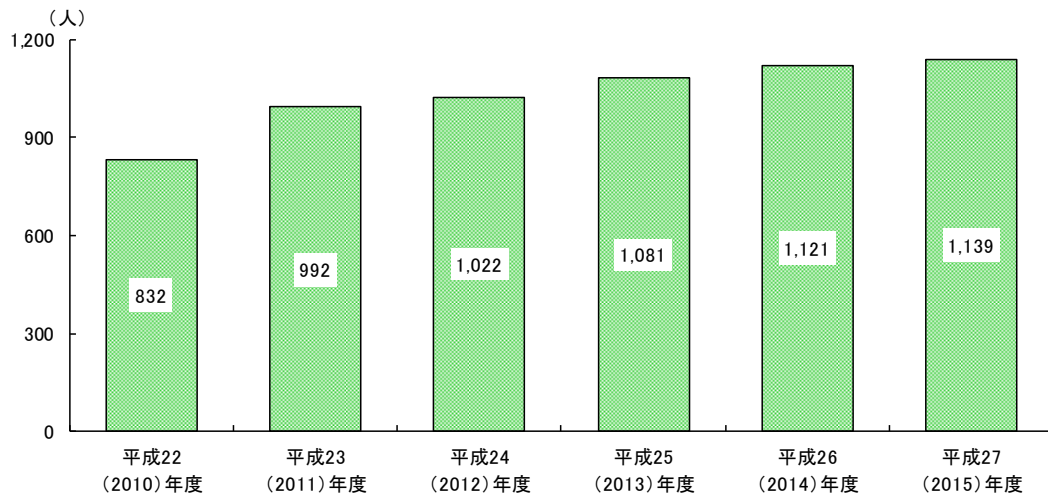
※各年度、身体障害者手帳所持者数及び療育手帳(愛の手帳)所持者数は、障がい児所持者数を含む所持者数

※各年度、精神障害者保健福祉手帳交付数は、障がい児への交付数を含む交付数

(2) 自立支援医療³受給者

自立支援医療受給者数は増加傾向にあり、平成27（2015）年度は1,139人となっています。（図2-11）

図2-11 自立支援医療受給者数の推移

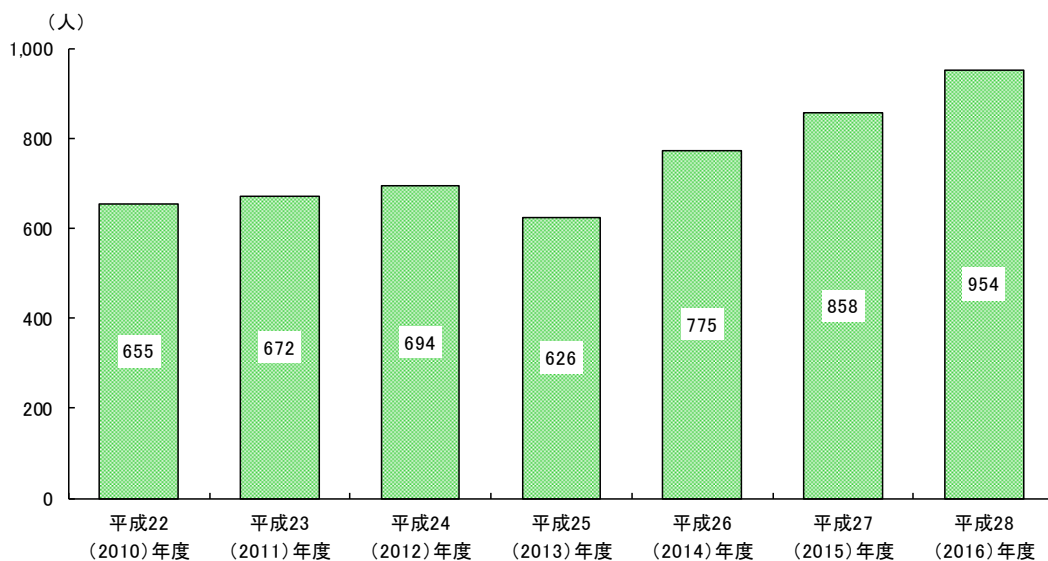


※各年度末現在

(3) マル都医療券（都難病医療費等助成制度）所持者

マル都医療券（都難病医療費等助成制度）所持者数は、平成25（2013）年度以降増加傾向であり、平成28（2016）年度は954人となっています。（図2-12）

図2-12 マル都医療券（都難病医療費等助成制度）所持者数の推移



※各年度末現在

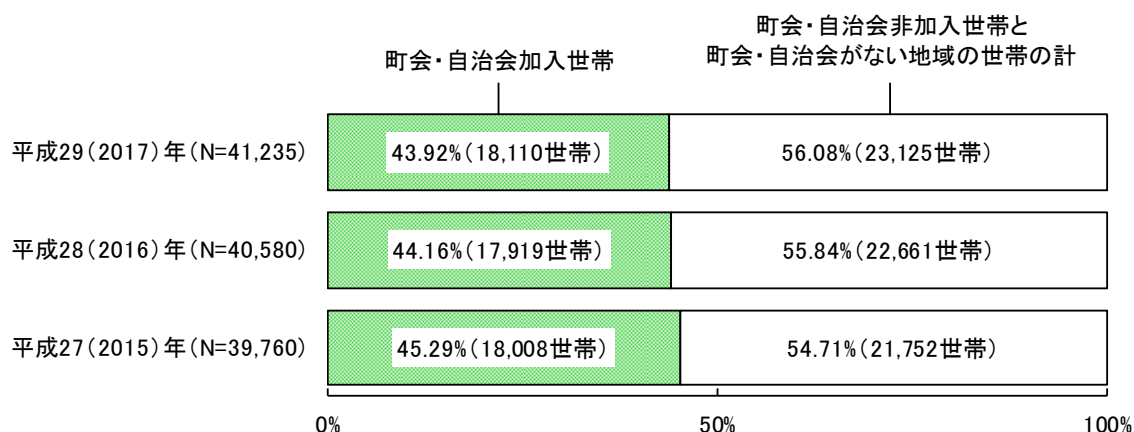
³ 心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度をいう。

4 地域活動

(1) 町会・自治会

町会・自治会加入世帯率は、平成27（2015）年度が45.29%、平成28（2016）年度が44.16%、平成29（2017）年度が43.92%であり、若干減少しています。（図2-13）

図2-13 町会・自治会加入世帯率・加入世帯数

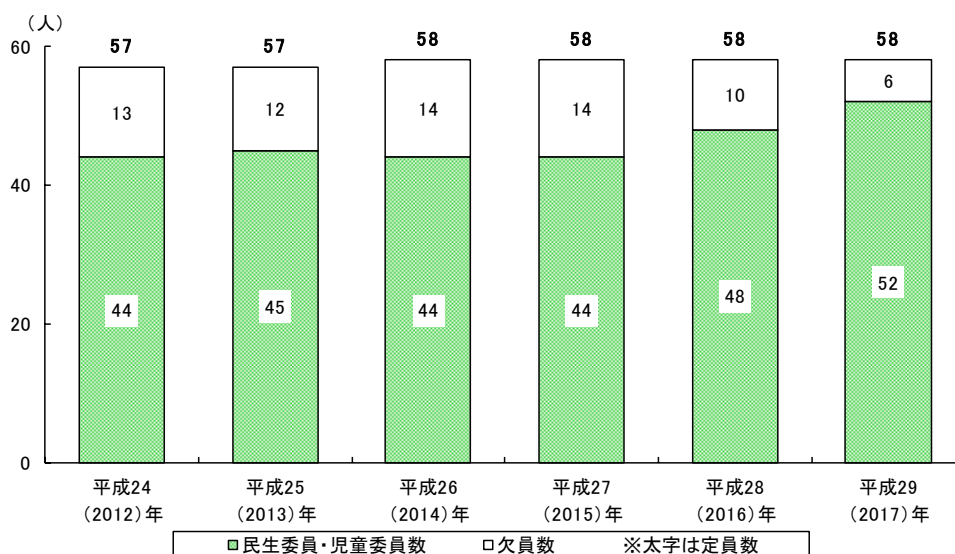


※各年4月1日現在

(2) 民生委員・児童委員

狛江市全域での民生委員・児童委員の定員は平成25（2013）年度までは57人でしたが、平成26（2014）年度以降は58人となっています。平成27（2015）年度以降、欠員数は減少しており、平成29（2017）年度は民生委員・児童委員数が52人、欠員数は6人となっています。（図2-14）

図2-14 民生委員・児童委員数・欠員数の推移

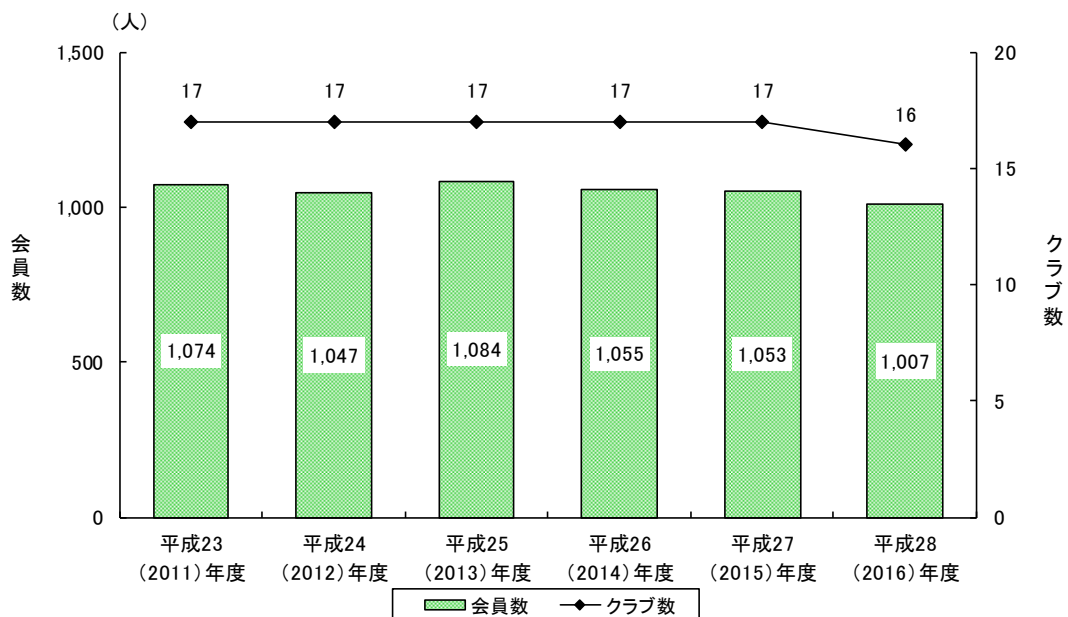


※各年4月1日現在

(3) 老人クラブ

狛江市の老人クラブ数は平成27(2015)年度までは17クラブでしたが、平成28(2016)年度には1クラブ減少しています。会員数は、平成25(2013)年度から28(2016)年度にかけて減少しており、平成28(2016)年度は1,007人となっています。(図2-15)

図2-15 老人クラブ数・会員数の推移

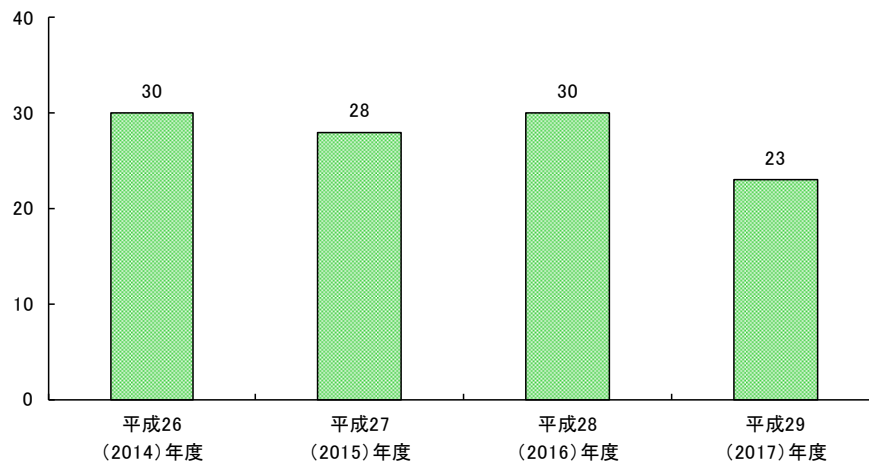


※各年度末現在

(4) NPO⁴法人

狛江市内のNPO法人数は、平成29(2017)年度は23法人となっています。(図2-16)

図2-16 NPO法人数の推移



※各年4月1日現在

※法人税の届出をしていない法人、活動休止の届出をしている法人については含まれていない。

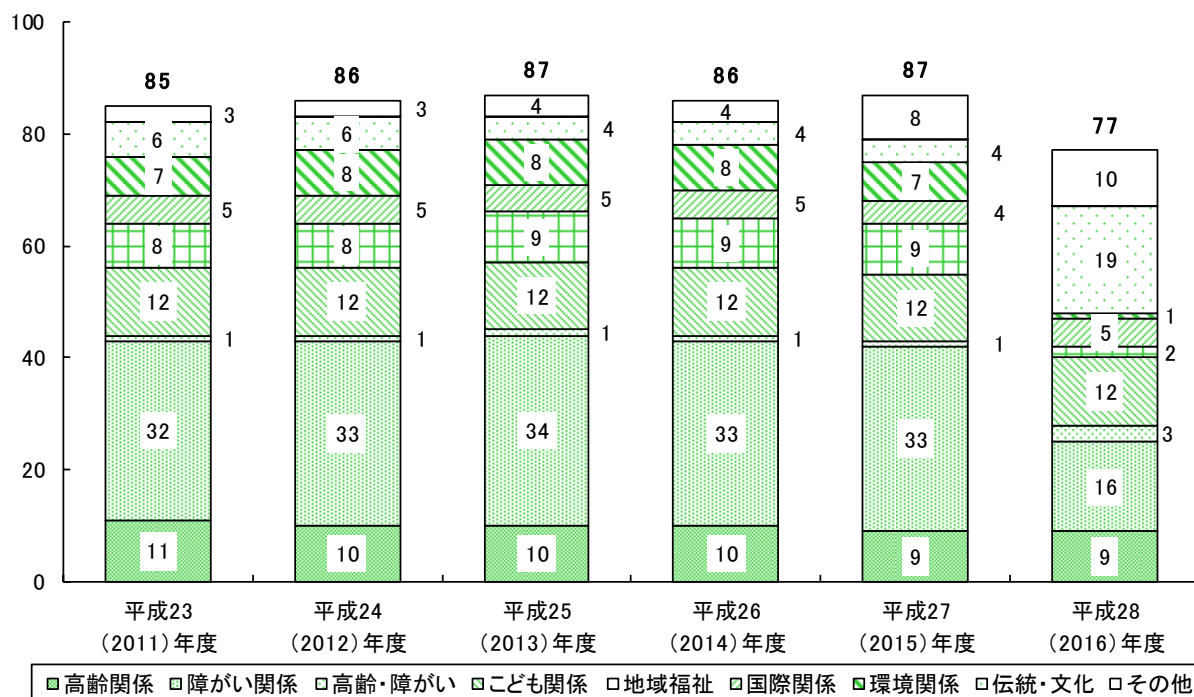
⁴ Non Profit Organization の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、社会的な公益活動を行う組織・団体のこと（非営利組織）をいう。

(5) ボランティア団体

狛江市市民活動支援センター（愛称 こまえくぼ1234。以下「こまえくぼ1234」といいます。）が把握しているボランティア団体は、平成23（2011）年度以降85～87団体で推移していましたが、平成28（2016）年度は若干減少し、77団体となっています。

活動種別に見ると、障がい関係と伝統・文化の団体が多くを占めています。（図2-17）

図2-17 こまえくぼ1234が把握しているボランティア団体



※各年度末現在

※平成27(2015)年度以前はこまえボランティアセンター（現 こまえくぼ1234）が当時把握していた団体数。

平成28(2016)年度からはこまえくぼ1234が把握している団体数。

5 成年後見制度⁵の状況

(1) 市長申立て件数

狛江市の成年後見制度の市長申立て件数は、増加と減少を繰り返しており、平成27(2015)年度は6件、平成28(2016)年度は11件となっています。(表2-2)

表2-2 成年後見制度市長申立て人数の推移

(単位:人)

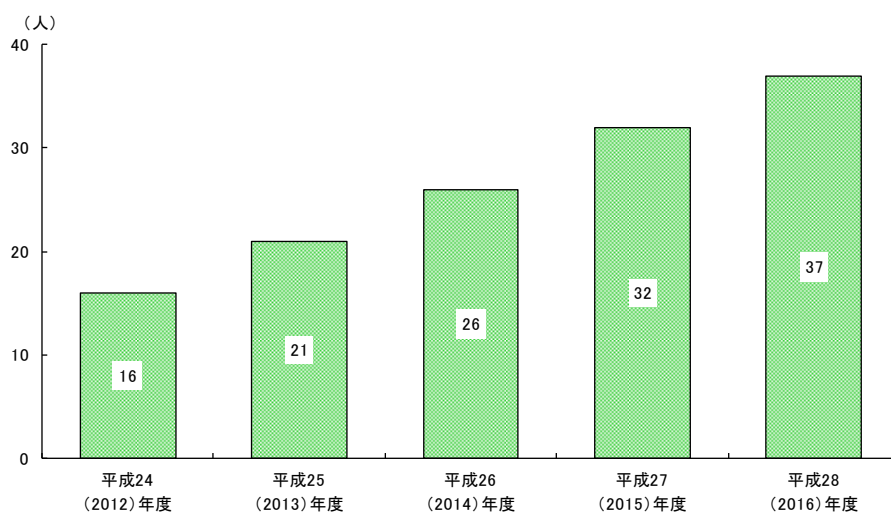
	平成23(2011) 年度	平成24(2012) 年度	平成25(2013) 年度	平成26(2014) 年度	平成27(2015) 年度	平成28(2016) 年度
高齢者	7	3	2	12	5	8
障がい者	1	1	1	0	1	3
計	8	4	3	12	6	11

※各年度末現在

(2) 市民後見人⁶

多摩南部成年後見センター⁷の市民後見人の登録人数は増加傾向にあり、平成28(2016)年度は37人となっています。(図2-18)

図2-18 多摩南部成年後見センターの市民後見人登録人数の推移



出典: 多摩南部成年後見センター(各年度末現在)

⁵ 知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申し立て、その人の支援者を選任する制度をいう。

⁶ 市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人をいう。

⁷ 福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主業務とする法人として、調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の構成5市が設立し共同運営をしている法人をいう。

6 虐待、DV

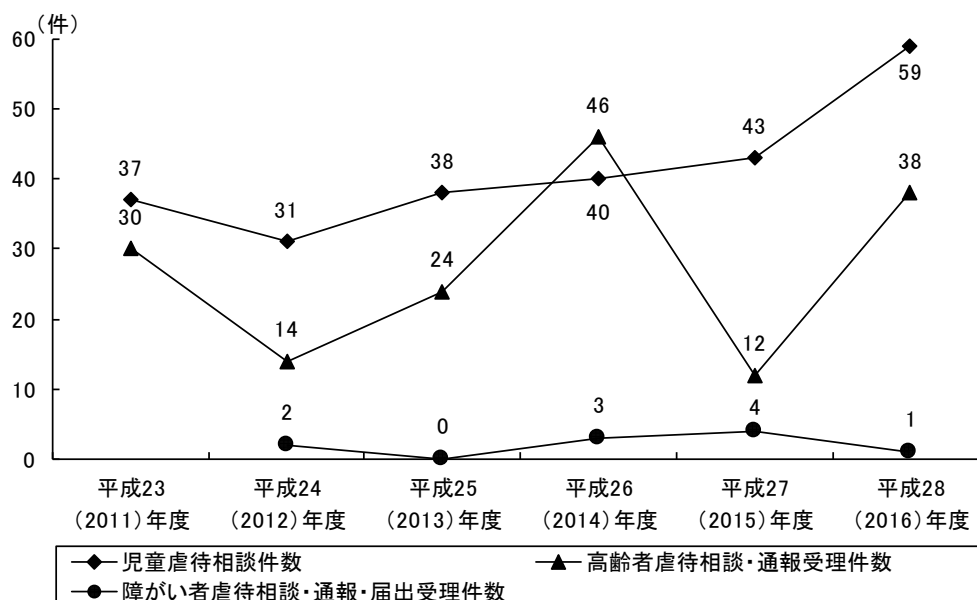
(1) 虐待に関する相談件数

狛江市の児童虐待相談件数は、平成23（2011）年度及び平成24（2012）年度は減少していますが、平成24（2012）年度以降は増加し、平成28（2016）年度には59件となっています。

高齢者虐待相談・通報受理件数は、増加と減少を繰り返しており、平成27（2015）年度は12件でしたが、平成28（2016）年度は38件となっています。

障がい者虐待相談・通報・届出受理件数は、平成28（2016）年度は1件となっています。（図2-19）

図2-19 虐待に関する相談件数（児童、高齢者及び障がい者）の推移



※各年度末現在

(2) DVに関する相談

狛江市でのDVに関する相談件数は、増加と減少を繰り返しており、平成28（2016）年度は母子・女性相談で36件、女性悩みごと相談で2件となっています。（表2-3）

表2-3 DVに関する相談件数の推移

(単位: 件)

	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度
母子・女性相談 (子育て支援課)	44	73(1)	68(5)	38(0)	36(0)	36(0)
女性悩みごと 相談(政策室)	3	1	1	6	3	2

※各年度末現在、延べ件数、()は男性からの相談

出典:「狛江市男女共同参画推進計画(平成27年度～平成31年度)」

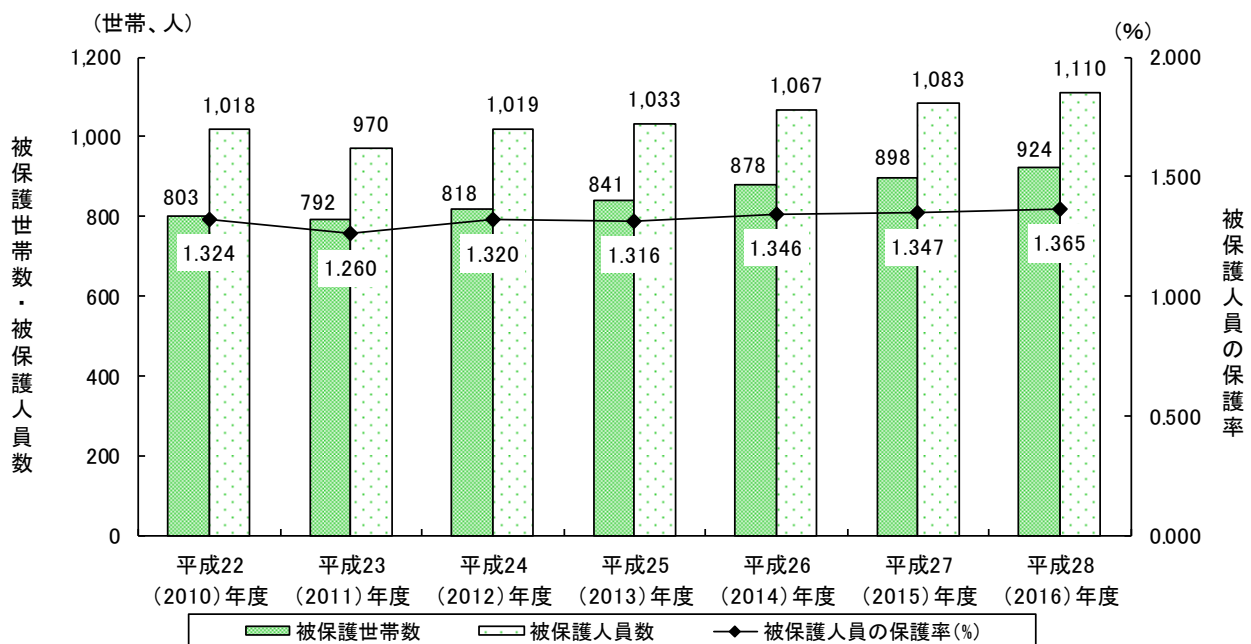
7 生活保護、生活困窮

(1) 生活保護

狛江市の生活保護世帯数・人員数は、平成23（2011）年度は被保護世帯数が792世帯、被保護人員数が970人となりましたが、その後増加傾向にあり、平成28（2016）年度は被保護世帯が924世帯、被保護人員が1,110人となっています。

被保護人員の保護率は平成28（2016）年度が1.365%となっています。（図2-20）

図2-20 生活保護世帯数・人員数、被保護人員の保護率の推移



出典：「平成28年度決算資料」（各年度末現在）

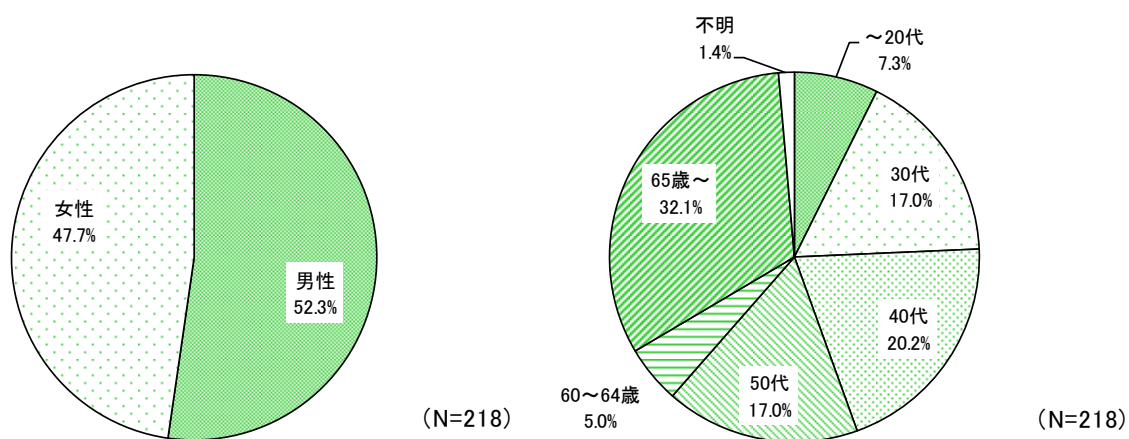
（２）生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援機関 こまＹＥＬＬ）

①新規相談受付件数

平成28（2016）年度の新規相談件数（本人未特定の相談を含む。）は、全体で218件でした。
性別で見ると、男女比はほぼ同じとなっています。

年齢別に見ると、最も多いのは「65歳以上」で、32.1%となっています。（図2-21）

図2-21 新規相談総件数（本人未特定の相談を含む。）（性別、年齢別）

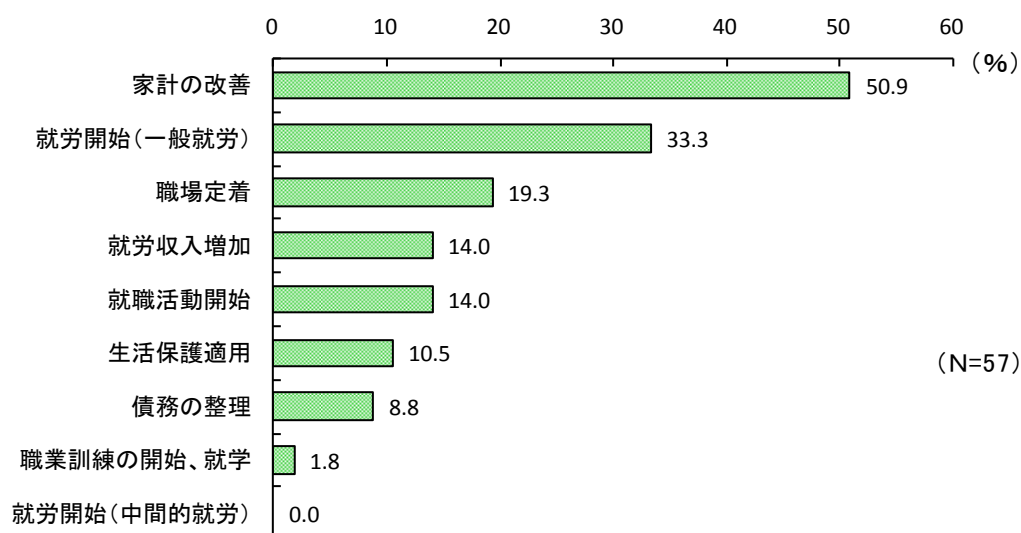


出典：平成28（2016）年度 生活困窮者自立相談支援事業 月次実績詳細報告

②支援により見られた変化

評価実施ケース数57件の、支援により見られた変化は、経済的变化では「家計の改善（50.9%）」が最も多く、次いで「就労開始（一般就労）（33.3%）」、「職場定着（19.3%）」の順です。（図2-22）

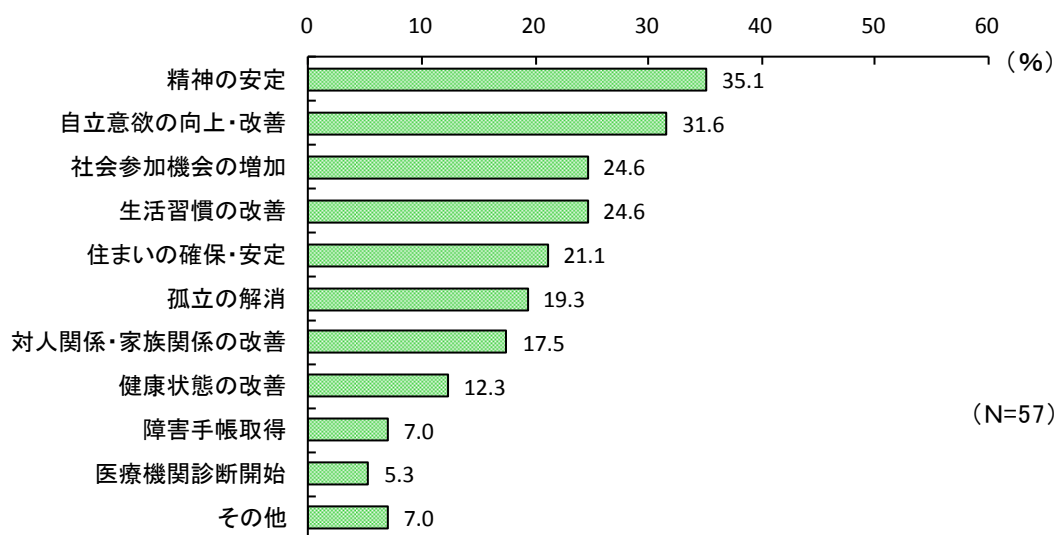
図2-22 支援により見られた変化（評価1：経済的变化）



出典：平成28(2016)年度 生活困窮者自立相談支援事業 月次実績詳細報告

それ以外の変化では、「精神の安定(35.1%)」が最も多く、「自立意欲の向上・改善(31.6%)」、「社会参加機会の増加(24.6%)」、「生活習慣の改善(24.6%)」の順です。（図2-23）

図2-23 支援により見られた変化（評価2：それ以外）



出典：平成28(2016)年度 生活困窮者自立相談支援事業 月次実績詳細報告

8 教育における対応、相談等

(1) スクールソーシャルワーカーの対応件数

狛江市ではスクールソーシャルワーカーが2人配置されています。

平成28（2016）年度のスクールソーシャルワーカーの対応件数は44件となっており、過去5年間で最も多くなっています。主訴別に見ると、平成28（2016）年度は「不登校（22件）」が最も多く、「養育困難（8件）」、「問題行動（6件）」が続いています。（表2-4）

表2-4 スクールソーシャルワーカーの主訴別対応件数の推移

（単位：件）

	平成24 (2012)年度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度
不登校	9	9	14	10	22
引きこもり	0	0	0	0	0
いじめ	0	0	0	0	0
養育困難	2	6	8	0	8
虐待	2	4	1	0	0
問題行動	2	3	5	5	6
発達・疾患	0	0	5	0	0
非行	1	3	0	0	1
ドメスティック・バイオレンス	0	0	0	0	0
関係調整	0	0	0	0	1
連携依頼	0	0	0	0	0
資源紹介	3	0	0	0	1
進路	0	0	0	4	0
その他	3	2	1	0	5
合計	22	27	34	19	44

出典：狛江市教育研究所「所報」（平成29（2017）年度）

(2) スクールカウンセラー⁸の相談実績

狛江市では小・中学校全校にスクールカウンセラーが配置されています。

平成28(2016)年度のスクールカウンセラーの相談内容は以下のとおりとなっています。
児童・生徒からの相談内容は、「性格・行動」にすることが最も多くなっています。保護者及び教員からの相談内容は、「長期欠席・不登校」が最も多くなっています。(表2-5)

表2-5 スクールカウンセラー内容別相談実績

		対象別							
		児童・生徒		保護者		教員		その他	
		回数 (回)	割合 (%)	回数 (回)	割合 (%)	回数 (回)	割合 (%)	回数 (回)	割合 (%)
内容別	長期欠席・不登校	148	9.1	202	28.9	467	25.0	45	29.0
	いじめ	22	1.4	3	0.4	27	1.4	2	1.3
	友人問題	92	5.7	7	1.0	75	4.0	0	0.0
	問題行動等	15	0.9	3	0.4	43	2.3	0	0.0
	情緒不安定	146	9.0	27	3.9	203	10.9	20	12.9
	性格・行動	430	26.5	144	20.6	278	14.9	14	9.0
	生活習慣	10	0.6	10	1.4	8	0.4	0	0.0
	身体・健康	33	2.0	37	5.3	52	2.8	0	0.0
	学習・進学	71	4.4	76	10.9	65	3.5	2	1.3
	家庭・家族	43	2.7	47	6.7	100	5.4	0	0.0
	虐待	19	1.2	0	0.0	21	1.1	0	0.0
	対教師	56	3.5	18	2.6	55	2.9	0	0.0
	部活等	26	1.6	4	0.6	24	1.3	0	0.0
	自己理解	18	1.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	子育て	1	0.1	69	9.9	12	0.6	1	0.6
	発達障がい	79	4.9	33	4.7	106	5.7	1	0.6
	カウンセリング方法	9	0.6	13	1.9	49	2.6	6	3.9
	学外との連携	0	0.0	0	0.0	8	0.4	30	19.4
	話相手	138	8.5	0	0.0	3	0.2	0	0.0
	その他	266	16.4	6	0.9	270	14.5	34	21.9
合計		1,622	100.0	699	100.0	1,866	100.0	155	100.0

※平成28(2016)年度末現在

⁸ 心理の専門的知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家をいう。

(3) 教育相談室⁹の相談件数

①来所相談（面接）

就学前の5歳児や小・中学生の悩みや心配事について、本人・保護者・関係者の相談を心理の相談員（臨床心理士）や発達・ことばの相談員が相談に応じます。

相談件数は増加傾向にあり、平成28（2016）年度は300件となっています。（表2-6）

表2-6 来所相談の件数

（単位：件）

	平成24 （2012）年度	平成25 （2013）年度	平成26 （2014）年度	平成27 （2015）年度	平成28 （2016）年度
不登校	53	40	36	25	30
発達言語	136	144	150	155	158
いじめ	5	5	5	5	2
性格・行動	61	57	65	67	69
精神・身体	7	12	9	5	9
進路・適正	13	13	12	20	29
家庭環境	2	3	2	1	2
その他	1	0	2	0	1
合計	278	274	281	278	300

出典：狛江市教育研究所「所報」（平成29（2017）年度）

②電話相談

子どもや学校のことで困っていても、直接顔を合わせて相談しにくいような場合、電話でも相談に応じます。長い教職経験をもつ相談員が対応します。

平成28（2016）年度の相談件数は17件で、最も多いのが「性格・行動」についてとなっています。（表2-7）

表2-7 電話相談の件数

（単位：件）

	平成24 （2012）年度	平成25 （2013）年度	平成26 （2014）年度	平成27 （2015）年度	平成28 （2016）年度
不登校	6	4	4	2	0
発達言語	0	0	2	1	1
いじめ	0	2	2	1	2
性格・行動	9	1	2	11	8
精神・身体	0	3	0	0	1
進路・適正	1	4	0	0	1
その他	7	3	2	4	4
合計	23	17	12	19	17

出典：狛江市教育研究所「所報」（平成29（2017）年度）

⁹ 来所や電話で就学前の5歳児や小・中学生の悩みや心配ごとについて、本人・保護者・関係者の相談を心理の相談員（臨床心理士）や発達・ことばの相談員が相談に応じている。狛江市教育研究所内に設置されている。

③小学校訪問相談（発達・ことば）

各小学校に原則月2回、発達・ことばの相談員が訪問し、ことばや聞こえを中心に相談に応じ、助言と支援を行います。

平成28（2016）年度の相談件数は合計372件で、最も多いのが「発達」について、次いで「読み書き」についてとなっています。

相談者は、「教員」が最も多く、「本人」が続いています。（表2-8）

表2-8 小学校訪問相談（発達・ことば）の相談件数

（単位：件）

	合計	相談者			
		本人	保護者	教員	その他
構音	37	16	4	17	0
吃音	19	5	3	11	0
きこえ	12	4	1	6	1
発達	154	30	21	100	3
読み書き	113	35	21	56	1
いじめ	2	0	0	2	0
その他	35	11	3	21	0
合計	372	101	53	213	5

出典：狛江市教育研究所「所報」（平成29（2017）年度）

④小学校訪問相談（教育相談）

各小学校に専門教育相談員が原則週2日勤務し、児童・保護者・学校関係者を対象にして児童に関わる課題に対して現場対応型・予防型の相談を行います。

相談件数は増加傾向にあり、平成28（2016）年度は998件となっています。最も多いのが「性格・行動」について、次いで「発達言語」についてで、いずれも300件を超えています。

（表2-9）

表2-9 小学校訪問相談（教育相談）の相談件数

（単位：件）

	平成24 (2012)年度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度
不登校	68	50	57	51	62
発達言語	222	248	313	339	308
いじめ	8	14	13	39	25
性格・行動	301	296	247	382	381
精神・身体	29	41	26	38	33
進路・適性	5	8	9	13	25
家庭環境	40	43	61	60	61
その他	81	148	167	102	103
合計	754	848	893	1024	998

出典：狛江市教育研究所「所報」（平成29（2017）年度）

第2節 市民意識調査結果に見る現状

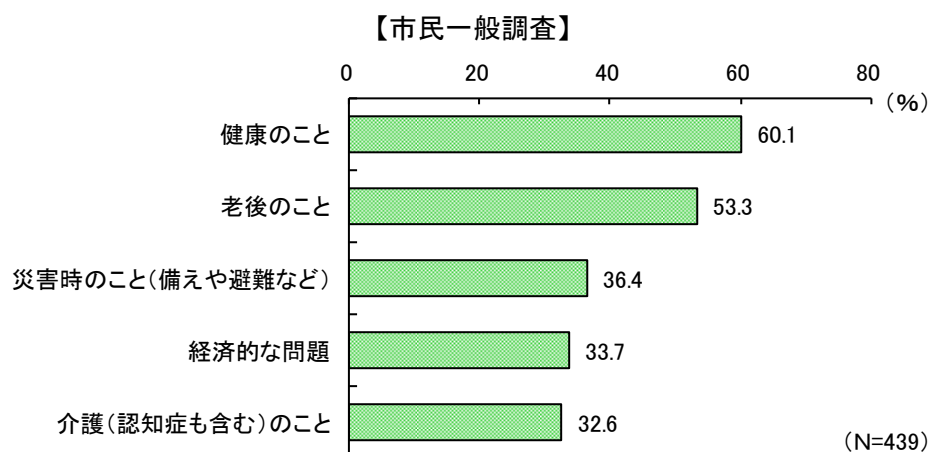
市民意識調査では、調査1として市内に居住する18歳以上の市民1,000人を対象者とする「市民一般調査」、調査2として民生委員・児童委員、町会・自治会、NPO法人等の団体を対象者とする「福祉の担い手調査」、調査3として65歳以上の市民（要介護者除く。）600人を対象者とする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、調査4として在宅で直近の認定調査を受けた方（更新申請・変更申請）及びその介護者400人を対象者とする「在宅介護実態調査」、調査5として市内に居住する18歳以上の障害者手帳（身体、知的、精神）所持者、難病患者、自立支援医療対象者850人を対象者とする「障がいのある人・難病のある人調査（18歳以上）（以下「障がいのある人等調査（18歳以上）」といいます。）」、調査6として障害者手帳（身体、知的、精神）所持者、難病患者、自立支援医療対象者150人を対象者とする「障がいのある人・難病のある人調査（18歳未満）（以下「障がいのある人等調査（18歳未満）」といいます。）」並びに調査7として専門教育相談員8人及びスクールソーシャルワーカー2人を対象者とする「発達障がい¹⁰の支援に関する調査」を実施しました。（資料編3（P348）参照）

1 日々の生活での悩みや不安

市民一般調査では、30～40歳代では育児や子育てに関すること、50～60歳代では介護のこと、70歳以上では病気や障がいのことというように、ライフステージごとに悩みや不安が異なることが分かります。

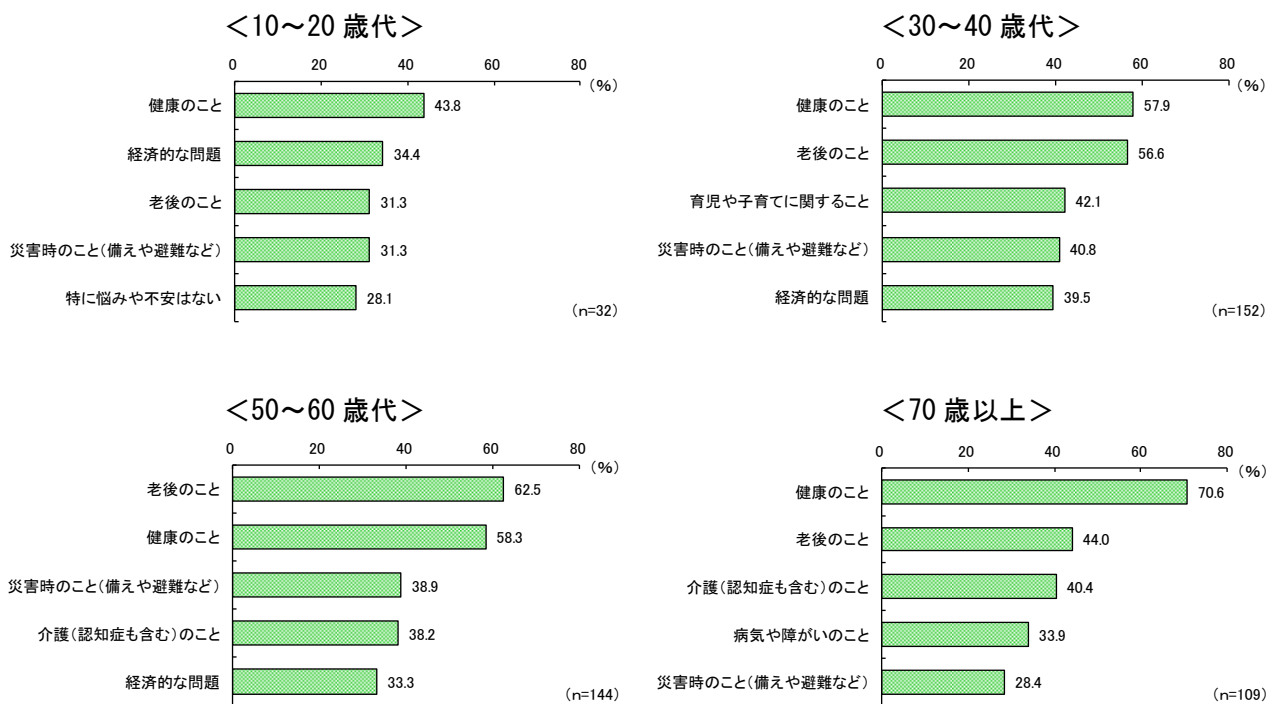
また、全世代で健康のことや経済的な問題、災害時についての悩みや不安を持っており、健康づくり、貧困対策、災害対策等の必要性が伺えます。（図2-24）

図2-24 日々の生活での悩みや不安（全体：複数回答）（上位5項目のみ）



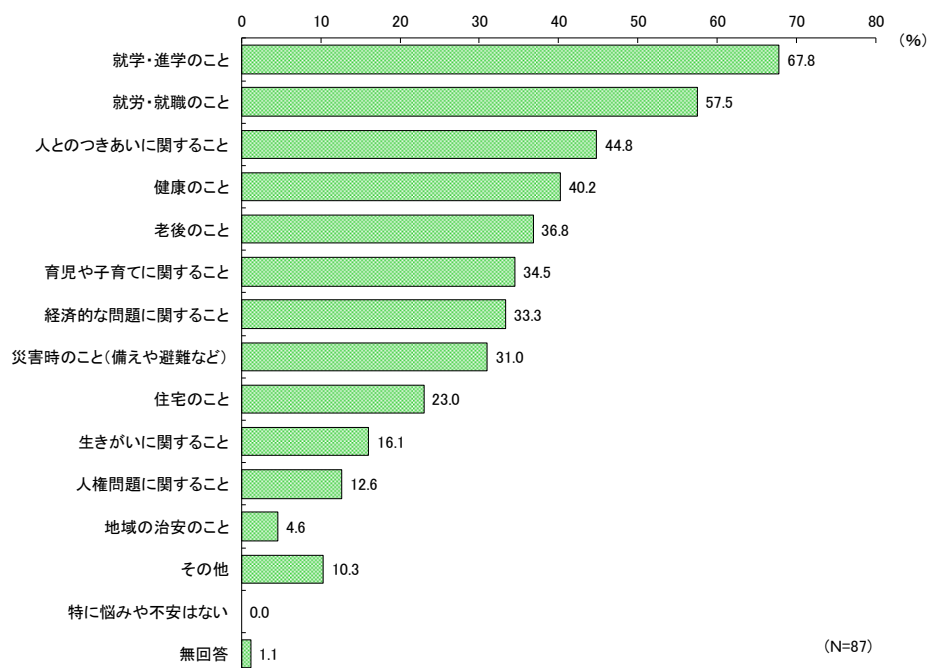
¹⁰ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項では、『「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう』とされている。

図2-24 日々の生活での悩みや不安（年代別：複数回答）（上位5項目のみ）
【市民一般調査】（つづき）



障がいのある人等調査（18歳未満）では、日常生活での悩みや不安として、就学・進学のこと67.8%、就労・就職のことが57.5%と5割を超えており、障がいのある人の就労や進学についての支援が必要であることが伺えます。（図2-25）

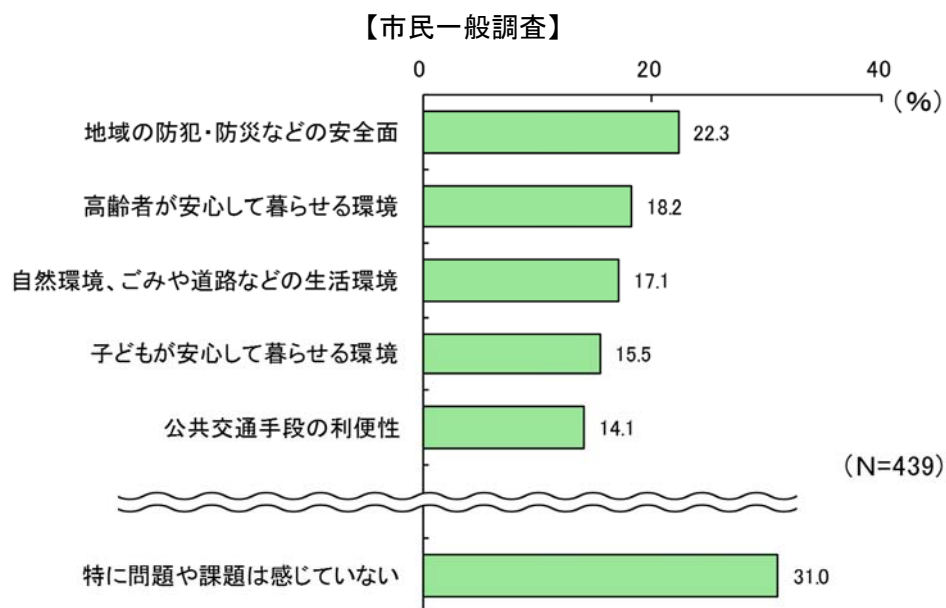
図2-25 日常生活での悩みや不安（全体：複数回答）
【障がいのある人等調査（18歳未満）】



2 住んでいる地域の問題や課題

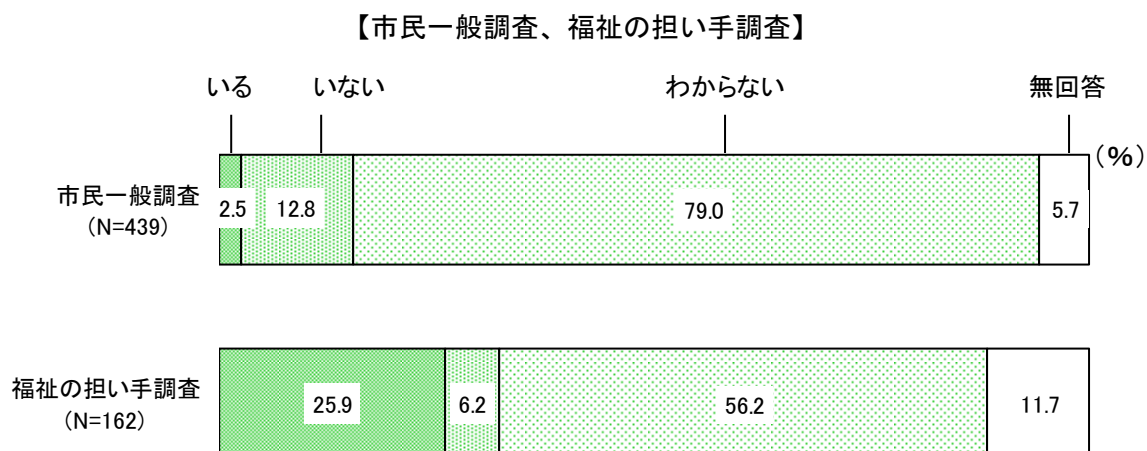
市民一般調査では、住んでいる地域の問題や課題として「地域の防犯・防災などの安全面」という回答が22.3%と最も多くなっています。一方で、「特に問題や課題は感じていない」という回答も31.0%となっています。（図2-26）

図2-26 住んでいる地域の問題や課題（全体：複数回答）（上位5項目のみ）



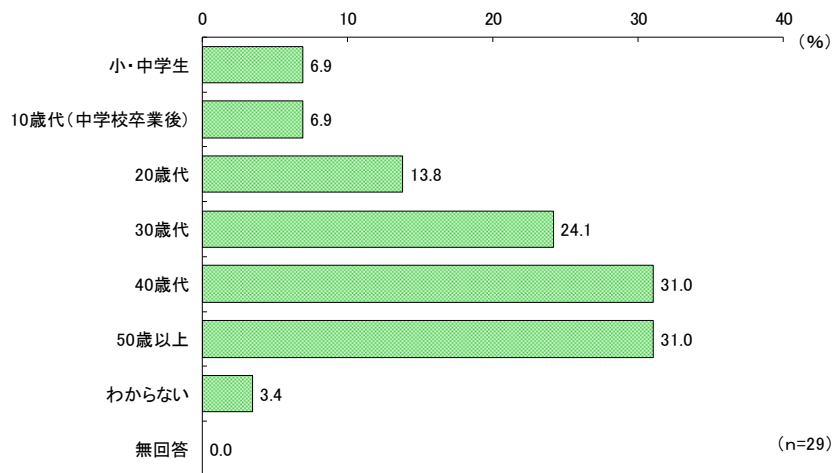
福祉の担い手調査で、活動対象としている人たちの中に、地域において支援が必要にも関わらず、福祉サービスの利用に結びついていない人がいるかたずねたところ、全体では、「いる」は25.9%となっておりますが、市民一般調査で市民に同様の質問をしたところ「いる」は2.5%となっており、福祉の担い手とそれ以外の人とでの認識の差があることが伺えます。（図2-27）

図2-27 福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（全体）



また、市民一般調査で自分や自分の周りの「ひきこもり」状態にある人がいるかたずねたところ、「親戚や知人にいる」は3.4%、「自分自身又は家族の中にいる」は2.3%となっています。また、「ひきこもり」状態にある人の年齢をたずねたところ、最も多いのは「40歳代」で31.0%、「50歳以上」で31.0%、次いで「30歳代」で24.1%となっており、「ひきこもり」状態にある人の高齢化が課題となっております。（図2-28）

図2-28 「ひきこもり」の状態にある人の年齢（全体：複数回答）
＜周りに「ひきこもり」の状態にある人がいると答えた人＞【市民一般調査】



3 地域活動・ボランティア活動

福祉の担い手調査では、地域活動・ボランティア活動をしている団体の抱える課題として、メンバーの高齢化、人材不足及び後継者不足といった人材に関する課題を多くの団体が抱えています。（図2-29）

活動している中心メンバーの年齢層は、全体では、最も多いのは「70歳代」で37.9%、次いで「60歳代」で34.5%、「40歳代」で10.3%となっております。（図2-30）

図2-29 活動上の課題（全体、対象別（団体、町会・自治会）：複数回答）（上位3項目のみ）
【福祉の担い手調査】

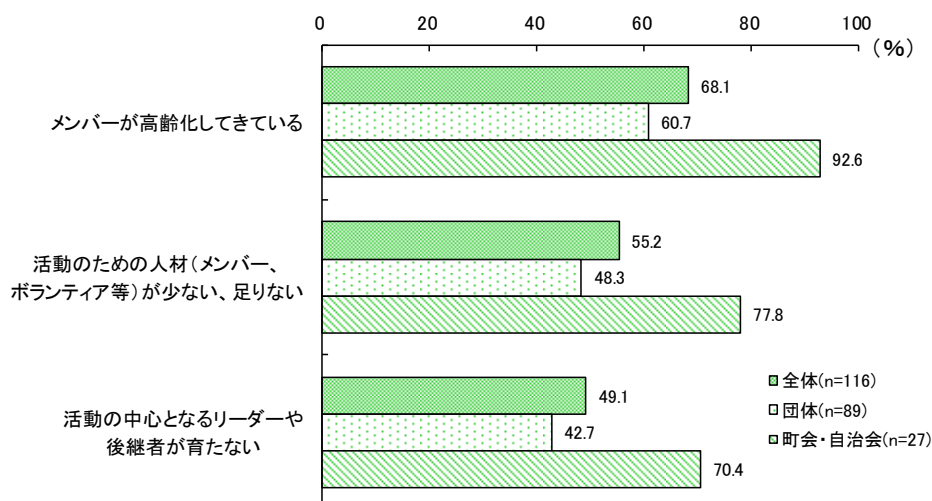
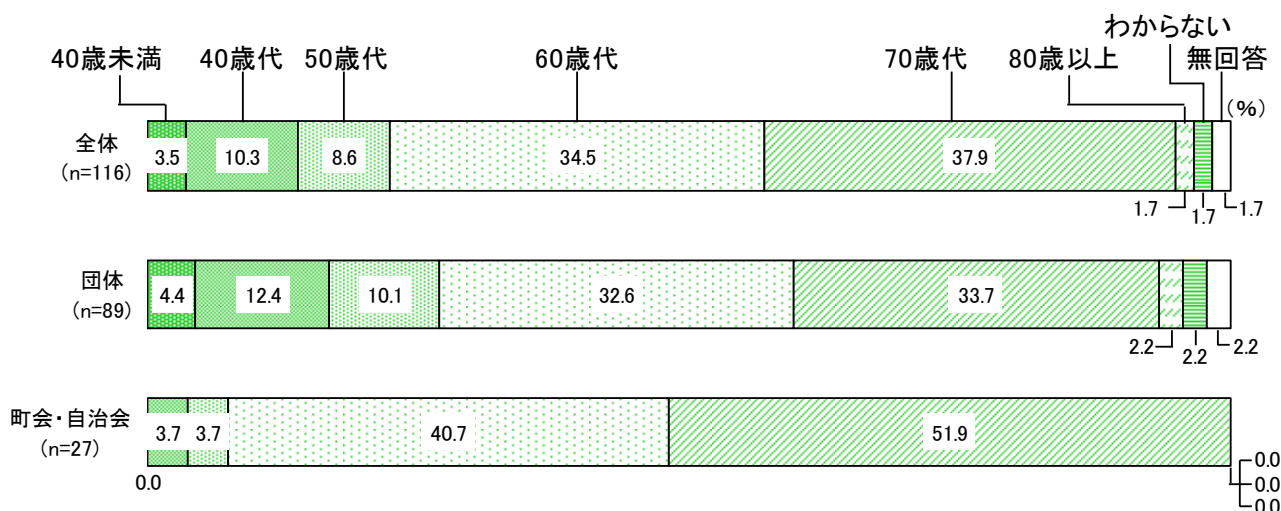


図2-30 活動している中心メンバーの年齢層（全体、対象別（団体、町会・自治会））

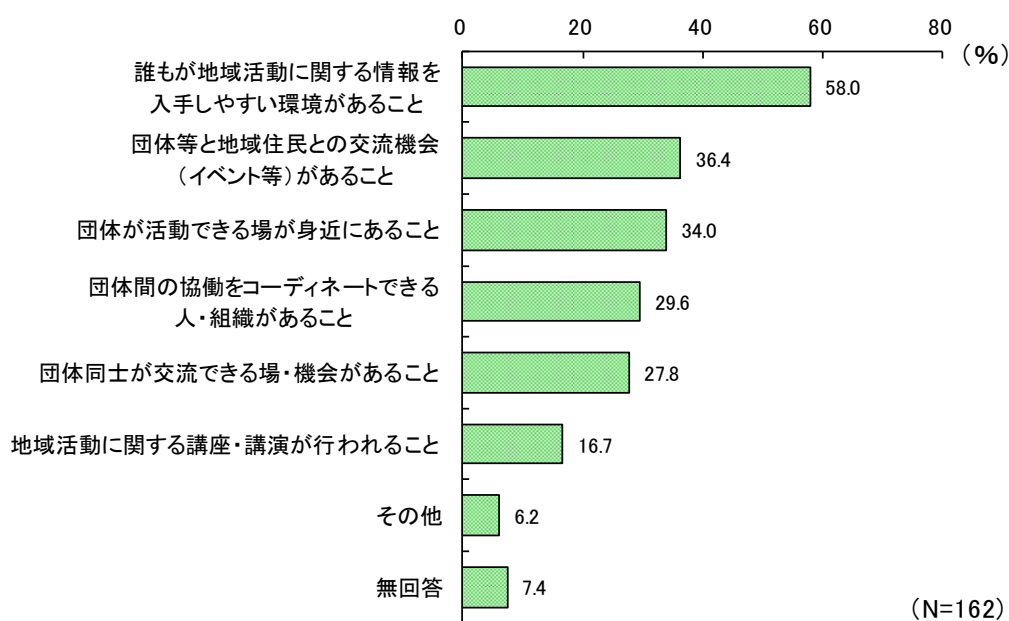
【福祉の担い手調査】



市民の地域活動が活性化するために必要なこととして、全体では、最も多いのは「誰もが地域活動に関する情報を入手しやすい環境があること」で58.0%、次いで「団体等と地域住民との交流機会（イベント等）があること」で36.4%、「団体が活動できる場が身近にあること」で34.0%の順です。（図2-31）

図2-31 市民の地域活動が活性化するために必要なこと（全体：複数回答）

【福祉の担い手調査】



一方で、市民一般調査では約半数の人が今後の取組み意向を示しており（図2-32）、時間にしばられず、身近な地域で気軽に参加できることが、活動へ参加しやすい条件として挙げられています。（図2-33）

図2-32 今後の地域活動・ボランティア活動等への取組み意向（全体）

【市民一般調査】

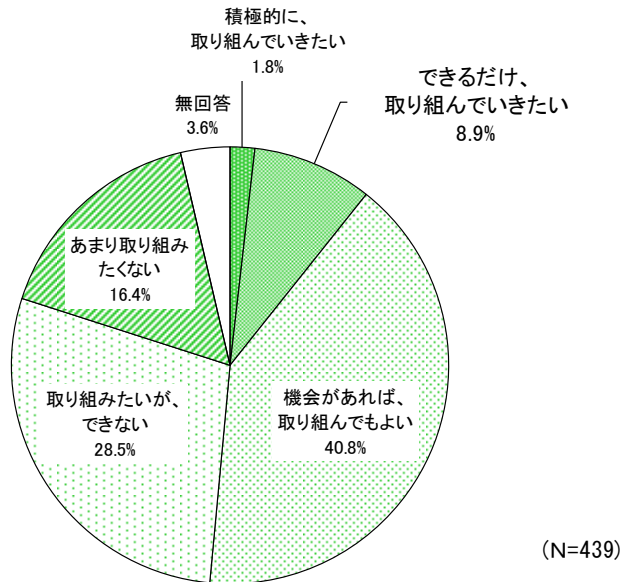
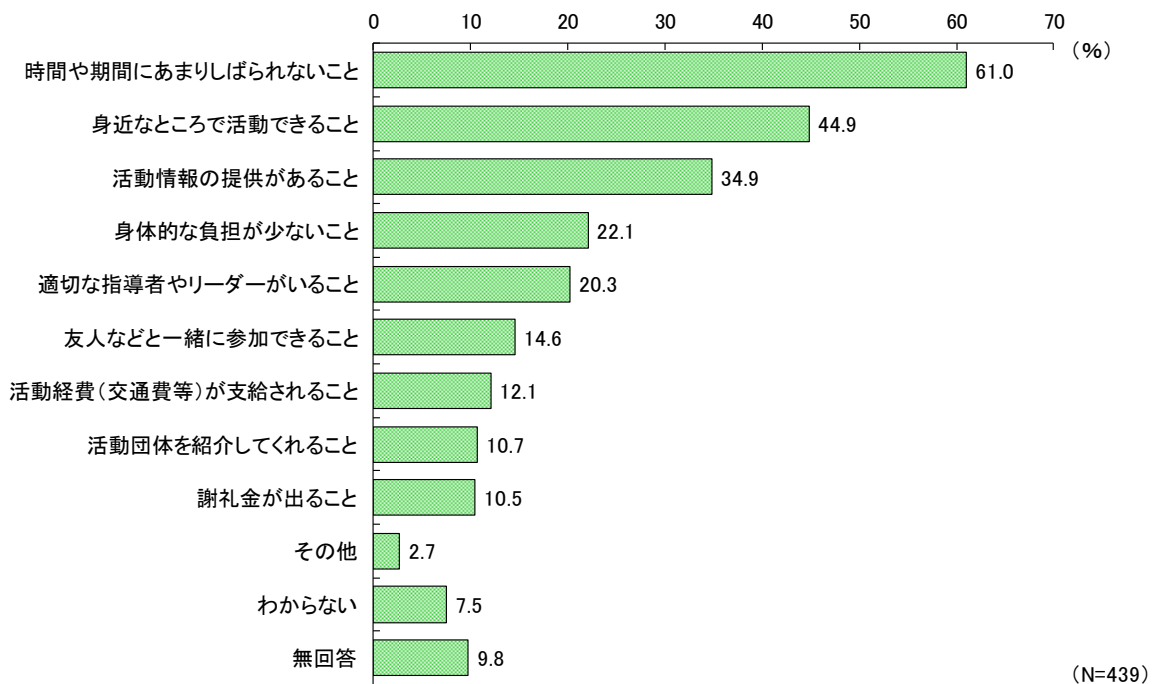


図2-33 地域活動・ボランティア活動等へ参加しやすい条件

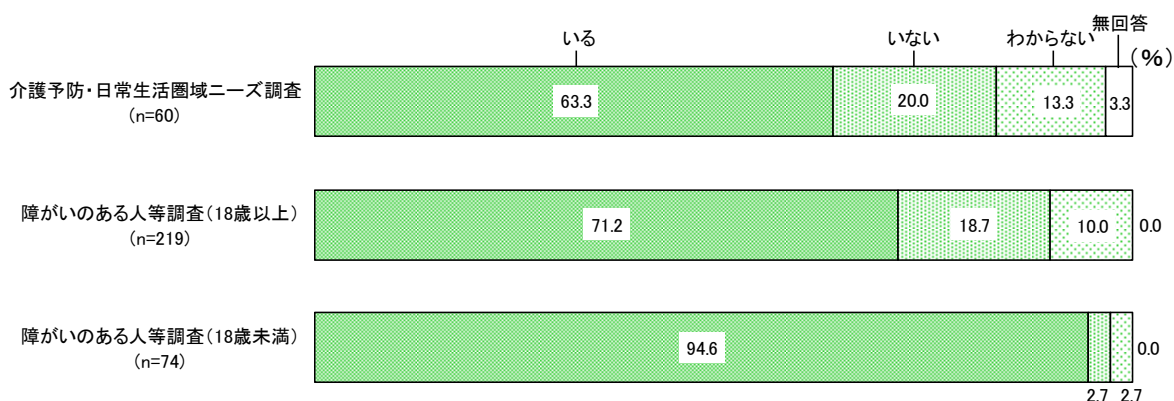
（全体：複数回答（4つまで））【市民一般調査】



4 災害時の対応

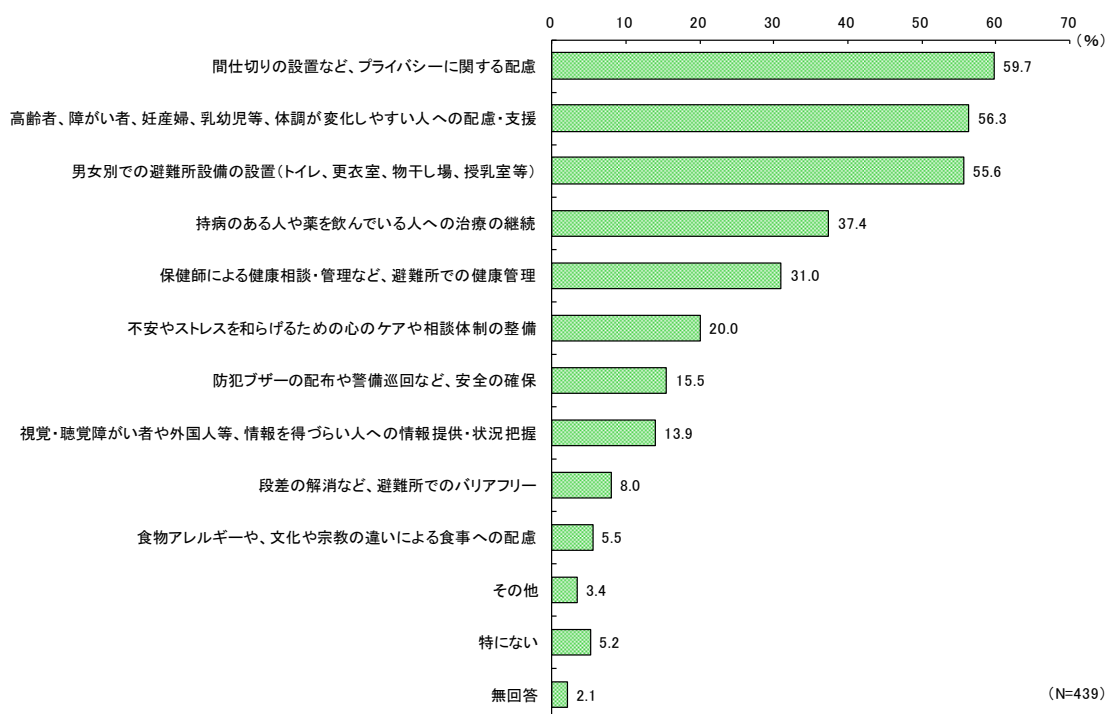
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では15.3%、障がいのある人等調査（18歳以上）では46.3%、障がいのある人等調査（18歳未満）では85.0%の人が、一人では避難できないと答えています。そのうち「手助けを頼める人はいる」人が、障がいのある人等調査（18歳以上）で71.2%、障がいのある人等調査（18歳未満）で94.6%となっています。（図2-34）

図2-34 避難の際に手助けを頼める人の有無（全体）＜一人で避難できない人＞
【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、障がいのある人等調査（18歳以上、18歳未満）】



また、いずれの調査においても、避難所ではプライバシーや体調が変化しやすい人への幅広い配慮が求められています。（図2-35）

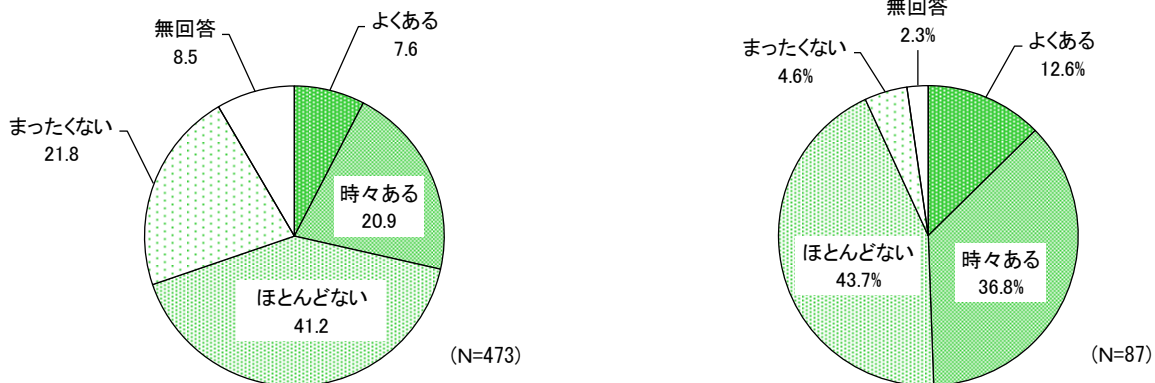
図2-35 避難所で配慮してほしいこと（全体：複数回答（4つまで））【市民一般調査】



5 福祉意識

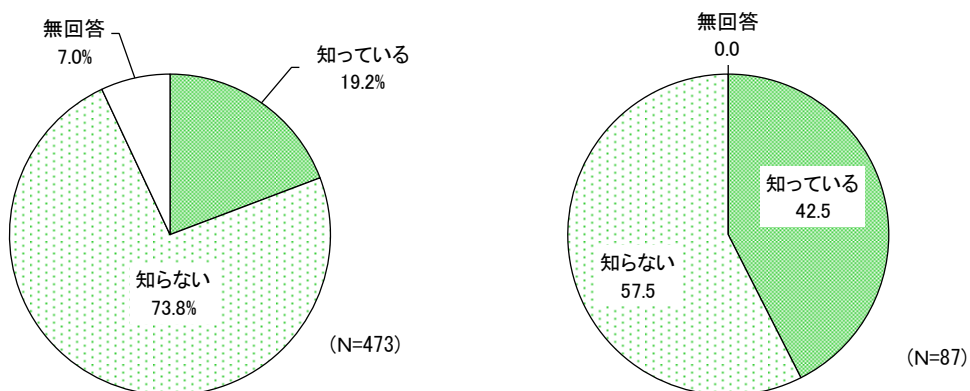
差別を感じたり嫌な思いをしたりした経験について、障がいのある人等調査（18歳以上）では28.5%、障がいのある人等調査（18歳未満）では49.4%が「ある」と答えています。（図2-36）

図2-36 差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるか（全体）
【障がいのある人等調査（18歳以上）】 【障がいのある人等調査（18歳未満）】



一方、障害者差別解消法について「知っている」割合は、障がいのある人等調査（18歳以上）で19.2%、障がいのある人等調査（18歳未満）で42.5%となっており、障害者差別解消法について当事者に知られていない状況が伺えます。（図2-37）

図2-37 障害者差別解消法の認知状況（全体）
【障がいのある人等調査（18歳以上）】 【障がいのある人等調査（18歳未満）】



福祉のまちづくりに対する考え方について「ノーマライゼーション¹¹の考え方が地域に浸透している」について「そう思う」割合は、市民一般調査では53.3%であるのに対し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では44.6%、障がいのある人等調査（18歳以上）では43.3%と、市民一般調査に比べて低くなっています。

¹¹ 障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え方をいう。

6 狛江市の福祉施策について

今後、地域福祉を推進するために、身近な場所での相談窓口の充実や、市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくりへの希望が多くなっています。（図2-38）

また、子どもの貧困対策としては、低所得世帯への子どもの教育や養育に関する経費の助成や地域における学習支援（無料塾等）、就学支援の充実、子どもに食事の提供などを行う居場所づくり（子ども食堂等）、保護者の就労支援等、幅広い施策に取り組む必要があると考えられています。（図2-39）

図2-38 今後、地域福祉を推進するために優先して取り組むべきこと
（全体：複数回答（4つまで））【市民一般調査】

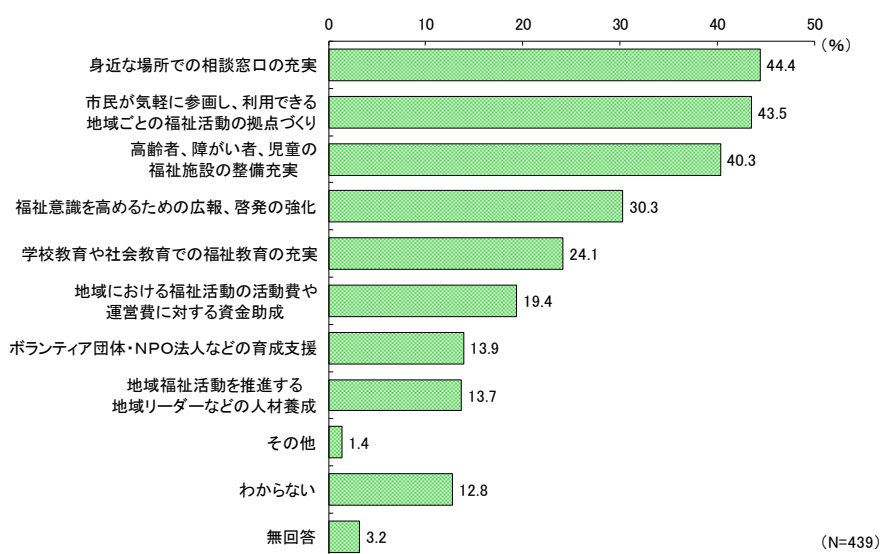
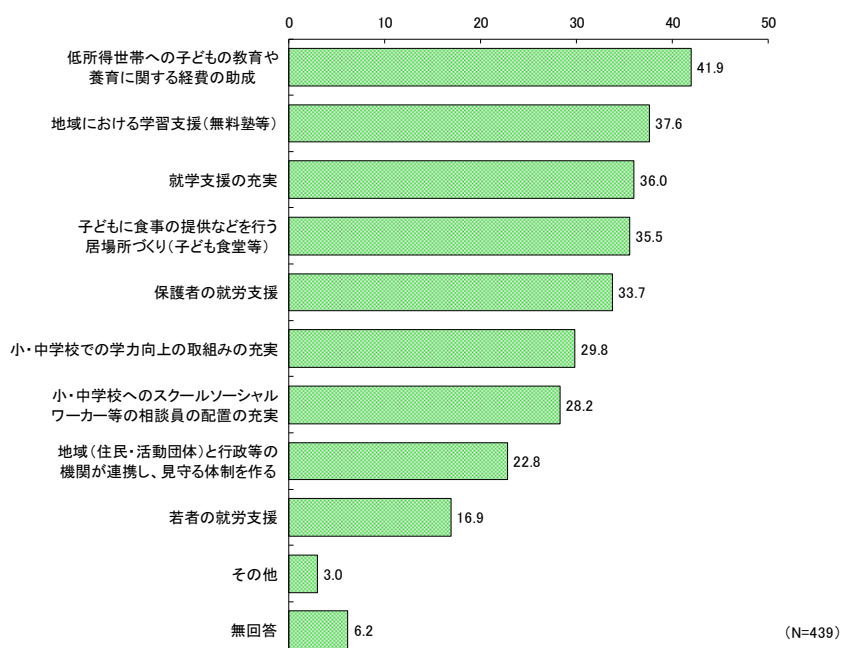


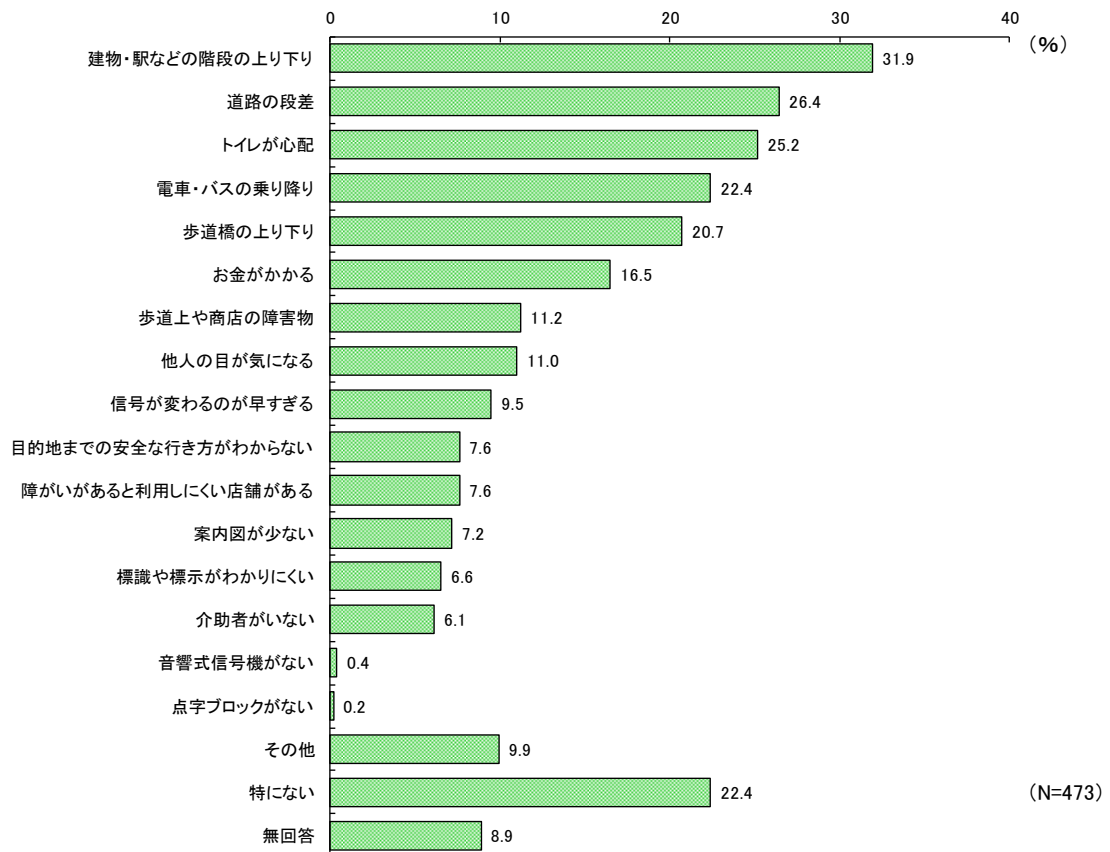
図2-39 子どもの貧困対策として取り組むべきこと（全体：複数回答（4つまで））
【市民一般調査】



7 バリアフリー・ユニバーサルデザイン¹²のまちづくり

障がいのある人等調査（18歳以上）では、外出するときに、困ったり不便に思ったりすることとして、建物・駅などの階段の上り下り、道路の段差、トイレの心配等のほか、様々な項目について心配だと答えており、障がいのある人等にとって不便な箇所は、未だに多く存在することが伺えます。（図2-40）

図2-40 外出時の困りごと（全体：複数回答）【障がいのある人等調査（18歳以上）】



¹² バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは、障がいのある人を特別に対象にするのではなく、全ての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインを目指すことをいう。

第3節 住民懇談会の結果

狛江市に在住、在勤、通学している中学生以上の方を参加対象とし、日常生活圏域（本計画では「あいとぴあエリア」、「こまえ苑エリア」及び「こまえ正吉苑エリア」をいいます。（P114参照））ごとに住民懇談会を実施しました。

グループごとの話し合いでは、はじめに『話し合い①：地域における課題』を話し合っていたき、それをグループ化し、その中から地域で解決すべき重要な課題を3つ選んでいただきました。続いて、選んでいただいた3つの課題について、『話し合い②：地域の課題解決のためにしていること、地域でできること』を話し合っていました。

そのため、『話し合い②：地域の課題解決のためにしていること、地域でできること』は、『話し合い①：地域における課題』で選んだテーマにもよるため、比較は難しいのですが、その中でも以下のような特徴が見られました。

話し合い①：地域における課題

- ◆ 「地域活動や町会・自治会等の担い手不足」、「気軽に集まる場所がない」という課題は、どのエリアでも見られました。
- ◆ 「住民同士の交流が少ない」という課題は、あいとぴあエリア、こまえ正吉苑エリアでは多く見られましたが、こまえ苑エリアではあまり見られませんでした。
- ◆ こまえ正吉苑エリアでは「高齢期における生活への不安」に関する意見が見られました。
- ◆ こまえ苑エリアでは「公共施設、病院、商店・飲食店等が少ない」という意見が多数見られました。
- ◆ 「交通」に関する課題はどのエリアでも見られ、あいとぴあエリアでは「道路の安全面」のみでしたが、それに加えてこまえ苑エリア、こまえ正吉苑エリアでは「交通の便が悪い」という課題も見られました。

話し合い②：課題解決のためにしていること

- ◆ こまえ苑エリア及びこまえ正吉苑エリアでは「活動者・担い手を誘う・集める」や「町会・自治会への勧誘」等「担い手」に関する意見、「サロン等の集まる場所づくり」、「食事会の開催」、「自宅や施設を場として提供」や「多世代交流・イベントの開催」等「交流」に関する意見が見られました。
- ◆ あいとぴあエリア及びこまえ正吉苑エリアでは「活動の情報発信」や「地域での情報交換・共有」等「情報発信・共有」に関する意見が見られました。

話し合い②：地域でできること

- ◆ こまえ苑エリア及びこまえ正吉苑エリアでは「高齢者の見守り・話し相手・相談」、「認知症サポーター¹³養成」、「子どもの見守り」や「相談の場づくり」等「見守り等」に関する意見が見られました。

¹³ 認知症について、正しく理解し、認知症の方を見守り・支援する応援者のことをいう。

表2-10 住民懇談会でいただいた意見一覧

※話し合い①で参加者から挙げていただいた「地域における課題」のうち●の課題について、話し合い②で「地域の課題解決のためにしていること」及び「地域でできること」を検討していただきました。

			あいとぴあ		こまえ苑		こまえ正吉苑	
			中和泉・ 西和泉	元和泉・ 東和泉	猪方・ 駒井	岩戸南・ 岩戸北	和泉本町	東野川・ 西野川
地域 に お け る 課 題	担い手	地域活動等の担い手不足	●		●		●	●
		若い世代の地域参加が少ない(活動者の高齢化)	●	○	●	○		●
		男性の地域参加が少ない				○		
	町会・ 自治会	町会・自治会活動等の担い手不足	●		●	●	●	●
		町会・自治会の加入者が少ない				●		
		町会・自治会がない・力が足りない		●				○
		町会・自治会間の交流が必要					○	
	交流	住民同士の交流が少ない		●		○	●	●
		多世代交流(若い人と高齢者等)がない	●	○			●	●
		マンション・アパートと外の交流がない		○			●	○
		新しい住民との交流が難しい	●				●	
	場所	気軽に集まれる場所がない	○	○	●			○
		相談場所がない			●			
	見守り等	地域で暮らす高齢者が心配(ひとり暮らし等)				●	○	●
		地域での見守り・声かけが難しい						○
	空き家	空き家の増加	○			●	○	
	情報提供	情報が届いていない人がいる	●		○			○
	防災	災害時の心配がある・防災情報を知りたい	○	●		○		
	高齢期の 生活	在宅で最後まで暮らすのに不安がある					○	○
		高齢者福祉関係の施設等の不足					○	○
	施設等 不足	公共施設が遠い			○			
		病院がない・医師の高齢化			●	○		
		保育園・幼稚園や学童の不足					○	○
		商店・飲食店が少ない	○		●	○		
		公園が少ない	○			○		
	交通	交通の便が悪い			○	○	○	○
		道路の安全面に不安がある	○	●	○			○
	まちづくり	街灯が少なくて夜暗い場所がある		●			●	
		福祉のまちづくり(ハード面)が必要			○			
	マナー	ルールやマナーを守らない人がいる	○				○	
		ゴミ出し等の問題	○					○

第3節 住民懇談会の結果

			あいとびあ		こまえ苑		こまえ正吉苑	
			中和泉・ 西和泉	元和泉・ 東和泉	猪方・ 駒井	岩戸南・ 岩戸北	和泉本町	東野川・ 西野川
課題解決のためにしていること	担い手	活動者・担い手を誘う・集める			○			○
		町会・自治会への勧誘				○		○
	交流	サロン等の集まる場所づくり			○	○	○	○
		食事会の開催			○	○		○
		自宅を場として提供			○		○	
		施設を場として提供						○
		多世代交流・イベントの開催						○
	空き家	空き家の情報共有				○		
	見守り等	高齢者の見守り・傾聴・相談			○	○	○	○
		子どもの見守り			○		○	
		気になる方への訪問				○	○	○
	防災	防災活動		○			○	
	防犯	防犯活動・安全パトロール		○			○	
	情報発信・共有	活動の情報発信	○					○
		地域で情報交換・共有	○	○				○
	その他活動	あいさつ		○			○	
		健康づくり活動			○			
		清掃活動		○			○	
	市に協力依頼	市に協力を求める		○		○	○	
地域でできること	担い手	活動者・担い手を誘う・集める	○		○		○	
		町会・自治会への加入促進		○		○	○	
		地域活動の方法を見直す(負担、若い人が参加しやすく等)	○					
	交流	サロン等の集まる場所づくり	○		○	○	○	○
		食事会の開催			○			○
		子ども食堂				○		
		認知症カフェ				○		○
		自宅を場として提供			○			
		施設を場として提供					○	
		多世代交流・イベントの開催	○			○		○
		イベントの開催	○		○			
	空き家	空き家の活用	○		○	○		○
	公共施設	公共施設の活用			○			○
	見守り等	高齢者の見守り・話し相手・相談				○		○
		認知症サポーター養成						○
		子どもの見守り					○	○
		相談の場づくり				○		
	防災	防災活動		○				
	防犯	防犯活動・安全パトロール		○			○	
	情報発信・共有	活動の情報発信	○		○	○	○	
		地域で情報交換・共有	○	○	○			○
		相手に合わせた情報提供	○					
	ネットワーク	活動者のネットワークづくり			○			
		福祉施設と地域の交流					○	
	その他活動	あいさつ		○				
		健康づくり活動			○			
		有償ボランティア			○			
		ゴミの集団回収	○					

第4節 第3次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）の進捗状況の評価

1 進捗状況の管理・報告

第3次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）では、基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である「市民福祉推進委員会」において、毎年度計画全体の進捗を確認・評価したうえで、進捗管理報告書を作成し、計画の進捗状況について市公式ホームページを活用して市民に周知いたしました。

平成27（2015）年度及び平成28（2016）年度に行った進捗評価の結果を踏まえて、進捗状況の評価を行いました。

2 進捗状況の評価

（1）進捗評価の方法・基準

施策の方向性に記載されている施策が計画どおり進捗しているか否かについて、4段階で評価しました。（表2-11）

表2-11 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価内容
A	進捗している 例：前年度よりもより一層取組みを強化 年次目標どおり取組みを進捗できた
B	現状維持 例：前年度と同様の取組みを実施 （年次目標が現状維持で設定されていた場合を含む）
C	あまり進捗していない 例：前年度と同様の取組みを行えなかったが、次年度は行う予定 年次目標どおりの進捗ができなかった
D	全く進捗していない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない

（２）全施策の進捗結果

全施策の進捗結果からは、平成27（2015）年度は「進捗している」が46.7%、「現状維持」が53.3%、「あまり進捗していない」及び「全く進捗していない」が0%という結果になっており、平成28（2016）年度は「進捗している」が13.3%、「現状維持」が86.7%、「あまり進捗していない」及び「全く進捗していない」が0%という結果になりました。（表2-12）

表2-12 全施策の進捗結果

評価基準	評価内容	施策の方向性数			
		平成27(2015)年度		平成28(2016)年度	
A	進捗している	7	46.7%	2	13.3%
B	現状維持	8	53.3%	13	86.7%
C	あまり進捗していない	0	0%	0	0%
D	全く進捗していない	0	0%	0	0%
計		15	100%	15	100%

（３）重点施策の進捗結果

重点施策の進捗結果からは、平成27（2015）年度は「災害時要援護者支援体制の整備」は進捗していますが、「情報提供・相談体制の充実」及び「住まいの確保に向けた取組みの推進」は現状維持にとどまっており、平成28（2016）年度は全て現状維持にとどまっています。（表2-13）

表2-13 重点施策の進捗結果

施策の体系・施策の方向性	評価	
	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度
(1)災害時要援護者支援体制の整備	A	B
(2)情報提供・相談体制の充実	B	B
(3)住まいの確保に向けた取組みの推進	B	B

重点施策とは

施策体系において、重点施策として設定したもの。実施にあたっては、対象者別の個別計画でも重点施策として取組みを強化するとともに、関連計画との連携を図り、幅広い視点から総合的な取組みを進めています。

(4) 施策の体系・施策の方向性別の進捗結果

施策の体系・施策の方向性別に進捗結果を見ると、平成27(2015)年度は「施策の体系1：サービス利用者の立場の尊重」、「施策の体系2：自立支援のための福祉サービスの充実」及び「施策の体系3：市民主体による福祉コミュニティづくり」については、現状維持が多く、「施策の体系4：誰もが暮らしやすいまちづくり」については、概ね進捗しており、平成28(2016)年度は「施策の体系2：自立支援のための福祉サービスの充実」については概ね進捗していますが、それ以外は「現状維持」にとどまっています。(表2-14)

表2-14 施策の体系・施策の方向性別の進捗結果

施策の体系・施策の方向性	評価	
	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度
施策の体系1：サービス利用者の立場の尊重		
(1) 情報提供の充実	B	B
(2) 相談体制の充実	B	B
(3) 苦情解決、権利擁護の推進	B	B
施策の体系2：自立支援のための福祉サービスの充実		
(1) ニーズに応じたサービスの提供	B	A
(2) 支援が必要な人への対応	A	A
(3) サービスの質の確保	B	B
施策の体系3：市民主体による福祉コミュニティづくり		
(1) 交流活動の活発化	A	B
(2) 地域福祉活動の推進	A	B
(3) ボランティア・市民活動の推進	A	B
施策の体系4：誰もが暮らしやすいまちづくり		
(1) 福祉意識の醸成	B	B
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	A	B
(3) 防災・防犯体制の充実	A	B

第5節 地域福祉をめぐる主な課題

統計から見る現状、市民意識調査結果に見る現状、住民懇談会の結果及び第3次あいとぴあレインボープラン（粕江市地域福祉計画）の進捗状況の評価を踏まえ、整理した課題は次のとおりです。

1 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活課題（いわゆる「^{はちまるごうまる}8050問題」）等複合的な課題を抱える世帯、生活困窮者、貧困の状況にある子ども等新たな地域生活課題を抱えている人・世帯が増えることが予想されます。こうした課題に対応するためには、既存の制度では支援が不十分な人を把握し、必要に応じてアウトリーチも含めた相談支援を行うことが重要です。そのためには、市民・事業者・行政を含む関係機関が連携し、課題を発見し、支援につなげる相談支援体制を構築するとともに、体制の構築においては、その担い手となる人材を確保し、育成・養成する必要があります。

また、高齢化により認知症の方は増加傾向にあり、今後ますます増加することが予測されます。障がいのある方の介助者も高齢化が進んでおり、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の推進も必要です。

2 様々な主体が協働で地域生活課題に取り組む地域づくり

地域生活課題を解決するためには、町会・自治会やボランティア団体をはじめとした活動団体、行政、事業者、商店、学校等様々な主体が協働で課題解決に取り組む必要があります。このような取り組みを通じて、課題が生じることを未然に防ぐことにより、市民の生活を豊かにし、地域力を高めて行くことが求められています。一方、地域で活動している多くの団体では、人材不足、メンバーの高齢化等の課題を抱えていることが、市民意識調査や住民懇談会で明らかになっており、人材の確保及び育成・養成、意識啓発、活動拠点の確保等市民の主体的な地域活動を支援していくことが求められています。

3 あらゆる人が安心・安全に暮らせるまちづくり

市民意識調査では、多くの市民が地域の防犯、防災等の安全面について課題があると感じていること並びに高齢者及び障がいのある人が災害時の避難について不安を感じていることが明らかになりました。地域に暮らす様々な人が協力し、災害への備えを進めていく必要があります。

また、東京都では東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが進められています。粕江市においても、全ての人が使いやすい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

みんなで支え合い ともに暮らすまち ～あいとぴあ狛江～

狛江市では、平成6（1994）年に狛江市福祉基本条例を制定し、全ての市民が生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会「あいとぴあ」の実現を目指して、福祉のまちづくりに取り組んできました。

条例制定から20年以上が経過し、私たちの生活は大きく変わりつつあります。それに伴い、私たちの生活を取り巻く地域生活課題も複雑化しています。

複雑化した地域生活課題を解決するには、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民・団体・事業者が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携・協働して助け合いながらともに暮らすまち（地域共生社会）を実現する必要があります。

狛江市が目指す「あいとぴあ」の実現に向けて、「みんなで支え合い ともに暮らすまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念として地域福祉施策を推進します。

「あいとぴあ」とは
であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と
“ユートピア”からの合成語です。

第2節 基本目標

「みんなで支え合い ともに暮らすまち～あいとぴあ狛江～」の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1：多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり

支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。

従来の枠組みでは対処しきれない、複合的な地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムを構築します。（図2-41）

また、権利擁護、虐待防止、生活困窮者等への支援等セーフティネットを充実させ、市民一人ひとりがサービスの利用者として権利と利益を保護され、自分に最もふさわしい福祉サービスを、自由に選択することができる仕組みづくりを進めます。

基本目標2：ともに生きる豊かな地域づくり

狛江市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して、解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進めます。

高齢者、子ども、障がいのある人等あらゆる人がともに生きる豊かな地域づくりのため、一人ひとりの福祉意識の醸成、人材の育成・養成等を通じて、地域生活課題の解決力を高めていきます。

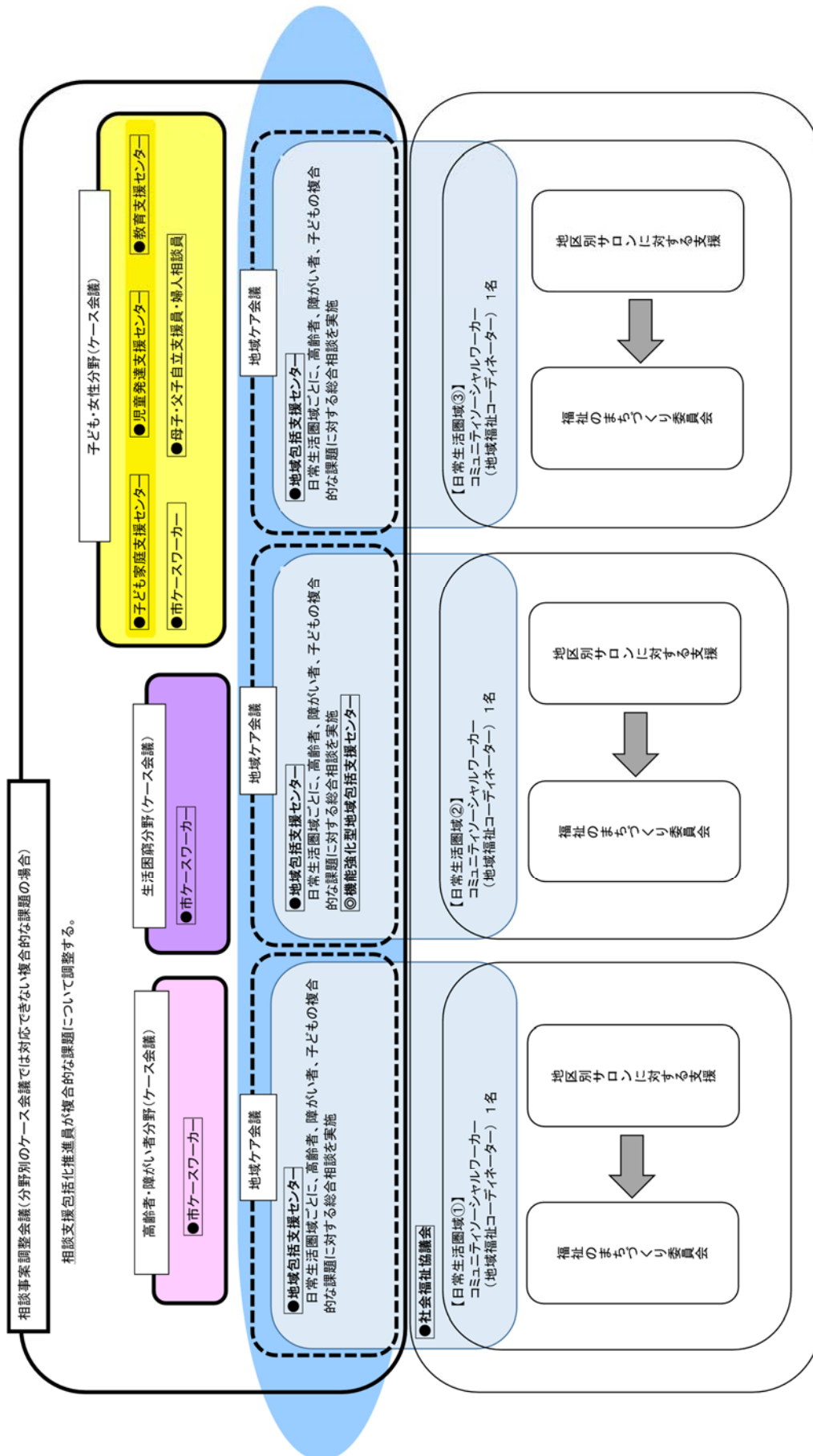
基本目標3：安心・安全に暮らせるまちづくり

高齢者も障がいのある人も、子どももその家族等も、いきいきと安心して生活するための取組みを進めます。

防災・防犯体制の整備、避難行動要支援者の支援体制の整備等市と地域や事業者が協働で、安心・安全を守るための体制づくりを進めます。

また、障がいのある人や外国人等も含めたあらゆる人が生活しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

図2-41 狛江市における地域共生社会に対応する相談支援体制（イメージ）



第3章 施策の体系・取組み内容

第1節 施策の体系

3つの基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

基本目標1：多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり

(1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築	① 複合的な課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。★ ② 包括的なサービスを提供できるシステムを構築します。
(2) 新しい支援体制を支える環境整備	① 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。★ ② コーディネート人材を確保し、コーディネート機能の強化を図ります。★ ③ 医療・福祉分野で横断的に活躍できる専門人材を養成します。★
(3) サービスの質の確保	① サービスの質の向上を図ります。
(4) 権利擁護・虐待の防止	① 権利擁護事業を実施します。 ② 虐待の防止を推進します。
(5) 生活困窮者等への支援	① 生活困窮者の自立支援を行います。★ ② 子どもの貧困対策を実施します。★

基本目標2：ともに生きる豊かな地域づくり

(1) 市民一人ひとりの福祉意識の向上	① 命の大切さや他人を思いやる心を育む教育を推進します。 ② 誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します。 ③ 市民との交流等により福祉意識の向上を図ります。 ④ ワーク・ライフ・バランスを積極的に進める社会にします。

基本目標2：ともに生きる豊かな地域づくり

(2) 市民主体による地域資源創出の支援

- ① ボランティア活動・地域福祉活動を推進します。
- ② 多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、多世代交流を促進します。★
- ③ 外国人市民が地域で安心して暮らせるよう地域交流活動を推進します。

(3) 市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援

- ① 地域資源と支援を必要とする人とのマッチングシステムづくりを進めます。★
- ② 個別のケースから地域生活課題を抽出し、課題解決のための施策を検討するシステムづくりを進めます。
- ③ 多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、多世代交流を促進します。【再掲】★

基本目標3：安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 防災・防犯体制の充実

- ① 避難行動要支援者支援体制の構築を推進します。★
- ② 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。★
- ③ 地域における防災・防犯体制を推進し、安心で安全な地域づくりを進めます。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- ① ハード面からのユニバーサルデザイン化を進めます。
- ② ソフト面からのユニバーサルデザイン化を進めます。

第2節 重点施策

施策体系のうち、★印の付いたものは、重点施策として設定します。実施にあたっては、対象者別の個別計画でも重点施策として取組みを強化するとともに、関連計画との連携を図り、幅広い視点から総合的な取組みを進めます。

第3節 基本目標に向けた取組み

基本目標1：多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり

（1）新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築

現状と課題	
○	地域において支援が必要であるにも関わらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちへの対応（福祉の担い手調査では25.9%が結びついていない。）が十分ではありません。
○	ひきこもりの状態にある人（市民一般調査でひきこもりの状態にある人の62.0%が40歳以上）への対応が十分ではありません。
○	既存の福祉サービスの利用に結びついていない方を支援するためのアウトリーチも含めた複合的な課題に対応できる相談支援体制の構築が必要です。
○	商工会、商店街等との連携が進んでいるとはいえません。
○	「まなび講座」等による対話型情報提供が十分とはいえません。
○	市と関係機関（三師会 ¹⁴ 等）とのさらなる協力関係の構築が必要です。
○	住宅確保要配慮者 ¹⁵ の居住の安定を図ることができていません。
○	障がい者の住宅確保のための取組み（地域生活支援拠点 ¹⁶ の整備）が進んでいません。
将来像（平成35（2023）年度）	
○	高齢者、障がい者、児童及び生活困窮者といった区別なく、地域に暮らす市民誰もがその人の状況にあった支援を受けられる。
○	市民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」が醸成されている。

重点施策

① 複合的な課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。

具体的な事業	a 分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携して複合的な課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。
事業内容	○ 地域包括支援センターの相談機能を拡充し、高齢者だけでなく、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者を区切らず、複合的な課題を丸ごと受け止める相談支援体制を整備する。 ○ 包括的相談支援体制の整備に向けた支援や複合的な課題を抱える家族や家庭に対して、関係機関と連携した支援を行うための総合調整を担う「（仮称）相談支援包括化推進員」を配置する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（1）①a（P178）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①a（P270）参照	

¹⁴ 医師会、歯科医師会及び薬剤師会をいう。

¹⁵ 低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。

¹⁶ 「障害者の地域生活推進に関する議論整理」（平成25（2017）年10月11日 障害者の地域生活推進に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点をいう。

具体的な事業		b 多様な方法・主体による情報提供を行います。			
事業内容	○ 高齢、介護、障がい等福祉的な支援を必要とする全ての人が必要な情報を入手できるための体制を整備するとともに、福祉的な支援を必要とする人に対する理解及び普及啓発を促進する。 ○ 地域包括支援センター、社会福祉協議会、多摩南部成年後見センター等関係機関と連携をして、福祉サービスに関する情報提供を進める。 ○ 民生委員・児童委員、町会・自治会等と連携し、見守り活動を行う際に相談窓口等の社会福祉に関する情報提供を行う。 ○ 福祉・保健分野の「まなび講座」を通じて、福祉保健行政に関する理解を深める。 ○ 町会・自治会等の回覧により社会福祉に関する情報提供を引き続き行うとともに、市内商工業者に向けた社会福祉に関する情報提供を検討し、連携する。 ○ 民生委員・児童委員による高齢者実態調査を実施し、各種相談員及び相談窓口の周知を図る。 ○ 高齢者の自発的な介護予防の促進に向けて、介護予防手帳等を作成・配布する。 ○ 障がい者に対する理解及び普及啓発の促進を図るため、ホームページ、障がい者（児）のしおり等のパンフレットを作成する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
-	地域包括支援センター、社会福祉協議会、多摩南部成年後見センター等の関係機関との連携 （権利擁護に関する勉強会を通じた地域連携ネットワークの調査・研究）	継続 （権利擁護に関する勉強会を通じた地域連携ネットワークの調査・研究）	継続 （権利擁護に関する勉強会を通じた地域連携ネットワークの調査・研究）	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	権利擁護に関する地域連携ネットワークが構築され、運用されている。
民生委員・児童委員による高齢者実態調査の実施 （年度1回以上）	民生委員・児童委員による高齢者実態調査の実施 （年度1回以上）	継続 （年度1回以上）	継続 （年度1回以上）		民生委員・児童委員による高齢者実態調査が実施されている。
民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口の周知 （市公式ホームページ、広報こまえ、シルバガイドブック等）	民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口の周知 （市公式ホームページ、広報こまえ、シルバガイドブック等）	継続 （市公式ホームページ、広報こまえ、シルバガイドブック等）	継続 （市公式ホームページ、広報こまえ、シルバガイドブック等）		民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口が周知されている。
「まなび講座」の実施 （福祉・保健14講座）	「まなび講座」の市民への周知を充実させる。 （広報こまえ年度1回以上、市公式ホームページ、パンフレット通年度）	継続 （広報こまえ年度1回以上、市公式ホームページ、パンフレット通年度）	継続 （広報こまえ年度1回以上、市公式ホームページ、パンフレット通年度）		福祉保健行政に関する理解が深まっている。
町会・自治会等の回覧による社会福祉情報の提供	町会・自治会等の回覧による社会福祉情報の提供	継続	継続		町会・自治会等に必要社会福祉情報が提供されている。
-	市内商工業者に向けた社会福祉情報の提供の検討 （バリアフリー、就労支援等）	市内商工業者に向けた社会福祉情報の提供に関する商工会、商店街等との調整	市内商工業者に向けた社会福祉情報の提供		市内商工業者に必要社会福祉情報が提供されている。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標1-（1）③a（P161）参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画 基本目標3-（2）①a（P286）参照					

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標1

具体的な事業	c アウトリーチ型相談支援を実施します。
事業内容	○ 各地域包括支援センター間の総合調整・連携強化、困難ケースの後方支援、関係機関のネットワーク強化を担う機能強化型地域包括支援センターをあいとびあ地域包括支援センターに継続して設置する。 ○ コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域への効果的な支援を行う。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（1）④b（P183）参照	

具体的な事業	d 24時間365日包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する電話相談を実施します。
事業内容	○ 地域包括支援センターの相談機能を拡充し、高齢者だけでなく、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者を区切らず、複合的な課題を丸ごと受け止める相談支援体制を整備する。 ○ 包括的相談支援体制の整備に向けた支援や複合的な課題を抱える家族や家庭に対して、関係機関と連携した支援を行うための総合調整を担う「（仮称）相談支援包括化推進員」を配置する。 ○ 24時間365日包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する電話相談を実施する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（1）①c（P179）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①c（P271）参照	

② 包括的なサービスを提供できるシステムを構築します。

具体的な事業	a 保健、医療、福祉、教育等の連携を強化するとともに、雇用・就労、住まい、司法、産業等との連携を推進します。				
事業内容	○ 地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談支援体制を整備する。 ○ 医療的ケアを必要とする障がい児支援や発達障がい者支援、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置する。 ○ 狛江市福祉基本条例に市の責務として保健、医療、福祉、教育等の連携強化及び雇用・就労、住まい、司法、産業等との連携推進の規定を加える。 ○ 市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、司法書士等による権利擁護に関する勉強会を実施することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの基盤づくりを行い、保健、医療、福祉に司法を含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
-	福祉基本条例改正内容の検討	福祉基本条例の一部改正	-	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	福祉基本条例の一部改正により保健・医療・福祉や教育等の連携強化が市の責務として規定されている。
-	権利擁護に関する勉強会を実施（年度4回以上）	継続（年度4回以上）	継続（年度4回以上）		権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されている。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（2）①ab②abcde（P184-186）参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）①a（P267）参照					

具体的な事業	b 高齢、障がい、児童等サービスの包括的な提供を進めます。
事業内容	○ 高齢者が利用する介護保険サービスについて、基準該当や共生型サービス等の制度を活用し、障がいの利用を促進すべく、事業所へ制度周知と情報提供を行う。 ○ 放課後児童健全育成事業等において、障がい児受入れ体制を充実させる。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-(6)①a(P197) 参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標1-(2)②ab(P268) 参照	

具体的な事業	c 住宅確保要配慮者が住まいを確保できるよう支援します。
事業内容	○ 市に居住支援協議会を設置し、不動産関係団体と居住支援団体及び市の関係部署を構成員とし、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るための市の実情に応じた取組みの検討を行う。 ○ 住宅確保要配慮者の住まい確保のため、空家等の利活用を検討する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-(5)①b(P193)②a(P194) 参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標1-(1)④ab(P266) 参照	

具体的な事業	d 青少年の悩みに寄り添い、自立を支援するひきこもり対策を推進します。				
事業内容	○ 東京都子供・若者計画及び狛江市子ども・子育て支援事業計画（追補版）に従い、若者支援マップを作成し、地域におけるひきこもり支援体制を強化する。				
前計画の実績	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	中間見直し	平成35(2023)年度
ひきこもりサポートネット等既存事業の周知と広報	ひきこもりサポートネット等既存事業の周知と広報	継続	継続	※平成35(2023)年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33(2021)年度から平成35(2023)年度までの事業内容を記載	ひきこもりに関する事業が市民に周知されている。
巡回相談会の実施（ひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題の把握及び本人の状況に合わせた関係機関の紹介）	自立支援講習会等の実施（ひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題の把握及び本人の状況に合わせた関係機関の紹介）	継続	継続		市がひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題を把握し、本人の状況に応じて適切な関係機関につながっている。
若者支援マップの検討	若者支援マップの作成及び配布（マップを活用した自立に困難を抱える若者又はその家族へ関係機関の情報提供の実施）	若者支援マップの配布（マップを活用した自立に困難を抱える若者又はその家族へ関係機関の情報提供の実施）	継続		自立に困難を抱える若者又はその家族が若者支援マップを活用し、適切な関係機関につながっている。

（２）新しい支援体制を支える環境整備

現状と課題
○ 福祉の担い手となる人材が不足しています。 ○ 地域資源の発掘が不十分で、その整理がなされていません。 ○ 地域資源と支援を必要とする人とのマッチングを行う体制の整備がなされていません。 ○ 福祉分野の複合的な課題に対応できる人材を確保し、育成・養成する必要があります。 ○ 地域包括支援センターの機能の強化を継続して進める必要があります。
将来像（平成35（2023）年度）
○ 地域で支援を必要とする人を支える担い手となる人材が地域の中で増えている。 ○ 地域資源が発掘され、地域資源と支援を必要とする人とのマッチングを行う体制が整備されている。 ○ 多様な地域生活課題に応える包括的な支援体制を担う人材が確保され、育成・養成されている。

重点施策

① 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。

具体的な事業		a 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。			
事業内容	○ ボランティア人材を確保し、育成・養成するため、こまえくぼ1234及び社会福祉協議会で次の事業を実施する。 - こまえくぼ1234によるコーディネート、マッチング機能を活用し、地域の支え合いのつながりを作るとともに、各種団体と共催でイベントを行う等市民の交流を図る場づくりを進める。 - こまえくぼ1234でボランティアに興味を持ってもらうきっかけとなる啓発イベントを実施する。 - 福祉カレッジを開催し、市民が地域の課題を学び合うことにより、地域の担い手を発掘し、養成するとともに、事業実施にあたっては、こまえくぼ1234、市民大学等と連携を図っていく。 ○ 介護人材を確保し、育成・養成するため、市と社会福祉協議会で次の事業を実施する。 - 認定ヘルパー研修等新しい総合事業の担い手となる人材の育成を行う。 - 市民による支え合いの介護ボランティア制度¹⁷を試行実施し、介護予防の効果も含め検証するとともに、介護サービス事業者や高齢者の声を集約しつつ本格的に導入する。 ○ 事業所等の人材を確保し、育成・養成するため、市で人材育成費の補助等の支援を検討する。 ○ 介護人材の確保にあたっては、ボランティアを行うにあたってのインセンティブ¹⁸の付与について多様な手法を検討する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
こまえくぼ1234によるボランティア啓発イベントの実施 （年度2回程度）	こまえくぼ1234によるボランティア啓発イベントの実施 （年度2回程度）	継続 （年度2回程度）	継続 （年度2回程度）	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	ボランティア啓発イベントの実施によりボランティアを行う市民が増加している。
-	福祉カレッジの企画内容の検討、プレ開催 （定員20人程度）	第1期福祉カレッジ開催 （定員20人程度）	第2期福祉カレッジ開催 （定員20人程度）		福祉カレッジが開催され、地域の担い手を養成している。
-	事業所等における人材育成費補助の検討	継続	継続		市の補助事業を活用した事業所等による人材育成・養成がなされている。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標1-（3）②a（P168）、基本目標2-（3）①a（P176）参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）③a（P269）参照					

¹⁷ 地域に住む元気な高齢者に生活支援や介護予防の担い手としてボランティア活動を行ってもらい、活動実績に応じてポイント等のインセンティブを付与する制度をいう。

¹⁸ 目標を達成するための刺激、誘引をいう。

重点施策

② コーディネート人材を確保し、コーディネート機能の強化を図ります。

具体的な事業	a 生活支援コーディネーターを中心に地域資源を発掘し、ネットワーク化を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築を進めるコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域へ効果的な支援を行います。				
事業内容	○ 生活支援コーディネーターを中心に、地域資源の発掘を行い、生活支援体制整備協議体によりネットワーク化を進め、支援を必要とする方とのマッチングを行う。 ○ 複合的な課題等を抱える様々な主体を包括的に支援するため、地域包括支援センターの機能強化、児童発達支援センター及び地域生活拠点の整備によるコーディネート機能の強化と合わせ、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、効果的な支援を行う。 ○ 日常生活圏域（3圏域）ごとに、地域の課題を持ち寄り、課題を共有し、その解決に向けて動き出す福祉のまちづくり委員会の設置を検討する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
-	「福祉のまちづくり委員会」準備会の検討・開催 （モデル地区1地区）	「福祉のまちづくり委員会」の設置 （1地区目）	「福祉のまちづくり委員会」準備会の検討・開催 （2地区目）	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	日常生活圏域（3圏域）ごとに「福祉のまちづくり委員会」が設置されている。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（1）④ab（P183）参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①b（P271）参照					

重点施策

③ 医療・福祉分野で横断的に活躍できる専門人材を養成します。

具体的な事業	a 医療・福祉分野の横断的な研修を実施します。				
事業内容	○ 国の専門人材のキャリアパス ¹⁹ の複線化の制度改正を踏まえ、既存の人材による複合的な課題への対応を可能にするため、医療・福祉分野の横断的な研修を実施する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
-	研修案検討	研修案検討・調整	研修実施	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	医療・福祉分野の横断的な研修を実施し、医療・福祉分野で横断的に活躍できる専門人材が養成されている。

¹⁹ ある職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のルートをいう。

具体的な事業	b 地域包括支援センターの機能強化を継続して進めます。
事業内容	○ 複合的な課題を抱える家族や家庭への相談支援等、市の窓口支援のあり方と地域包括支援センターの機能強化について調査・研究する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-(1)②a(P180) 参照	

具体的な事業	c 【再掲】保健、医療、福祉、教育等の連携を強化するとともに、雇用・就労、住まい、司法、産業等との連携を推進します。				
事業内容	○ 地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談支援体制を整備する。 ○ 医療的ケアを必要とする障がい児支援や発達障がい者支援、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置する。 ○ 粕江市福祉基本条例に市の責務として保健、医療、福祉、教育等の連携強化及び雇用・就労、住まい、司法、産業等との連携推進の規定を加える。 ○ 市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、司法書士等による権利擁護に関する勉強会を実施することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの基盤づくりを行い、保健、医療、福祉に司法を含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。				
前計画の実績	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	中間見直し	平成35(2023)年度
-	福祉基本条例改正内容の検討	福祉基本条例の一部改正	-	※平成35(2023)年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33(2021)年度から平成35(2023)年度までの事業内容を記載	福祉基本条例の一部改正により保健・医療・福祉や教育等の連携強化が市の責務として規定されている。
-	権利擁護に関する勉強会を実施 (年度4回以上)	継続 (年度4回以上)	継続 (年度4回以上)		権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されている。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-(2)①ab②abcde(P184-186) 参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標1-(2)①a(P267) 参照					

具体的な事業	d 障害者差別解消法の職員研修等の各種研修により職員の人材育成を行います。
事業内容	○ 障害者差別解消法の職員研修等を実施し、障がいがある方に対する合理的配慮 ²⁰ 等が適正に実施されるための人材育成を行う。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-(1)①e(P272) 参照	

²⁰ 行政機関等及び事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について行う必要かつ合理的な配慮をいう。

(3) サービスの質の確保

現状と課題	
○	社会福祉法の改正への対応（平成29年度から社会福祉法人に対し、経営組織のガバナンス ²¹ の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みを実施する責務が義務付けられた。）をする必要がある。
○	市の指導検査体制を強化する必要がある。
○	第三者評価受審費補助制度の利用者が固定化されている。
将来像（平成35（2023）年度）	
○	市内の社会福祉法人の経営組織のガバナンス及び財務規律が強化され、事業運営の透明性が向上するとともに、地域における公益的な取組み等を実施することにより地域社会に貢献している。
○	市内の福祉サービス事業者が利用者本位のサービス提供を行う体制が確保されている。

① サービスの質の向上を図ります。

具体的な事業	a 各種サービス提供主体による連絡会・研修会によるサービスの質の確保を行います。				
事業内容	○ 障がい福祉サービス等事業所が実施する障がい福祉サービス等事業所連絡会の各部会に出席し、行政情報を提供する。 ○ 介護サービスの質を向上させ、市内の介護保険サービス事業者間の情報交換、行政との連絡・連携のため、介護保険サービス事業者連絡会を定期的に開催する。 ○ 市内の社会福祉法人の組織化を行い、各法人の専門性を発揮する連携を深め、安心して暮らせる地域づくりの検討を行うため、社会福祉法人の連絡会を開催する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
-	（仮称）狛江市社会福祉法人連絡会の開催	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	地域の福祉課題等が情報共有されるとともに、それに取組むための連携体制が構築されている。
-	市内社会福祉法人が連携して、社会福祉充実計画の適正な実行を図るとともに地域における公益的な取組みを検討	継続	継続		市内社会福祉法人が連携して、社会福祉充実計画の適正な実行が図られている。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（5）④d（P196）参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（2）③a（P274）参照					

²¹ 組織における意思決定、執行、監督に関わる機構のことをいう。

具体的な事業	b サービス事業者に対する第三者評価受審費補助制度の周知を図り、受審が義務化されていない事業所の受審を促進するとともに、市公式ホームページで第三者評価結果を公表し、利用者本位の福祉の実現を目指します。				
事業内容	○ サービス事業者に対し、第三者評価受審費補助制度及び第三者評価受審におけるメリットの周知を図り、受審が義務化されていない事業所の受審を促進するとともに、市公式ホームページで第三者評価結果を公表する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
サービス事業者に対する第三者評価受審費補助制度及び第三者評価受審におけるメリットの周知	サービス事業者に対する第三者評価受審費補助制度及び第三者評価受審におけるメリットの周知	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	サービス事業者が第三者評価を受審し、その評価結果を踏まえ、利用者本位のサービス提供を行うよう努めている。
市公式ホームページを活用し、サービス事業者の第三者評価結果の公表	市公式ホームページを活用し、サービス事業者の第三者評価結果の公表	継続	継続		評価結果を公表することによりサービスの内容が利用者に見えるものとなっている。

具体的な 事業	c 介護保険サービス事業者・障がい福祉サービス事業者・社会福祉法人に対する指導検査を実施します。				
事業内容	○ 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、介護保険サービス事業者・障がい福祉サービス事業者・社会福祉法人に対する指導検査を実施する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
社会福祉法人への 指導検査の実施 （市内4箇所中 1箇所）	社会福祉法人への 指導検査の実施 （市内4箇所中 1箇所）	継続 （市内4箇所中 1箇所）	継続 （市内4箇所中 1箇所）	※平成35（2023） 年度の欄には本 計画最終年度の 将来像を記載 ※中間見直しの際 平成33（2021） 年度から平成35 （2023）年度ま での事業内容を 記載	社会福祉法人及び 社会福祉施設等の 適正な運営が確保 されている。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（5）④b（P195）参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（2）③b（P275）参照					

具体的な事業	d 介護保険サービスのケアプランの点検を行うとともに、全ての障がい福祉サービス及び障がい児通所支援サービスのサービス等利用計画を作成します。
事業内容	○ 介護保険サービスについては、ケアマネジメント等を適切に行い、自立支援に資する適切なケアプランになっているか確認するとともに、介護給付の適正化を図るため、介護保険サービスのケアプランの点検を行う。 ○ 障がい福祉サービスについては、ニーズに基づいた本人中心の支援を受けられるようにし、質の高いサービスを提供するため、サービス等利用計画を作成する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（5）④c（P196）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（2）①a（P273）参照	

(4) 権利擁護・虐待の防止

現状と課題
○ 認知症の方の増加とともに介護者の高齢化（介護者の50%が60歳以上）による成年後見制度等の活用必要性が高まるため、より一層の成年後見制度利用支援事業の周知等権利擁護の推進が必要です。 ○ 成年後見利用支援事業について、周知が不十分です。 ○ 多摩南部成年後見センターの有する専門的な機能を十分に活用できていません。 ○ 成年後見制度の利用の促進に関する施策を段階的・計画的に推進する必要があります。
将来像（平成35（2023）年度）
○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されるとともに、安心して成年後見制度等を利用できる環境が整備され、利用者が成年後見制度等を利用することにより、可能な限り自分の生き方を自分で決定することができる。

① 権利擁護事業を実施します。

具体的な事業	a 福祉サービス総合支援事業（社会福祉協議会）を実施します。				
事業内容	○ 社会福祉協議会への委託により福祉サービス総合支援事業として「あんしん狛江」を実施し、福祉サービスの利用者に対する支援を総合的かつ一体的に実施する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
社会福祉協議会への委託による福祉サービス総合支援事業の実施とその周知	社会福祉協議会への委託による福祉サービス総合支援事業の実施とその周知	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	判断能力が十分でない者が安心して福祉サービスを利用し生活している。

具体的な事業	b 成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）を周知し、支援事業の利用の促進を図ります。
事業内容	○ 成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）について、周知を図る。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（4）①a（P191）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標4-（2）①b（P293）参照	

具体的な事業	c 近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続して行い、法人後見等の提供、市民後見人 ²² の育成・養成、権利擁護に関する職員研修等を行います。
事業内容	○ 近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続して行い、法人後見等の提供、市民後見人の育成・養成、権利擁護に関する職員研修等を行う。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（4）①b（P191）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①f（P272）、4-（2）①c（P293）参照	

具体的な事業	d 【一部再掲】成年後見制度の利用の促進に関する施策を段階的、計画的に推進します。				
事業内容	○ 広報こまえ、市公式ホームページ、社会福祉協議会ホームページ、市及び社会福祉協議会窓口によるパンフレットの配布等多様な手法により成年後見制度の周知を進める。 ○ （仮称）狛江市成年後見制度利用促進基本計画の策定を検討する。 ○ 市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、司法書士等による権利擁護に関する勉強会を実施することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの基盤づくりを行い、保健、医療、福祉に司法を含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
多様な手法による成年後見制度の周知	多様な手法による成年後見制度の周知	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	成年後見制度の概要が市民に周知されている。
-	（仮称）狛江市成年後見制度利用促進基本計画策定の検討	継続	継続		（仮称）狛江市成年後見制度利用促進基本計画が策定されている。
-	権利擁護に関する勉強会を実施（年度4回以上）	継続（年度4回以上）	継続（年度4回以上）		権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されている。

② 虐待の防止を推進します。

具体的な事業	a 虐待の防止のための見守りを推進します。
事業内容	○ 高齢者への虐待防止について多様な方法で周知を図るとともに、小地域で見守り・支える高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業を強化する。 ○ 事業所に対する障がい者虐待防止の研修を実施し、障がい者に対する虐待防止への理解・普及啓発を進める。 ○ 児童虐待については子ども・子育て支援事業計画に沿って、適切な家庭環境のあり方等も含め、DV等の相談ニーズに対しても、適切に対応していく。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（4）②c（P192）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標4-（2）①d（P294）参照	
子ども・子育て支援事業計画 基本目標5-主要課題2①②（P159～）	

²² 一般市民による成年後見人のことをいう。

具体的な 事業	b 【一部再掲】 高齢者、障がい者及び子どもに対する統一的、包括的な虐待への対応を推進 します。				
事業内容	○ 対象者ごとの虐待防止マニュアルを作成し、当該マニュアルに従った対応を行います。 ○ 24時間365日包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援 センターが閉所している際に虐待相談にも対応する電話相談を実施する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
（仮称）狛江市高齢 者・障がい者虐待防 止マニュアルの作成	（仮称）狛江市高齢 者・障がい者虐待防 止マニュアルの関 係機関への周知	（仮称）狛江市高齢 者・障がい者虐待防 止マニュアルによる関 係機関との連携	継続	※平成35（2023） 年度の欄には本 計画最終年度の 将来像を記載	虐待防止マニュアル による統一的な対応 がなされている。
狛江市児童虐待防止 マニュアルによる関 係機関との連携	狛江市児童虐待防止 マニュアルによる関 係機関との連携	継続	継続	※中間見直しの際 平成33（2021） 年度から平成35 （2023）年度ま での事業内容を 記載	
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（1）①c（P179）参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①c（P271）参照					

(5) 生活困窮者等への支援

現状と課題	
○	市民一般調査では日々の生活での悩みや不安として「経済的な問題」が33.7%（30歳代で41.4%、40歳代で38.3%）となっており、子どもの貧困対策として市民意識調査結果からは、教育・養育費の助成や、地域における学習支援、子どもの居場所づくり、保護者の就労支援等幅広い施策が必要です。
○	「自立相談支援機関 こま YELL」をさらに周知する必要があります。
○	地域活動・ボランティア活動団体等と連携した子どもの貧困対策を推進する必要があります。
将来像（平成35（2023）年度）	
○	生活に困窮している人が自立して生活できる。
○	悩みを抱える青少年が孤立することなく社会で自立して生活できる。
○	全ての子どもが生まれ育った環境に左右されずに、健やかに成長していくことができる。

重点施策

① 生活困窮者の自立支援を行います。

具体的な事業	a 相談支援員による生活困窮全般に関する相談と支援計画の作成を行い、問題解決に向けた支援をします。				
事業内容	○ 生活困窮者の相談に応じ、生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、本人の意思を確認して置かれている状況にあった支援計画の作成等を行い、必要な支援を総合調整し、その効果を評価、確認しながら包括的かつ継続的に支える。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
自立相談支援事業の実施	自立相談支援事業の実施	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	生活困窮者が抱える課題を把握し、問題解決に向けた支援を行っている。

具体的な事業	b 離職等で住居を失った、又は失うおそれのある方に、就労活動を行うことを条件に、一定期間、住居確保給付金を支給します。				
事業内容	○ 離職等で住居を失った、又は失うおそれのある方に、就労活動を行うことを条件に一定期間住居確保給付金を支給するとともに、住居確保給付受給者に対し、就労準備支援事業等を活用し、早期に就労又は増収を図ることができるよう支援を行う。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
住居確保給付金の給付	住居確保給付金の給付	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	離職等で住居を失った、又は失うおそれのある方に対する支援が行われている。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標1

具体的な事業	○ 各種講座やボランティア活動等を通して、就労の基礎能力を養い、就労の準備を支援します。併せて、高齢者、ひとり親家庭等のうち就労に困難を抱える者についての支援を推進します。				
事業内容	○ 生活困窮者の就労意欲の喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験等一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。 ○ ハローワークとの連携による母子・父子自立支援プログラムや、高等職業訓練促進給付金、教育訓練給付金といった事業を周知、促進することにより、母子家庭等の自立支援を進める。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
就労準備支援事業の実施（自立相談支援機関 こまYELLによる調理・就労・健康講座、職場体験等の実施）	就労準備支援事業の実施（自立相談支援機関 こまYELLによる調理・就労・健康講座、職場体験等の実施）	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	直ちに就労することが困難な者が抱えている複合的な課題の解決に向けた支援がなされている。
子ども・子育て支援事業計画 基本目標5-主要課題4②146（P170）					

具体的な事業	d 生活困窮者等の困窮状態からの早期の脱却を支援するために市内において食料の無償提供を行う事業（フードバンク事業）を行うものに対して、家賃の一部を助成することにより、その活動を支援するとともに、地域活動団体、ボランティア団体等と連携してフードバンク活動を支援します。				
事業内容	○ フードバンク事業者に対する家賃助成を行う。 ○ フードバンク事業者が実施するフードドライブ²³に協力する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
フードバンク事業者に対する家賃助成	フードバンク事業者に対する家賃助成	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	フードバンク事業者から生活困窮者等に食料が無償提供されることにより、自立の支援がなされている。
フードドライブへの協力	フードドライブへの協力	継続	継続		

²³ 家庭で余っている食料を学校、職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体、施設、フードバンク等に寄附する活動をいう。

具体的な事業	e 家計に問題を抱える生活困窮者を支援する家計相談支援事業を実施します。				
事業内容	○ 家計に問題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する家計相談支援事業を実施する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
-	家計相談支援事業実施の検討	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	生活困窮者等が家計管理を行う意欲を持ち、生活再生に向けて努力できるようになっている。

具体的な事業	f 生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワーク等と連携した自立支援を行うとともに、生活困窮者に包括的な支援を提供するための緊急援護資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度等福祉サービスの周知を行います。				
事業内容	○ 就労支援相談員による就労相談及びハローワークによる就労支援、ケースワーカーと就労支援相談員による就労意欲形成プログラム等を実施し、生活保護受給者の自立を支援する。 ○ 生活困窮者に包括的な支援を提供するための緊急援護資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度等福祉サービスの周知を行う。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワークと連携した自立支援	生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワークと連携した自立支援	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	関係機関と連携した生活保護受給者の就労支援が行われている。
生活困窮者に包括的な支援を提供するための緊急援護資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度等福祉サービスの周知	生活困窮者に包括的な支援を提供するための緊急援護資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度等福祉サービスの周知	継続	継続		生活困窮者に包括的な支援を提供するため福祉サービスが市民に周知されている。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標1

具体的な事業	g 【再掲】 青少年の悩みに寄り添い、自立を支援するひきこもり対策を推進します。				
事業内容	○ 東京都子供・若者計画及び狛江市子ども・子育て支援事業計画（追補版）に従い、若者支援マップを作成し、地域におけるひきこもり支援体制を強化する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
ひきこもりサポートネット等既存事業の周知と広報	ひきこもりサポートネット等既存事業の周知と広報	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	ひきこもりに関する事業が市民に周知されている。
巡回相談会の実施（ひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題の把握及び本人の状況に合わせた関係機関の紹介）	自立支援講習会等の実施（ひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題の把握及び本人の状況に合わせた関係機関の紹介）	継続	継続		市がひきこもり等の自立に困難を抱える若者又はその家族が抱える問題を把握し、本人の状況に応じて適切な関係機関につながっている。
若者支援マップの作成	若者支援マップの作成及び配布（マップを活用した自立に困難を抱える若者又はその家族へ関係機関の情報提供の実施）	若者支援マップの配布（マップを活用した自立に困難を抱える若者又はその家族へ関係機関の情報提供の実施）	継続		自立に困難を抱える若者又はその家族が若者支援マップを活用し、適切な関係機関につながっている。

具体的な事業	h 東京都地域生活定着支援センターと連携して、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等を支援します。				
事業内容	○ 東京都地域生活定着支援センターと連携して、高齢又は障がいのために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対する社会復帰及び地域での生活への定着を支援する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
東京都地域生活定着支援センターと連携した矯正施設退所予定者及び退所者等の支援	東京都地域生活定着支援センターと連携した矯正施設退所予定者及び退所者等の支援	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等が自立した地域生活を営むことができる。

重点施策

② 子どもの貧困対策を実施します。

具体的な事業	a 子育て世帯への実態調査を実施し、子どもの生活の実態を把握します。				
事業内容	○ 狛江市子ども・子育て支援事業計画の改定に合わせて、子どもの生活の実態を把握することを検討し、必要な対策を検討する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
狛江市子ども・子育て支援事業計画の改定に合わせて子育て世帯への実態調査の実施の検討	狛江市子ども・子育て支援事業計画の改定に合わせて子育て世帯への実態調査の実施	調査結果を踏まえた狛江市子ども・子育て支援事業計画の改定	-	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	子どもの生活の実態が把握され、必要な対策が検討されている。

具体的な事業	b 地域活動団体、ボランティア団体等と連携して子どもの貧困対策を推進します。				
事業内容	○ 地域活動団体、ボランティア団体等と連携して地域の活動を支援します。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
地域活動団体、ボランティア団体等と連携した地域の活動の支援	地域活動団体、ボランティア団体等と連携した地域の活動の支援	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	地域活動団体等と連携して、地域の活動を支援している。

具体的な事業	c 母子・父子自立支援員による相談対応を行います。				
事業内容	○ ひとり親家庭の保護者を対象とし、母子・父子自立支援員による住宅、医療、家庭紛争、就労、養育、貸付、手当等生活全般に関する相談を実施する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
母子・父子自立支援員による面接相談対応	母子・父子自立支援員による面接相談対応	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	ひとり親家庭の保護者の生活全般に関する相談に対する対応が適切に行われている。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標1

具体的な事業	d 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業等を実施します。				
事業内容	○ 就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講するひとり親家庭等の保護者に対し、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金を支給する。また、高等職業訓練促進給付金又は高等職業訓練修了支援給付金を支給する。 ○ 母子家庭等の母等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を行う。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載	ひとり親家庭等の保護者の主体的な能力開発が行われている。
母子及び父子福祉資金貸付事業の実施	母子及び父子福祉資金貸付事業の実施	継続	継続	※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	ひとり親家庭等が経済的に自立して、安定した生活を送ることができている。

具体的な事業	e 生活困窮者世帯の小・中学生を対象に、学習支援ボランティアが家庭を訪問し、学習支援を行うとともに、学習支援員が環境の整備及び生活課題の解決に向けての保護者へのアドバイス等を行います。				
事業内容	○ 生活困窮者世帯の小・中学生の学習意欲喚起及び学力の向上を図るため、学習支援ボランティアの家庭訪問による学習支援を行う。 ○ 生活困窮者世帯の保護者に対し、学習支援員が進学に必要な公的支援の情報提供等対象児童等の養育に関する相談支援を行う。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
学習支援事業の実施	学習支援事業の実施	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	子どもの将来の自立に向けて、きめ細かで包括的な支援が行われている。

具体的な事業	f 小・中学校に就学している子どものいる経済的に困っている家庭を対象に、学用品費及び通学用品費、学校給食費等の一部を援助します。				
事業内容	○ 経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費及び通学用品費、学校給食費等の一部を援助する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
就学援助費支給事業の実施	実態に即した就学援助費支給事業の実施	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援がなされている。

具体的な事業	g 経済的に困っている家庭へ、塾代や受験料等の貸与を行います。				
事業内容	○ 学習塾、各種受験対策講座、通信補助、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの費用に必要な資金を貸付けることにより低所得者の子どもを支援する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
受験生チャレンジ支援貸付事業の実施	受験生チャレンジ支援貸付事業の実施	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	将来の自立に向けて高等学校、大学受験に意欲的に取り組む子どもたちに対して必要な支援がなされている。

基本目標2：ともに生きる豊かな地域づくり

（1）市民一人ひとりの福祉意識の向上

現状と課題
○ 市民一人ひとりが福祉に対する理解を進める必要（子どものころから学校等で福祉意識を醸成していく必要）があります。 ・ ノーマライゼーションの考え方が地域に浸透していると思う割合は、市民一般調査では53.3%で半数を超え、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では44.6%、障がいのある人等調査（18歳以上）では43.3%となっています。 ・ 生活保護を受けている人に対する偏見や差別があると思う割合は、市民一般調査では50.6%、障がいのある人等調査（18歳以上）では52.2%で半数を超え、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では33.6%となっています。 ・ 障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるのは、障がいのある人等調査（18歳以上）では28.5%、障がいのある人等調査（18歳未満）では49.4%となっています。 ○ 障害者差別解消法についての周知が十分ではありません。 ・ 障がいのある人等調査（18歳以上）では、障害者差別解消法について「知らない」は73.8%となっています。 ・ 障がいのある人等調査（18歳未満）では、障害者差別解消法について「知らない」は57.5%となっています。 ○ 障がい者スポーツの理解促進が十分ではありません。 ○ 幅広い世代の人権意識の向上が必要です。 ○ 特別支援教育の体制をさらに充実させる必要があります。 ○ 待機児童の解消、介護離職ゼロに向けた取組み等ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を改善するための環境整備が十分ではありません。
将来像（平成35（2023）年度）
○ 地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成に向けた市民一人ひとりの意識が醸成されている。

① 命の大切さや他人を思いやる心を育む教育を推進します。

具体的な事業	a 全小・中学校で実施する hyper-QU (QUESTIONNAIRE UTILITIES ²⁴) を活用し、特別支援教育の推進を図ります。				
事業内容	○ 児童生徒一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態を把握し、今後の学級経営の方策を立てるため、全小・中学校で実施する hyper-QU を活用し、小・中学校における特別支援教育のさらなる充実を図る。				
前計画の実績	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	中間見直し	平成35(2023)年度
全小・中学校で hyper-QU を実施	全小・中学校で hyper-QU を実施	継続	継続	※平成35(2023)年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33(2021)年度から平成35(2023)年度までの事業内容を記載	hyper-QU の分析結果を有効に活用し、より豊かな学級集団づくりがなされている。
大学連携によるコンサルテーション	大学連携によるコンサルテーション	継続	継続		

具体的な事業	b いじめの防止等に向けた人権教育を推進します。				
事業内容	○ 道徳教育推進拠点校等から人権教育のモデルとなる教育活動を全市に発信する。				
前計画の実績	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	中間見直し	平成35(2023)年度
道徳教育推進拠点校から道徳的価値及び人権教育のモデルとなる教育活動を全市に発信	道徳教育推進拠点校から道徳的価値及び人権教育のモデルとなる教育活動を全市に発信	-	-	※平成35(2023)年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33(2021)年度から平成35(2023)年度までの事業内容を記載	人権教育を実施することによりいじめの防止等が図られている。
-	小学校で「特別の教科道徳」を実施	中学校で「特別の教科道徳」を実施	小・中学校で「特別の教科道徳」を実施		

²⁴ 『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のことをいう。「Q-U」には、「Q-U」と「hyper-QU」の2種類があり、「Q-U」は、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」「いごちのよいクラスにするためのアンケート」という2つの心理テストから構成されており、「hyper-QU」は、これら2つのアンケートに「ふだん(日常)の行動を振り返るアンケート」が加わった3つの心理テストから構成されている。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標2

具体的な事業	c インクルーシブ教育システム ²⁵ の構築のための特別支援教育の実現を目指した小・中学校の全教職員対象の研修を実施します。				
事業内容	○ 多様性を尊重する社会の形成を目指して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び子どもたちによる学び合う集団づくりの実現に向けた、小・中学校の全教職員を対象とした研修を実施する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
小・中学校の全教職員対象にインクルーシブ教育に関する研修を実施	インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育に関わる研修の実施	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び子どもたちによる学び合う集団づくりがなされている。

具体的な事業	d 市内の小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育を通して、障がい者理解の促進事業を図ります。
事業内容	○ 障がい者に対する基本的な理解を促進するため、市内の小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育を実施するとともに、市内の小・中学校にボッチャ ²⁶ 等の道具を配布し、障がい者スポーツの体験を通じた普及を行う。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標3-(2)②b(P289) 参照	

具体的な事業	e 特別支援教育の体制を充実させます。
事業内容	○ 特別な支援を必要とする児童・生徒に対して的確に応える指導が提供できる特別支援教育の体制を充実させる。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（3）②g（P280）参照	

²⁵ 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みをいう。

²⁶ ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者又は同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目である。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

② 誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します。

具体的な事業	a 自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、地域全体の自殺リスクを未然に低下させる施策を推進します。				
事業内容	○ ゲートキーパー ²⁷ 養成研修として、市民向け及び職員向け研修を実施する。 ○ (仮称)粕江市自殺対策推進計画を策定し、地域全体の自殺リスクを未然に低下させる施策を推進する。				
前計画の実績	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	中間見直し	平成35(2023)年度
ゲートキーパー養成研修の実施 (年度2回以上)	ゲートキーパー養成研修の実施 (年度2回以上)	継続 (年度2回以上)	継続 (年度2回以上)	※平成35(2023)年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33(2021)年度から平成35(2023)年度までの事業内容を記載	地域全体の自殺のリスクを未然に低下させる心の健康を支援する環境づくりがなされている。
-	(仮称)粕江市自殺対策推進計画の策定	(仮称)粕江市自殺対策推進計画により自殺対策の実施	継続		

③ 市民との交流等により福祉意識の向上を図ります。

具体的な事業	a 広報こまえや市公式ホームページ等により、粕江市福祉基本条例による福祉のまちづくりを周知するとともに、粕江市まちづくり条例によるまちづくりと連携した周知を行います。				
事業内容	○ 広報こまえや市公式ホームページ等により、粕江市福祉基本条例による福祉のまちづくりを周知する。 ○ 粕江市まちづくり条例によるまちづくりと連携した周知を行う。				
前計画の実績	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	中間見直し	平成35(2023)年度
広報こまえや市公式ホームページによる福祉のまちづくりの周知	広報こまえや市公式ホームページによる周知及び関係機関、事業者等を通じた周知	継続	継続	※平成35(2023)年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33(2021)年度から平成35(2023)年度までの事業内容を記載	市民に福祉のまちづくりの理念が周知されている。
開発等協議時における事業者への福祉環境整備基準遵守の要請を通じた周知	開発等協議時における事業者への福祉環境整備基準遵守の要請を通じた周知	継続	継続		事業者に福祉のまちづくりの理念が周知されている。

²⁷ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことをいう。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標2

具体的な事業	b 障がい者スポーツ教室及び障がい者週間²⁸に合わせ、イベント、作品展示・物品販売等を実施します。
事業内容	○ 障がい者スポーツ教室等を実施する。 ○ 障がい者スポーツについての広報・啓発活動を実施する。 ○ 障がい者週間に合わせたイベント、作品展示・物品販売等を実施する。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標3-(2)②ab (P289) 参照	

具体的な事業	c 障がい者への理解促進と差別解消を推進します。
事業内容	○ 障害者差別解消法に基づき障がい者への理解促進を図るとともに障がいを理由とする差別解消を推進する。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標3-(2)①abc (P286、287) 参照	

具体的な事業	d ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの普及を進めます。
事業内容	○ 福祉総合相談窓口において、ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの必要な方に随時配布するとともに、要配慮者²⁹のみならず他の市民に対する普及活動を推進する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標2-(1)②a (P170) 参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標4-(1)②b (P292) 参照	

具体的な事業	e 狛江市人権擁護委員会を中心に小・中学生への人権教育事業を実施します。				
事業内容	○ 狛江市人権擁護委員会を中心とした小・中学生への人権教育事業等児童・生徒が人権について考えるきっかけづくりを実施する。				
前計画の実績	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	中間見直し	平成35(2023)年度
「人権の花」運動の実施 (小学校2校)	「人権の花」運動の実施 (小学校2校)	継続 (小学校2校)	継続 (小学校2校)	※平成35(2023)年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33(2021)年度から平成35(2023)年度までの事業内容を記載	人権教育事業を通じて、幅広い世代が人権について考える機会が提供されている。
人権メッセージ発表会の実施 (小学校1校以上)	人権メッセージ発表会の実施 (小学校1校)	継続 (小学校1校)	継続 (小学校2校)		
人権作文の作成依頼 (中学校2校以上)	人権作文の作成依頼 (中学校2校)	継続 (中学校2校)	継続 (中学校2校)		
人権作文集の作成 (人権メッセージ及び人権作文の中から各20名程度)	人権作文集の作成 (人権メッセージ及び人権作文の中から各20名程度)	継続 (人権メッセージ及び人権作文の中から各20名程度)	継続 (人権メッセージ及び人権作文の中から各20名程度)		

²⁸ 平成16(2004)年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障がい者の日」(12月9日)に代わるものとして設定された。「障がい者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間である。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において、様々な意識啓発に係る取組みを展開している。

²⁹ 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

具体的な事業	f 【一部再掲】テーマ別体験学習・体験ボランティアキャンペーン（こまえくぼ1234）、福祉カレッジ（社会福祉協議会）を実施します。				
事業内容	○ 市民のボランティアに対する関心を高めるとともに、ボランティア・市民活動への参加を促進するため、こまえくぼ1234で、テーマ別のボランティア・市民活動の体験や、様々なボランティアを体験する体験ボランティアキャンペーンを実施する。 ○ 福祉カレッジを開催し、市民が地域の課題を学び合うことにより、地域の担い手を発掘し、養成するとともに、事業実施にあたっては、こまえくぼ1234、市民大学等と連携を図っていく。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
こまえくぼ1234によるテーマ別の体験学習の実施	こまえくぼ1234によるテーマ別の体験学習の実施	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	体験学習を通じて市民のボランティアに対する関心が高まる。
こまえくぼ1234による体験ボランティアキャンペーンの実施	こまえくぼ1234による体験ボランティアキャンペーンの実施 （年度2回以上）	継続 （年度2回以上）	継続 （年度2回以上）		体験ボランティアを通じて市民のボランティアに対する関心が高まる。
-	福祉カレッジの企画内容の検討、プレ開催 （定員20人程度）	第1期福祉カレッジ開催 （定員20人程度）	第2期福祉カレッジ開催 （定員20人程度）		福祉の担い手が発掘され、育成されている。

具体的な事業	g 小・中学校における人権教育の一環として、人権課題「障がい者」を実施するとともに、保育園で福祉絵本「あいとびあ」を活用した福祉教育を実施します。
事業内容	○ 児童・生徒の障がいの有無に関わらず、同じ地域で支え合って、ともに生きていこうとする態度を育む。 ○ 保育園で福祉絵本「あいとびあ」を活用した福祉教育を実施する。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）①b（P286）参照	

④ ワーク・ライフ・バランスを積極的に進める社会にします。

具体的な事業	a 子ども・子育て支援事業計画によりワーク・ライフ・バランスを積極的に進める社会にします。
事業内容	○ 男女共同参画社会を推進し、男性の子育てへの参加を促進する。 ○ 就労支援情報の提供を促進する。 ○ 保育園定数の見直し等受入れの拡大を行うとともに、多様なニーズに応じた保育サービスを行う。
子ども・子育て支援事業計画 基本目標4（P149～）	

(2) 市民主体による地域資源創出の支援

現状と課題
○ 地域にいる潜在的な人材を発掘し、活動につなげていく必要があります。 ・ 市民一般調査では地域活動・ボランティア活動の取組み意向がある人は49.7%となっています。 ・ 福祉の担い手調査では活動の中心メンバーの年齢が60歳代以上の割合が団体では68.5%、町会・自治会では91.6%となっています。 ・ 福祉の担い手調査では活動上の課題として「メンバーが高齢化してきている」、「活動のための人材（メンバー、ボランティア等）が少ない、足りない」、活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」の順となっており、人材面の課題が上位となっています。 ・ 住民懇談会では地域活動の人材不足が課題として挙げられています。 ○ 市民主体の地域活動等を促進するには、団体への情報発信の支援と市民への情報提供の充実、地域で活動できる場の拡充の支援に取り組む必要があります。 ・ 福祉の担い手調査では市民の地域活動が活性化するために必要なこととして、「誰もが地域活動に関する情報が入手しやすい環境、団体等と市民の交流機会（イベント等）があること」、「団体が活動できる場が身近にあること」、「団体が活動できる場が身近にあること」の順となっています。 ・ 市民一般調査では活動に参加しやすい条件として、「時間や期間にあまりしばられないこと」、「身近なところで活動できること」、「活動情報の提供があること」の順となっています。 ○ 狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結先がまだ一部の町会・自治会、事業所等にとどまっています。 ○ 小地域活動等については、モデルとなる団体が数団体あるが、運営が確立しているとはいえません。 ○ 若い世代が地域活動や地域コミュニティへ参加していません。 ○ 多世代間交流の場づくり及び仕組みづくりが十分とはいえません。（高齢者中心のサロン活動が主なものとどまります。） ○ 地域福祉活動に参加する意欲のある方と活動とのマッチングがきめ細かくできていません。 ○ 地域福祉活動への参加者が固定化しています。 ○ ボランティアの参加者数がなかなか増えません。 ○ 外国人を対象とした事業への外国人市民の参加は少数となっております。
将来像（平成35（2023）年度）
○ 地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる。

① ボランティア活動・地域福祉活動を推進します。

具体的な事業	a 【再掲】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。				
事業内容	○ ボランティア人材を確保し、育成・養成するため、こまえくぼ1234及び社会福祉協議会で次の事業を実施する。 - こまえくぼ1234によるコーディネート、マッチング機能を活用し、地域の支え合いのつながりを作るとともに、各種団体と共催でイベントを行う等市民の交流を図る場づくりを進める。 - こまえくぼ1234でボランティアに興味を持ってもらうきっかけとなる啓発イベントを実施する。 - 福祉カレッジを開催し、市民が地域の課題を学び合うことにより、地域の担い手を発掘し、養成するとともに、事業実施にあたっては、こまえくぼ1234と福祉カレッジ、市民大学と連携を図っていく。 ○ 介護人材を確保し、育成・養成するため、市と社会福祉協議会で次の事業を実施する。 - 認定ヘルパー研修等新しい総合事業の担い手となる人材の育成を行う。 - 市民による支え合いの介護ボランティア制度を試行実施し、介護予防の効果も含め検証するとともに、介護サービス事業者や高齢者の声を集約しつつ本格的に導入する。 ○ 事業所等の人材を確保し、育成・養成するため、市で人材育成費の補助等の支援を検討する。 ○ 介護人材の確保にあたっては、ボランティアを行うにあたってのインセンティブの付与について多様な手法を検討する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
こまえくぼ1234によるボランティア啓発イベントの実施 （年度2回程度）	こまえくぼ1234によるボランティア啓発イベントの実施 （年度2回程度）	継続 （年度2回程度）	継続 （年度2回程度）	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	ボランティア啓発イベントの実施によりボランティアを行う市民が増加している。
-	福祉カレッジの企画内容の検討、プレ開催 （定員20人程度）	第1期福祉カレッジ開催 （定員20人程度）	第2期福祉カレッジ開催 （定員20人程度）		福祉カレッジが開催され、地域の担い手を養成している。
-	事業所等における人材育成費補助の検討	継続	継続		市の補助事業を活用した事業所等による人材育成がなされている。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標1-（3）②a（P168）、基本目標2-（3）①a（P176）参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）③a（P269）参照					

具体的な事業	b 大学等と連携したソーシャル・ビジネス ³⁰ の担い手となる人材の育成について検討するとともに、市民等が主体的に地域生活課題を解決するための財源確保の手法について調査・研究・試行実施します。				
事業内容	○ 大学等と連携したソーシャル・ビジネスの担い手となる人材育成講座の実施について検討する。 ○ 市民等が主体的に地域生活課題を解決するための財源確保の手法として、クラウドファンディング ³¹ を試行実施し、その実施結果を検証するとともに、テーマ型基金、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド ³² ）等の新たな財源確保の手法について調査・研究し、新たな財源確保の手法の本格実施を検討します。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
-	ソーシャル・ビジネス人材育成講座の検討	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	ソーシャル・ビジネスの担い手となる人材の育成手法について検討がなされている。
-	市民等が主体的に地域生活課題を解決するための新たな財源確保の手法について調査・研究及びクラウドファンディングの試行実施の検討	クラウドファンディングの試行実施	クラウドファンディングの試行実施結果の検証及び新たな財源確保の手法の実施の検討		新たな財源確保の手法により、市民等が主体的に地域生活課題を解決するための一定の財源が確保できている。

具体的な事業	c 市・こまえくぼ1234の広報誌、ホームページ等によりボランティア等による地域福祉活動の情報提供を行います。				
事業内容	○ 広報こまえ、市公式ホームページ等により、ボランティア等による地域福祉活動の情報提供を行う。 ○ こまえくぼ1234広報誌「こまえがお」、ボランティア・市民活動情報「えくぼ」、こまえくぼ1234のホームページ等により、ボランティア等による地域福祉活動の情報提供を行う。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
広報こまえ、市公式ホームページ等により、ボランティア等による地域福祉活動の情報提供	広報こまえ、市公式ホームページ等によるボランティア等による地域福祉活動の情報提供	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	ボランティア等による地域福祉活動をしたいと考える市民に必要な情報提供がなされている。
こまえくぼ1234広報誌「こまえがお」（年3号発行）、ボランティア・市民活動情報誌「えくぼ」（年11回発行）、こまえくぼ1234のホームページ等により、ボランティア等による地域福祉活動の情報提供	こまえくぼ1234広報誌「こまえがお」（年3号発行）、ボランティア・市民活動情報誌「えくぼ」（年11回発行）、こまえくぼ1234のホームページ等により、ボランティア等による地域福祉活動の情報提供	継続	継続		

³⁰ 地域活性化、少子高齢化、環境問題、貧困等多様な地域生活課題の解決に向けてビジネスの手法を活用する取組みをいう。

³¹ 群衆（Crowd）と資金調達（Funding）という言葉を組み合わせた造語で、様々な理由でお金を必要としている人に対し、共感した人が一口1,000円程度からインターネット上で多数の人から資金を募る仕組みをいう。

³² 平成22（2010）年に英国で始まった官民連携の投資スキームである。仕組みとしては、①行政がSIBを起債して公共サービス提供に必要な費用を民間投資家から集め、②サービス提供者（多くは非営利法人）に事業を委託し、③行政よりも効率的にサービスが提供されることで費用削減効果が生じ、④削減された費用から投資家に元本返済と配当を渡す、というものである。

具体的な事業	d 小地域福祉活動（社会福祉協議会）・地区活動（粕江市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」といいます。）」を継続して支援します。				
事業内容	○ サロン活動等の社会福祉協議会による小地域福祉活動（粕江のまちの“そこ力”ネットワーク）を推進する。 ○ シルバー人材センターによる地区活動を推進する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
社会福祉協議会による小地域福祉活動の実施	社会福祉協議会による小地域福祉活動の実施	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載	地域福祉推進委員会を中心とした市民同士の見守り活動がなされている。
シルバー人材センターによる地区活動の実施	シルバー人材センターによる地区活動の実施	継続	継続	※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	地区全体で高齢者を支える仕組みが構築されている。

具体的な事業	e 狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定、狛江市ながら見守り活動に関する協定等の締結先を増やし、見守り活動を行います。
事業内容	○ 狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結の意義について町会・自治会に対して引き続き周知を行い、全ての町会・自治会と協定を締結する。 ○ 地域見守り活動支援対象者名簿登録対象者に対して狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに沿った個別計画 を策定する。 ○ 市内の社会福祉法人のうち、協定を締結していない福祉サービス事業者と協定を締結する。 ○ 安否確認に係る緊急時対応についての連携・協力に関する協定に基づき、緊急時対応における東京都住宅供給公社との連携を進める。 ○ ながら見守り活動の協定と高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定の整理統合を進め、協定の締結先の拡充を行う。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標2-（1）②a（P170）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②a（P291）参照	

重点施策

② 多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、多世代交流を促進します。

具体的な事業	a フリースペースを確保し、高齢者だけでなく、障がい者の活動支援や子どもの居場所確保支援のための元気高齢者による地域貢献活動を推進し、支え合いによる世代間交流を促します。
事業内容	○ フリースペースを確保し、高齢者や障がい者や子どもが活動できる場として元気高齢者がその運営に携わり、居場所を確保することで、支え合いによる世代間交流を促す。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標1-（3）③a（P168）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）②a（P289）参照	

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標2

具体的な事業	b 市民団体等によるインフォーマル活動や地域貢献活動を支援し、障がいのある人を地域で支える体制を構築します。
事業内容	○ 市民団体等のインフォーマル活動や地域貢献活動による障がい者の活動支援を行い、支援を必要としている方を地域で支える体制を構築する。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標1-(2)③a(P269)参照	

具体的な事業	c 子どもの意見をまちづくりに活かす取組みを行います。
事業内容	○ 子どもが議会や行政の仕組み・役割を学び、社会の一員としての自覚を培うとともに、子どもの意見や要望をまちづくりに反映できるよう、「子ども議会」を開催するとともに、青少年自身の意志や意欲を尊重し、自主的・主体的な活動を促進するため、その意見表明の場として、中学生で構成する「青少年会議」を実施する。
子ども・子育て支援事業計画 基本目標2主要課題3②60(P128)、基本目標3主要課題1①70(P137)	

具体的な事業	d 常設プレーパーク³³で遊びを通じての多世代間の交流を促進します。
事業内容	○ 西河原公園内で運用を開始した常設プレーパークにて子どもの自由な発想で自由に遊び、集うことができ、市民と交流できる場所と機会を提供し、子どもたちの健やかな育ちを支援する。
子ども・子育て支援事業計画 基本目標2主要課題2①51(P124)	

③ 外国人市民が地域で安心して暮らせるよう地域交流活動を推進します。

具体的な事業	a 狛江市国際交流協会による日本文化体験イベント、日本語スピーチ大会等を開催します。				
事業内容	○ 狛江市国際交流協会と連携し、狛江市内外の外国人を招き、日本文化体験イベント、日本語スピーチ大会等を開催する。				
前計画の実績	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	中間見直し	平成35(2023)年度
狛江市国際交流協会による日本文化体験イベント、日本語スピーチ大会等の開催	狛江市国際交流協会による日本文化体験イベント、日本語スピーチ大会等の開催	継続	継続	※平成35(2023)年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33(2021)年度から平成35(2023)年度までの事業内容を記載	市民による国際交流が推進されている。

³³ 子どもたちが自由に遊びを創造し、自然の中で自発的・冒険的な遊びができる遊び場のこと。

具体的な事業	b 東京都が実施する外国人おもてなし語学ボランティア講座を共催する等異文化を理解し進んで外国人と交流する市民を育成します。				
事業内容	○ 東京オリンピック・パラリンピックを契機に、街中で困っている外国人の手助けをするボランティアを養成するため、東京都が実施する外国人おもてなし語学ボランティア講座を共催するとともに、講座受講者に対し市事業への参加を促進する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
外国人おもてなし語学ボランティア講座の共催	外国人おもてなし語学ボランティア講座を共催し、講座受講者のオリンピック・パラリンピック事業等における活用に向けた調整及び情報提供	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	異文化を理解し進んで外国人と交流する市民が育成される。

（3）市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援

現状と課題	
○	行政・関係機関と地域活動等の連携を深めるためのコーディネーターが必要です。
○	地域の課題を拾い上げて解決していく体制と複合的な課題に対応できる専門人材の養成が必要です。
○	近隣関係が希薄化し、地域の見守り力が低下しているため、地域で多様な課題を抱える人・世帯を把握し、支援していくには、地域活動・ボランティア活動等の役割及びそのネットワーク化が重要です。
○	【再掲】地域資源の発掘が不十分で、その整理がなされていません。
○	【再掲】地域資源と支援を必要とする人とのマッチングを行う体制の整備がなされていません。
○	こまかく1234の市民公益活動を行っている個人、市民公益活動団体及び行政との連携並びに交流の促進に関する役割を強化する必要があります。
将来像（平成35（2023）年度）	
○	様々な人々が地域の中で交流することで、支えられ、支援を必要とする人が地域の中で支援を受けられる体制が整っている。
○	地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる。

重点施策

① 地域資源と支援を必要とする人とのマッチングシステムづくりを進めます。

具体的な事業	a 【再掲】生活支援コーディネーターを中心に地域資源を発掘し、ネットワーク化を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築を進めるコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域へ効果的な支援を行います。				
事業内容	○ 生活支援コーディネーターを中心に、地域資源の発掘を行い、生活支援体制整備協議体によりネットワーク化を進め、支援を必要とする方とのマッチングを行う。 ○ 複合的な課題等を抱える様々な主体を包括的に支援するため、地域包括支援センターの機能強化と合わせ、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域へ効果的な支援を行う。 ○ 日常生活圏域（3圏域）ごとに、地域の課題を持ち寄り、課題を共有し、その解決に向けて動き出す福祉のまちづくり委員会の設置を検討する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
-	「福祉のまちづくり委員会」準備会の検討・開催（モデル地区1地区）	「福祉のまちづくり委員会」の設置（1地区目）	「福祉のまちづくり委員会」準備会の検討・開催（2地区目）	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	福祉のまちづくり委員会が設置されている。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（1）④ab（P183）参照					
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①b（P271）参照					

② 個別のケースから地域生活課題を抽出し、課題解決のための施策を検討するシステムづくりを進めます。

具体的な事業	a 高齢者保健福祉、障がい者福祉各分野において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、課題解決のための施策を検討するシステムづくりを推進します。
事業内容	○ 高齢者保健福祉に関しては、次のようなシステムづくりを推進する。 ・ 個別のケースカンファレンス（個別ケア会議）を行い、他の個別ケア会議と情報を共有する。 ・ 地域課題検討会議を開催し、個別ケア会議等から抽出された地域生活課題の解決策を検討し、施策化すべき内容については、市民福祉推進委員会の関係する分野の小委員会へ報告する。 ○ 障がい者福祉に関しては、地域自立支援協議会において、個別のケースから地域の課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討するシステムづくりを進める。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標3-（1）③ab（P181）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標2-（1）①d（P271）参照	

重点施策

③ 【再掲】多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、多世代交流を促進します。

具体的な事業	a 【再掲】フリースペースを確保し、高齢者だけでなく、障がい者の活動支援や子どもの居場所確保支援のための元気高齢者による地域貢献活動を推進し、支え合いによる世代間交流を促します。
事業内容	○ フリースペースを確保し、高齢者や障がい者や子どもが活動できる場として元気高齢者がその運営に携わり、居場所を確保することで、支え合いによる世代間交流を促す。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標1-（3）③a（P168）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）②a（P289）参照	

具体的な事業	b 【再掲】市民団体等によるインフォーマル活動や地域貢献活動を支援し、障がいのある人を地域で支える体制を構築します。
事業内容	○ 市民団体等のインフォーマル活動や地域貢献活動による障がい者の活動支援を行い、支援を必要としている方を地域で支える体制を構築する。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標1-（2）③a（P269）参照	

具体的な事業	c 【再掲】子どもの意見をまちづくりに活かす取組みを行います。
事業内容	○ 子どもが議会や行政の仕組み・役割を学び、社会の一員としての自覚を培うとともに、子どもの意見や要望をまちづくりに反映できるよう、「子ども議会」を開催するとともに、青少年自身の意志や意欲を尊重し、自主的・主体的な活動を促進するため、その意見表明の場として、中学生で構成する「青少年会議」を実施する。
子ども・子育て支援事業計画 基本目標2主要課題3②60（P128）、基本目標3主要課題1①70（P137）	

具体的な 事業	d 【再掲】常設プレーパークで遊びを通じての多世代間の交流を促進します。
事業内容	○ 西河原公園内で運用を開始した常設プレーパークにて子どもの自由な発想で自由に遊び、集うことができ、市民と交流できる場所と機会を提供し、子どもたちの健やかな育ちを支援する。
子ども・子育て支援事業計画 基本目標2主要課題2①51（P124）	

基本目標3：安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 防災・防犯体制の充実

現状と課題	
○	日頃から地域での防災・災害対策を進めていく必要があります。
・	市民一般調査では住んでいる地域の問題や課題として「地域の防犯・防災など安全面」が22.3%と最も多くなっています。
・	日常生活での悩みや不安として「災害時のこと（備えや避難など）」が、市民一般調査では36.4%、障がいのある人等調査（18歳以上）では41.4%となっています。
・	介護予防・日常生活圏二重調査では15.3%の方が、障がいのある人等調査（18歳以上）では46.3%の方が緊急時に一人で避難できないと回答しています。
○	高齢者、障がい者等災害時の避難に支援を要する人（地域見守り活動支援対象者）を地域で把握し、いざという時のための避難体制を構築する必要があります。
○	避難所では、高齢者、障がい者、乳幼児等様々な人に配慮した準備が必要であり、市民意識調査でも、プライバシーに関することや、体調を崩しやすい人への配慮、男女別の設備の設置等についての希望が多い傾向があります。日頃から、地域の様々な人を交えた防災・災害対策を進めていく必要があります。
○	地域見守り活動支援対象者名簿登録者数が対象者全体の47.2%（平成28（2016）年度末現在）にとどまっています。
○	地域見守り活動支援対象者名簿登録者数の情報更新までできていません。
○	【再掲】狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結先がまだ一部の町会・自治会、事業所等にとどまっています。
○	平成28（2016）年度の刑法犯認知件数は482件（前年比16件増）。うち振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は21件、合計で約3,880万円の被害が発生しています。特殊詐欺は、年々手口が巧妙になっており、大手デパートをかたりキャッシュカード・通帳を奪うといった手口も発生しています。平成28（2016）年度の調布警察署管内の特殊詐欺の被害額は、都内ワースト1位となっています。
将来像（平成35（2023）年度）	
○	狛江市が日本一安心で安全に暮らせるまちとなり、誰もが安心して暮らせる。

重点施策

① 避難行動要支援者支援体制の構築を推進します。

具体的な事業	a 【一部再掲】地域見守り活動支援対象者の把握を進め、個別計画を策定します。
事業内容	○ 新たに75歳以上で一人暮らしになった者又は75歳以上のみの世帯となった世帯員に対して、地域見守り活動支援対象者名簿への登録勧奨を行う。 ○ 地域見守り活動支援対象者名簿登録者に対して狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに沿った個別計画を策定する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標2-（1）②a（P170）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②a（P291）参照	

具体的な事業	b 【再掲】ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの普及を進めます。
事業内容	○ 福祉総合相談窓口において、ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの必要な方に随時配布するとともに、要配慮者のみならず他の市民に対する普及活動を推進する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標2-（1）②a（P170）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②b（P292）参照	

具体的な事業	c 複数の福祉施設と災害時における福祉避難所及び緊急入所に関する協定の締結を推進します。
事業内容	○ 災害時に重度の要介護高齢者等に対応できるように、複数の福祉施設と災害時における福祉避難所及び緊急入所に関する協定を締結し、福祉避難所や緊急入所の受入体制を整備するとともに、一般の避難所の福祉避難スペースで応急的な福祉的対応ができるよう介護用品等を備蓄する。 ○ さらに福祉避難所でケアに当たる人材を確保できるよう、東京都社会福祉協議会で構築を進めている東京都災害福祉広域支援ネットワークの活用を検討する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標2-（1）②b（P171）参照	

重点施策

② 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。

具体的な事業	a 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに従った訓練を実施するとともに、必要物品の備蓄を行い、併せて、福祉避難所協定の締結を進めます。
事業内容	○ 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに従った訓練を総合防災訓練において実施するとともに、訓練での課題をプランに反映させる。 ○ プランに基づく福祉避難所必要物品について、避難行動要支援者避難支援連絡協議会において備蓄する優先度を協議し、優先度の高い物品から備蓄を行う。 ○ 市内福祉施設等との福祉避難所協定の締結を進める。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標2-（1）②ab（P170、171）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）①a（P291）参照	

③ 地域における防災・防犯体制を推進し、安心で安全な地域づくりを進めます。

具体的な事業	a 防災ガイド・狛江防災・災害の心得を配布し、防災カレッジを実施します。				
事業内容	○ 大規模災害への備えを確かなものにしていくため、防災ガイド・狛江防災・災害の心得を配布し、防災カレッジを開催することで、市民が気軽に防災知識を習得できる機会を提供する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
防災ガイド・狛江防災・災害の心得の配布	防災ガイド・狛江防災・災害の心得の配布	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	市民が気軽に防災知識を習得できる機会が提供されている。
防災カレッジの実施（年度3回以上）	防災カレッジの実施（年度3回以上）	継続（年度3回以上）	継続（年度3回以上）		

具体的な事業	b 避難所運営協議会による避難所運営訓練等の実施を支援します。				
事業内容	○ 「安心で安全なまち」を実現するため、避難所運営協議会による避難所運営訓練等の実施を支援する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
避難所運営協議会による避難所運営訓練等実施の支援	避難所運営協議会による避難所運営訓練等実施の支援	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	訓練等の支援を受けた避難所運営協議会が独自で避難所運営訓練等を実施している。

具体的な事業	c 【再掲】 狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定、狛江市ながら見守り活動に関する協定等の締結先を増やし、見守り活動を行います。
事業内容	○ 狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結の意義について町会・自治会に対して引き続き周知を行い、全ての町会・自治会と協定を締結する。 ○ 地域見守り活動支援対象者名簿登録対象者に対して狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに沿った個別計画を策定する。 ○ 市内の社会福祉法人のうち、協定を締結していない福祉サービス事業者と協定を締結する。 ○ 安否確認に係る緊急時対応についての連携・協力に関する協定に基づき、緊急時対応における東京都住宅供給公社との連携を進める。 ○ ながら見守り活動の協定と高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定の整理統合を進め、協定の締結先の拡充を行う。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標2-（1）②ab（P170、171）参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標4-（1）②a（P291）参照	

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

具体的な事業	d 安心安全パトロールを実施します。				
事業内容	○ 安心して安全に暮らすことができる犯罪のないまちづくりを推進するため、調布地区防犯協会粕江支部連合会と連携して安心安全パトロールを実施する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
安心安全パトロールの実施	安心安全パトロールの実施	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	安心して安全に暮らすことができる犯罪のないまちづくりが推進される。

具体的な事業	e 特殊詐欺等被害防止対策、消費者被害防止対策等を強化します。
事業内容	○ 調布警察署員による高齢者世帯への戸別訪問、防災行政無線・安心安全情報メール・パトロールによる注意喚起、自動通話録音機の配布等、調布警察署と連携して特殊詐欺被害防止対策を推進する。 ○ 悪徳商法・特殊振り込み詐欺等に関する情報を町会・自治会や介護保険事業所等に提供し、啓発を強化する。 ○ 引き続き粕江市防犯ガイドブックや消費生活相談事例集を配布する。 ○ 高齢者虐待・見守りネットワーク、金融機関、郵便局、警察等と連携して、消費者被害防止ネットワークを構築する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標2-（1）③ab（P171、172）参照	

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

現状と課題
○ 障がいのある人等（18歳以上）調査では、外出するときに、困ったり不便に思ったりすることとして、「建物・駅などの階段の上り下り」、「道路の段差」、「トイレの心配」等のほか、様々な項目について心配だという回答があります。 ○ 「福祉環境整備基準適合証」の取得件数が増えません。 ○ 市内を子ども、高齢者、障がいのある人等誰もが安全かつ快適に移動できるとはいえません。 ○ 「こまバス」の利便性を向上させる必要があります。 ○ 駅周辺の放置自転車は減りつつあるが、より効果的な放置自転車対策が必要です。 ○ みんなにやさしい生活空間づくり推進事業³⁴補助金の申請者数が増えません。
将来像（平成35（2023）年度）
○ 障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人がその能力を発揮することができる。 ○ 障がいのある人もない人も、みんなにやさしく暮らしやすい環境が整備されている。

³⁴ 共同住宅の共有部分と小規模建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助事業をいう。

① ハード面からのユニバーサルデザイン化を進めます。

具体的な事業	a 狛江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する福祉環境整備基準の指導を進め、みんなにやさしい生活空間づくり推進事業を実施するとともに、市公式ホームページ、広報こまえ等により福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）及びみんなにやさしい生活空間づくり推進事業を周知します。				
事業内容	○ 狛江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する福祉環境整備基準の指導を進める。 ○ みんなにやさしい生活空間づくり推進事業を実施する。 ○ 市公式ホームページ、広報こまえ等により福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）及びみんなにやさしい生活空間づくり推進事業を周知し、取得件数、申請者数を増やすとともに、市民及び事業者に対し、ユニバーサルデザインについて理解促進を図る。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
狛江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する福祉環境整備基準の指導	狛江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する福祉環境整備基準の指導	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	より多くの市内建築物について福祉環境整備基準適合証が取得され、全ての人が円滑に施設を利用できる。
みんなにやさしい生活空間づくり推進事業として、共同住宅の共有部分及び不特定多数の人が利用する小規模な建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助を実施 （年度1団体）	みんなにやさしい生活空間づくり推進事業として、共同住宅の共有部分及び不特定多数の人が利用する小規模な建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助を実施 （年度2団体）	継続 （年度3団体）	継続 （年度3団体）		多くの市民や事業者により自発的にユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりが推進されている。
市公式ホームページ、広報こまえ等により福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）及びみんなにやさしい生活空間づくり推進事業の周知	市公式ホームページ、広報こまえ等により福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）及びみんなにやさしい生活空間づくり推進事業の周知	継続	継続		周知により取得件数、申請者数が増加している。

具体的な事業	b 道路修繕計画に基づき誰もが安全かつ円滑に移動できる道路整備を実施します。
事業内容	○ 視覚障がい者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を促進する。 ○ 横断歩道に接する歩道と車道との段差解消（ユニバーサルデザインブロック³⁵等の採用）を促進する。 ○ 福祉施設、通学路、駅周辺等の横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に視覚障がい者用信号機、ゆとりシグナル³⁶等の整備及び見やすい標識等の設置又は改良について警察署への要請を行う。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標3-（2）①e（P288）参照	

具体的な事業	c 道路へのベンチ設置による外出支援を継続します。				
事業内容	○ 障がいの有無に関わらず、全ての人が気軽に外出できる環境を整備するため、市内の道路にベンチを設置する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
道路上への思いやりベンチ設置による外出支援（年度2基）	寄附による思いやりベンチを周知し、設置を促進	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	思いやりベンチ設置により市民に支えられ、愛される環境づくりが推進されている。

具体的な事業	d こまバスへの運行補助による移動支援を継続的に行います。				
事業内容	○ こまバスへの運行補助による移動支援を引き続き行う。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
「こまバス」の継続的な運行補助による移動支援	「こまバス」の継続的な運行補助による移動支援	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	市民の市内の移動が活性化するとともに、地域が活性化されている。

³⁵ 歩道と車道の段差を部分的に解消することで、車椅子等を使用している方も、視覚障がいのある方もどちらにとっても通行しやすい形状にしたブロックのことをいう。

³⁶ 「高齢者に優しい信号機」という基本理念で開発された歩行者用信号機。信号が変わるまでの残り時間が信号機点灯部の左右にあるランプが1つずつ消えることで分かるようになっている。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

具体的な事業	e 駅周辺の放置自転車対策等により歩行空間のユニバーサルデザインを推進します。				
事業内容	○ 地元商店街等関係機関・団体の協力を得て、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開する等自転車利用のルールの周知及び交通マナーの向上のための啓発を行う。 ○ 自転車指導員を配置する等声かけや注意喚起をする。 ○ 広報こまえ等により駐輪場を紹介するほか、駅前等の放置禁止区域については放置自転車等の撤去を推進することで周知を図る。 ○ 関係者等による自転車駐輪場の整備に向けた協議の場を設ける。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
地元商店街等関係機関・団体の協力を得た「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開する等自転車利用のルールの周知及び交通マナーの向上のための啓発	地元商店街等関係機関・団体の協力を得た「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開する等自転車利用のルールの周知及び交通マナーの向上のための啓発	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	歩行空間のユニバーサルデザインが推進されている。
駅前等の放置禁止区域での自転車指導員の声かけや注意喚起	駅前等の放置禁止区域での自転車指導員の声かけや注意喚起	継続	継続		
広報こまえ等による駐輪場の紹介や駅前等の放置禁止区域における放置自転車等の撤去の推進を通じた対策の周知	広報こまえ等による駐輪場の紹介や駅前等の放置禁止区域における放置自転車等の撤去の推進を通じた対策の周知	継続	継続		
自転車駐輪場の整備促進（年度1箇所）	自転車駐輪場の整備促進に向けた協議	継続	継続		

② ソフト面からのユニバーサルデザイン化を進めます。

具体的な事業	a 【一部再掲】 狛江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）取得施設を周知します。				
事業内容	○ 市公式ホームページ、広報こまえ等により福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）及びみんなにやさしい生活空間づくり推進事業を周知し、取得件数、申請者数を増やすとともに、市民及び事業者に対し、ユニバーサルデザインについて理解促進を図る。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
市公式ホームページ、広報こまえ等により福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）及びみんなにやさしい生活空間づくり推進事業の周知	市公式ホームページ、広報こまえ等により福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）及びみんなにやさしい生活空間づくり推進事業の周知	継続	継続	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	ユニバーサルデザインについて理解をしている市民及び事業者の割合が増加している。

具体的な事業	b ココシルこまえ ³⁷ によるバリアフリーなルートの案内を提供します。
事業内容	○ ココシルこまえによるバリアフリーなルートの案内を提供する。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標3-(2)①e(P288) 参照	

具体的な事業	c 生徒及び高齢者を対象にスタントマンによる自転車に関する交通事故再現により、交通事故の恐ろしさを体験する交通安全教室（スケアード・ストレイト）を開催します。				
事業内容	○ 自転車による事故を防止し、全ての人が気軽に外出できる環境を整備するため、スタントマンによる自転車に関する交通事故再現により、交通事故の恐ろしさを体験する交通安全教室（スケアード・ストレイト）を開催する。				
前計画の実績	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	中間見直し	平成35（2023）年度
生徒及び高齢者向け交通安全教室（スケアード・ストレイト）の開催 （年度3回以上）	生徒及び高齢者向け交通安全教室（スケアード・ストレイト）の開催 （年度3回以上）	継続 （年度3回以上）	継続 （年度3回以上）	※平成35（2023）年度の欄には本計画最終年度の将来像を記載 ※中間見直しの際平成33（2021）年度から平成35（2023）年度までの事業内容を記載	自転車による事故が減少し、全ての人が気軽に外出できる環境が整備されている。

具体的な事業	d 【一部再掲】障がいへの理解促進と差別解消に向けた取組みを実施します。
事業内容	○ 障がいに対する正しい理解を推進する。（市民、市職員、教員、学生、企業、医療機関等） ○ 小・中学校における人権教育の一環として、総合的な学習の時間等に福祉教育を実施するとともに、保育園で福祉絵本「あいとびあ」を活用した福祉教育を実施する。 ○ 障がいを理由とする差別の解消を推進する。
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標3-(2)①abc(P286、287) 参照	

具体的な事業	e 【再掲】ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの普及を進めます。
事業内容	○ 福祉総合相談窓口において、ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの必要な方に随時配布するとともに、要配慮者のみならず他の市民に対する普及活動を推進する。
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 基本目標2-(1)②a(P170) 参照	
障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 基本目標4-(1)②b(P292) 参照	

³⁷ 狛江市の役立つ情報を提供するポータルサイト（アプリ）であり、子育て、福祉、防災、イベント、バリアフリー情報を提供している。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1 市民福祉推進委員会による進捗状況の管理

基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である粕江市福祉基本条例第26条第1項による市民福祉推進委員会において、同条第27条第2項の規定により、計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、計画の進捗状況については、広報こまえ及び市公式ホームページを活用して市民に周知します。

2 庁内及び関係機関との事業や施策の調整

地域福祉は、市民の地域生活課題に直結することでもあるため、庁内の福祉関係部署だけでなく、幅広い部署が関係することになります。また、似たような事業をそれぞれの所管課が実施するよりも、地域福祉の視点で調整を行い、より効果的な事業展開を行っていくことが地域福祉を推進するうえで重要となっています。

これらを踏まえ、地域福祉の推進を全庁的な取り組みとするとともに、関係機関との連携による充実したものとするため、進捗管理時に必要があればヒアリングを行うとともに、課題を共有し、課題解決を図ります。

第2節 計画の評価方法

1 評価の手順

本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するためには、計画期間中、PDCAサイクルにより進行管理を行い、その結果を市民に対して公開することにより、より高い推進力を確保していくことが必要となります。

そこで、本計画においては、以下のサイクル（図2-42）とスケジュール（図2-43）に従って毎年度、計画の進行管理を実施します。

図2-42 PDCAサイクルによる進行管理

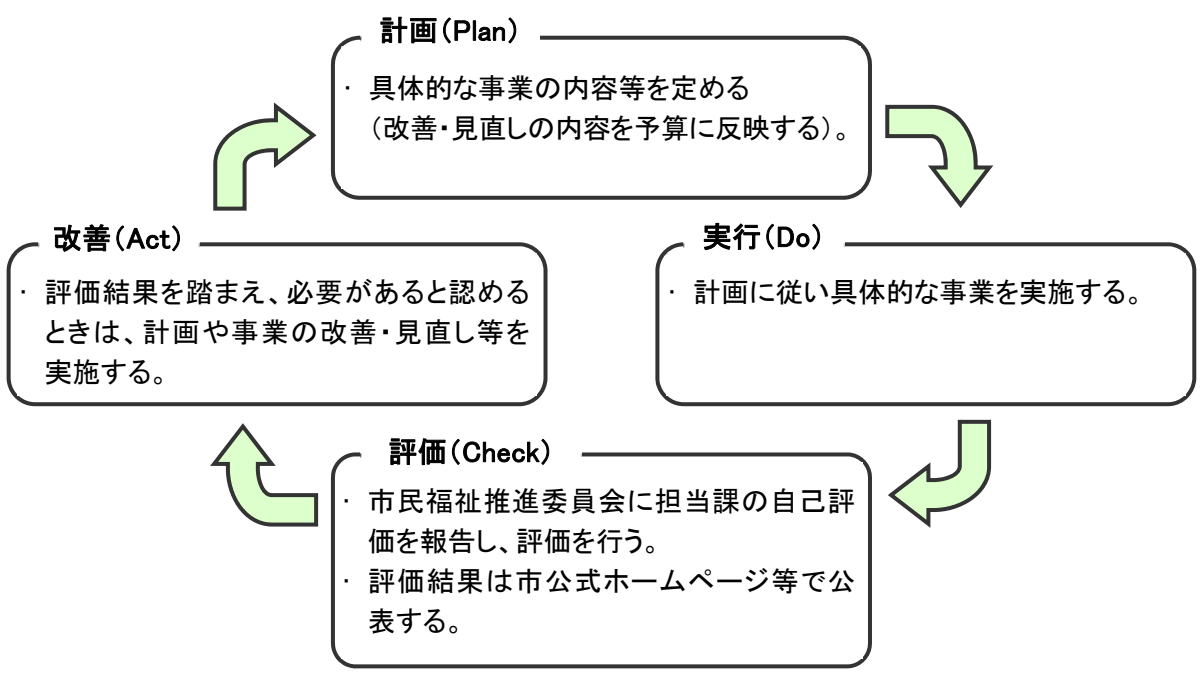
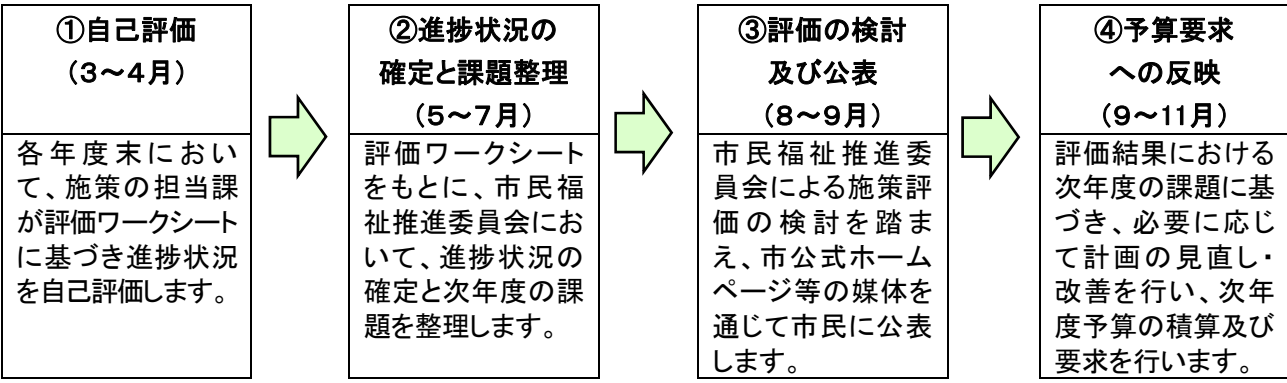


図2-43 評価（Check）から改善（Act）へのスケジュール



2 評価の基準

地域福祉計画の各施策については、毎年度計画が実施されているか、施策ごとに以下のA～Dで評価します。（表2-15）

表 2-15 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価内容
A	進捗している 例：前年度よりもより一層取組みを強化 年次目標どおり取組みを進捗できた
B	現状維持 例：前年度と同様の取組みを実施 （年次目標が現状維持で設定されていた場合を含む）
C	あまり進捗していない 例：前年度と同様の取組みを行えなかったが、次年度は行う予定 年次目標どおりの進捗ができなかった
D	全く進捗していない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない

第2編

高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

第1章 高齢者保健福祉を取り巻く現状と課題

第1節 統計から見る現状

1 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推移と推計

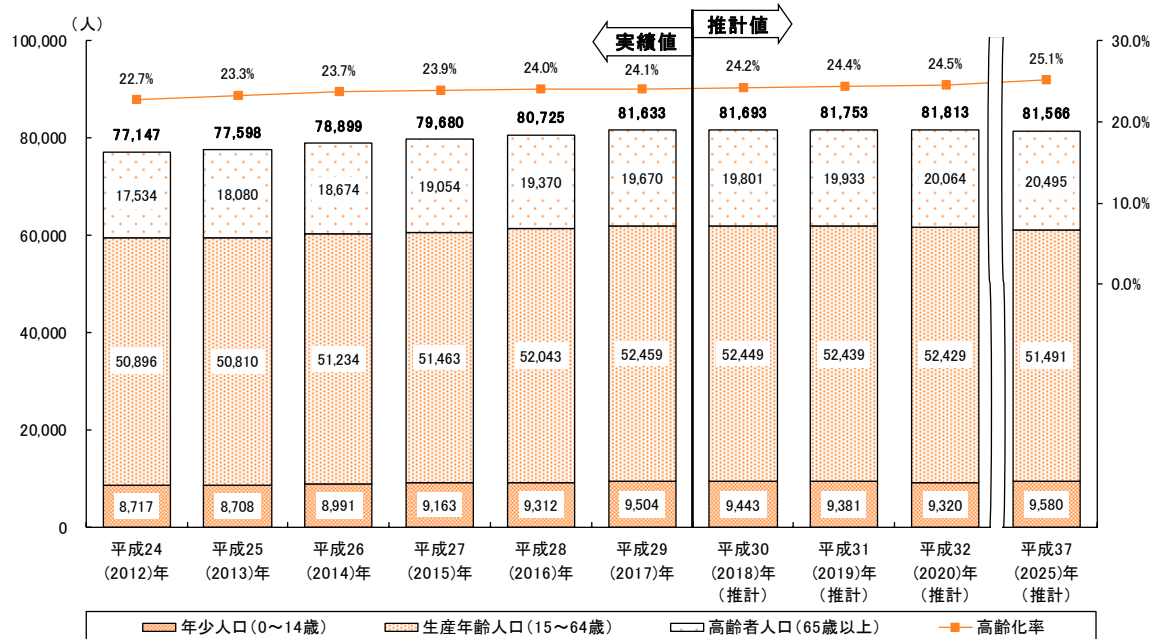
(1) 第1号被保険者

平成29(2017)年10月1日現在、狛江市の総人口は81,633人となっており、高齢者人口は19,670人で、高齢化率は24.1%となっています。

第7期介護保険事業計画期間中の高齢者人口は、平成30(2018)年には19,801人、平成31(2019)年には19,933人、平成32(2020)年には20,064人を推計しています。

「団塊の世代」が全員75歳以上となる平成37(2025)年には、高齢者人口は20,495人と推計しています。(図3-1、表3-1)

図3-1 年齢3区分別人口、表3-1 高齢化率の推移



	実績値						推計値			
	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	平成32 (2020)年	平成37 (2025)年
年少人口(0~14歳)	8,717	8,708	8,991	9,163	9,312	9,504	9,443	9,381	9,320	9,580
生産年齢人口(15~64歳)	50,896	50,810	51,234	51,463	52,043	52,459	52,449	52,439	52,429	51,491
高齢者人口(65歳以上)	17,534	18,080	18,674	19,054	19,370	19,670	19,801	19,933	20,064	20,495
【再掲】前期高齢者	8,895	9,111	9,428	9,487	9,401	9,311	9,207	9,104	9,000	8,049
【再掲】後期高齢者	8,639	8,969	9,246	9,567	9,969	10,359	10,594	10,829	11,064	12,446
総数	77,147	77,598	78,899	79,680	80,725	81,633	81,693	81,753	81,813	81,566
高齢化率	22.7%	23.3%	23.7%	23.9%	24.0%	24.1%	24.2%	24.4%	24.5%	25.1%
前期高齢化率	11.5%	11.7%	11.9%	11.9%	11.6%	11.4%	11.3%	11.1%	11.0%	9.9%
後期高齢化率	11.2%	11.6%	11.7%	12.0%	12.3%	12.7%	13.0%	13.2%	13.5%	15.3%

※平成29(2017)年までは「狛江市住民基本台帳」(各年10月1日現在)

※平成30(2018)年以降の推計値は「狛江市人口ビジョン(平成28年2月)」基礎資料シュミレーションB(各年1月1日現在)

※平成30(2018)年以降の推計値は端数処理により合計が一致しない場合があります。

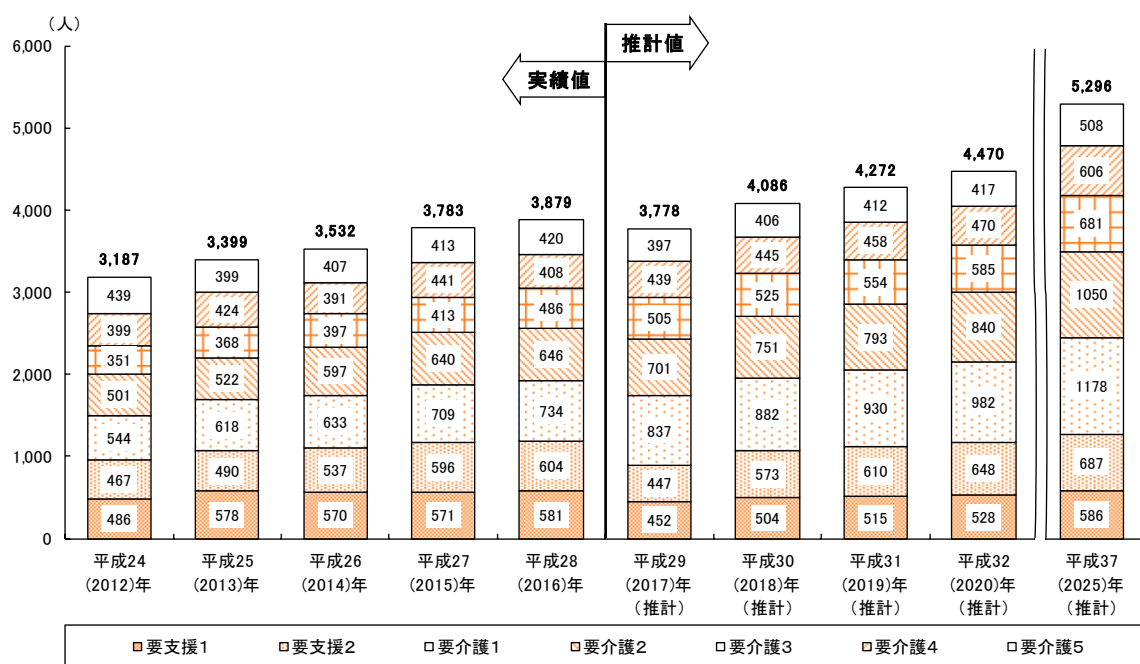
(2) 要支援・要介護認定者

平成28(2016)年度10月1日現在、狛江市の要支援・要介護認定者数は3,879人となっています。

第7期介護保険事業計画期間中の要支援・要介護認定者数は、平成30(2018)年には4,086人、平成31(2019)年には4,272人、平成32(2020)年には4,470人と推計しています。

平成37(2025)年の要支援・要介護認定者数は5,296人になると推計しています。(図3-2)

図3-2 要支援・要介護認定者数



※平成28(2016)年までは「介護保険事業状況報告」(各年10月1日現在)

※住所地特例者を含む。

※平成29(2017)年以降の数値は地域包括ケア「見える化」システムより(各年3月31日現在)

(3) 高齢者世帯の動向

狛江市の一般世帯数（平成27（2015）年10月1日現在39,434世帯）のうち高齢者のいる世帯一般世帯は13,033世帯を数え、一般世帯の33.1%を占めています。

高齢者のいる一般世帯の内訳（平成27（2015）年）を見ると、高齢単身世帯数は4,652世帯、高齢者夫婦世帯数は3,779世帯となっています。

狛江市の65歳以上親族がいる一般世帯、高齢者夫婦世帯の割合は、東京都を上回っており、高齢単身世帯の割合は全国、東京都をわずかに上回っています。（表3-2）

表3-2 高齢者世帯数の推移

（単位：世帯、％）

	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年
一般世帯数	33,189	35,722	37,787	39,144	39,434
65歳以上の親族のいる一般世帯数	6,541	8,305	9,992	11,764	13,033
高齢夫婦世帯数	1,943	2,633	3,178	3,522	3,779
高齢単身世帯数	1,407	2,096	2,832	3,941	4,652
その他の世帯数	3,191	3,576	3,982	4,301	4,602
一般世帯数に占める65歳以上親族のいる一般世帯数の割合	19.7	23.2	26.4	30.1	33.1
一般世帯数に占める高齢夫婦世帯数の割合	5.9	7.4	8.4	9.0	9.6
一般世帯数に占める高齢単身世帯数の割合	4.2	5.9	7.5	10.1	11.8

（単位：世帯、％）

	狛江市	東京都	全国
一般世帯数	39,434	6,690,934	53,331,797
65歳以上の親族のいる一般世帯数	13,033	2,064,215	21,713,308
高齢夫婦世帯数	3,779	545,144	6,079,126
高齢単身世帯数	4,652	739,511	5,927,686
その他の世帯数	4,602	779,560	9,706,496
一般世帯数に占める65歳以上親族のいる一般世帯数の割合	33.1	30.9	40.7
一般世帯数に占める高齢夫婦世帯数の割合	9.6	8.1	11.4
一般世帯数に占める高齢単身世帯数の割合	11.8	11.1	11.1

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 認知症高齢者

狛江市の認知症高齢者数は、2,978人（自立を除く。）で、狛江市の高齢者人口の15.2%に当たります。（表3-3）

表3-3 認知症高齢者日常生活自立度（第1号及び第2号被保険者、日常生活圏域別）

	平成28 (2016)年度	あいとぴあ エリア		こまえ苑 エリア		こまえ正吉苑 エリア	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
自立	1,154	310	26.9%	396	34.3%	448	38.8%
I	805	220	27.3%	268	33.3%	317	39.4%
II	II a	393	27.5%	137	34.9%	148	37.7%
	II b	617	26.4%	212	34.4%	242	39.2%
III	III a	546	22.7%	190	34.8%	232	42.5%
	III b	172	26.2%	55	32.0%	72	41.9%
IV	386	91	23.6%	160	41.5%	135	35.0%
M	59	9	15.3%	19	32.2%	31	52.5%
計	4,132	1,070	25.9%	1,437	34.8%	1,625	39.3%

※平成28(2016)年度内延べ人数。非該当認定者数を含み、住所地特例者は含まず。

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。
	II b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
	III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状、問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(5) 65歳以上の身体障害者手帳所持者数

平成28(2016)年度末現在、狛江市の身体障害者手帳所持者数は1,987人で、65歳以上の身体障害者手帳所持者数は1,378人となっています。65歳以上の身体障害者手帳所持者の割合は69.4%となっています。(表3-4)

表3-4 年齢別等級別 身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
狛江市全体		696	265	321	508	95	102	1,987
65歳以上	65～69歳	70	22	35	50	13	7	197
	70～74歳	93	36	37	69	16	16	267
	75歳以上	313	90	160	267	32	52	914
合計		476	148	232	386	61	75	1,378
65歳以上の割合		68.4%	55.8%	72.3%	76.0%	64.2%	73.5%	69.4%
75歳以上の割合		45.0%	34.0%	49.8%	52.6%	33.7%	51.0%	46.0%

※平成28(2016)年度末現在

※狛江市全体の身体障害者手帳所持者数は、障がい児所持者数を含む所持者数

2 日常生活圏域の状況

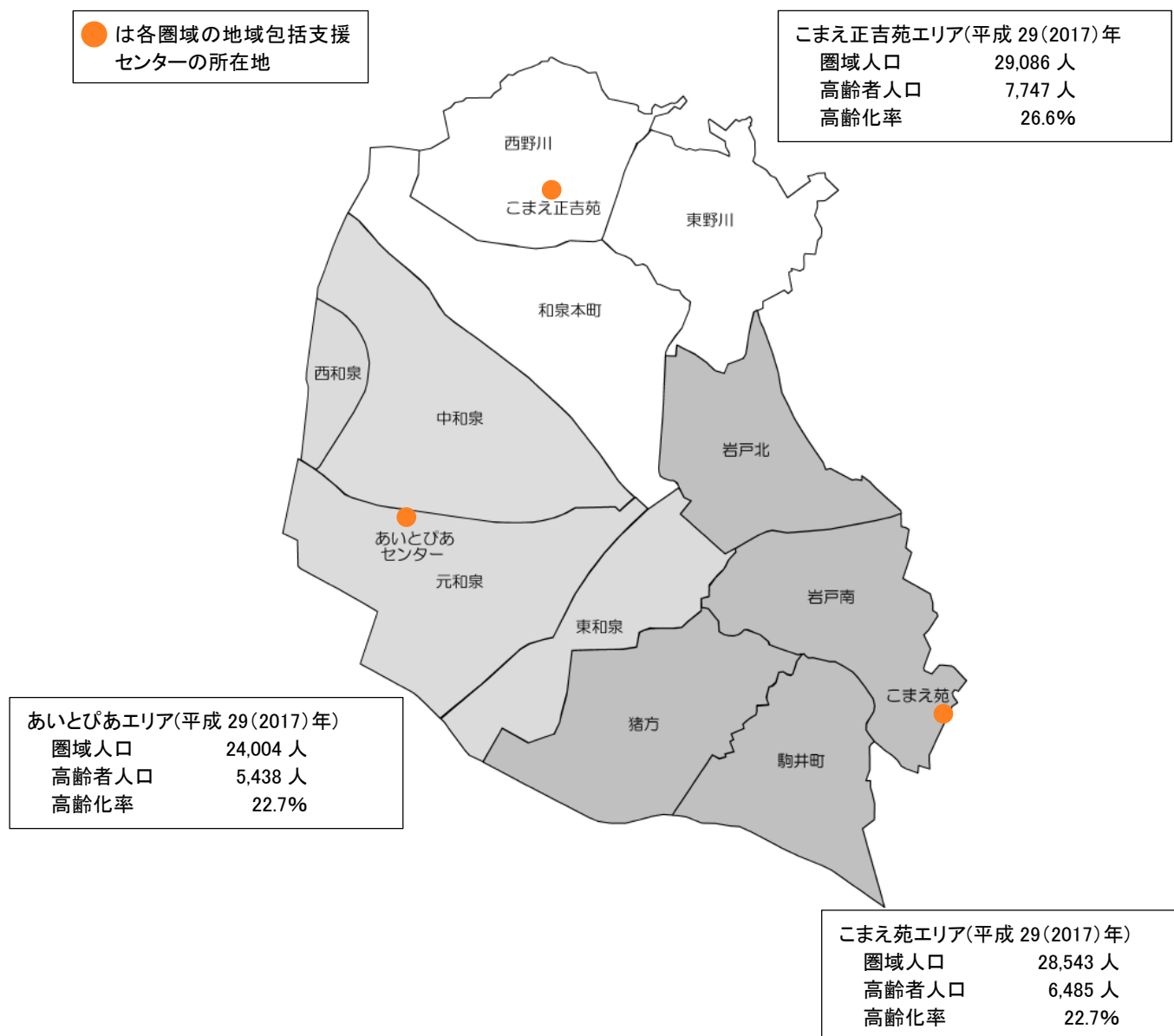
(1) 圏域の設定

狛江市では、日常生活圏域を、あいとびあエリア、こまえ苑エリア、こまえ正吉苑エリアの3つに設定しています。(図3-3)

各圏域には地域包括支援センターが設置されており、身近な相談窓口としての機能を含めた総合相談支援事業や、要支援認定者への介護予防マネジメント等を一体的に実施しています。

あいとびあエリア	… 中和泉・西和泉・元和泉・東和泉
こまえ苑エリア	… 猪方・駒井町・岩戸南・岩戸北
こまえ正吉苑エリア	… 和泉本町・東野川・西野川

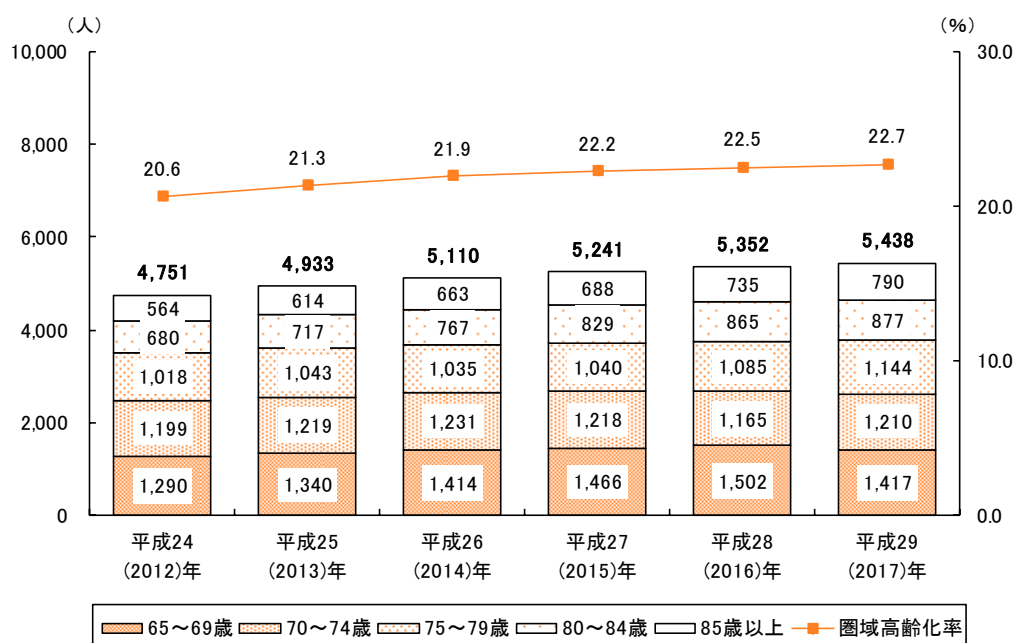
図3-3 日常生活圏域



(2) 圏域ごとの高齢者人口の推移

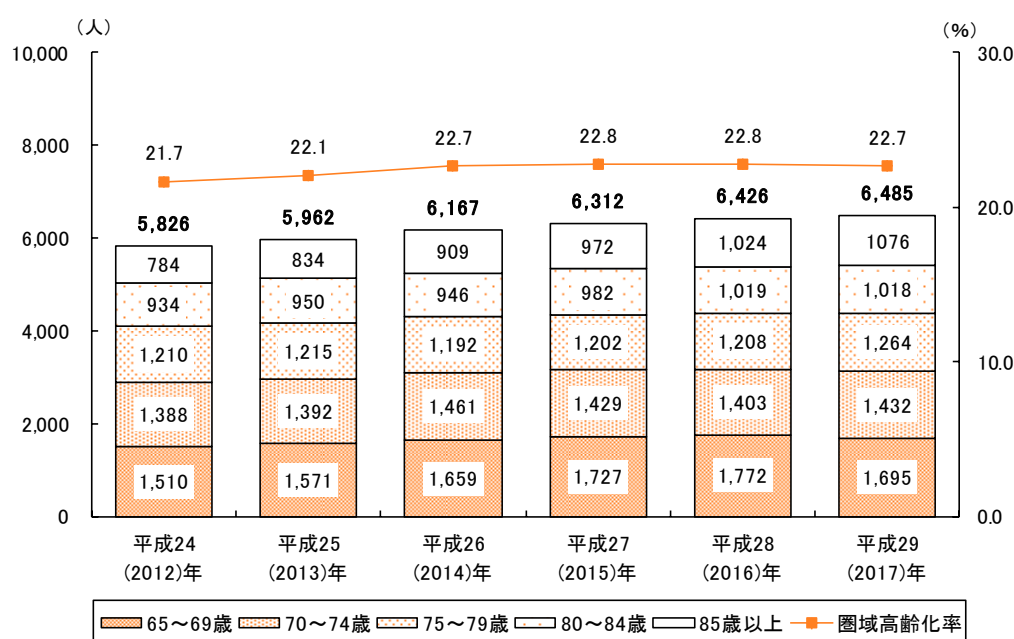
平成29（2017）年10月1日現在の圏域別高齢者人口は、あいとぴあエリアが5,438人、こまえ苑エリアが6,485人、こまえ正吉苑エリアが7,747人です。（図3-4～図3-7）

図3-4 「あいとぴあエリア」高齢者人口の推移



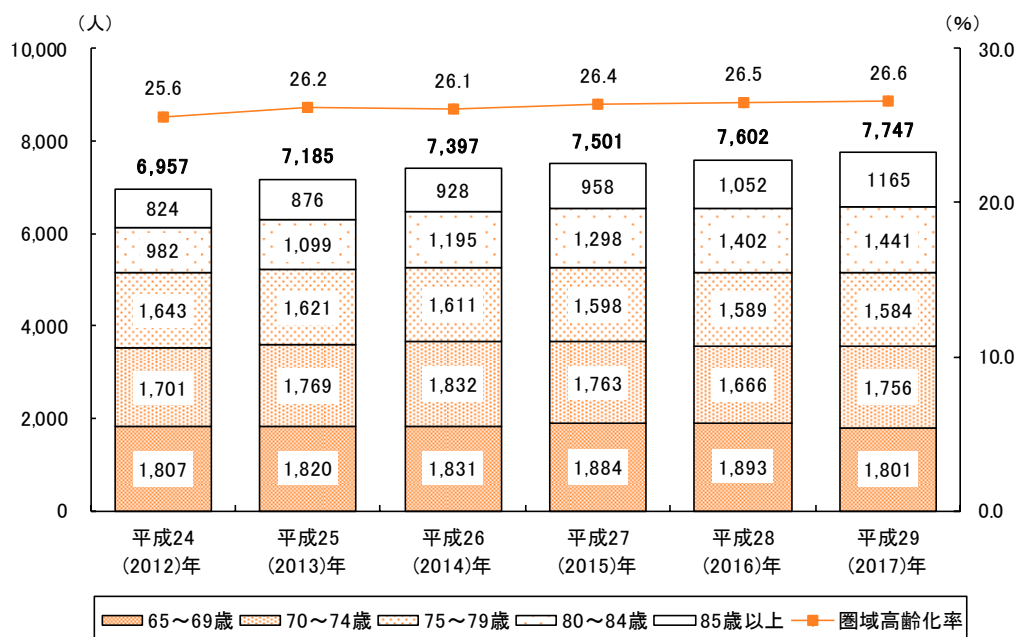
※各年10月1日現在

図3-5 「こまえ苑エリア」高齢者人口の推移



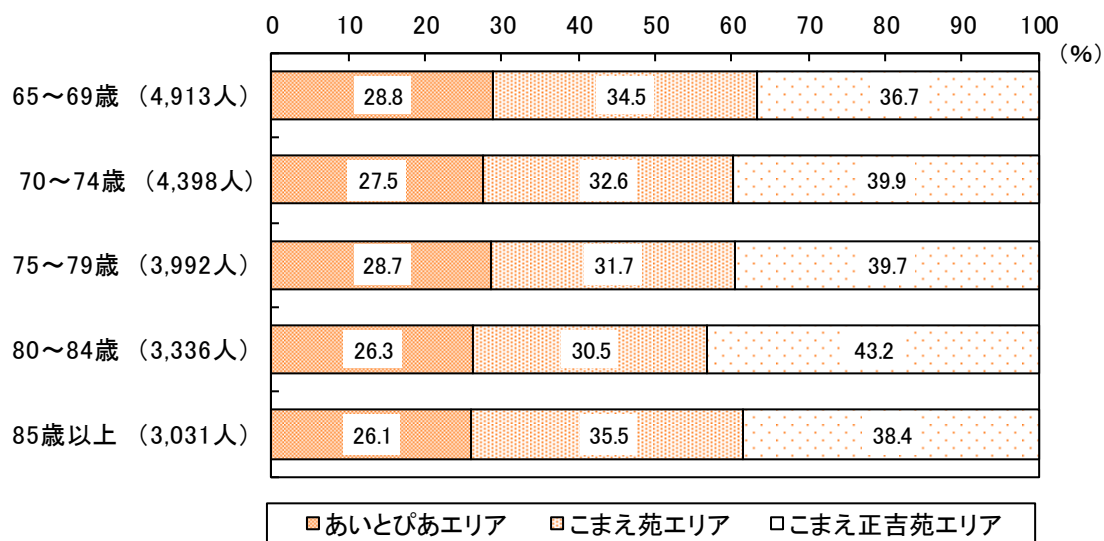
※各年10月1日現在

図3-6 「こまえ正吉苑エリア」高齢者人口の推移



※各年10月1日現在

図3-7 高齢者人口の圏域別構成比



※平成29(2017)年10月1日現在

第2節 市民意識調査結果に見る現状

市民意識調査では、高齢者保健福祉について、調査3として65歳以上の要支援1・2の市民600人を対象者とし、「要介護状態になるリスクの発生状況」と「各種リスクに影響を与える日常生活や社会参加の状況」を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を、調査4として在宅で直近の認定調査を受けた方（更新申請・変更申請）及びその介護者400人を対象者とし、介護保険事業計画の策定に向けて、介護、生活支援ニーズ、介護者の介護負担の状況を把握する「在宅介護実態調査」を実施しました。

（資料編3（P348）参照）

1 生活について

日常生活全般で困っていることはありますか

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、日常生活全般で困っていることが「ある」と回答した高齢者は25.5%です。(図3-8)

困りごとの内容で最も多かったものは「力を要すること」が60.0%で最も多く、次いで「高所の掃除や荷物の積み下ろし等」で54.0%、「掃除」で31.0%となっています。(図3-9)

図3-8 日常生活全般で困っていることはありますか（全体）

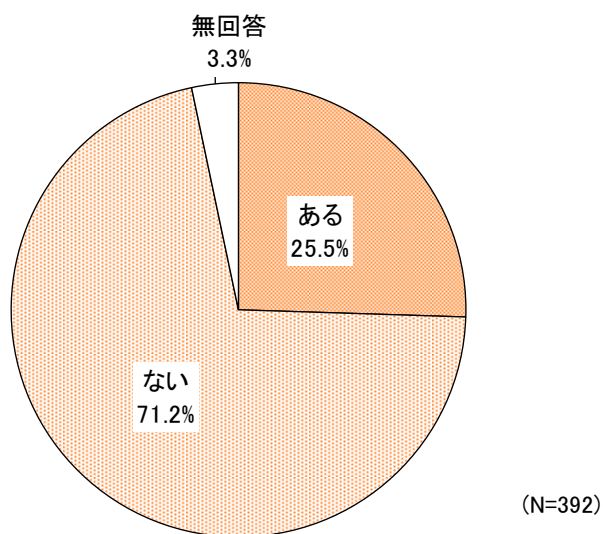
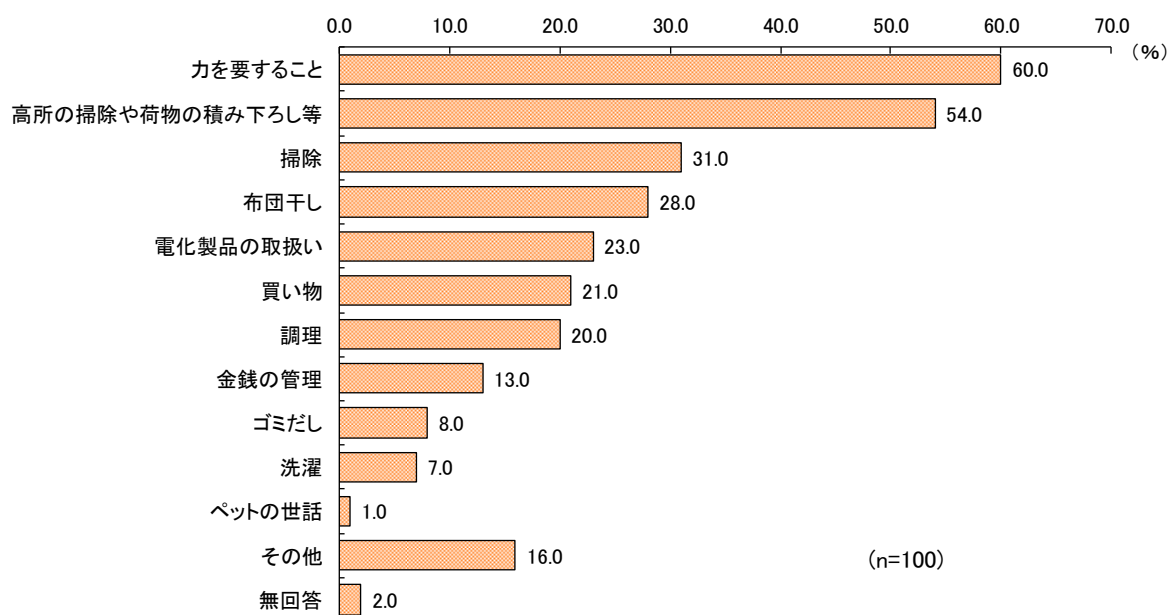


図3-9 あなたが困っていることは何ですか（全体：複数回答）

<日常生活全般で困っていることがある人>



2 地域活動について

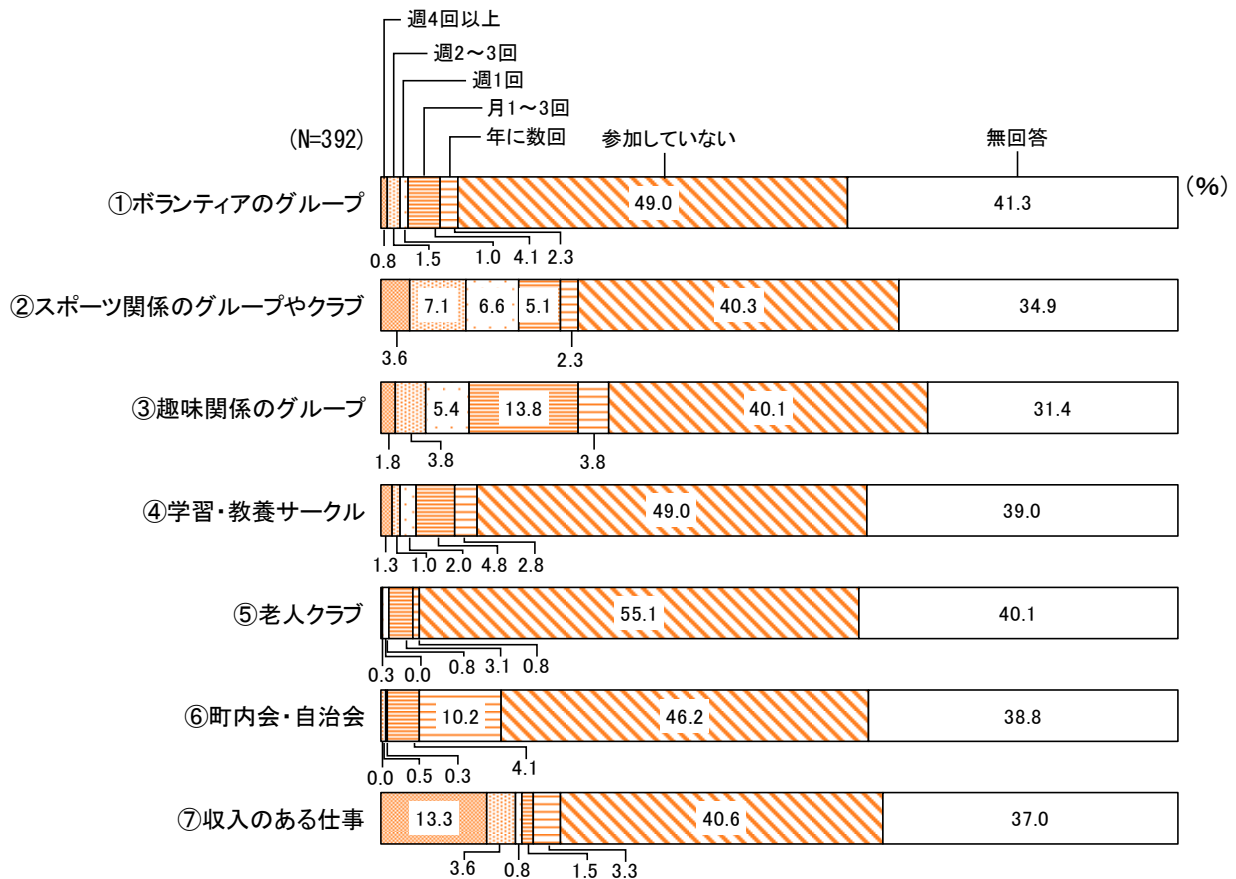
(1) 会・グループ等への参加頻度

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で会・グループ等への参加頻度をたずねたところ、参加頻度全体としては、「趣味関係のグループ」に参加している人が最も多く、頻度は「月1～3回」が13.8%と最も多くなっています。「ボランティアのグループ」に参加していない人が49.0%、「町内会・自治会」に参加していない人が46.2%となっています。

また、「収入のある仕事」に参加している人は、「週4回以上」が13.3%となっています。

(図3-10)

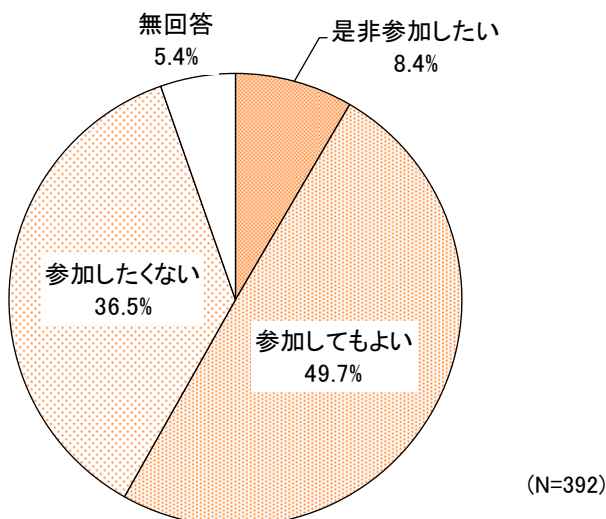
図3-10 会・グループ等への参加頻度（全体）



（２）地域づくりの活動に参加者として参加してみたいと思いますか

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で地域づくり活動に参加者として参加してみたいかたずねたところ、「参加してもよい」が49.7%で最も多く、次いで「参加したくない」が36.5%、「是非参加したい」が8.4%となっています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせると58.1%となります。（図3-11）

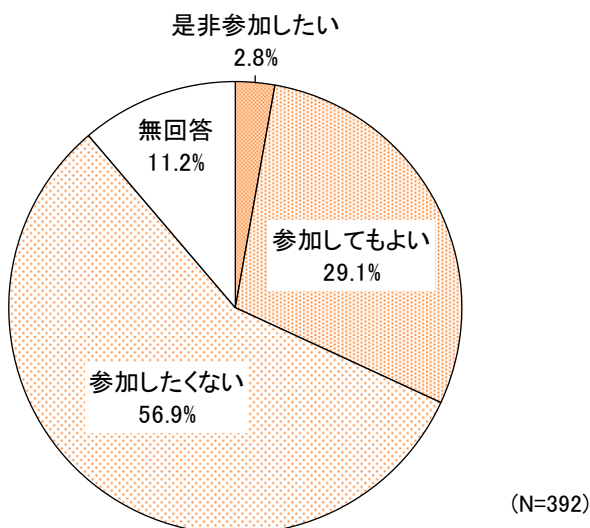
図3-11 地域づくりの活動に参加者として参加してみたいと思いますか（全体）



（３）地域づくりにお世話役として参加してみたいと思いますか

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で地域づくり活動にお世話役として参加してみたいかたずねたところ、「参加したくない」が56.9%で最も多く、次いで「参加してもよい」が29.1%、「是非参加したい」が2.8%となっています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせると31.9%となります。（図3-12）

図3-12 地域づくりの活動にお世話役として参加してみたいか（全体）



(4) 今後取り組んでいきたい社会活動や仕事

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で地域活動のお世話役として参加意向がある方に、今後取り組んでいきたい社会活動や仕事をたずねたところ、「地域の生活環境の改善美化活動」が42.4%で最も多く、次いで「収入のある仕事」が28.8%、「見守りが必要な高齢者を支援する活動」が20.8%となっています。（図3-13）

日常生活圏域別に見ると、あいとぴあエリアでは「地域の生活環境の改善美化活動」と「収入のある仕事」の回答が多く、こまえ正吉苑エリアでは「地域の生活環境の改善美化活動」の回答が多く、こまえ苑エリアでは「収入のある仕事」と「地域の生活環境の改善美化活動」の回答が多くなっています。（表3-5）

図3-13 今後取り組んでいきたい社会活動や仕事（全体：複数回答）

＜地域活動のお世話役として参加意向がある人＞

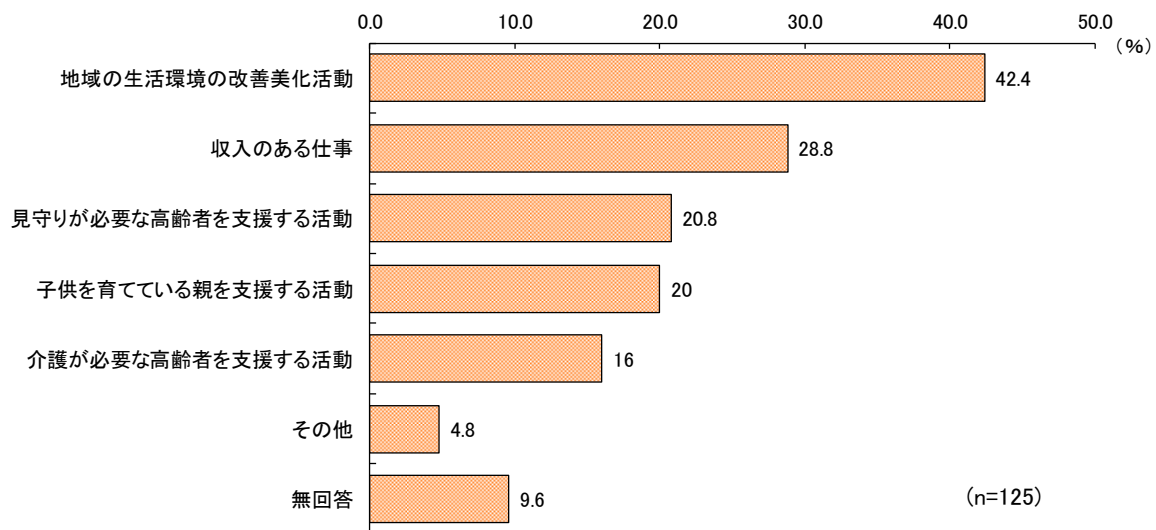


表3-5 今後取り組んでいきたい社会活動や仕事（全体、日常生活圏域別：複数回答）

＜地域活動のお世話役として参加意向がある人＞

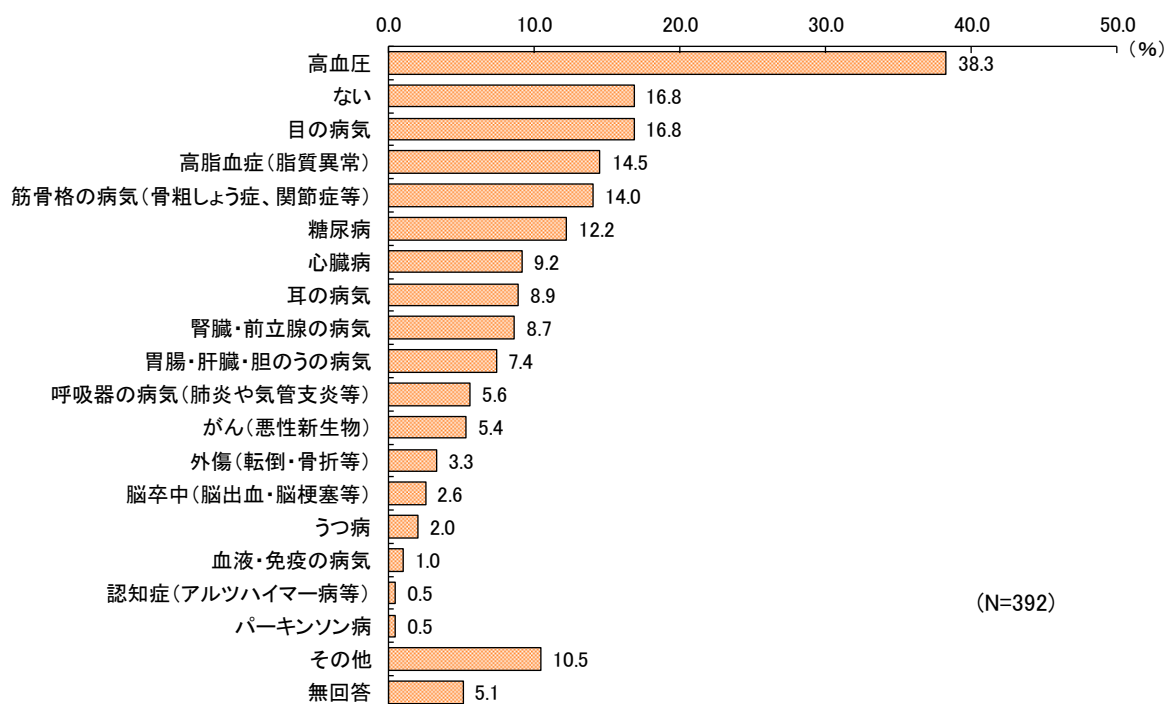
		上段:実人数(人) 下段:構成比(%)							
		対象者数	見守りが必要なる高齢者の活動	介護が必要なる高齢者を支援する活動	子供を育てている親を支援する活動	地域の生活環境の改善美化活動	収入のある仕事	その他	無回答
全体		125 100.0	26 20.8	20 16.0	25 20.0	53 42.4	36 28.8	6 4.8	12 9.6
日常生活圏域別	あいとぴあエリア	35 100.0	8 22.9	7 20.0	5 14.3	11 31.4	10 28.6	0 0.0	6 17.1
	こまえ正吉苑エリア	42 100.0	9 21.4	5 11.9	6 14.3	25 59.5	9 21.4	3 7.1	2 4.8
	こまえ苑エリア	47 100.0	9 19.1	8 17.0	14 29.8	16 34.0	17 36.2	3 6.4	4 8.5

3 健康・介護予防について

(1) 現在治療中、または後遺症のある病気

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で現在治療中、または後遺症のある病気についてたずねたところ、「高血圧」が38.3%で最も多く、続く「目の病気」が16.8%となっています。「ない」は16.8%となっています。(図3-14)

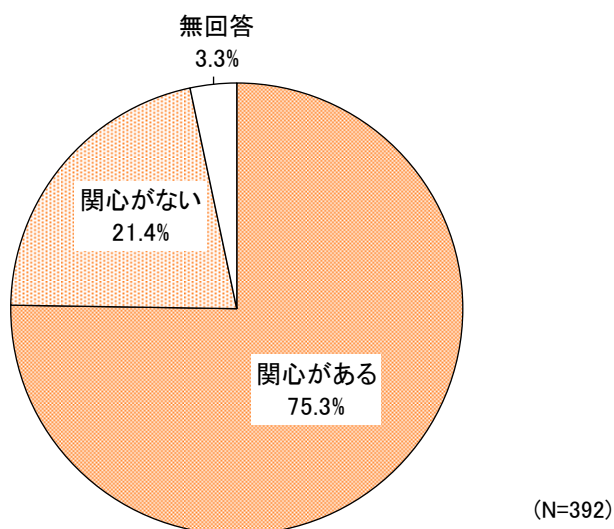
図3-14 現在治療中、または後遺症のある病気（全体：複数回答）



(2) 介護予防についての関心

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で介護予防についての関心の有無をたずねたところ、「関心がある」が75.3%となっています。(図3-15)

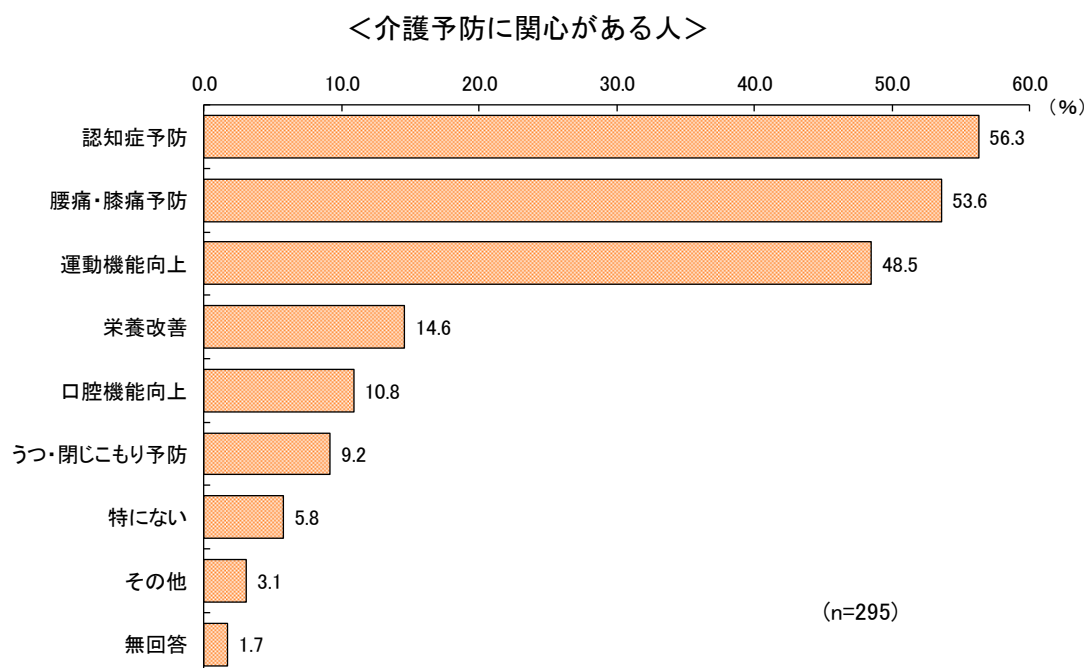
図3-15 介護予防についての関心 (全体)



(3) 介護予防について関心があること

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で介護予防に関心があると回答した方に、関心がある内容をたずねたところ、「認知症予防」が56.3%で最も多く、次いで「腰痛・膝痛予防」が53.6%、「運動機能向上」が48.5%となっています。(図3-16)

図3-16 介護予防について関心があること (全体：複数回答)



4 介護予防・生活支援について

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査をもとに粕江市の日常生活圏域3圏域で、介護予防リスク・生活支援ニーズについて分析を行いました。

要介護状態のリスクを抱える人は、「うつ傾向リスク」、「認知機能の低下リスク」が高くなっています。

日常生活圏域ごとに年代別で見ると、あいとぴあエリアでは年代が低いほど「うつ傾向リスク」の割合が高くなっています。こまえ苑エリア及びこまえ正吉苑エリアでは、年代が上がるほど「閉じこもり傾向リスク」及び「うつ傾向リスク」の割合が高くなっています。特にこまえ正吉苑エリアの85歳以上は「閉じこもり傾向リスク」の割合が40.0%とエリア全体の倍以上になっています。(表3-8)

<凡例> リスクの判定基準

- **運動器機能低下リスクの該当者**
・運動器機能についてたずねた設問5問中、3問以上該当の方
- **転倒リスクの該当者**
・過去1年間の転倒の経験についてたずねた設問で「何度もある」又は「1度ある」と回答の方
- **閉じこもり傾向リスクの該当者**
・外出の頻度をたずねた設問で「ほとんどない」又は「週1回」と回答の方
- **低栄養リスクの該当者**
・身長と体重をたずねた設問でBMI(体重÷(身長×身長))の値が18.5未満(低体重)の方
- **認知機能の低下リスク**
・物忘れについてたずねた設問で「はい(該当)」と回答の方
- **うつ傾向リスク**
・うつ傾向をたずねた設問2問中、いずれかで「はい(該当)」と回答の方

(1) あいとぴあエリア

あいとぴあエリアの介護予防リスク該当者の割合を年齢別に見ると、65歳から74歳までの前期高齢者は「転倒リスク」や「うつ傾向リスク」の割合が、75歳から84歳と比べて高くなっています。85歳以上では「閉じこもり傾向リスク」の割合が、75歳から84歳と比べて低くなっています。(表3-6)

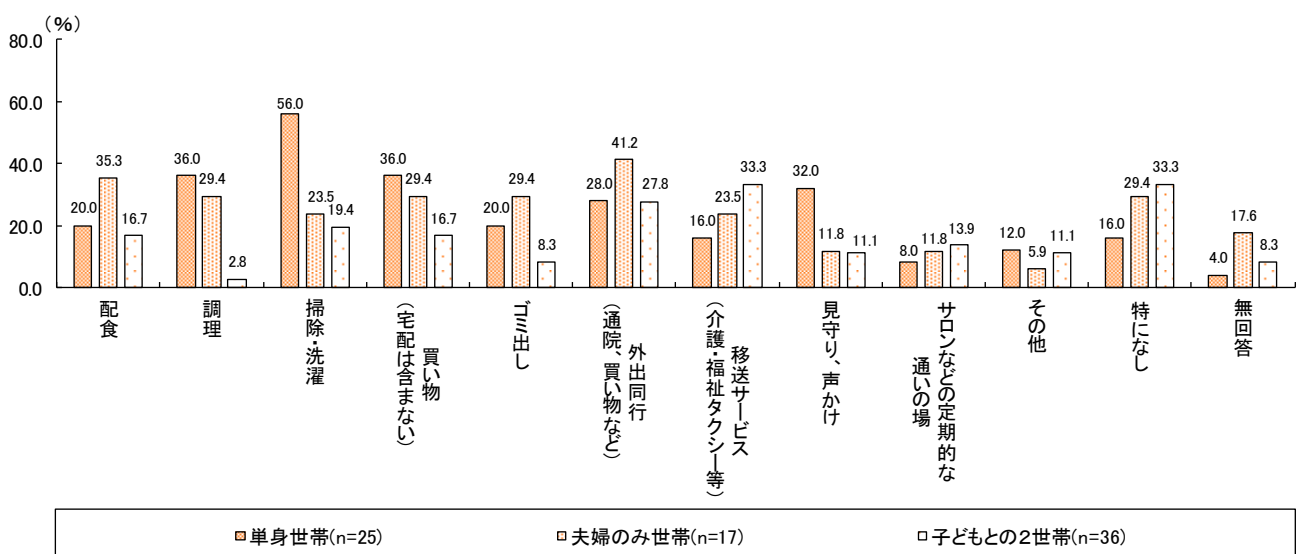
あいとぴあエリアにおいて今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて世帯類型別に見ると、単身世帯は他の世帯に比べて「掃除・洗濯」が56.0%と高くなっています。夫婦のみ世帯は「外出同行（通院、買い物など）」が41.2%、「配食」が35.3%と高く、子どもとの2世帯は「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が33.3%と高くなっています。(図3-17)

表3-6 介護予防リスク該当者の割合
(あいとぴあエリア、年齢別)

(単位: 人、%)

	対象者数	低下 リスク	運動 器機 能の リスク	転 倒 リ ス ク	傾 向 リ ス ク	閉 じ こ も り リ ス ク	低 栄 養 リ ス ク	低 認 知 リ ス ク	リ ス ク	う つ 傾 向
あいとぴあエリア	108	10.2	28.7	9.3	1.9	38.9	47.2			
65-74歳	52	3.8	28.8	7.7	0.0	34.6	51.9			
75-84歳	42	14.3	23.8	11.9	4.8	40.5	45.2			
85歳以上	12	25.0	41.7	8.3	0.0	58.3	41.7			

図3-17 今後の在宅生活に必要と感じる支援・サービス
(あいとぴあエリア、世帯類型別：複数回答)



(2) こまえ苑エリア

こまえ苑エリアの介護予防リスク該当者の割合を年齢別に見ると、85歳以上は全体と比べて「閉じこもり傾向リスク」の割合が30.8%と倍以上となっています。また、「うつ傾向リスク」の割合も76.9%と高くなっています。(表3-7)

こまえ苑エリアにおいて今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて世帯類型別に見ると、単身世帯は他の世帯と比べて「外出同行(通院、買い物など)」の割合が70.0%と非常に高くなっています。また「見守り、声かけ」の割合も35.0%と他の日常生活圏域と比べて高くなっています。(図3-18)

表3-7 介護予防リスク該当者の割合

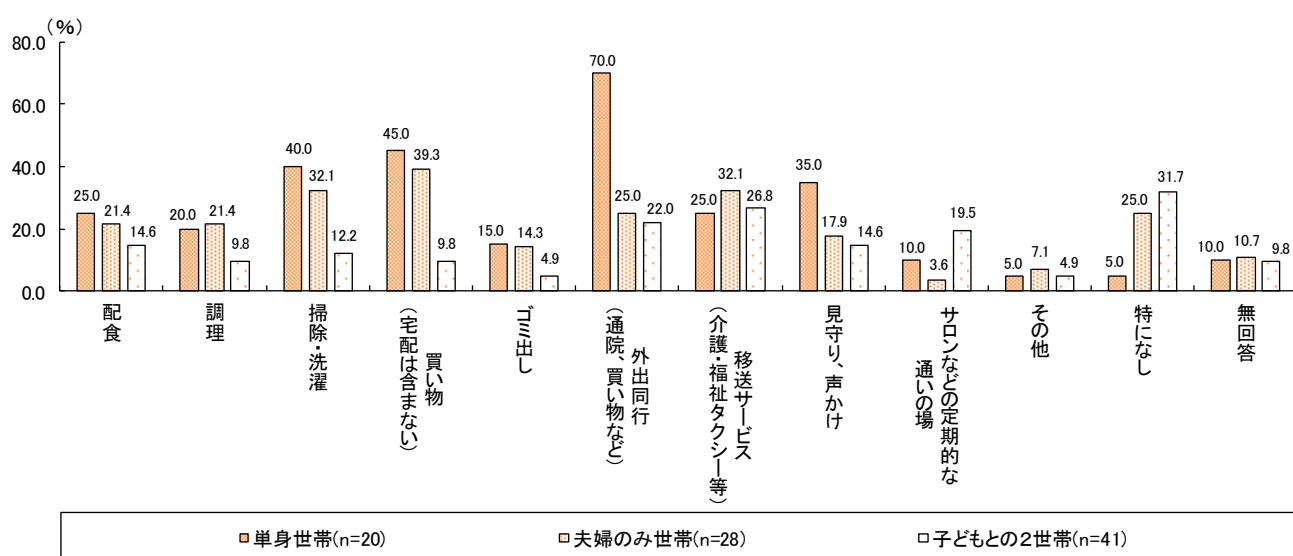
(こまえ苑エリア、年齢別)

(単位: 人、%)

	対象者数	運動器機能の低下リスク	転倒リスク	閉じこもり傾向リスク	低栄養リスク	認知機能の低下リスク	うつ傾向リスク
こまえ苑エリア	126	15.9	30.2	14.3	0.8	49.2	41.3
65-74歳	60	6.7	21.7	10.0	0.0	35.0	33.3
75-84歳	53	20.8	39.6	15.1	1.9	60.4	41.5
85歳以上	13	38.5	30.8	30.8	0.0	69.2	76.9

図3-18 今後の在宅生活に必要と感じる支援・サービス

(こまえ苑エリア、世帯類型別：複数回答)



(3) こまえ正吉苑エリア

こまえ正吉苑エリアの介護予防リスク該当者の割合を年齢別に見ると、85歳以上は全体と比べて「閉じこもり傾向リスク」が40.0%と倍以上となっています。また、「うつ傾向リスク」の割合も60.0%と高くなっています。(表3-8)

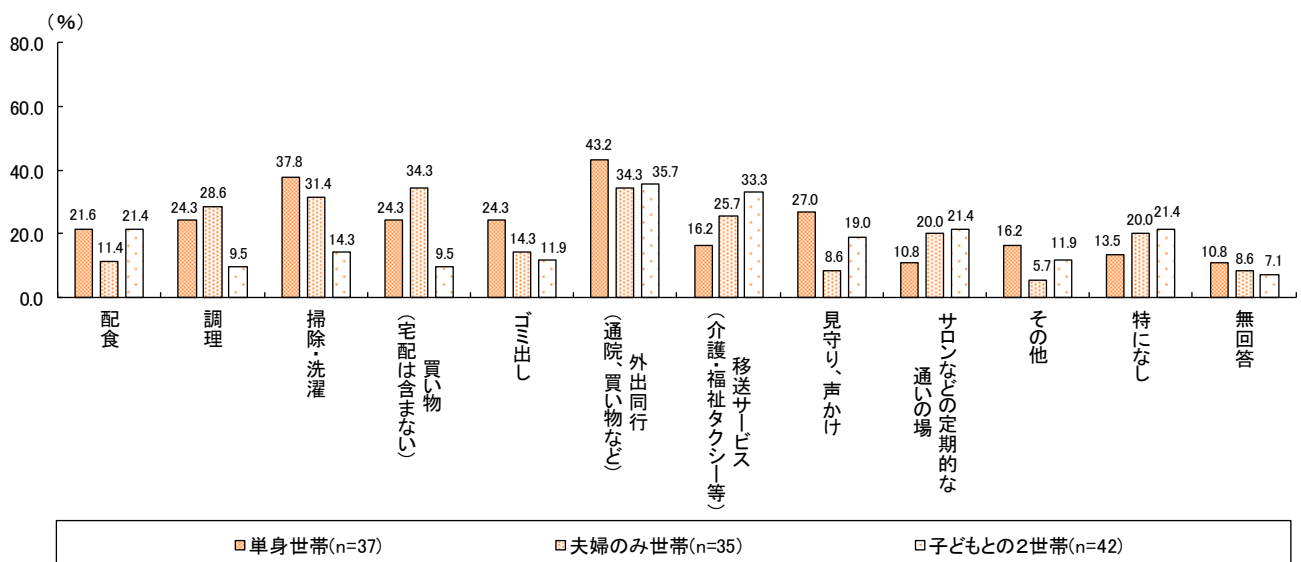
こまえ正吉苑エリアにおいて今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて世帯類型別に見ると、どの世帯も「外出同行(通院、買い物など)」の割合が最も高く、特に単身世帯は43.2%となっています。(図3-19)

表3-8 介護予防リスク該当者の割合
(こまえ正吉苑エリア、年齢別)

(単位:人、%)

	対象者数	低下運動器機能のリスク	転倒リスク	閉じこもり傾向リスク	低栄養リスク	認知機能の低下リスク	うつ傾向リスク
こまえ正吉苑エリア	152	11.8	28.9	15.8	0.7	40.8	48.7
65-74歳	71	4.2	23.9	12.7	1.4	38.0	49.3
75-84歳	61	14.8	29.5	11.5	0.0	37.7	44.3
85歳以上	20	30.0	45.0	40.0	0.0	60.0	60.0

図3-19 今後の在宅生活に必要と感じる支援・サービス
(こまえ正吉苑エリア、世帯類型別：複数回答)

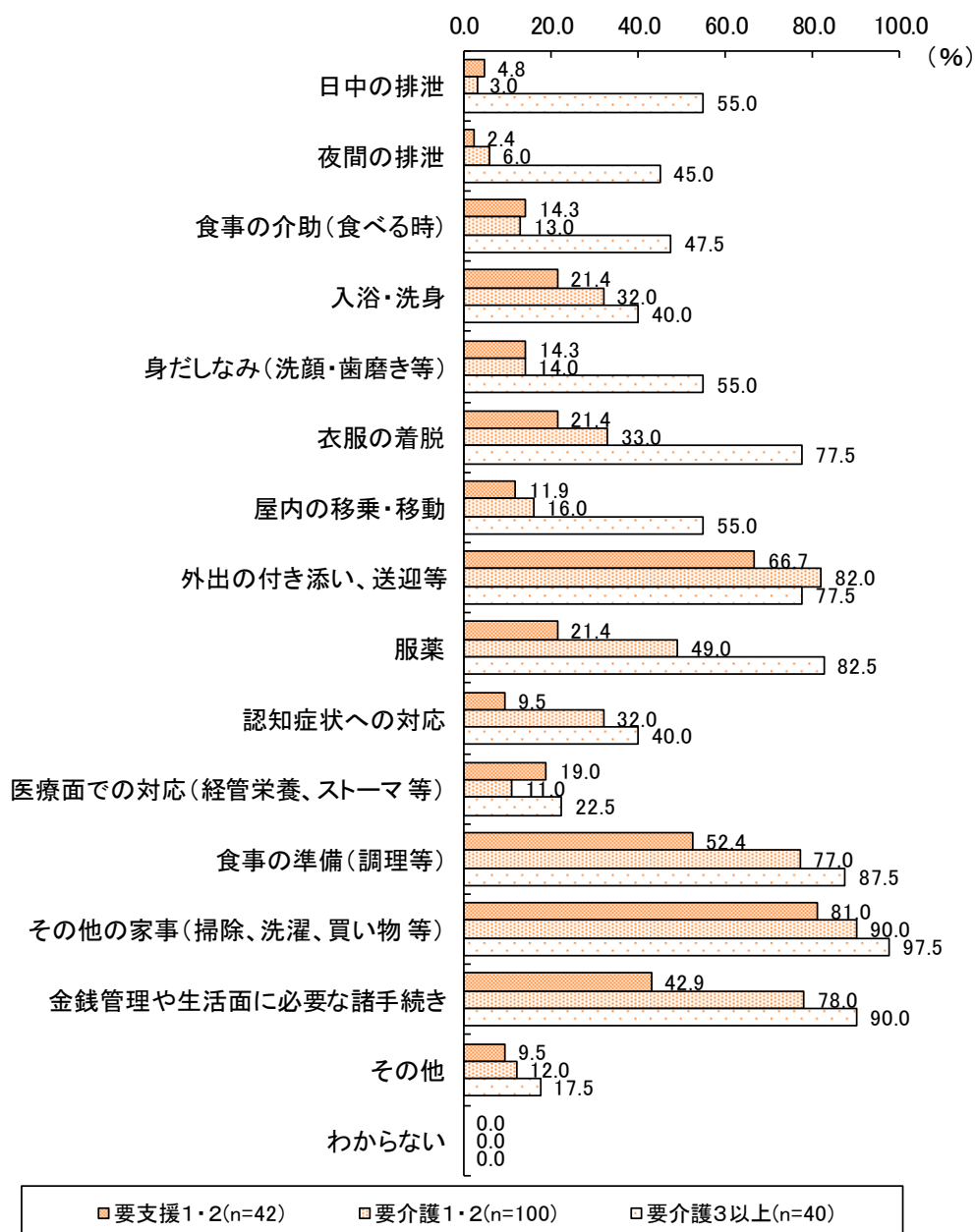


5 医療と介護について

(1) 主な介護者が行っている介護等

在宅介護実態調査で主な介護者が週に1度以上介護がある方に行っている介護等について要支援・要介護度別に見ると、「外出の付き添い、送迎等」を除いていずれの介護も要介護3以上で高い割合で、特に「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が97.5%、「金銭管理や生活面で必要な諸手続き」が90.0%、「食事の準備（調理等）」が87.5%、「服薬」が82.5%と高い割合となっており、要介護3以上の介護は多岐にわたっています。（図3-20）

図3-20 主な介護者が行っている介護等
 <週に1度以上介護がある方>（要支援・要介護度別：複数回答）



(2) 施設への入所・入居の検討状況

在宅介護実態調査で施設への入所・入居の検討状況についてたずねたところ、「入所・入居は検討していない」が72.1%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が13.6%、「すでに入所・入居申込をしている」が4.7%となっています。(図3-21)

介護者の性・年代別では「男性70代以上」、「女性60代」の「入所・入居を検討している」の割合が高くなっています。(表3-9)

図3-21 施設への入所・入居の検討状況（全体）

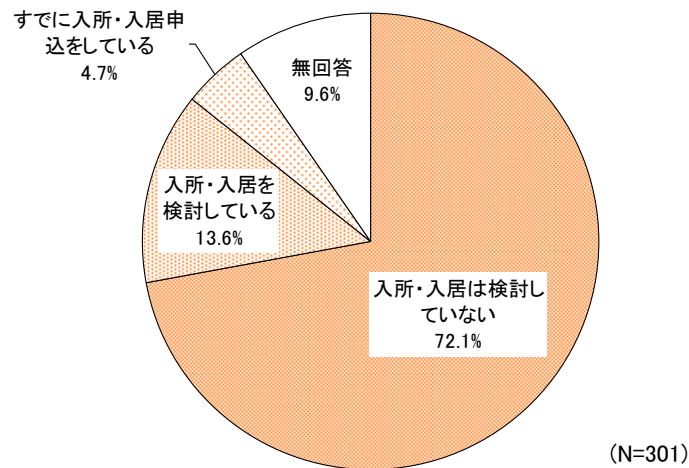


表3-9 施設への入所・入居の検討状況
(全体、介護者性・年代別)

		上段:実人数(人) 下段:構成比(%)				
		対象者数	検討し・入居しない	検討し・入居を	すでに入所・入居	無回答
全体		301 100.0	217 72.1	41 13.6	14 4.7	29 9.6
介護者性・年代別	男性-50代以下	14 100.0	7 50.0	2 14.3	3 21.4	2 14.3
	男性-60代	13 100.0	10 76.9	1 7.7	1 7.7	1 7.7
	男性-70代以上	24 100.0	15 62.5	6 25.0	2 8.3	1 4.2
	女性-50代以下	59 100.0	49 83.1	5 8.5	4 6.8	1 1.7
	女性-60代	33 100.0	24 72.7	8 24.2	1 3.0	0 0.0
	女性-70代以上	31 100.0	22 71.0	4 12.9	1 3.2	4 12.9

(3) サービス利用者のサービス利用状況

在宅介護実態調査でサービス利用者のサービス利用状況についてたずねたところ、全体では、「福祉用具貸与」の利用割合が59.0%で最も高くなっていますが、「通所介護」の利用割合も57.6%と高く、「訪問介護」は39.3%となっています。

サービス利用者のサービス利用状況を要支援・要介護度別に見ると、「通所介護」は要介護3、「訪問介護」は要介護2で利用割合が高くなっています。

また、要介護4は14人、要介護5は10人と人数が少ないものの、要介護4は全体と比べて「訪問看護」や「通所リハビリテーション」が、要介護5は「訪問リハビリテーション」、「短期入所生活介護」などの利用が多くなっています。(表3-10)

表3-10 サービス利用者のサービス利用状況
(サービス利用者、要支援・要介護度別)

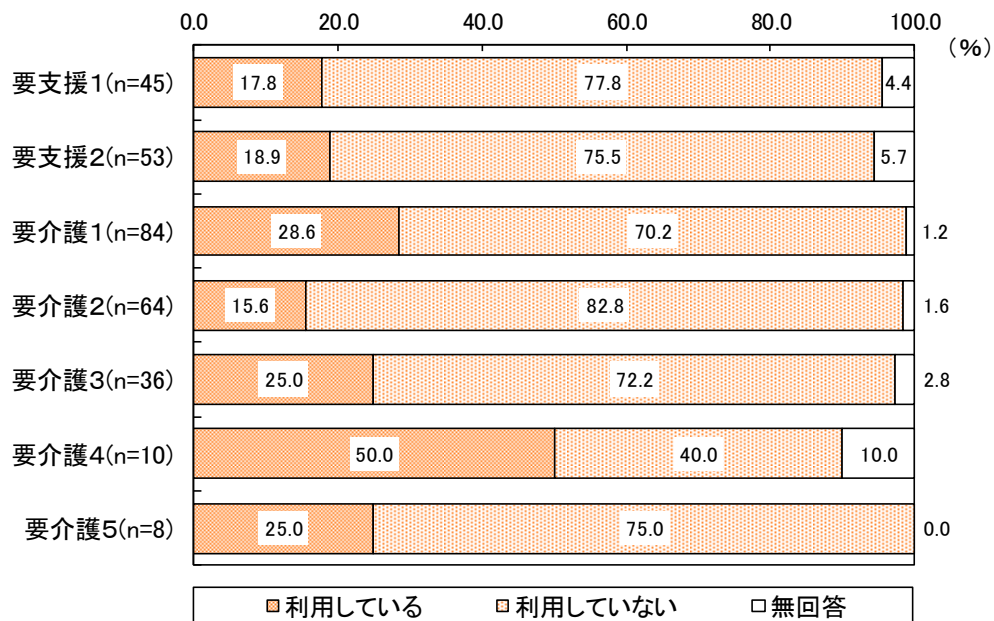
上段:実人数(人)
下段:構成比(%)

		合計	在宅サービス								
			通所介護	通所リハビリ	通所認知症対応型	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリ	短期入所生活	短期入所療養	福祉用具貸与
全体		229 100.0	132 57.6	22 9.6	2 0.9	90 39.3	34 14.8	31 13.5	19 8.3	0 0.0	135 59.0
要支援・ 要介護度別	要支援1	7 100.0	2 28.6	1 14.3	0 0.0	3 42.9	1 14.3	3 42.9	0 0.0	0 0.0	3 42.9
	要支援2	11 100.0	4 36.4	1 9.1	0 0.0	8 72.7	1 9.1	1 9.1	0 0.0	0 0.0	8 72.7
	要介護1	75 100.0	38 50.7	9 12.0	0 0.0	25 33.3	10 13.3	9 12.0	1 1.3	0 0.0	37 49.3
	要介護2	70 100.0	41 58.6	5 7.1	0 0.0	30 42.9	11 15.7	9 12.9	6 8.6	0 0.0	41 58.6
	要介護3	42 100.0	30 71.4	4 9.5	1 2.4	15 35.7	3 7.1	2 4.8	7 16.7	0 0.0	28 66.7
	要介護4	14 100.0	8 57.1	2 14.3	1 7.1	6 42.9	2 14.3	0 0.0	1 7.1	0 0.0	8 57.1
	要介護5	10 100.0	9 90.0	0 0.0	0 0.0	3 30.0	6 60.0	7 70.0	4 40.0	0 0.0	10 100.0

(4) 訪問診療の利用

在宅介護実態調査で訪問診療の利用について要支援・要介護度別にたずねたところ、要介護2の方を除く、要介護1以上の方で、20.0%以上の利用があり、特に要介護4の認定を受けた人では50.0%が訪問診療を利用しています。(図3-22)

図3-22 訪問診療の利用（要支援・要介護度別）



6 介護者支援について

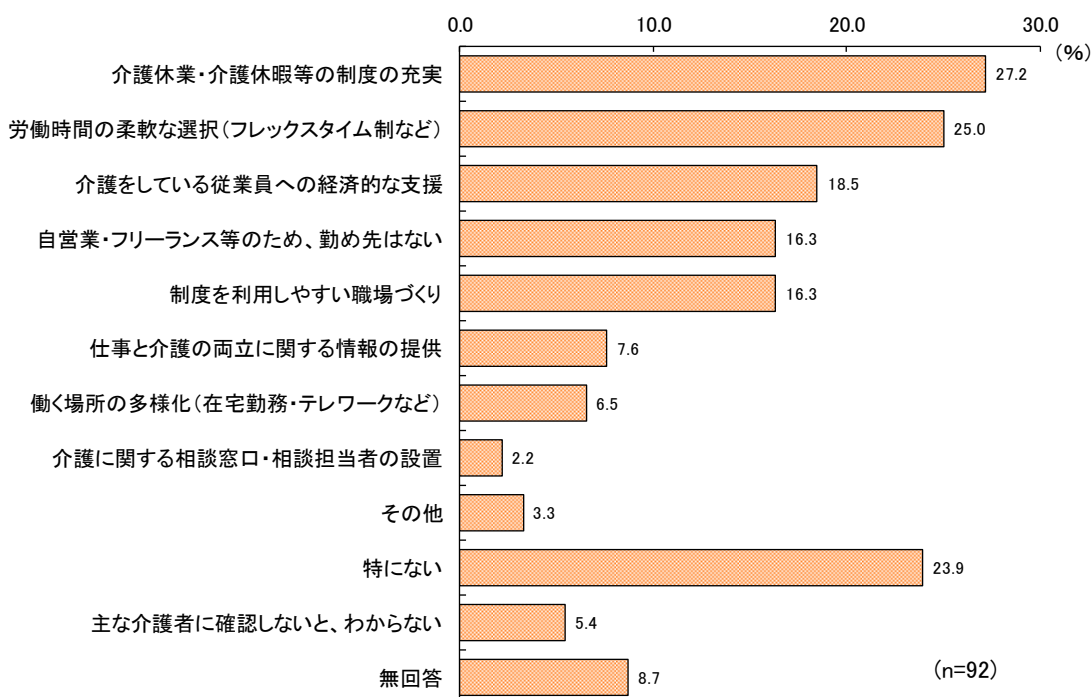
仕事と介護を両立するうえで必要な支援

在宅介護実態調査で主な介護者の方でフルタイム又はパートタイムで働いている人に主な介護者の方の勤め先からあるとよい支援についてたずねたところ、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が27.2%で最も多く、次いで「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が25.0%で続いています。「特にない」は23.9%となっています。(図3-23)

図3-23 主な介護者の人の勤め先からあるとよい支援

(全体：複数回答)

＜主な介護者がフルタイム又はパートタイムで就労している人＞

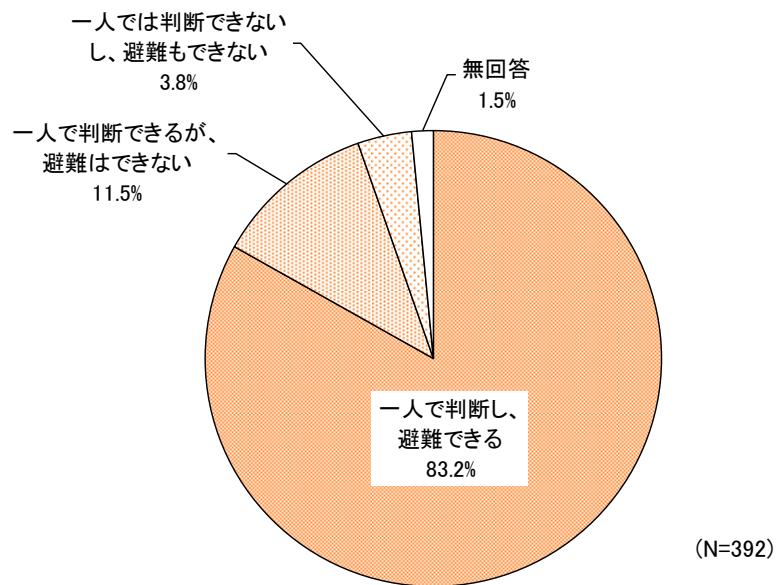


7 福祉のまちづくりについて

(1) 災害や火災などの緊急時に一人で避難することができますか

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で災害や火災などの緊急時に一人で避難することができるかについてたずねたところ、「一人で判断し、避難できる」が83.2%で最も多く、次いで「一人で判断できるが、避難はできない」が11.5%、「一人では判断できないし、避難もできない」が3.8%となっています。(図3-24)

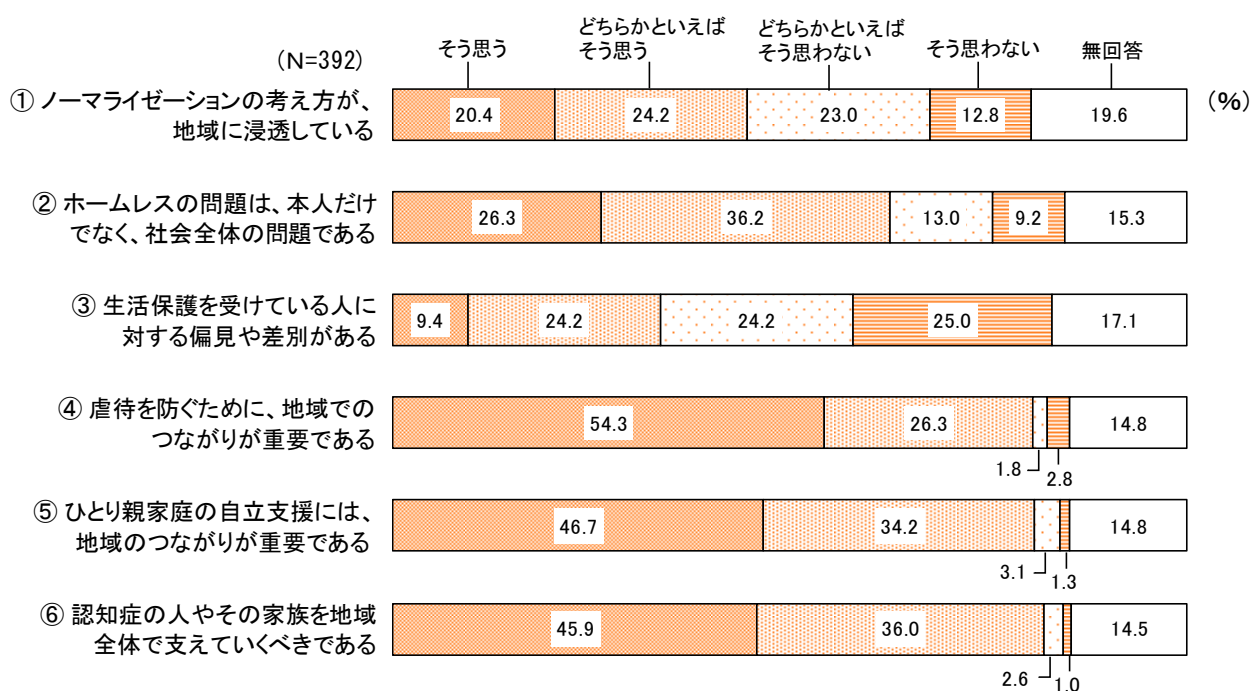
図3-24 災害や火災などの緊急時に一人で避難することができますか(全体)



(2) 福祉のまちづくりについての考え方

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で福祉のまちづくりについての考え方についてたずねたところ、「虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である」が80.6%、「ひとり親家庭の自立支援には、地域のつながりが重要である」が80.9%、「認知症の人やその家族を地域全体で支えていくべきである」が81.9%と地域のつながりが重要であると感じています。(図3-25)

図3-25 福祉のまちづくりについての考え方（全体）



第3節 介護保険データから見る現状

介護保険の指標の中から、要支援・要介護認定の認定率及び居宅・施設サービスの利用状況を取り上げ、狛江市と他区市町村との状況の比較を行いました。

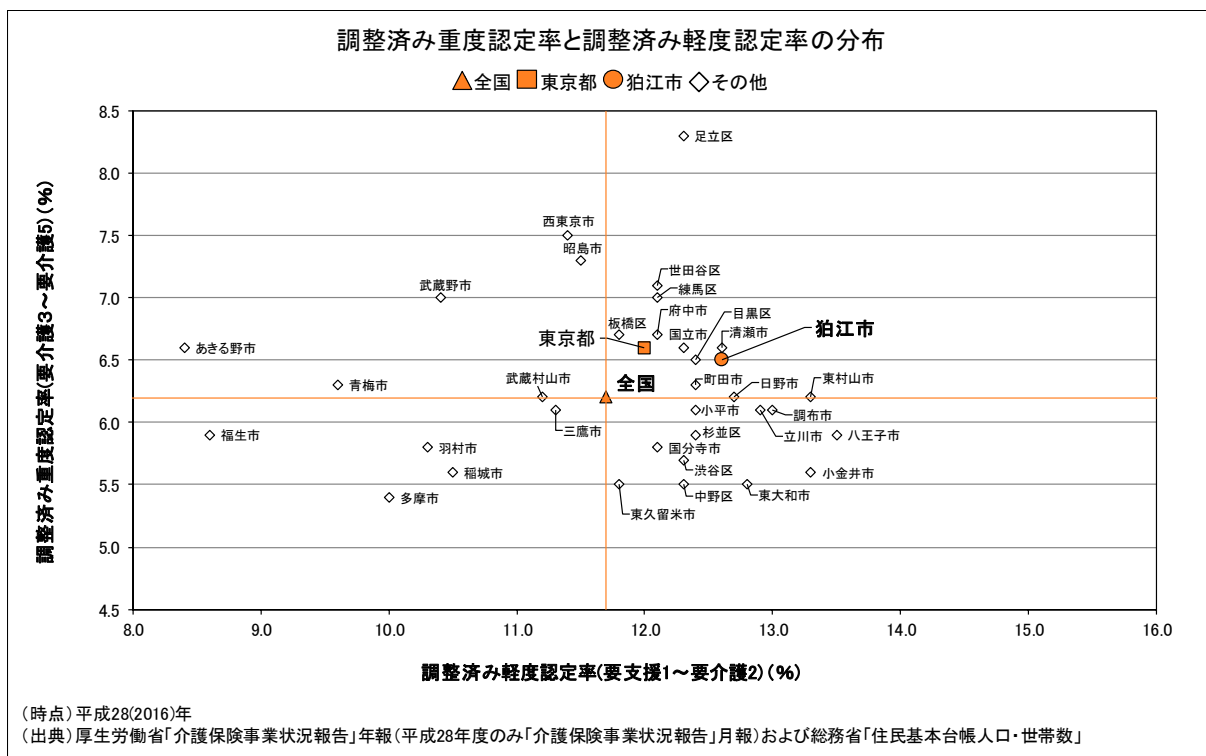
1 介護保険データ

(1) 要支援者・要介護者の状況分析（地域包括ケア「見える化」システムより）

狛江市の第1号被保険者の要支援・要介護認定率は平成28（2016）年に20.0%となっていますが、年齢の誤差を除いた要支援1～要介護2の調整済み軽度認定率は12.6%、要介護3～要介護5の調整済み重度認定率は6.5%となっています。

全国と比較して東京都は重度・軽度ともにやや認定率が高くなっていますが、狛江市は東京都と比べて軽度認定率の割合が高くなっています。（図3-26）

図3-26 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布



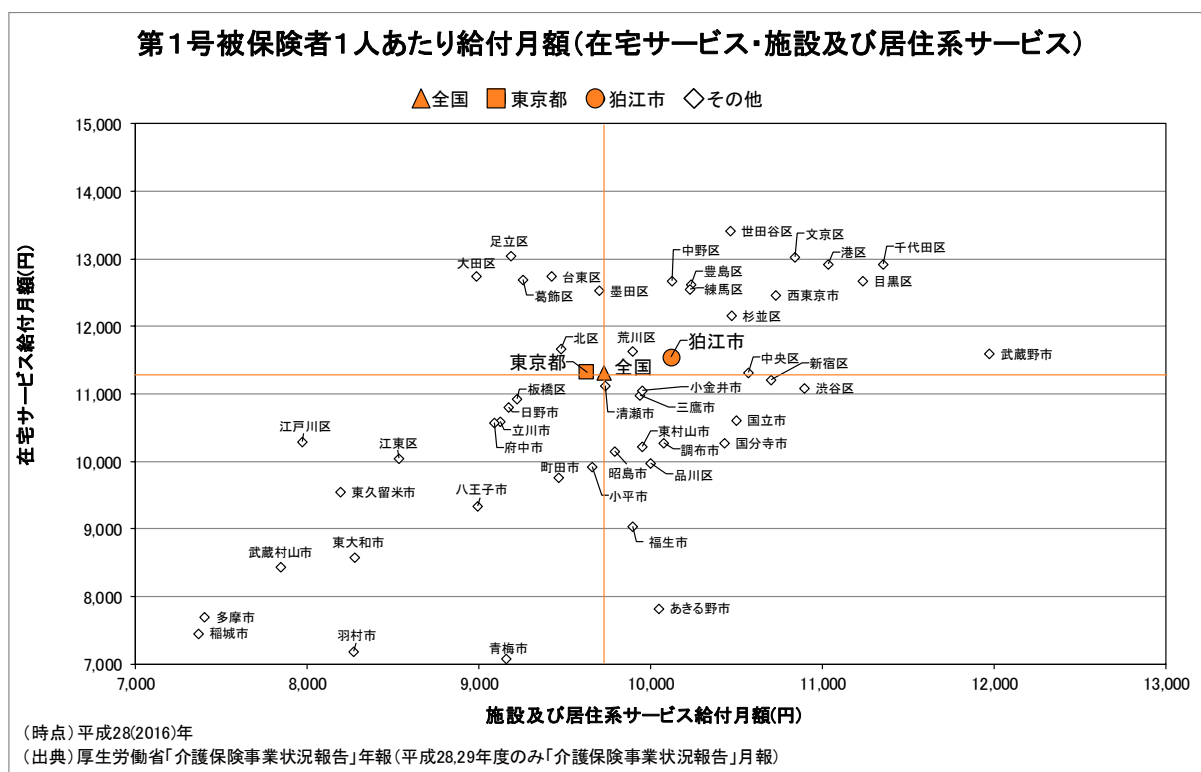
- 全国 (軽度認定率:11.7 重度認定率:6.2)
- 東京都 (軽度認定率:12.0 重度認定率:6.6)
- 狛江市 (軽度認定率:12.6 重度認定率:6.5)

(2) 施設サービスと在宅サービスの利用バランス

狛江市の第1号被保険者1人あたり給付月額が平成28(2016)年は、在宅サービスの給付額は11,550円、施設及び居住系サービスは10,116円となっています。

全国と比較して東京都はやや施設サービス給付月額が低くなっています。狛江市は在宅サービス、施設サービスの給付月額が全国、東京都よりもやや高いものの、全国平均に近いものとなっています。(図3-27)

図3-27 第1号被保険者1人あたり給付月額
(在宅サービス・施設及び居住系サービス)



○全国	(在宅サービス:11,315 円 施設サービス:9,776 円)
○東京都	(在宅サービス:11,308 円 施設サービス:9,629 円)
○狛江市	(在宅サービス:11,550 円 施設サービス:10,116 円)

【「在宅サービス」、「施設及び居住系サービス」とは、以下のサービスをいいます。】

○在宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

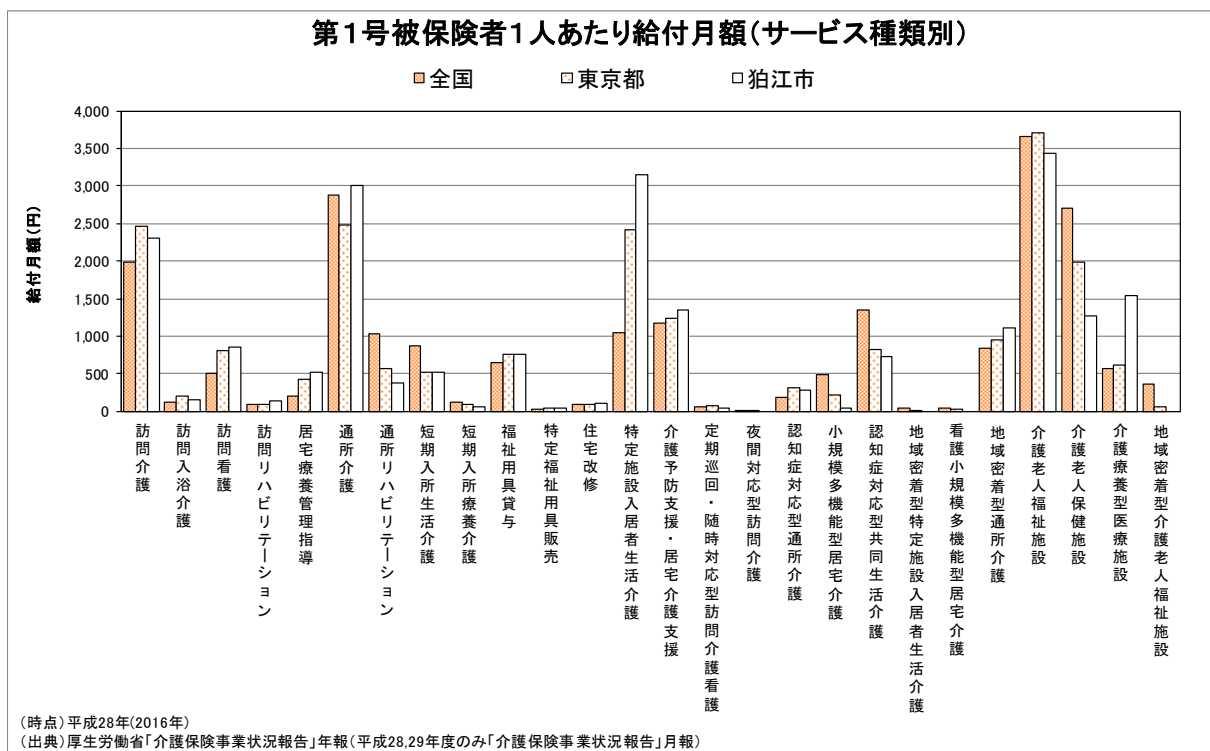
○施設及び居住系サービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

(3) サービス種類別の利用状況

平成28（2016）年の狛江市の第1号被保険者1人あたり給付月額をサービス種類別に見ると、訪問介護の1人あたり給付月額は、東京都、狛江市ともに全国よりも高く、やや東京都が狛江市よりも高くなっています。訪問看護の1人あたり給付月額、通所介護の1人あたり給付月額は、狛江市は全国、東京都よりも高くなっています。（図3-28）

図3-28 第1号被保険者1人あたり給付月額
(在宅サービス・施設及び居住系サービス)



○全国	(訪問介護:1,987 円 訪問看護:507 円 通所介護:2,884 円)
○東京都	(訪問介護:2,470 円 訪問看護:805 円 通所介護:2,457 円)
○狛江市	(訪問介護:2,300 円 訪問看護:861 円 通所介護:3,012 円)

2 医療費の分析（狛江市国民健康保険ポテンシャル分析より）

狛江市国民健康保険ポテンシャル分析（データヘルス計画）によると、狛江市の医療費は年代が上昇するに伴って増大しています。特に循環器系の疾患、新生物等で大きくなっており、この2疾病が医療費を押し上げています。

後期高齢者の医療ニーズは介護ニーズとも連動すると考えられることから、高齢期に健康な心身を維持するためには、前期高齢期あるいはそれ以前からの健康づくりの推進が狛江市の健康づくりにとっても大事な課題となります。（表3-11）

表3-11 狛江市の男女年代別の医療費の構成

年齢階層別医療費構成＜全体＞

	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～
1	V. 精神及び行動の障害	II. 新生物	IX. 循環器系の疾患	IX. 循環器系の疾患	IX. 循環器系の疾患
2	II. 新生物	V. 精神及び行動の障害	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	II. 新生物	II. 新生物
3	IX. 循環器系の疾患	IX. 循環器系の疾患	II. 新生物	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	XIII. 筋骨格系及び結合組織の疾患
4	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	V. 精神及び行動の障害	XIII. 筋骨格系及び結合組織の疾患	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患
5	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	XI. 消化器系の疾患

年齢階層別医療費構成＜男性＞

	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～
1	IX. 循環器系の疾患	IX. 循環器系の疾患	IX. 循環器系の疾患	II. 新生物	IX. 循環器系の疾患
2	V. 精神及び行動の障害	V. 精神及び行動の障害	V. 精神及び行動の障害	IX. 循環器系の疾患	II. 新生物
3	II. 新生物	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患
4	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	II. 新生物	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患
5	XI. 消化器系の疾患	II. 新生物	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	XI. 消化器系の疾患	XI. 消化器系の疾患

年齢階層別医療費構成＜女性＞

	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～
1	V. 精神及び行動の障害	II. 新生物	XIII. 筋骨格系及び結合組織の疾患	IX. 循環器系の疾患	IX. 循環器系の疾患
2	II. 新生物	XIII. 筋骨格系及び結合組織の疾患	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	XIII. 筋骨格系及び結合組織の疾患	XIII. 筋骨格系及び結合組織の疾患
3	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	V. 精神及び行動の障害	IX. 循環器系の疾患	II. 新生物	II. 新生物
4	XI. 消化器系の疾患	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	II. 新生物	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	XI. 消化器系の疾患
5	X. 呼吸器系の疾患	XIV. 腎尿路生殖器系の疾患	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患	XI. 消化器系の疾患	IV. 内分泌、栄養及び代謝疾患

第4節 第3次あいとぴあレインボープラン高齢者保健福祉計画の進捗状況の評価

1 進捗状況の管理・報告

第3次あいとぴあレインボープラン高齢者保健福祉計画では、基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である「市民福祉推進委員会」の小委員会である「高齢小委員会」において、毎年度計画全体の進捗を確認・評価したうえで、進捗管理報告書を作成し、計画の進捗状況について市公式ホームページを活用して市民に周知いたしました。

平成27（2015）年度及び平成28（2016）年度に行った進捗評価の結果を踏まえて、進捗状況の評価を行いました。

2 進捗状況の評価

（1）進捗評価の方法・基準

実施計画に記載されている事業が実施計画どおり進捗しているか否かについて、4段階で評価しました。（表3-12）

表3-12 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価内容
A	進捗している 例：前年度よりもより一層取組みを強化 年次目標どおり取組みを進捗できた
B	現状維持 例：前年度と同様の取組みを実施 （年次目標が現状維持で設定されていた場合を含む）
C	あまり進捗していない 例：前年度と同様の取組みを行えなかったが、次年度は行う予定 年次目標どおりの進捗ができなかった
D	全く進捗していない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない

(2) 全施策の進捗評価

全施策の進捗結果からは、平成27(2015)年度は「進捗している」が13.6%、「現状維持」が50.5%、「あまり進捗していない」が26.2%、「全く進捗していない」が9.7%という結果になっており、平成28(2016)年度は「進捗している」が12.2%、「現状維持」が76.6%、「あまり進捗していない」が5.6%、「全く進捗していない」が5.6%という結果になりました。(表3-13)

表3-13 全施策の進捗結果

評価基準	評価内容	事業数			
		平成27(2015)年度		平成28(2016)年度	
A	進捗している	14	13.6%	13	12.2%
B	現状維持	52	50.5%	82	76.6%
C	あまり進捗していない	27	26.2%	6	5.6%
D	全く進捗していない	10	9.7%	6	5.6%
計		103	100%	107	100%

(3) 重点施策の進捗評価

重点施策の進捗評価からは、平成27(2015)年度は「進捗している」が18.9%、「現状維持」が54.1%、「あまり進捗していない」が18.9%、「全く進捗していない」が8.1%という結果となっており、平成28(2016)年度は「進捗している」が20.5%、「現状維持」が66.7%、「あまり進捗していない」が12.8%、「全く進捗していない」が0%という結果になりました。(表3-14)

表3-14 重点施策の進捗結果

評価基準	評価内容	事業数			
		平成27(2015)年度		平成28(2016)年度	
A	進捗している	7	18.9%	8	20.5%
B	現状維持	20	54.1%	26	66.7%
C	あまり進捗していない	7	18.9%	5	12.8%
D	全く進捗していない	3	8.1%	0	0%
計		37	100%	39	100%

重点施策とは

施策体系において、重点施策として設定したもの。

(4) 基本目標ごとの進捗評価

基本目標・施策の方向性別に見ると、「基本目標1：健康づくりと社会参加を進めます。」については、平成27（2015）年度、平成28（2016）年度いずれも「現状維持」が多く、「基本目標2：日常生活支援を充実します。」については、平成27（2015）年度、平成28（2016）年度いずれも概ね進捗していますが、「基本目標3：地域包括ケアシステムの実現を目指します。」については、平成27（2015）年度は権利擁護の推進や高齢者の住まいの確保の部分で進捗していない状況となっており、平成28（2016）年度は前年度末時点から比べると進捗してはいるものの、他目標よりも進捗が遅れています。（表3-15）

表3-15 基本目標ごとの進捗評価

基本目標・施策の方向性	評価				
	A	B	C	D	計
基本目標1：健康づくりと社会参加を進めます。					
(1)健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の取組み強化	平成27(2015)年度				
	1 (7.2%)	10 (71.4%)	3 (21.4%)	0 (0%)	14 (100%)
	平成28(2016)年度				
	1 (6.7%)	14 (93.3%)	0 (0%)	0 (0%)	15 (100%)
(2)心身の健康維持や増進につながる社会参加の促進	平成27(2015)年度				
	0 (0%)	7 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (100%)
	平成28(2016)年度				
	0 (0%)	7 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (100%)
(3)生きがいに結びつく地域貢献や就労の場の拡充	平成27(2015)年度				
	1 (16.7%)	5 (83.3%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (100%)
	平成28(2016)年度				
	0 (0%)	7 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (100%)
小計	平成27(2015)年度				
	2 (7.4%)	22 (81.5%)	3 (11.1%)	0 (0%)	27 (100%)
	平成28(2016)年度				
	1 (3.4%)	28 (96.6%)	0 (0%)	0 (0%)	29 (100%)

基本目標・施策の方向性	評価				
	A	B	C	D	計
基本目標2: 日常生活支援を充実します。					
(1) 地域における見守りと支え合いの仕組みづくり	平成27(2015)年度				
	1 (20.0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)	0 (0%)	5 (100%)
	平成28(2016)年度				
	0 (0%)	4 (80.0%)	0 (0%)	1 (20.0%)	5 (100%)
(2) 多様な主体による生活支援サービスの充実	平成27(2015)年度				
	4 (33.3%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	2 (16.7%)	12 (100%)
	平成28(2016)年度				
	2 (16.7%)	8 (66.6%)	0 (0%)	2 (16.7%)	12 (100%)
(3) 新しい総合事業への円滑な移行	平成27(2015)年度				
	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)
	平成28(2016)年度				
	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)
(4) 避難行動要支援者支援体制の充実	平成27(2015)年度				
	3 (50.0%)	2 (33.3%)	0 (0%)	1 (16.7%)	6 (100%)
	平成28(2016)年度				
	1 (14.3%)	5 (71.4%)	0 (0%)	1 (14.3%)	7 (100%)
小計	平成27(2015)年度				
	10 (40.0%)	9 (36.0%)	3 (12.0%)	3 (12.0%)	25 (100%)
	平成28(2016)年度				
	5 (19.2%)	17 (65.4%)	0 (0%)	4 (15.4%)	26 (100%)
基本目標3: 地域包括ケアシステムの実現を目指します。					
(1) 地域包括支援センターの機能の充実	平成27(2015)年度				
	0 (0%)	8 (50.0%)	6 (37.5%)	2 (12.5%)	16 (100%)
	平成28(2016)年度				
	1 (6.3%)	13 (81.2%)	2 (12.5%)	0 (0%)	16 (100%)
(2) 医療と介護の連携強化	平成27(2015)年度				
	1 (12.5%)	4 (50.0%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	8 (100%)
	平成28(2016)年度				
	2 (22.2%)	5 (55.6%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	9 (100%)

基本目標・施策の方向性	評価				
	A	B	C	D	計
基本目標3:地域包括ケアシステムの実現を目指します。					
(3)認知症対策の充実	平成27(2015)年度				
	1 (7.7%)	6 (46.1%)	5 (38.5%)	1 (7.7%)	13 (100%)
	平成28(2016)年度				
	3 (23.1%)	9 (69.2%)	0 (0%)	1 (7.7%)	13 (100%)
(4)権利擁護の推進と高齢者虐待の防止	平成27(2015)年度				
	0 (0%)	2 (28.6%)	4 (57.1%)	1 (14.3%)	7 (100%)
	平成28(2016)年度				
	0 (0%)	4 (57.1%)	3 (42.9%)	0 (0%)	7 (100%)
(5)住まいの確保	平成27(2015)年度				
	0 (0%)	1 (14.3%)	4 (57.1%)	2 (28.6%)	7 (100%)
	平成28(2016)年度				
	1 (14.3%)	6 (85.7%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (100%)
小計	平成27(2015)年度				
	2 (3.9%)	21 (41.2%)	21 (41.2%)	7 (13.7%)	51 (100%)
	平成28(2016)年度				
	7 (13.5%)	37 (71.2%)	6 (11.5%)	2 (3.8%)	52 (100%)

第5節 第6期介護保険事業計画値の検証

第6期介護保険事業計画期間の計画値及び実績値から、第6期介護保険事業計画の計画値の検証を行いました。

予防給付費について見ると、平成28（2016）年度の計画値と実績値の割合からは、「介護予防訪問看護」、「介護予防短期入所生活介護」及び「特定介護予防福祉用具購入費」の実績が計画値を大きく上回っています。しかし、「介護予防訪問リハビリテーション」及び「介護予防特定施設入居者生活介護」については実績値が低くなっています。（表3-16）

介護給付費についてみると、平成28（2016）年度の計画値と実績値の割合からは、「訪問介護」及び「通所介護」はほぼ計画値の前後であったのに対し、「訪問看護」、「通所リハビリ」及び「認知症対応型通所介護」の実績が計画値を大きく上回っています。しかし、「小規模多機能型居宅介護」については実績値が大きく下回っています。（表3-17）

表3-16 予防給付費の検証

単位:各項目の()内

		第6期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	給付費(千円)	59,209	60,057	57,500	55,246	97.1%	92.0%
	人数(人)	285	291	274	271	96.2%	93.2%
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	42	0	-	-
	回数(回)	0.0	0.0	0.4	0.0	-	-
	人数(人)	0	0	0	0	-	-
介護予防訪問看護	給付費(千円)	11,625	12,793	13,339	18,918	114.7%	147.9%
	回数(回)	213.0	236.0	254.8	356.9	119.6%	151.2%
	人数(人)	35	38	36	48	102.4%	127.4%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	8,807	11,117	4,989	3,594	56.7%	32.3%
	回数(回)	243.0	307.0	139.6	102.4	57.4%	33.4%
	人数(人)	31	39	17	11	55.1%	29.1%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	8,605	10,100	7,927	8,912	92.1%	88.2%
	人数(人)	62	73	59	71	94.8%	97.7%
介護予防通所介護	給付費(千円)	138,631	154,264	107,637	103,691	77.6%	67.2%
	人数(人)	342	379	308	298	90.1%	78.6%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	28,669	31,566	22,336	25,608	77.9%	81.1%
	人数(人)	58	61	58	72	100.4%	118.4%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	231	231	180	350	77.7%	151.5%
	日数(日)	3.0	3.0	2.2	4.2	72.2%	138.9%
	人数(人)	1	1	1	1	66.7%	75.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	-	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
	人数(人)	0	0	0	0	-	-
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	-	-
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
	人数(人)	0	0	0	0	-	-
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	19,609	23,595	15,057	17,177	76.8%	72.8%
	人数(人)	221	266	219	230	99.1%	86.5%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,438	1,450	2,164	1,858	150.5%	128.1%
	人数(人)	5	5	7	6	141.7%	115.0%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	8,326	8,524	10,266	9,077	123.3%	106.5%
	人数(人)	6	6	8	7	130.6%	119.4%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	60,127	69,887	37,992	31,387	63.2%	44.9%
	人数(人)	57	67	41	36	72.2%	53.1%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	63	32	-	-
	回数(回)	0.0	0.0	0.6	0.3	-	-
	人数(人)	0	0	0	0	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	1,522	3,038	0	521	0.0%	17.1%
	人数(人)	4	4	0	1	0.0%	20.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	-	-
	人数(人)	0	0	0	0	-	-
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	38,584	41,783	37,731	39,015	97.8%	93.4%
	人数(人)	690	748	639	655	92.6%	87.6%
合計	給付費(千円)	385,383	428,405	317,223	315,386	82.3%	73.6%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

表3-17 介護給付費の検証

単位:各項目の()内

		第6期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	給付費(千円)	496,440	473,633	485,498	487,199	97.8%	102.9%
	回数(回)	12,694.0	12,236.0	13,067.0	13,517.4	102.9%	110.5%
	人数(人)	752	776	685	705	91.1%	90.8%
訪問入浴介護	給付費(千円)	41,191	34,129	39,260	37,139	95.3%	108.8%
	回数(回)	274	228	260	246	94.8%	108.0%
	人数(人)	65	56	57	50	87.4%	88.4%
訪問看護	給付費(千円)	139,674	140,374	155,509	184,172	111.3%	131.2%
	回数(回)	2,062.0	2,101.0	2,468.8	3,286.8	119.7%	156.4%
	人数(人)	302	313	318	368	105.4%	117.6%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	369,478	32,522	30,862	27,230	8.4%	83.7%
	回数(回)	1,000.0	883.0	831.3	731.3	83.1%	82.8%
	人数(人)	102	90	91	74	88.9%	81.9%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	100,294	99,660	97,085	113,070	96.8%	113.5%
	人数(人)	644	642	629	717	97.7%	111.7%
通所介護	給付費(千円)	886,823	630,743	842,410	606,625	95.0%	96.2%
	回数(回)	9,026	6,614	8,695	5,833	96.3%	88.2%
	人数(人)	972	721	878	609	90.3%	84.5%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	53,650	48,447	60,547	61,648	112.9%	127.2%
	回数(回)	556.0	506.0	630.5	651.7	113.4%	128.8%
	人数(人)	97	88	109	118	111.9%	133.7%
短期入所生活介護	給付費(千円)	111,397	111,663	117,797	122,548	105.7%	109.7%
	日数(日)	1,086.0	1,123.0	1,099.3	1,171.6	101.2%	104.3%
	人数(人)	151	159	136	140	90.0%	88.1%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	24,165	24,586	16,367	14,629	67.7%	59.5%
	日数(日)	203.0	210.0	117.2	104.9	57.7%	50.0%
	人数(人)	24	26	14	12	58.7%	44.6%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	304	274	-	-
	日数(日)	0.0	0.0	2.0	1.6	-	-
	人数(人)	0	0	0	0	-	-
福祉用具貸与	給付費(千円)	160,908	155,703	15,941	160,367	9.9%	103.0%
	人数(人)	929	951	899	955	96.8%	100.4%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	6,625	5,682	8,293	6,674	125.2%	117.5%
	人数(人)	18	16	22	18	121.3%	110.4%
住宅改修費	給付費(千円)	16,049	14,769	19,373	17,487	120.7%	118.4%
	人数(人)	13	12	17	16	128.8%	132.6%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	598,438	589,752	668,801	709,934	111.8%	120.4%
	人数(人)	243	240	278	297	114.3%	123.8%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	22,478	5,397	9,062	-	40.3%
	人数(人)	0	10	2	4	-	40.8%
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	4,047	0	0	-	0.0%
	人数(人)	0	10	0	0	-	0.0%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	58,281	47,761	57,617	64,587	98.9%	135.2%
	回数(回)	458.0	389.0	421.4	484.8	92.0%	124.6%
	人数(人)	54	46	55	58	101.7%	125.9%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	23,371	46,383	0	8,334	0.0%	18.0%
	人数(人)	21	21	0	5	0.0%	21.4%
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	81,571	185,194	115,748	171,610	141.9%	92.7%
	人数(人)	27	61	37	58	138.6%	95.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	-	-
	人数(人)	0	0	0	0	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	-	-
	人数(人)	0	0	0	0	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	-	-
	人数(人)	0	0	0	0	-	-
地域密着型通所介護	給付費(千円)		270,318		239,719	-	88.7%
	回数(回)		2,835.0		3,008.4	-	106.1%
	人数(人)		309		363	-	117.4%
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費(千円)	703,386	993,827	710,417	812,491	101.0%	81.8%
	人数(人)	220	308	236	273	107.3%	88.6%
介護老人保健施設	給付費(千円)	370,148	388,924	326,801	298,815	88.3%	76.8%
	人数(人)	112	118	99	90	87.9%	76.2%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	378,117	377,387	378,054	361,829	100.0%	95.9%
	人数(人)	84	84	84	79	100.1%	93.9%
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	260,580	260,659	271,054	280,284	104.0%	107.5%
	人数(人)	1,514	1,540	1,465	1,509	96.8%	98.0%
合計	給付費(千円)	4,880,586	4,958,641	4,423,134	4,795,727	90.6%	96.7%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

第6節 制度改正の動向

1 地域包括ケアの強化のための介護保険法の一部を改正する法律

＜地域包括ケアシステムの深化・推進＞

（1）自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

- ・保険者機能の強化により、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定、計画に介護予防、重度化防止等の取組み内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

（2）医療と介護の連携の推進等

- ・日常的な医学管理、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設¹を創設
- ・医療と介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

（3）地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

- ・市町村による市民、行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービス²を位置付け

＜介護保険制度の持続可能性の確保＞

（4）2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に

（5）介護納付金への総報酬割の導入

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40歳～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

2 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の一部改正

＜地域における医療及び介護の総合的な確保の意義・基本的方向＞

（1）意義

「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37（2025）年に向け、利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、国民一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現

¹ 介護医療院（要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設）をいう。

² 介護保険サービスと障がい福祉サービスの同一事業所における一体的な提供を可能とすることをいう。

(2) 基本的方向

- i) 効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築
- ii) 地域の創意工夫を生かせる仕組み
- iii) 質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進
- iv) 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
- v) 情報通信技術（ICT）の活用

＜一部改正（平成28（2016）年12月26日）の主なポイント＞

(1) 医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性

- ・計画の作成体制について、関係者の協議の場を設けることを明記
- ・病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量について、両計画の整合性を確保し、医療・介護の提供体制を整備することを明記

(2) 都道府県の市町村支援

- ・市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業のうち、単独では実施困難な取組みへの広域的な支援の確保を明記

(3) 上記のほか

- ・医療・介護の両分野に精通した人材の確保
- ・住宅政策との連携等を明記

3 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

＜基本的考え方＞

- ・認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

＜7つの柱＞

① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
③ 若年性認知症施策の強化	
④ 認知症の人の介護者への支援	⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

＜認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進＞

- ・「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）に基づき、早期診断・早期対応を軸とし、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護等が提供される仕組みを構築する等認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

主な認知症施策関連予算

① 認知症に係る地域支援事業 ・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症地域支援推進員の設置等	④ 地域医療介護総合確保基金事業（介護分） ・介護基盤サービスの整備 ・介護、権利擁護等に関する人材の確保
② 認知症施策等総合支援事業等 ・認知症高齢者の見守りの推進（新規） ・成年後見制度利用促進に関する枠組み構築（新規） ・認知症の人本人の地域活動等の推進を支援（支援） ・認知症疾患医療センターの整備 等	⑤ 医療・介護保険制度 ・医療・介護保険制度による医療・介護給付等
③ 認知症関係研究費 ・コホート研究の全国展開と疾患登録に基づくデータ等を活用して、有効な予防法、革新的な診断・治療法等の開発を進めるとともに、臨床研究の実施を支援する体制の整備を推進	

第7節 高齢者保健福祉をめぐる主な課題

統計から見る現状、介護保険データから見る現状、第3次あいとぴあレインボープラン高齢者保健福祉計画の進捗状況の評価、第6期介護保険事業計画値の検証、制度改正の動向及び住民懇談会の結果を踏まえ、整理した課題は次のとおりです。

1 平成37（2025）年に向けた着実な計画の展開

第6期介護保険事業計画期間の高齢者保健福祉計画の平成28（2016）年度の進捗評価結果では、現状維持が76.6%と概ね計画に沿って推進されていること、また、介護保険運営の指標である要支援・要介護認定率やサービス給付費の状況からは、本計画、とりわけ介護保険事業計画の運営が全国や東京都の推移と合わせて順調に行われている状況が確認されます。

このことから、地域包括ケアシステムが目途とする平成37（2025）年に向けて、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を推進するにあたり、以上の成果を踏まえ基本的方向性を維持し、引き続き高齢者保健福祉施策、介護保険事業を推進していくことが課題です。

2 総合的な介護予防・生活支援体制づくり

市民意識調査の結果では、介護予防や生活支援への関心や必要性が益々高くなっています。このことから、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画では「介護予防・日常生活支援総合事業³（以下「新しい総合事業」といいます。）」の円滑な推進が喫緊の課題であると考えます。特に地域福祉分野とも連携した生活支援コーディネーターの育成や生活支援体制の整備、市民主体の活動の推進には重点的に取り組む必要があります。

また、男女とも60歳～64歳頃から医療費が急激に高くなることや、今後の人口構成では後期高齢者の増加が予想されること等から、前期高齢者の健康づくりと後期高齢者の保健事業、要介護状態を重度化しないリハビリや予防をさらに充実させていくことが課題です。

3 在宅生活を継続する体制

第6期介護保険事業計画の介護保険サービスの検証では、訪問看護等医療系サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの実績が上回り、かつ、伸びも大きいことから、在宅介護に対するニーズはますます高まっていると考えられます。しかし、地域密着型サービスは介護人材不足等の理由で、ニーズに十分に答えられないのが現状です。

在宅生活を継続するための支援としては、外出同行（通院、買い物等）や、掃除洗濯、移送サービス等のニーズも高く、世帯構成や地域によっても違いが見られました。このことから住み慣れた地域で住み続けるための地域密着型サービスの充実や、地域ニーズに対応した生活

³ 元気高齢者の方、介護保険法に基づく要支援者の方、要支援者になる可能性の高い方に対して、介護予防支援、生活支援サービスを含む日常生活支援を総合的に行う事業のことをいう。

支援体制の整備を進める必要があります。

また、要介護3以上の中重度者が日中夜間で多様な介護を必要とする状況も明らかになり、在宅生活を送るうえでの独居支援や24時間の支援、家族の不安・負担を解消する支援策が求められていると考えられます。

4 医療と介護の連携の推進

第6期介護保険事業計画期間の高齢者保健福祉計画の進捗評価結果では、医療と介護の連携の推進が課題となっており、今回の在宅介護実態調査の結果からも、要介護3以上の中重度者で訪問診療を利用する人の割合が高く、かつ、多様な介護を必要としている状況が明らかになりました。

このことから、医療と介護の連携を図るためには、三師会、大学病院、医療機関等関係者の協働による在宅医療の充実、多職種の連携、情報共有、医療対応のできる居宅サービスの確保、緊急時における後方支援病床の確保、市民啓発等幅広い体制づくりを進めていくことが必要です。

認知症高齢者日常生活自立度（第1号及び第2号被保険者、日常生活圏域別）（表3-3）によれば、認知症高齢者の割合は、認知症高齢者日常生活自立度Ⅰ以上の方では19.5%、Ⅱ以上の方では24.4%ですが、今後の高齢化の進行に伴い、認知症のある人もその疑いのある人も増加することが予想されています。国の新オレンジプランはそのための戦略として7つの柱を掲げ、認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策を推進しています。そこで、市でもこれまでの認知症支援体制を地域づくりに広げ、認知症初期集中支援チーム⁴、認知症地域支援推進員の配置等の地域支援事業を一層推進することが必要です。

また、認知症になっても自分らしい暮らしを支援するために、認知症の人と家族の声を聴き、居場所確保や自分らしい活動の支援、認知症ケアに精通した人材確保・育成、権利擁護の充実等の取組みを医療、介護、市民団体関係者等とも連携して充実させます。

5 権利擁護・住まいの充実

第6期介護保険事業計画期間の高齢者保健福祉計画の進捗評価結果では、医療と介護の連携とあわせて、権利擁護や住まいがC又はD評価です。これらは、いずれも国、東京都及び民間事業者との連携が必要な分野であり、狛江市単独での取組みが難しいことから地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて、さらに充実させる必要があります。

権利擁護、とりわけ成年後見制度については、アンケートでも認知度が低くなっており、今後は利用促進に向けた広報、また、市民後見人の育成に関する取組みを充実させていきます。

住まいについては、シルバーピア⁵等公的な住まいの有り方を検討するとともに、都や周辺自治体とも連携し有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の状況把握や、都市再生機構及び東京都住宅供給公社とも連携し、公営住宅及び都営住宅への入居の支援のあり方を検討します。

⁴ 複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期支援を包括的、集中的（概ね6箇月）に行うことにより、自立生活のサポートを行うチームのことをいう。

⁵ 高齢者に配慮された構造と設備を備えた高齢者専用の公営集合住宅のことをいう。

6 まちづくりとの連携

今回の制度改正では、地域共生社会の形成等がうたわれ、地域包括ケアシステムの推進が新しいまちづくりを考えることにもつながることが改めて示唆されています。

狛江市はコンパクトさを活かした公民館活動等の生涯学習や地域センター等を中心とした地域のコミュニティづくりを行ってまいりました。

地域包括ケアシステムの「地域づくり」に向けては、こうした狛江市の特徴を踏まえ、まちづくりや生涯学習の分野とも連携して、市民に馴染みのある地域づくりを実践し、居場所づくり、介護予防プログラム、助け合いの仕組み、認知症の見守り等を具体化させ、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画にも位置付けていくことが重要です。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

**みんなで支え合いながら、
自分らしく健康に暮らしつづけられるまち
～あいとぴあ狛江～**

団塊の世代がすべて65歳以上となり、狛江市においても市民の4人に1人が高齢者という本格的な超高齢社会を迎えました。

高齢者がいつまでも健康で自分らしく暮らし続けられること、介護や医療が必要でも住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けることは、誰しもが共通する願いです。

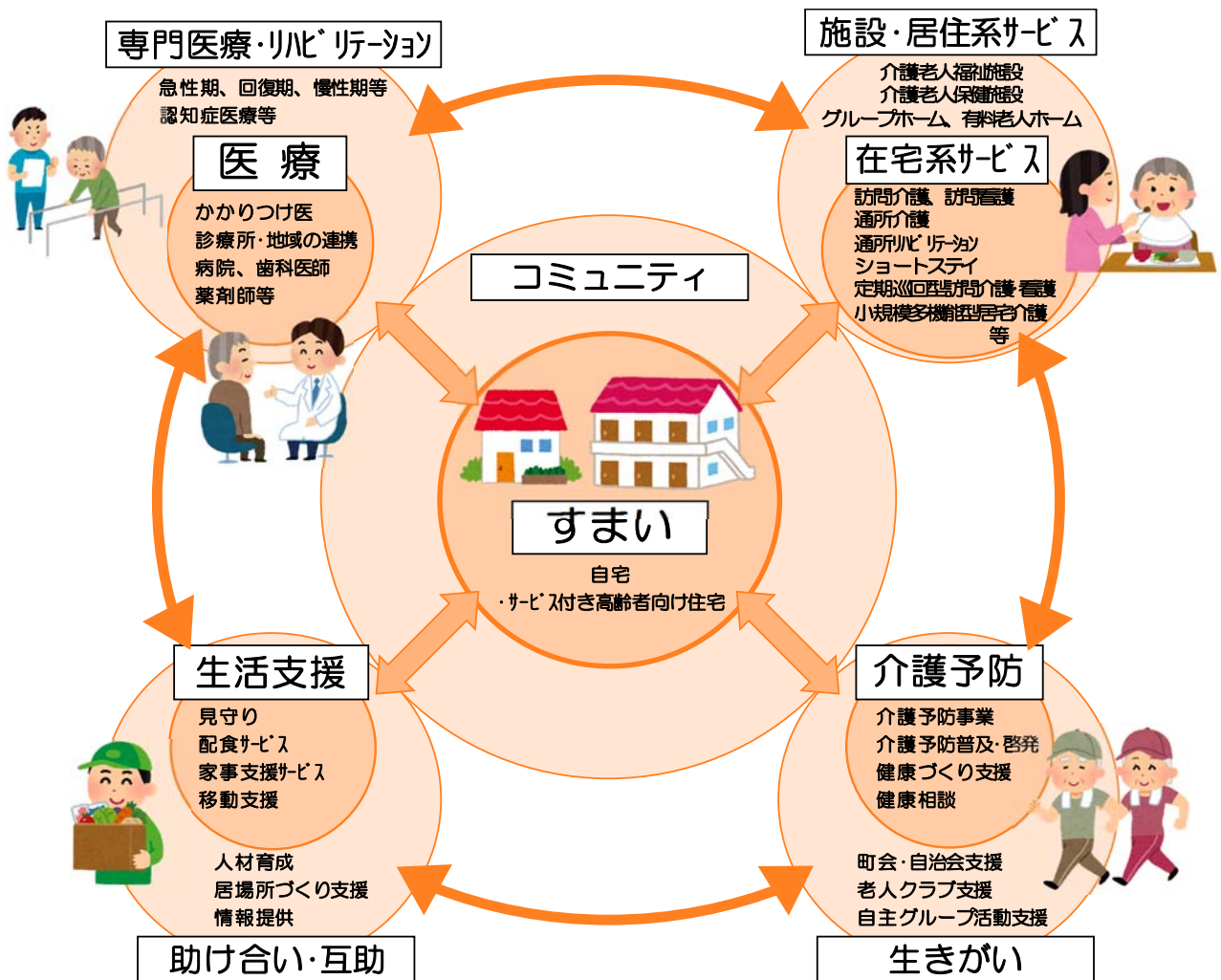
こうした願いを実現するため、医療、介護、住まい、介護予防及び生活支援のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステム（図3-29）を構築する必要があります。

狛江市が目指す「あいとぴあ」は、市民のであい・ふれあい・ささえあいによるまちづくりを表現した言葉であり、市が進めている地域包括ケアシステムが目指す姿とも重なり合うものでもあります。

この「あいとぴあ」の実現に向けて、「みんなで支え合いながら、自分らしく健康に暮らしつづけられるまち」を基本理念として高齢者保健福祉施策を推進します。

「あいとぴあ」とは
であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と
“ユートピア”からの合成語です。

図3-29 地域包括ケアシステムの姿



第2節 基本目標

「みんなで支え合いながら、自分らしく健康に暮らしつつけられるまち～あいとびあ狛江～」の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1：健康づくりと生きがいくくり

高齢者の健康寿命の延伸に向けて、健康づくり、介護予防及び疾病予防の取組みを強化し、地域支援事業の一般介護予防事業を推進するほか、市民自身による健康づくりを支援するとともに、介護予防の活動の主体となる人材を養成します。

また、高齢者の心身の健康維持や健康増進につながる社会参加の仕組みを充実させ、ボランティア活動及び活動団体、グループ等の立上げを支援します。

さらに、高齢者の生きがいくくりのために、介護ボランティア制度、多様な世代の居場所の確保を通して地域貢献活動の充実及びシルバー人材センター等就労の場の充実を図ります。

基本目標2：日常生活支援の充実

小地域での見守りと支え合いの仕組みとして、安否確認ネットワークの構築並びに地域組織及び福祉関係団体と連携した避難行動要支援者支援体制の構築等を進めます。

多様な主体による生活支援サービスを充実させ、住民が主体となった買い物、調理、掃除等の家事支援の仕組みを拡充します。

また、新たに始まった新しい総合事業について、生活支援体制整備協議体の設置による生活支援体制の整備を進めるとともに、提供されるサービスを現行相当のサービス⁶から、住民主体のサービスに移行するための検討を進めます。そのための訪問型・通所型サービスを提供する担い手を確保します。以上を通して新しい総合事業の安定的な運営を行います。

基本目標3：地域包括ケアシステムの構築の推進

地域包括ケアシステムとは、医療、介護、住まい、介護予防及び生活支援のサービスが切れ目なく提供される体制をいいます。

狛江市では、“団塊の世代”が全て75歳以上になる平成37（2025）年に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進いたします。

狛江市が目指す平成37（2025）年の地域包括ケアシステムの将来像は、次のようなものです。

- （1）高齢者が自らの意思で、積極的に健康づくり及び介護予防に取り組み、助け合いながら日常生活を営んでいる - 自立支援、介護予防、重度化防止及び日常生活支援

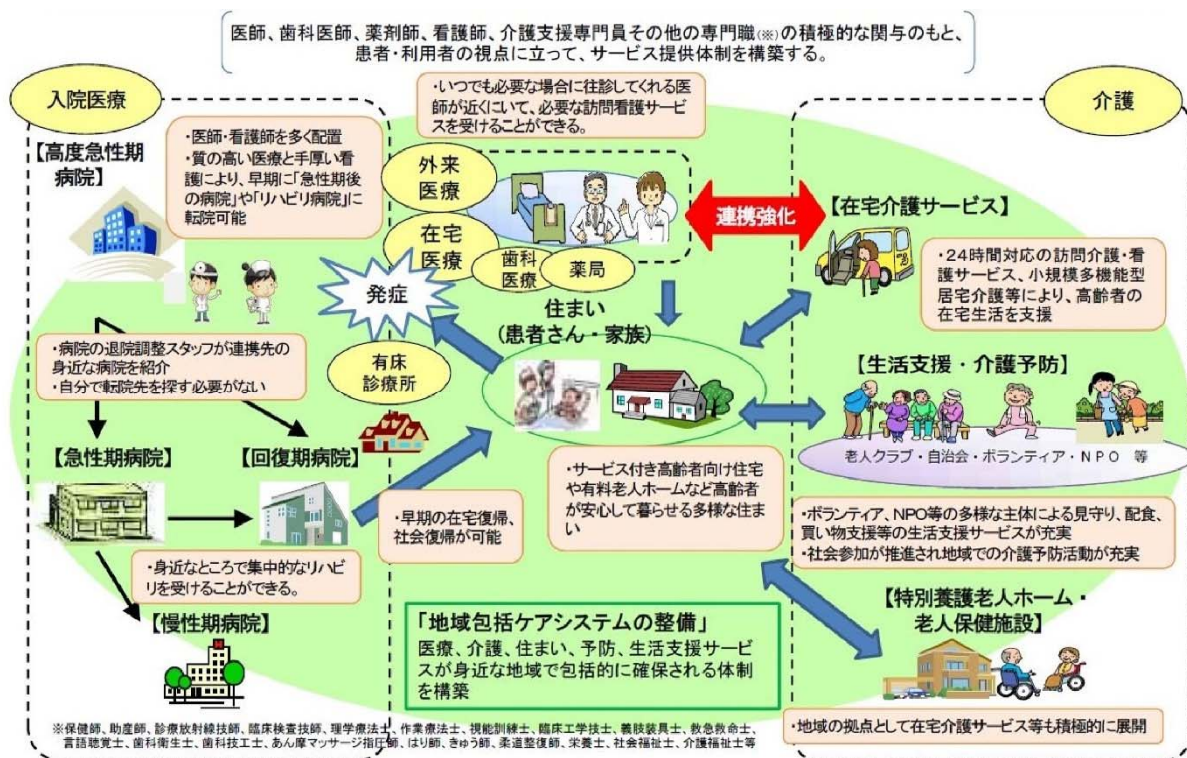
⁶ 現行の介護予防給付と同様の基準による専門的なサービスをいう。

- (2) 高齢者が要介護状態又は認知症になっても、医療と介護が連携し、専門的ケアが受けられ、希望する場所で暮らし続けることができる - 在宅生活の継続及び医療と介護の連携 (図3-30)
- (3) 地域生活に必要な生活支援、介護、医療等を支える多様な専門的人材及び地域人材が育成され、地域に定着している - 人材の育成及び確保
- (4) 将来にわたり介護保険制度が適正に計画され、円滑に運営されている - 保険者機能の強化

このような狛江市が目指す地域包括ケアシステムの将来像を実現させるため、包括的な相談支援体制の再構築を行い、地域包括支援センターの機能強化を踏まえた地域ケア会議⁷の充実を図り、地域生活課題の解決と地域連携を進めていきます。さらに、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制整備協議体の活動を通じた地域資源の発掘及び開発、関係機関のネットワークの強化並びにマッチングの仕組みづくりを行います。

また、地域包括ケアシステムに向けて介護保険制度の円滑な運営を進め、自立支援、介護予防、重度化防止の取組み、医療と介護の連携の推進、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくり、権利擁護の推進と高齢者虐待の防止、住まいと介護基盤の充実等に努めます。

図3-30 医療と介護の連携体制の将来イメージ (国資料より作成)



⁷ 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい生活を送ることができるよう、質の高いケアマネジメントの実現による高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めていく会議体をいう。

第3章 施策の体系・取組み内容

第1節 施策の体系

3つの基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

基本目標1：健康づくりと生きがいづくり

(1) 健康寿命の延伸に向けた健康づくり及び介護予防の取組み強化

- ① 健康相談及び健康情報の提供を充実させます。
- ② 健康づくり及び疾病予防を進めます。
- ③ 地域支援事業の一環として、一般介護予防事業を推進します。★
- ④ 市民自身による健康づくりを支援するとともに、介護予防の活動主体となる人材を養成します。
- ⑤ 健康づくり及び介護予防を啓発します。

(2) 心身の健康維持及び増進につながる社会参加の促進

- ① 老人クラブ活動を支援します。
- ② 生涯学習及び生涯スポーツの場づくりを進めます。
- ③ 高齢者による社会参加のための団体、組織等の立上げ及びその自立を支援します。★

(3) 生きがいに結びつく地域貢献や就労の場の拡充

- ① シルバー人材センターの運営支援を充実させます。
- ② 介護ボランティア制度導入により、市民による支え合いを充実させます。★
- ③ 子どもや障がい者、高齢者等、多様な世代の居場所確保の支援のため、元気高齢者の地域貢献活動を推進し、世代間交流を促します。

基本目標2：日常生活支援の充実

(1) 地域における見守りと支え合いの仕組みづくり

- ① 小地域における見守り・安否確認ネットワークを作り、近隣で暮らしを支え合う仕組みを作ります。★
- ② 地域組織や福祉関係団体と連携して避難行動要支援者支援体制の構築を推進します。★
- ③ 悪徳商法、特殊詐欺等の消費者被害から守ります。

(2) 多様な主体による生活支援サービスの充実

- ① 生活支援サービスを充実させます。
- ② 住民主体で買い物、調理、掃除等の家事支援を行います。★
- ③ 家族介護支援事業を継続実施します。
- ④ 施設入所等に伴う空家の適切な管理、利活用を行う仕組み及びごみ屋敷を招く本人支援について検討します。

(3) 新しい総合事業の実施による地域活力の向上

- ① 訪問型サービス及び通所型サービスを提供する担い手を確保します。★
- ② 利用者の現行相当サービスからA型やB型へのサービスの移行を進め、新しい総合事業の安定的な運営を行います。★

基本目標3：地域包括ケアシステムの構築の推進

（1）新しい地域包括支援体制の構築

- ① 包括的な相談支援体制を再構築します。★
- ② 地域包括支援センターの機能強化を継続して進めます。
- ③ 地域ケア会議を充実させて、地域連携の要とし、地域生活課題の解決を図ります。★
- ④ 生活支援コーディネーターを中心として、生活支援体制整備協議体による地域資源の発掘及び開発、関係機関のネットワーク強化並びにマッチングの仕組みづくりを進めます。★

（2）医療と介護の連携強化

- ① 医療と介護の連携について、地域住民及び関係機関への普及啓発を行います。
- ② 国の在宅医療・介護連携推進事業8項目に沿って、医療と介護の連携を進めます。★

（3）認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくり

- ① 認知症になっても地域で安心して暮らし続けられる支援体制を整備します。★
- ② 家族介護者への支援を強化します。

（4）権利擁護の推進と高齢者虐待の防止

- ① 認知症等の高齢者の権利が侵害されないよう、権利を擁護する仕組みや体制を充実させます。★
- ② 認知症及び高齢者虐待防止について、広く市民等に普及啓発及び理解促進を図ります。

（5）住まいと介護基盤の充実

- ① 狛江市にいつまでも住み続けられる住まいの確保を進めます。
- ② 住宅確保のための支援を強化します。
- ③ 介護サービス提供基盤の整備を一層進めます。
- ④ 介護サービスの質の向上を図ります。★

（6）共生型サービスの推進

- ① 障がい者を対象とするサービスとの一体的利用を推進します。

第2節 重点施策

施策体系のうち、★印の付いたものは、重点施策として設定し、取組みを強化します。

第3節 基本目標に向けた取組み

基本目標1：健康づくりと生きがいづくり

(1) 健康寿命の延伸に向けた健康づくり及び介護予防の取組み強化

現状と課題

- 健康寿命を延ばすために、元気なうちからの健康づくりや介護予防の取組みを進める必要があります。
- 介護予防に関する広報が十分ではありません。
- 内臓脂肪型肥満に着目した、生活習慣病予防のための保健指導を強化する必要があります。
- 転倒による骨折が原因で要介護状態になるケースが多くみられます。
- 日常生活の支援を社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体等と連携し、市民と協働して地域支援事業を総合的に展開する視点が十分ではありません。
- 介護予防意識を向上させる取組みが必要です。

① 健康相談及び健康情報の提供を充実させます。

具体的な事業	a 広報こまえ、市公式ホームページ等で各種保健事業を通じた健康情報の提供を充実させます。			
事業内容	○ 広報こまえ、市公式ホームページ等で、各種保健事業を通じた健康情報の提供に努める。 ○ 各種健診の情報等をまとめた「けんこうガイド」を市公式ホームページに掲載して、多くの市民に周知する。 ○ ココシルこまえ等を活用した健康情報のプッシュ型情報配信を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度 ⁸
広報こまえ、市公式ホームページ等への健康情報の掲載	継続		継続	健康情報が多くの市民に周知されている。
ココシルこまえ等を活用した健康情報のプッシュ型情報配信の検討	ココシルこまえ等を活用した健康情報のプッシュ型情報配信		継続	

② 健康づくり及び疾病予防を進めます。

具体的な事業	a 市民の健康づくり・疾病予防に向けたインセンティブを提供する取組みとして、健康ポイントを実施します。			
事業内容	○ 市民の健康づくり・疾病予防に向けたインセンティブを提供する取組みとして、健康ポイントを実施する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
健康ポイントの実施	継続		継続	多くの市民が健康ポイント事業に参加し、健康を維持している。

⁸ 「平成37（2025）年度」の欄には、狛江市が目指す平成37（2025）年度の地域包括ケアシステムの将来像を踏まえた平成37（2025）年度における各事業の将来像を記載する。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標1

具体的な事業	b 健康教室・講演会及び健康セミナーの充実を図ります。			
事業内容	○生活習慣病予防教室及び健康づくり等の講演会の開催並びに健康セミナーでの運動指導により、健康維持・増進の重要性を啓発する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
健康教室、講演会等の開催 （年度6回以上）		継続 （年度6回以上）	継続 （年度6回以上）	市民が生活習慣病予防に関する知見を深め、生活習慣病予防に取り組み、生活習慣病が予防されている。
健康セミナーの実施 （年度4期）		継続 （年度4期）	継続 （年度4期）	

具体的な事業	c 特定健康診査・健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上を図ります。			
事業内容	○ 特定健康診査・健康診査 - 対象者（特定健康診査は当該年度中に40歳以上になる粕江市国民健康保険加入者、健康診査は東京都後期高齢者医療保険加入者及び40歳以上の生活保護受給者）へ受診券を配布し、市内医療機関にて実施する。 - 受診勧奨を行う（広報こまえ・こまビジョン等への掲載、公共施設・広報市内掲示板・市内医療機関・市内スーパーマーケット等へのポスターの掲示、町会・自治会・イベント等でのチラシ配布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS⁹」といいます。）を活用した情報発信、受診勧奨はがきの送付、あいとびあセンター・市役所での懸垂幕の設置等）。※一部特定健康診査のみ。 ○ 特定保健指導 - 対象者（特定健康診査の結果、生活習慣病の予防・改善が必要と判定された方）に利用券を配布する。 - 医療機関を通して特定保健指導参加勧奨チラシを配布する。 - 手紙及び電話にて特定保健指導参加勧奨を行う。 - 参加意欲向上を目的として、生活習慣病の予防・改善のための講習会を開催する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
特定健康診査目標受診率 52%	特定健康診査目標受診率 54%	特定健康診査目標受診率 56%	市民が健診の重要性を理解して、定期的に受診し、生活習慣病を予防・改善できている。	
健康診査目標受診率 59%	健康診査目標受診率 60%	健康診査目標受診率 61%		
特定保健指導目標実施率 20%	特定保健指導目標実施率 30%	特定保健指導目標実施率 40%		

具体的な事業	d 粕江市三師会、市内総合病院等と協力・連携して引き続きかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図ります。			
事業内容	○ 粕江市三師会、市内総合病院等と協力・連携して、引き続きかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図る。 ○ 市内医療機関等を周知すると同時に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局と病院の役割を普及させていく。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
市内医療機関等を掲載した医療・介護・地域資源ガイドブックの配布及び医療・介護・地域資源マップシステムの普及		継続	継続	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局が普及している。

⁹ 人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービスをいう。Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

重点施策

③ 地域支援事業の一環として、一般介護予防事業¹⁰を推進します。

具体的な事業	a 高齢者の自発的な介護予防の促進に向けて、介護予防手帳を配布します。			
事業内容	○ 高齢者の自発的な介護予防（セルフケア）の促進に向けて、介護予防に関する取組みや地域の活動等を掲載しつつ、自発的な取組みを促すよう工夫された介護予防手帳を配布する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
介護予防手帳の配布		継続	継続	市民が介護予防の取組み情報を必要に応じて円滑に取得することができ、自発的に介護予防に取り組んでいる。

具体的な事業	b 転倒予防・認知症予防等の介護予防に関する教室や講演会等を開催するとともに、地域支援事業として必要な介護予防事業の整理をしたうえで、内容の充実を図ります。			
事業内容	○ 転倒予防・認知症予防等の介護予防に関する教室や講演会等を開催し、市民に対し広く介護予防の普及啓発を図ることで、介護予防等への全市的な取組みを進める。 ○ 効果的な介護予防事業の実施に向けて地域支援事業として必要な介護予防事業の整理をしたうえで、内容の充実を図る。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
介護予防事業の整理・充実		継続	継続	全市的に介護予防に取り組む体制が整っている。
各種介護予防教室等の開催 （年度200回以上）		継続 （年度200回以上）	継続 （年度200回以上）	効果的な介護予防事業が展開されている。

具体的な事業	c ミニデイ ¹¹ 等の運営を担う市民団体を育成し、身近な小地域での市民の通いの場を拡充します。			
事業内容	○ 高齢者が身近なところで地域とのつながりを持ちながら気軽に介護予防を図ることができるよう、ミニデイ等の運営を担う市民団体の育成の手法を検討し、必要な支援を行い、地域の通いの場の拡充を図る。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
ミニデイ等の設立に向けた運営団体の育成手法の検討・育成支援		市民団体によるミニデイ等の運営の支援	市民団体によるミニデイ等の拡充の支援	市民団体によるミニデイ等の運営により、介護を必要とする高齢者の数が抑制されている。

¹⁰ 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防する事業をいう。

¹¹ デイサービス（通所介護）を利用するほどではないが、健康面で不安があったり、日中独居で家に閉じこもりがちな高齢者等の生きがいや社会的孤独感の解消のために、社会福祉協議会、市民ボランティア等が実施するレクリエーション活動を中心とした事業のことをいう。

④ 市民自身による健康づくりを支援するとともに、介護予防の活動主体となる人材を養成します。

具体的な事業	a 運動遊具を活用した簡易な運動を指導できる市民（地域指導員）を充実させるほか、元気高齢者が介護予防活動の担い手となるよう働きかけを行うことで、身近な場所で気軽に健康づくりに取り組める環境を整備します。		
事業内容	○ 市内4箇所の公園での運動遊具を活用して簡易な運動を行う健康づくり事業「うんどう教室」を継続的に実施する中で、指導及び運営を行う市民「地域指導員」の充実を図るほか、元気高齢者が地域の介護予防の担い手となるよう、各種介護予防教室等の場を活用して積極的な働きかけを行う。		
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
うんどう教室の実施 （各教室月2回以上）	継続 （各教室月2回以上）	継続 （各教室月2回以上）	うんどう教室の継続的な実施のほか、高齢者が気軽に健康づくりに取り組める環境が整備されている。
元気高齢者に対する介護予防活動の担い手の働きかけ 担い手の育成支援 （年度1団体以上）	継続 （年度1団体以上）	継続 （年度1団体以上）	
うんどう教室における地域指導員の充実	継続	継続	

具体的な事業	b 市主催の健康教室や講演会に参加した後、自主的な活動へと移行できるよう団体、組織等の自立を支援します。		
事業内容	○ 自主的に活動する団体、組織等の自立に向けて、相談対応、フリースペースの提供、印刷機等の貸出し等の支援を行うこまえくぼ1234の周知を図り、健康づくりや介護予防の活動主体の自立に向けた支援を行うことで、全市的な健康づくり及び介護予防の取組みを推進する。		
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
こまえくぼ1234による専門相談及び体験学習プログラム等による人材及び団体の掘り起こし及び育成	継続	継続	自主的な活動へ向けて団体、組織等にこまえくぼ1234が認知、活用され、自立に向けた支援を受けることができ、全的に健康づくり、介護予防の取組みが行われている。

⑤ 健康づくり及び介護予防を啓発します。

具体的な事業	a 【再掲】 特定健康診査・健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上を図ります。			
事業内容	○ 特定健康診査・健康診査 - 対象者（特定健康診査は当該年度中に40歳以上になる粕江市国民健康保険加入者、健康診査は東京都後期高齢者医療保険加入者及び40歳以上の生活保護受給者）へ受診券を配布し、市内医療機関にて実施する。 - 受診勧奨を行う（広報こまえ・こまビジョン等への掲載、公共施設・広報市内掲示板・市内医療機関・市内スーパーマーケット等へのポスターの掲示、町会・自治会・イベント等でのチラシ配布、SNSを活用した情報発信、受診勧奨はがきの送付、あいとびあセンター・市役所での懸垂幕の設置等）。※一部特定健康診査のみ。 ○ 特定保健指導 - 対象者（特定健康診査の結果、生活習慣病の予防・改善が必要と判定された方）に利用券を配布する。 - 医療機関を通して特定保健指導参加勧奨チラシを配布する。 - 手紙及び電話にて特定保健指導参加勧奨を行う。 - 参加意欲向上を目的として、生活習慣病の予防・改善のための講習会を開催する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
特定健康診査目標受診率	52%	特定健康診査目標受診率 54%	特定健康診査目標受診率 56%	市民が健診の重要性を理解して、定期的に受診し、生活習慣病を予防・改善できている。
健康診査目標受診率	59%	健康診査目標受診率 60%	健康診査目標受診率 61%	
特定保健指導目標実施率	20%	特定保健指導目標実施率 30%	特定保健指導目標実施率 40%	

具体的な事業	b 【再掲】 健康教室・講演会及び健康セミナーの充実を図ります。			
事業内容	○ 生活習慣病予防教室及び健康づくり等の講演会の開催並びに健康セミナーでの運動指導により、健康維持・増進の重要性を啓発する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
健康教室や講演会の実施 （年度6回以上）		継続 （年度6回以上）	継続 （年度6回以上）	市民が生活習慣病予防に関する知見を深め、自発的に健康維持・増進に取り組んでいる。
健康セミナーの実施 （年度4期）		継続 （年度4期）	継続 （年度4期）	

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標1

具体的な事業	c 医療と介護の連携推進小委員会において、医療と介護の連携を図ります。			
事業内容	○ 医療と介護の連携推進小委員会において、国の在宅医療・介護連携推進事業8項目に沿って取組みを進め、課題を共有し、恒常的な医療と介護の連携を図る。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
医療と介護の連携推進小委員会開催		継続	継続	医療と介護の恒常的な連携体制が構築されている。

具体的な事業	d 後期高齢者医療制度の医療費抑制に資する介護予防の取組みについて調査・研究し、介護予防の取組みを強化します。			
事業内容	○ 後期高齢者医療制度の医療費抑制に資する取組み主体、取組み内容等について、先行自治体の事例を調査研究し、広く効果的な介護予防の方向性を整理検討する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
介護予防に関する情報の収集		継続	継続	市民が広く介護予防に取り組み、後期高齢者医療制度の医療費が抑制されている。
一般介護予防事業のメニューの整理検討		継続	継続	

(2) 心身の健康維持及び増進につながる社会参加の促進

現状と課題

- 心身の健康維持・増進につながる社会参加の促進のために、老人クラブ活動を支援する必要があります。
- 市民活動を活発にすることで、高齢になっても日々外出し、行動することで介護予防につなげる考えを広めることが重要です。
- こまえくぼ1234を活用して、市民の自主的な活動を支援することが求められています。
- 社会参加、人とつながる場、世代間交流等が図られる場を整備する必要があります。
- 地域活動における担い手が高齢化しており、地域力の弱まりが見られます。
- コミュニティ等をつくる場合のリーダー育成や教育機会を提供する必要があります。

① 老人クラブ活動を支援します。

具体的な事業	a 老人クラブ活動助成事業を継続するとともに、老人クラブの情報提供を行うことにより老人クラブを周知し、老人クラブ活動を支援します。			
事業内容	○ 老人クラブ活動費に対して助成するとともに、広報こまえ、市公式ホームページ等で老人クラブの情報提供を行うことにより老人クラブを周知し、老人クラブ活動を支援する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
老人クラブの活動に対する助成事業の継続実施		継続	継続	老人クラブに加入する高齢者が増加し、いきいきと活動をする高齢者が増えている。
広報こまえ、市公式ホームページ等による周知		継続	継続	

② 生涯学習及び生涯スポーツの場づくりを進めます。

具体的な事業	a 【再掲】運動遊具を活用した簡易な運動を指導できる市民（地域指導員）を充実させるほか、元気高齢者が介護予防活動の担い手となるよう働きかけを行うことで、身近な場所で健康づくりに取り組める環境を整備します。			
事業内容	○ 市内4箇所の公園での運動遊具を活用して簡易な運動を行う健康づくり事業「うんどう教室」を継続的に実施する中で、指導及び運営を行う市民「地域指導員」の充実を図るほか、元気高齢者が地域の介護予防の担い手となるよう、各種介護予防教室等の場を活用して積極的な働きかけを行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
うんどう教室等の実施（各教室月2回以上）		継続 （各教室月2回以上）	継続 （各教室月2回以上）	うんどう教室の継続的な実施のほか、高齢者が気軽に健康づくりに取り組める環境が整備されている。
高齢者が気軽に健康づくりに取り組める仕組みづくり		担い手の育成手法の検討 担い手の育成支援	担い手の育成支援	
うんどう教室における地域指導員の充実		継続	継続	

具体的な事業	b 生涯学習サイトこまなび電子版 ¹² を活用し、情報を発信します。			
事業内容	○ 生涯学習サイトこまなび電子版を活用し、高齢者向けのうんどう教室や生涯学習、地域支援事業の担い手となる研修会等地域活動に関する情報を発信する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
掲載内容の更新		継続	継続	生涯学習の情報が網羅されており、高齢者が必要に応じて情報を得ることができる。

具体的な事業	c 近隣大学と連携し、市民が近隣大学の講義を受講できる取組み等、市民が気軽に大学等で学べる場づくりを進めます。			
事業内容	○ 市民が大学の講義を聴講できるよう近隣大学と連携するとともに、市民に対し情報提供を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
聴講受け入れ先の大学の情報提供		継続	継続	市民が気軽に大学で学ぶことができる環境が整っている。
連携先の拡充検討		継続	継続	

具体的な事業	d 各種団体等と連携し、いつでも・どこでも・誰でも地域で気軽にスポーツに親しめる環境を整備します。			
事業内容	○ 各種団体等と連携し、市民スポーツデー、市民スポーツレクリエーションフェスティバル等気軽に参加できるイベントを開催し、スポーツに親しむ機会を創設する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
スポーツイベントの開催		継続	継続	市民のスポーツ実施率が向上している。
-		参加者増に向けた取組みの検討	参加者増に向けた取組み	

重点施策

③ 高齢者による社会参加のための団体、組織等の立上げ及びその自立を支援します。

具体的な事業	a 高齢者による社会参加のための活動に対して、高齢者を含めた市民の団体、組織等の立上げ及びその自立を支援します。			
事業内容	○ 相談対応、フリースペースの提供、印刷機等の貸出し等の支援を行うこまえくぼ1234の周知を図り、高齢者による社会参加のための活動を行う団体、組織等の立上げ及びその自立に向けた支援を行うことで、全市的な健康づくり及び介護予防の取組みを推進する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
こまえくぼ1234による専門相談及び体験学習プログラム等による人材・団体の掘り起こし・育成		継続	継続	自主的な活動へと移行する団体、組織等が、こまえくぼ1234が認知、活用され、自立に向けた支援を受けることができる。

¹² 市民が主催する学習会（美術、工芸、音楽、スポーツ等）に関する情報を検索できたり、登録団体や講師が活動情報を発信することができるインターネットサイトをいう。

(3) 生きがいに結びつく地域貢献や就労の場の拡充

現状と課題

- シルバー人材センターが会員へ提供する就業の全体件数が少なく、また、職種に偏りがみられます。
- 市民・高齢者によるボランティアグループ、NPO法人の立上げを支援する必要があります。
- 介護予防効果への期待だけでなく、地域の活性化や市民同士のつながりの強化に向けて、介護ボランティア制度の導入を検討する必要があります。

① シルバー人材センターの運営支援を充実させます。

具体的な事業	a 市役所をはじめ、市内の企業、事業所等に、シルバー人材センターへの仕事の発注を促します。			
事業内容	○ 市役所をはじめ、市内の企業、事業所等に、シルバー人材センターへの発注を促すため、シルバー人材センターが受注する業務について周知を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
広報こまえ、市公式ホームページ等でのシルバー人材センターが受注する業務の周知	継続		継続	シルバー人材センターの受注件数が増加し、体制の充実が図られている。

具体的な事業	b シルバー人材センターによる新しい総合事業の訪問型サービスB ¹³ のサービス供給体制を充実させます。			
事業内容	○ 新しい総合事業の実施を円滑かつ効果的なものとするため、多様なサービスの1つとして、シルバー人材センターによる訪問型サービスBを継続実施することに伴い、サービスが円滑に提供されるよう、供給体制を充実させる。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
【シルバー人材センター実施事業】				新しい総合事業（訪問型サービスB）の需要と供給の均衡が十分に取れている。
新しい総合事業（訪問型サービスB）の実施	継続		継続	

具体的な事業	c シルバー人材センターにおける各種技能研修の実施を支援します。			
事業内容	○ 各種技能研修に対し財政的な支援（補助金の交付）を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
各種技能研修の実施を含めた運営に対する補助金の交付	継続		継続	各種技能研修の実施により、受注業務の幅が広がっている。

¹³ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業のうち住民主体による支援をいう。

重点施策

② 介護ボランティア制度導入により、市民による支え合いを充実させます。

具体的な事業	a 市民による支え合いの介護ボランティア制度を試行実施し、介護予防の効果も含め検証するとともに、介護サービス事業者や高齢者の声を集約しつつ本格的に導入します。			
事業内容	○ 介護が必要な高齢者を市民で支える介護ボランティア制度について検討し、試行実施と検証を経て、本格実施する。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度	
介護ボランティア制度の調査・研究	介護ボランティア制度の試行実施	介護ボランティア制度の試行の検証・制度の実施	介護ボランティア制度が適切に運用され、市内で活動するボランティア人口が増加している。	

③ 子どもや障がい者、高齢者等、多様な世代の居場所確保の支援のため、元気高齢者の地域貢献活動を推進し、世代間交流を促します。

具体的な事業	a フリースペースを確保し、高齢者だけでなく、障がい者の活動支援及び子どもの居場所確保支援のための元気高齢者による地域貢献活動を推進し、支え合いによる世代間交流を促します。			
事業内容	○ フリースペースを確保し、高齢者だけでなく、障がい者の活動支援及び子どもの居場所確保支援のための元気高齢者による地域貢献活動を推進し、支え合いによる世代間交流を促す。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度	
こまえくぼ1234各種講座や各種団体とのイベント実施等による世代間交流の機会の創出	継続	継続	こまえくぼ1234の支援により世代間交流がなされている。 世代間交流の場の運営が元気高齢者によりなされ、世代間交流が促進されている。	
世代間交流の場の確保の検討	元気高齢者による世代間交流の場の運営検討	元気高齢者による世代間交流の場の運営		
-	-	世代間交流の促進		

基本目標2：日常生活支援の充実

(1) 地域における見守りと支え合いの仕組みづくり

現状と課題

- 地域で高齢者を見守る仕組みを構築する必要があります。
- 高齢者を対象とした悪徳商法や特殊詐欺等の犯罪が増えています。
- 地域福祉を担う人材が不足しています。
- 福祉と市民のつなぎ役である民生委員・児童委員のなり手が不足しています。
- ひとり暮らしの高齢者や身寄りのない（支援者がいない）高齢者が増加しているため、ひとり暮らし高齢者等への支援体制を整備する必要があります。
- 小地域からの積み上げるネットワークを整備する必要があります。

重点施策

- ① 小地域における見守り・安否確認ネットワークを作り、近隣で暮らしを支え合う仕組みを作ります。

具体的な事業	a 宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを充実させるとともに、小地域福祉活動と町会・自治会等とつなぐ小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。			
事業内容	○ 宅配業者やインフラ事業者等と見守り・安否確認に関する協定を締結し、各事業者が訪問時に異常を発見した場合に市役所に連絡が入る仕組みを継続する。 ○ 社会福祉協議会で実施している小地域福祉活動を全市的に展開し、小地域福祉活動と町会・自治会等とつなぐ見守り・安否確認のネットワークを構築する。 ○ 様々な世代や団体を対象とした出前講座等を開催し、福祉教育を進め、地域における協力者の育成を進める。 ○ ボランティア等が電話により高齢者の安否確認等を行う電話訪問サービスの活動を支援する。			
平成30（2018）年度		平成31（2019）年度		平成32（2020）年度
見守り・安否確認協定先の拡大		継続		継続
【社会福祉協議会実施事業】				
小地域内での新たな活動内容又は既存活動の充実化		継続		継続
既存のサロン活動の支援継続と新規設立に対する相談対応		継続		継続
電話訪問サービスの広報こまめ、市公式ホームページによる周知支援		継続		継続
小地域福祉活動が全市的に展開されており、小地域福祉活動と町会・自治会をつなぐネットワークが構築され、小地域における見守り体制が充実している。				

具体的な事業	b 地域の老人クラブと子どもやボランティアグループとの定期的な交流を図ります。			
事業内容	○ 老人クラブと保育園・幼稚園、ボランティアグループ、町会・自治会等との交流を支援し、世代間交流を促すとともに、老人クラブの活動の活性化を図る。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
老人クラブとの世代間交流の実施		継続	継続	世代を超えた交流が行われ、老人クラブの活動が活性化している。

重点施策

② 地域組織や福祉関係団体と連携して避難行動要支援者支援体制の構築を推進します。

具体的な事業	a 地域見守り活動支援対象者の把握を進め、個別計画を策定するとともに、支援組織と協定を締結することで災害時の安否確認体制を整備するとともに、平時の見守り活動を進めます。			
事業内容	○ 新たに75歳以上で一人暮らしになった者又は75歳以上のみの世帯となった世帯員に対して、地域見守り活動支援対象者名簿への登録勧奨を行う。 ○ 地域見守り活動支援対象者名簿登録者に対して粕江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに沿った個別計画を策定する。 ○ ヘルプカードを普及させる。 ○ 町会・自治会等の支援組織と粕江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定を締結し、災害時の安否確認のみならず平時の見守り活動を進める。 ○ ながら見守り活動の協定と高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定の整理統合を進め、協定の締結先の拡充を行う。 ○ 安否確認に係る緊急時対応についての連携・協力に関する協定に基づき、緊急時対応における東京都住宅供給公社との連携を進める。 ○ 粕江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに従った訓練を総合防災訓練において実施するとともに、訓練での課題をプランに反映させる。 ○ プランに基づく福祉避難所必要物品について、避難行動要支援者避難支援連絡協議会において備蓄する優先度を協議し、優先度の高い物品から備蓄を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
登録勧奨、名簿更新		継続	継続	災害時の安否確認体制が整備されるとともに、地域で高齢者を見守る体制が整備されている。
個別計画の策定		継続	個別計画の更新	
ヘルプカードの普及		継続	継続	
地域組織・福祉関係者との協定締結		継続	継続	
ながら見守り活動の協定と高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定の整理統合		協定締結先の拡充	継続	
東京都住宅供給公社との連携		継続	継続	
プランに基づく訓練の実施		継続	継続	
福祉避難所必要物品の検討及び備蓄場所の調整		福祉避難所必要物品の備蓄	継続	

具体的な事業	b 複数の福祉施設と災害時における福祉避難所及び緊急入所に関する協定の締結を推進します。			
事業内容	○ 災害時に重度の要介護高齢者等に対応できるように、複数の福祉施設と災害時における福祉避難所及び緊急入所に関する協定を締結し、福祉避難所や緊急入所の受入体制を整備するとともに、一般の避難所の福祉避難スペースで応急的な福祉的対応ができるよう介護用品等を備蓄する。 ○ さらに福祉避難所でケアに当たる人材を確保できるよう、東京都社会福祉協議会で構築を進めている東京都災害福祉広域支援ネットワークの活用を検討する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
福祉施設と福祉避難所及び緊急入所に関する協定締結 （グループホーム3箇所）		-	-	災害発生時に高齢者をケアできる人材が確保でき、全ての地域包括支援センターの協力のもと、市内全ての避難所等に介護用品等が備蓄され、避難してきた方々が3日間程度をしのぐことができる。
避難所等に介護用品等を備蓄		継続	継続	
東京都災害福祉広域支援ネットワークの活用を検討		継続	継続	

具体的な事業	c 災害時に物資及び人材で相互に応援できるよう他自治体との連携体制を強化します。			
事業内容	○ 災害時相互支援協定を締結した自治体との間で物資及び人材で相互に応援できるよう連携体制を強化するため、市職員、消防団員等が他自治体の防災訓練に参加する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
他自治体の防災訓練への参加、近隣自治体と合同での防災訓練の実施等他自治体と相互の応援体制を強化		継続	継続	他自治体と災害時の相互支援協定が有効に機能するよう連携体制が整備されている。

③ 悪徳商法、特殊詐欺等の消費者被害から守ります。

具体的な事業	a 悪徳商法、特殊詐欺等に関する防止対策、情報提供及び普及啓発を促進します。			
事業内容	○ 調布警察署員による高齢者世帯への戸別訪問、防災行政無線・パトロールによる注意喚起、自動通話録音機の配布等調布警察署と連携して特殊詐欺被害防止対策を推進する。 ○ 悪徳商法・特殊詐欺等に関する情報を町会・自治会や介護保険事業所等に提供し、啓発を強化する。 ○ 引き続き狛江市防犯ガイドブック及び消費生活相談事例集を配布する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
特殊詐欺等被害防止対策の実施		継続	継続	積極的な情報提供により、高齢者に悪徳商法・特殊詐欺等に対する意識が根付いており、高齢者の消費者被害が減少している。
防犯ガイドブックの配布		継続	継続	
消費生活相談事例集の配布		継続	継続	

具体的な事業	b 関係機関と連携し、消費者被害の防止に取り組み、高齢者のサポート体制を強化します。			
事業内容	○ 消費生活相談員、高齢者福祉関係部署及び地域包括支援センター等と事例検討及び情報交換会を開催し、消費者被害を防止するため、高齢者のサポート体制を強化する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
各種消費生活相談窓口の市公式ホームページへの掲載		継続	継続	金融機関・郵便局・警察等がネットワークとして連携しており、高齢者の消費者被害が減少している。
事例検討及び情報交換会の開催 （年度1回以上）		継続 （年度1回以上）	継続 （年度1回以上）	

(2) 多様な主体による生活支援サービスの充実

現状と課題

- 日常生活で支援を必要とする高齢者を対象に、多様な主体での家事支援を提供することが求められます。
- 高齢者の中には自由な移動が困難なため、ちょっとした外出もためらい、閉じこもりがちな生活を送るケースがみられます。
- 介護を必要とする人の家族の心身の負担軽減を図る必要があります。
- 精神疾患、認知症等を含めた要因からくる生活意欲や生活能力の低下により、大量のごみを居宅に溜め込んでいる高齢者等への適切な対応が求められます。

① 生活支援サービスを充実させます。

具体的な事業		a 健康的な在宅生活を支援する事業を実施します。	
事業内容	○ 在宅生活を支援する事業を継続実施しつつ、高齢者の生活環境に応じた新たなサービスを検討していく。 - 高齢者配食サービス 65歳以上で要支援・要介護認定を受け、ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に属する方へ、夕食を配達するとともに、安否確認を行う。 - 理容・美容サービス 在宅で、常時寝たきり状態にある高齢者等を対象に、理容・美容サービス券（年6回分）を交付し、出張サービス等による散髪及び整髪を実施する。 - 介護用品の支給 ○ 在宅で、常時おむつを使用する必要がある高齢者等を対象に、おむつ等の介護用品を支給する。 - 入浴券の交付 自宅に入浴設備がない、又はやむを得ない事情により自宅の入浴設備を使用できない高齢者を対象に、月4回分を限度に入浴券を交付する。 - 高齢者自立支援日常生活用具の給付 寝たきり高齢者や虚弱高齢者等を対象に、腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、シルバーカー等の日常生活用具を給付する。		
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
在宅生活を支援する事業の円滑な実施	継続	継続	各種事業が円滑に実施されており、支援を必要な人に対して適切に支援が行き届いている。

重点施策

② 住民主体で買い物、調理、掃除等の家事支援を行います。

具体的な事業	a 要支援・要介護に該当しない高齢者や介護保険サービスの利用者で限度額以上のサービスが必要な方を対象に、シルバー人材センターの家事援助サービスや社会福祉協議会の笑顔サービスで買い物、調理、掃除等の家事支援サービスを実施します。				
事業内容	○ シルバー人材センターが実施している家事援助サービスや社会福祉協議会が実施している笑顔サービスを支援するためにシルバーガイドブック等によりサービス内容の周知を行うとともに、ボランティア会員を増やすための手法の検討を行い、会員の増加を図る。				
平成30（2018）年度		平成31（2019）年度		平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
【シルバー人材センター実施事業】					全ての高齢者の生活を支援するサービスが整っている。
家事援助サービスの継続実施		継続		継続	
【社会福祉協議会実施事業】					
笑顔サービスの継続実施		継続		継続	
シルバーガイドブック等によるサービスの周知		継続		継続	

③ 家族介護支援事業¹⁴を継続実施します。

具体的な事業	a 家族介護支援事業を継続実施します。			
事業内容	○ 家族介護教室を継続実施し、介護を必要とする高齢者を抱える家族へのアドバイスをを行う。また、主に認知症の人を介護する家族向けに、精神的負担の軽減を図ることができる情報交換等の場として介護者の会を開催し、周知方法を工夫するとともに、参加を促していく。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
家族介護教室、介護者の会の定期的な開催		継続	継続	家族介護支援事業が継続的に実施され、介護を必要とする人への支援が行き届いている。
介護者の会を広報こまめ、市公式ホームページ等により周知		継続	継続	

¹⁴ 家族介護者等高齢者の介護をしている人を対象とした心身の負担の軽減を目的とした支援事業のことをいう。

④ 施設入所等に伴う空家の適切な管理、利活用を行う仕組み及びごみ屋敷を招く本人支援について検討します。

具体的な事業	a 施設入所等に伴う空家について、適切な管理を進め、利活用を行う仕組みについて調査・研究し、第8期介護保険事業計画での実施を目指します。			
事業内容	○ 粕江市空家等対策計画に沿って、施設入所等による空家の適切な管理を進める。また、第8期介護保険事業計画での実施に向けて空家を高齢者や障がい者や子どもが集い、活動できる場として利活用を行う仕組みづくりを進める。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
所有者以外による空家の適切な管理の支援制度の情報収集		継続	継続	施設入所等に伴う空家について、適切な管理又は利活用ができています。
-		所有者以外による空家の適切な管理の支援制度の情報提供	継続	
空家の利活用に関する情報収集		継続	継続	
-		-	空家の利活用モデル事業の検討	

具体的な事業	b ごみ屋敷を招く本人支援と地域との信頼関係を再構築する取組みを進めます。			
事業内容	○ 異常な量のごみが居宅及び敷地内に集積し、本人の生活環境や周辺環境に悪影響を及ぼしているケースについて、本人の支援を関係機関の連携により行い、地域で孤立している本人と地域住民との信頼関係を再構築する支援を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
コミュニティソーシャルワーカーの配置		コミュニティソーシャルワーカーによる地域と対象者への効果的な支援	継続	ごみ屋敷が解消されている。

(3) 新しい総合事業の実施による地域活力の向上

現状と課題

- 担い手となる訪問型サービス事業所や通所型サービス事業所を確保する必要があります。
- 利用者の現行相当サービスからA型やB型のサービスへの移行を進め、新しい総合事業の安定的な運営を行います。

重点施策

① 訪問型サービス及び通所型サービスを提供する担い手を確保します。

具体的な事業	a 従来の介護予防訪問介護事業所及び通所介護事業所から移行する事業所とは別に、多様な団体、組織等が訪問型サービスや通所型サービスを展開できるよう支援します。			
事業内容	○ 多様な団体、組織等が住民主体の訪問型サービス及び通所型サービスを展開できるようこまめくぼ1234において、NPO法人、市民活動団体等の立上げを支援するとともに、運営団体の育成を進める。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
運営団体の立上げ、育成の手法の研究		継続	継続	多様な団体、組織等による新しい総合事業が展開されている。
運営団体の支援		継続	継続	
人材確保のための調査・研究		継続	継続	

重点施策

② 利用者の現行相当サービスからA型やB型へのサービスの移行を進め、新しい総合事業の安定的な運営を行います。

具体的な事業	a 適切な介護予防ケアマネジメントのもと、必要な訪問型サービス及び通所型サービスを提供し、3年ごとを目途とされる新しい総合事業の事業全体の検証を行い、新しい総合事業の持続可能な運営を確保します。			
事業内容	○ 地域包括支援センター及びサービス提供事業者に対し各訪問型サービス及び通所型サービスの人員・設備・運営の基準の周知を行うとともに、運営規程の整備等サービスの適切な提供を展開できる体制を確保する。また、ケアプラン点検を行い、適切な介護予防ケアマネジメントの実施を担保する。 ○ 被保険者に対して、各訪問型サービス及び通所型サービスの違いについて十分に周知するとともに、必要なサービスの利用ができる環境整備を行う。 ○ 平成32（2020）年度に新しい総合事業の事業全体に関する検証を行い、サービスの人員・設備・運営の基準や単価についての課題を把握し、必要に応じて見直しを行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
サービス基準の周知		継続	継続	新しい総合事業の事業費の枠内で、支援を必要とする人が、必要なサービスが適切に利用できている。
連絡会での情報交換		継続	事業の検証、サービス基準・報酬の見直し	
被保険者に対する新しい総合事業のパンフレットの配布		継続	継続	

具体的な事業	b 新しい総合事業のサービス提供事業所へ指導検査等を実施することにより、サービスの適切な提供体制を整備します。		
事業内容	○ 訪問型サービス及び通所型サービスのサービス提供事業者へ指導検査を実施し、新しい総合事業の適切なサービス提供体制を整備する。		
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度
	サービス提供事業者に対する指導検査の手法・体制の研究	サービス提供事業者に対する指導検査の実施	継続
			平成37（2025）年度
			新しい総合事業の事業費の枠内で、支援を必要とする人が、必要なサービスが適切に利用できている。

基本目標3：地域包括ケアシステムの構築の推進

（1）新しい地域包括支援体制の構築

現状と課題

- 地域包括支援センターは、業務量に対してマンパワーが不足しています。
- 地域の身近なところに障がい、生活困窮、子育て等福祉全般の総合相談窓口がありません。
- 包括的な相談支援体制が十分に整っていないため、重度化して相談につながるケースが多くなっています。
- 医療、介護、住まい、介護予防、生活支援のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。
- 地域ケア会議における保健、医療及び福祉が連携したケース検討の深化、多職種・多機関での対応、地域生活課題の抽出と政策提言の機能が十分ではありません。
- 総合窓口のワンストップ化に向け、情報を一元化する必要があります。
- 24時間対応の相談支援体制を整備する必要があります。

重点施策

① 包括的な相談支援体制を再構築します。

具体的な事業	a 分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携して複合的な課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。			
事業内容	○ 地域包括支援センターの相談機能を拡充し、高齢者だけでなく、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者を区切らず、複合的な課題を丸ごと受け止める相談支援体制を整備する。 ○ 包括的相談支援体制の整備に向けた支援や複合的な課題を抱える家族や家庭に対して、関係機関と連携した支援を行うための総合調整を担う「（仮称）相談支援包括化推進員」を配置する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
	（仮称）相談支援包括化推進員配置の検討及び地域包括支援センター運営協議会において相談機能拡充の検討	（仮称）相談支援包括化推進員を配置し、包括的相談支援体制構築に向けた研修・広報活動を実施	継続	高齢者や障がい者、生活困窮者、子育て中の家庭の相談を包括的・総合的に支援する相談体制が整備されている。

具体的な事業	b 広報こまえ、市公式ホームページ等を活用して包括的相談支援体制を周知するとともに、積極的なアウトリーチを実施します。			
事業内容	○ 広報こまえ及び市公式ホームページへの掲載、パンフレットの配布、ポスターの掲示等を通じて、市民に周知するとともに、積極的なアウトリーチを実施する。 ○ 市内の病院や薬局、郵便局、地域センター等にパンフレットを設置する。 ○ 高齢者の集まり、高齢者福祉大会等において包括的相談支援体制の周知を図り、認知度を高める。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度	
包括的相談支援体制の周知	継続	継続	円滑にアウトリーチができる体制が整備されている。	

具体的な事業	c 24時間365日包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する電話相談を実施します。			
事業内容	○ 24時間365日包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する電話相談を実施する。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度	
電話相談の検討	電話相談の試行実施	電話相談の実施	高齢者や障がい者、生活困窮者、子育て中の家庭をワンストップ、24時間365日体制で支援する体制が整備されている。	

具体的な事業	d 身近な相談場所として、こまほっとシルバー相談室（高齢者見守り相談窓口） ¹⁵ を追加設置します。			
事業内容	○ こまほっとシルバー相談室（高齢者見守り相談窓口）の追加設置を検討し、社会福祉士及び介護支援専門員（ケアマネジャー）¹⁶の資格を有する相談員が電話相談、高齢者宅への戸別訪問等を通じて、高齢者を見守るネットワークを構築する。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度	
こまほっとシルバー相談室（高齢者見守り相談窓口）の設置（2箇所目）	こまほっとシルバー相談室（高齢者見守り相談窓口）の周知	継続	各日常生活圏域にこまほっとシルバー相談室（高齢者見守り相談窓口）が設置されている。	
委託法人の調整	ネットワークの構築	継続		

¹⁵ 高齢者の在宅生活の安心・安全を提供するために、高齢者からの相談受付、生活実態の把握、関係機関と連携した見守り、緊急通報システムによる見守り等を行う事業のことをいう。

¹⁶ 介護保険制度で要介護者の方の相談に応じるとともに、適切なサービスを利用できるよう行政、サービス事業者、施設等と連絡調整等を行う人材のことをいう。

② 地域包括支援センターの機能強化を継続して進めます。

具体的な事業	a 地域包括支援センターの機能強化の方向性を示すとともに、地域包括支援センター運営協議会にて体制整備のための議論を進めます。			
事業内容	○ 地域包括支援センターの開所時間外であっても対応できる体制作り等庁内調査及び先進市研究をもとに、地域包括支援センターの機能強化の方向性を示すとともに、地域包括支援センター運営協議会にて体制整備のための議論を進める。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
地域包括支援センターの現状調査		-	-	地域包括支援センターの相談支援機能が強化され、障がい者や生活困窮者、子育て中の家庭を支援する体制が整備されている。
地域包括支援センターの機能強化の方向性を示す		-	-	
地域包括支援センター運営協議会で議論		-	-	

具体的な事業	b 東京都の補助制度を活用して各地域包括支援センターの統括・総合調整、困難ケースの後方支援、関係機関のネットワーク強化等を担う機能強化型地域包括支援センターを継続して設置します。			
事業内容	○ 市内の地域包括支援センターの機能を総合的に強化するため、平成30（2020）年度までの東京都の補助金を活用し、各地域包括支援センター間の総合調整・連携強化、困難ケースの後方支援、関係機関のネットワーク強化を担う機能強化型地域包括支援センターをあいとびあ地域包括支援センターに継続して設置する。 【機能強化型地域包括支援センターの役割】 ①統括・総合調整機能 ②後方支援・直接介入機能 ③地域包括支援ネットワークの構築支援機能 ④地域ケア会議の開催支援機能 ⑤人材育成支援機能			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
機能強化型地域包括支援センターの機能強化		継続	継続	各地域包括支援センターが連携を取り合い、機能の相乗効果が発生している。

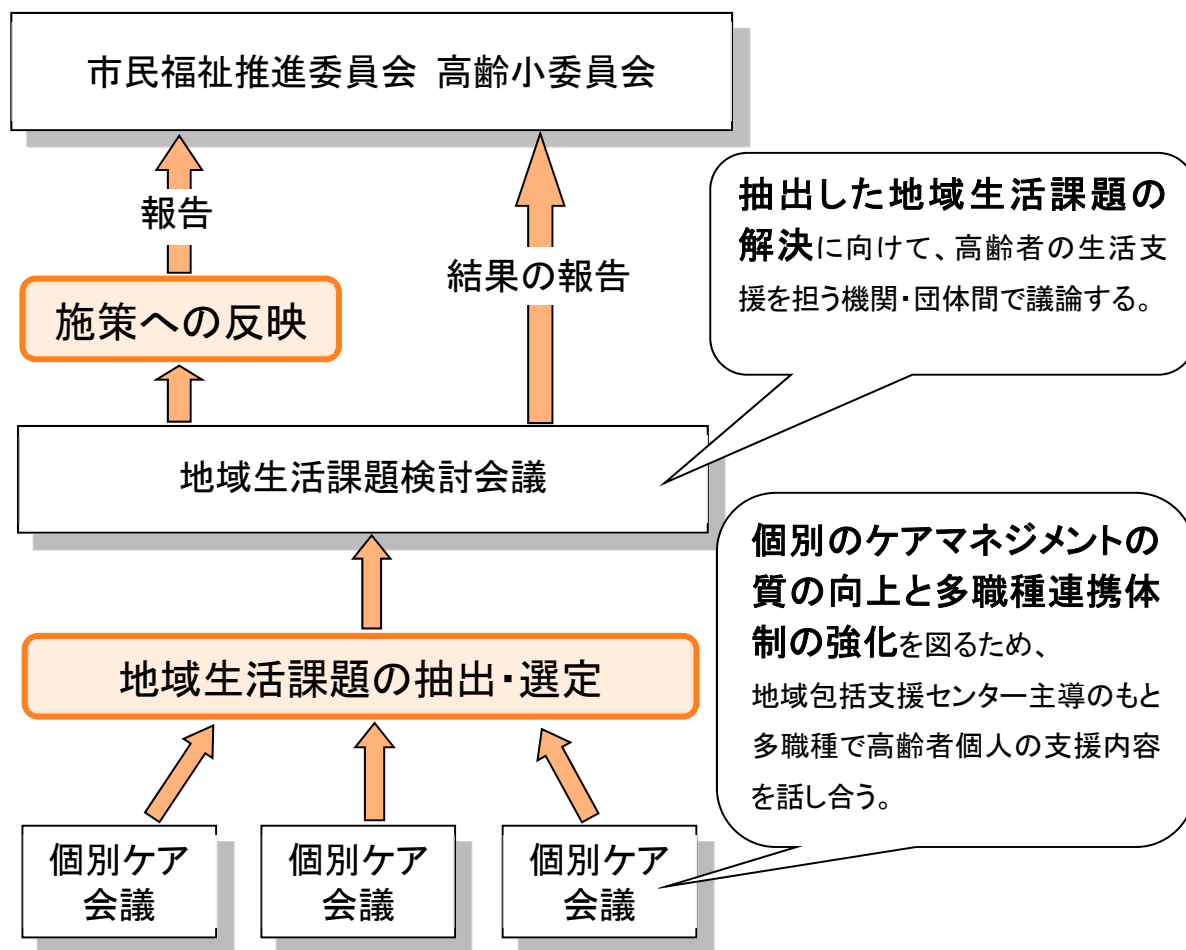
重点施策

- ③ 地域ケア会議（図3-31）を充実させて、地域連携の要とし、地域生活課題の解決を図ります。

具体的な事業	a 個別支援のケースカンファレンス（個別ケア会議）を行い、地域連携の体制強化を図りながら地域生活課題を抽出し、共有したうえで、地域生活課題検討会議へ当該地域生活課題を上げていきます。			
事業内容	○ 多職種が参加する個別支援のカンファレンス（個別ケア会議）で、ケアマネジメントの質の向上と連携体制の強化を図りながら、地域生活課題を抽出し、情報を共有したうえで、地域生活課題検討会議へ当該課題を上げていきます。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
個別ケア会議実施 （随時）		継続 （随時）	継続 （随時）	高齢者に限定せず、障がい者や生活困窮者、子育て世帯の支援についても個別ケア会議が開催されている。

具体的な事業	b 地域生活課題検討会議を開催し、個別ケア会議等から抽出された地域生活課題の解決策を検討し、施策化すべき内容については、市民福祉推進委員会高齢小委員会へ報告し、必要な議論を行います。			
事業内容	○ 個別ケア会議等から抽出された地域生活課題の解決に向けて、高齢者支援に関わる関係機関、こまえくぼ1234、NPO法人及びボランティアのほか、地域生活課題に応じた民間企業等で構成する地域生活課題検討会議を開催し、解決策を協議するとともに、施策化し計画へ位置付けるべき内容については、市民福祉推進委員会高齢小委員会へ報告し、必要な議論を行います。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
地域生活課題検討会議の開催 （年度3回）		継続 （年度3回）	継続 （年度3回）	地域生活課題検討会議により、地域生活課題の解決が図られている。

図3-31 地域ケア会議の体系イメージ図



重点施策

- ④ 生活支援コーディネーターを中心として、生活支援体制整備協議体による地域資源の発掘及び開発、関係機関のネットワーク強化並びにマッチングの仕組みづくりを進めます。

具体的な事業	a 生活支援コーディネーターを中心に、地域資源の把握、発掘及び開発を行い、生活支援に関する機関、団体等のネットワーク化と支援を必要とする方とのマッチング等を行います。			
事業内容	○ 生活支援コーディネーターを配置し、各地域包括支援センターの介護予防による地域づくり推進員の配置と合わせて、効果的かつ効率的な業務の遂行を目指す。 ○ 生活支援の充実に向けて、既存の地域資源を踏まえ、生活支援コーディネーターを中心に新たな地域資源の発掘、開発と地域資源のネットワーク化や支援を必要とする方とのマッチングの仕組みづくりを進める。また、その活動にあたっては、生活支援に係る多職種で構成する生活支援体制整備協議体による組織的なサポートを行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
生活支援コーディネーターの配置		継続	継続	高齢者、障がい者や生活困窮者、子育て中の家庭で支援を必要としている人に必要な支援が提供されている。
生活支援体制整備協議体の会議開催 (年度3回)		継続 (年度3回)	継続 (年度3回)	
-		マッチングの手法の調査・研究	マッチング実施	

具体的な事業	b 地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域へ効果的な支援を行います。			
事業内容	○ 地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域へ効果的な支援を行う。 【コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の主な役割】 ①個別支援：公的なサービスや地域の支援だけでは解決しきれないニーズや課題を受け止め、対象者に寄り添いながら、解決に向けた支援を行う。 ②地域支援：地域の関係機関、団体等と連携・協力し、ネットワークを構築することにより、地域の課題解決力を向上させる。 ③仕組みづくり：個別支援、地域支援を行いながら、支援を通じて蓄積された情報、知識、経験等をもとに新たなサービスの提案、仕組みづくり等を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
コミュニティソーシャルワーカーの配置 (1地区目（モデル地区）)		コミュニティソーシャルワーカーによる効果的な支援 (1地区目（モデル地区）)	継続	高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て中の家庭等で支援を必要としている人に必要な支援が提供されている。
-		-	コミュニティソーシャルワーカーの配置 (2地区目)	

(2) 医療と介護の連携強化

現状と課題

- 国及び東京都の支援のもと、医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進する必要があります。
- 介護と医療の恒常的な組織的連携体制を構築する必要があります。
- 他区市の病院、認知症専門医、精神医療相談窓口・機関との連携体制を構築する必要があります。
- 医療行為（特に吸引等）を行うヘルパー等の人材が不足しているため、人材の育成が必要です。
- 介護職従事者が不足しているため、離職者を対象とした人材の発掘が必要です。

① 医療と介護の連携について、地域住民及び関係機関への普及啓発を行います。

具体的な事業	a 市内の医療・介護・地域資源について、医療、介護関係者による情報共有を進めます。			
事業内容	○ 医療・介護・地域資源マップシステムの医療関係者及び介護関係者への普及を図り、市内の各資源のネットワーク化を進め、連携を強化するとともに、非公開型 SNS ツールを活用したリアルタイムでの医療と介護の連携を進めるため、市は研修等を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
医療・介護・地域資源マップシステムの普及	継続		継続	市内の医療・介護関係者の連携がとれている。
非公開型 SNS ツール操作研修の実施	継続		継続	

具体的な事業	b 【再掲】粕江市三師会、市内総合病院等との協力・連携によるかかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の普及を図ります。			
事業内容	○ 粕江市三師会、市内総合病院等と協力・連携して、引き続きかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図る。 ○ 市内医療機関等を周知すると同時に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局と病院の役割を普及させていく。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
市内医療機関等を掲載した医療・介護・地域資源ガイドブックの配布及び医療・介護・地域資源マップシステムの普及	継続		継続	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局が普及している。

重点施策

② 国の在宅医療・介護連携推進事業8項目に沿って、医療と介護の連携を進めます。

具体的な事業	a 【再掲】医療と介護の連携推進小委員会において、医療と介護の連携を図ります。			
事業内容	○ 医療と介護の連携推進小委員会において、国の在宅医療・介護連携推進事業8項目に沿って取組みを進め、出てきた課題を共有し、恒常的な医療と介護の連携を図る。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
医療と介護の連携推進小委員会開催		継続	継続	医療と介護の恒常的な連携体制が構築されている。

具体的な事業	b 市内の医療・介護関係者の専門機関の連携を進める研修等を開催します。			
事業内容	○ 医療と介護の連携推進小委員会で検討された国の在宅医療・介護連携推進事業8項目に沿って、市、地域包括支援センター、各連絡会、狛江市三師会、市内総合病院等の医療及び介護関係者による研修等を実施し、医療と介護の連携における課題を抽出及び関係者間で共有する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
医療・介護関係者による研修（年度1回以上）		継続（年度1回以上）	継続（年度1回以上）	市内の医療・介護関係者の連携がとれている。

具体的な事業	c 【再掲】市内の医療・介護・地域資源について、医療・介護関係者による情報共有を進めます。			
事業内容	○ 医療・介護・地域資源マップシステムの医療関係者及び介護関係者への普及を図り、市内の各資源のネットワーク化を進め、連携を強化するとともに、非公開型 SNS ツールを活用したリアルタイムでの医療・介護を進めるため、市は研修等を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
医療・介護・地域資源マップシステムの普及		継続	継続	市内の医療・介護関係者の連携がとれている。
非公開型 SNS ツール操作研修の実施		継続	継続	

具体的な事業	d 切れ目のない在宅医療・介護連携に関する相談支援体制、提供体制の構築を進めます。			
事業内容	○ 医療と介護の連携推進小委員会で検討された国の在宅医療・介護連携推進事業8項目に沿って、主治医・副主治医制等を検討し、医療・介護・地域資源の情報共有ツールを利用した切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進する。合わせて、在宅医療・介護連携相談支援窓口の設置を継続し、在宅での生活への移行をスムーズに支援する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
主治医・副主治医制等の切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の検討		継続	継続	在宅において必要な医療・介護サービスが一体的に提供されている。
切れ目のない在宅医療・介護連携提供コールセンターの検討		切れ目のない在宅医療・介護連携提供コールセンターの試行実施	切れ目のない在宅医療・介護連携提供コールセンターの実施	
在宅医療・介護連携相談支援員配置 窓口の設置（1箇所）		継続 窓口の設置（1箇所）	-	
後方支援病床確保の検討・交渉		後方支援病床の確保	継続	

具体的な事業	e 関係区市と医療と介護の連携体制を整備します。			
事業内容	○ 関係区市が連携して支援する必要があるケースについて、関係区市と医療と介護の連携体制の構築に着手する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
関係区市の連携の検討		関係区市の連携の調整	継続	関係区市との連携体制が構築されている。

(3) 認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくり

現状と課題

- 医療機関と介護事業者等間における連携が十分ではありません。
- 市民の認知症についての正しい理解が十分進んでいません。
- 家族会への参加者が増えません。
- 地域の社会資源の活用等、地域も巻き込んだ認知症高齢者への支援体制が整備されていません。
- 在宅で介護している家族に大きな負担がかかっており、家族介護への支援を充実させる必要があります。

重点施策

① 認知症になっても地域で安心して暮らし続けられる支援体制を整備します。

具体的な事業	a 認知症初期集中支援チーム事業による認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。			
事業内容	○ 市内の各機関の医療関係者、介護関係者で構成される認知症初期集中支援チームを医師会をはじめとする医療機関や地域包括支援センター等との緊密な連携の下で実施し、認知症の人を円滑に適切な支援へつなげる仕組みを強化します。また、認知症初期集中支援チーム検討委員会において事業の実施状況等を検証することで、十分な体制整備を進めます。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
認知症初期集中支援チーム事業の実施		継続	継続	認知症初期集中支援チームと地域包括支援センターとの緊密な連携により、認知症の人を円滑に適切な支援へつなぐ体制ができています。
認知症初期集中支援チーム検討委員会における実施状況の検証、体制整備		実施状況の検証	継続	

具体的な事業	b 認知症地域支援推進員の研修等を活用し、地域包括支援センター職員の認知症に関するスキルアップを図ります。			
事業内容	○ 認知症の人に対する相談等の支援を充実させるため、国や東京都が実施する認知症地域支援推進員や認知症コーディネーター等の研修等を活用し、地域包括支援センター職員の認知症に関するスキルアップを図る。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
地域包括支援センター職員の各種研修の受講		継続	継続	各地域包括支援センターが認知症の人への相談支援等を円滑に行える体制が整っている。

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

具体的な事業	c 包括的支援事業を実施します。			
事業内容	○ 地域包括支援センターの実施する総合相談事業、虐待対応等の権利擁護事業、地域の関係機関・団体のネットワーク構築、ケアマネジメント支援等の事業を継続する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
包括的支援事業の実施		継続	継続	多くの認知症家族介護者が地域包括支援センターの包括的支援事業により支援されている。

具体的な事業	d 認知症の人やその家族、地域住民、専門家等誰もが集える場となる認知症カフェ ¹⁷ の運営を支援します。			
事業内容	○ 認知症の人やその家族の社会参加、情報交換等を支援しながら、認知症にやさしい地域づくりを推進する認知症カフェの増設に向けて、関係機関や民間企業へ働きかけるとともに、ノウハウを共有できる場づくり、広報及び認知症サポーター、介護者サポーター等へ認知症カフェの担い手となるための働きかけ等の運営支援を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
認知症カフェの増設に向けた働きかけ		継続	継続	日常生活圏域ごとに認知症カフェが設置され、当事者や家族、地域住民の交流が図られている。

具体的な事業	e 認知症サポーターを継続的に養成します。また、小中学生を対象とした認知症キッズサポーター ¹⁸ 養成講座を実施します。			
事業内容	○ 認知症サポーター養成講座 - 受講者に対して、フォローアップ制度を周知し、普及啓発を図る。 - 認知症キャラバンメイトがフォローアップ研修の講師となる研修を実施し、受講者のフォローアップ研修を実施できるようにする。認知症サポーターが継続的に研修を受講できるようにする。 ○ 認知症キッズサポーター養成講座 - 年度1回以上開催し、30名を養成する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
認知症サポーター養成講座の開催（年度2回以上、60名）		継続 （年度2回以上、60名）	継続 （年度2回以上、60名）	誰でも受講できる講座を定期的 に開講し、認知症高齢者に対し、 緩やかな見守りが市内どこでも 実施されている。
-		キャラバンメイト講師の養成	継続	
-		-	サポーターフォローアップ研修 の実施	
認知症キッズサポーター養成講座の開催 （年度1回以上、30名）		継続 （年度1回以上、30名）	継続 （年度1回以上、30名）	

¹⁷ 認知症になっても住み慣れた地域で、安心して生活し続けられるよう、認知機能の低下した人やその家族、地域住民等が気軽に集い、専門家のアドバイスももらいながら、認知症状の悪化防止や相互交流、情報交換等ができる「つどいの場」のことをいう。

¹⁸ 認知症について、正しく理解し、認知症の人の見守り・支援をする小・中学生のことをいう。

具体的な事業	f 高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業について、電話相談窓口を設け、相談支援体制を強化します。			
事業内容	○ 行政だけでなく、関係機関、関係団体及び高齢者の福祉に関する従事者等が高齢者虐待の要因を共有し、虐待防止に向け、各関係機関の役割を明確にしながら、協力・連携し、認知症高齢者の見守り及び高齢者虐待防止の構築に取り組むために見守りネットワーク会議を開催する。 ○ 電話相談窓口を設け、相談支援体制を強化する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
見守りネットワーク会議の開催		継続	継続	高齢者虐待・見守りについて、行政や関係機関、サービス従事者、地域住民等の見守りネットワークが機能し、地域における見守りが実施されている。
-		電話相談の試行実施	電話相談の実施	

具体的な事業	g 広報こまえ、市公式ホームページ講演会及び講習により、認知症の正しい理解や成年後見制度の普及・啓発に努めます。			
事業内容	○ 認知症の正しい理解や成年後見制度の普及啓発事業を年度1回以上実施する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
認知症パンフレットの配布		継続	継続	認知症の正しい理解や成年後見制度の理解が進んでいる。
講演会の開催 （年度1回以上）		継続 （年度1回以上）	継続 （年度1回以上）	

② 家族介護者への支援を強化します。

具体的な事業	a 認知症家族介護者の家族会活動を支援します。			
事業内容	○ 認知症家族介護者の家族会に多くの人に参加してもらえるよう、広報の工夫や活動内容等を見直し、市や地域包括支援センターで認知症家族介護者に対する支援を継続する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
家族会の支援		継続	継続	多くの認知症家族介護者が家族会に参加している。

具体的な事業	b 【再掲】認知症の人やその家族、地域住民、専門家等誰もが集える場となる認知症カフェの運営を支援します。			
事業内容	○ 認知症サポーター等の中から認知症カフェの担い手を研修等を通じて募集・育成し、認知症の人やその家族、地域住民や専門家が集う認知症カフェの設置に向けて、関係機関や民間企業へ働きかけるとともに、ノウハウを共有できる場づくり、広報及び認知症サポーター、介護者サポーター等へ認知症カフェの担い手となるための働きかけ等の運営支援を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
認知症カフェの増設に向けた働きかけ		継続	継続	日常生活圏域ごとに認知症カフェが設置され、当事者や家族、地域住民の交流が図られている。

具体的な事業	c 【再掲】包括的支援事業を実施します。		
事業内容	○ 地域包括支援センターの実施する総合相談事業、虐待対応等の権利擁護事業、地域の関係機関・団体のネットワーク構築、ケアマネジメント支援等の事業を継続する。		
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度
包括的支援事業の実施		継続	継続
			多くの認知症家族介護者が地域包括支援センターの包括的支援事業により支援されている。

（４）権利擁護の推進と高齢者虐待の防止

現状と課題

- 市民後見人の育成と支援体制が十分ではありません。
- どのようなサービスを利用すべきか分からない市民に対して、相談支援体制を充実させる必要があります。
- 市や地域包括支援センター等の職員が迅速で適切な対応ができるよう、高齢者虐待防止マニュアルの見直しが必要です。
- 一般市民の認知症や虐待防止等に関する理解が不十分であるにも関わらず、理解を促進させるための仕組みが構築されていません。

重点施策

- ① 認知症等の高齢者の権利が侵害されないよう、権利を擁護する仕組みや体制を充実させます。

具体的な事業	a 成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）を周知し、支援事業の利用の促進を図ります。			
事業内容	○ 成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）について、周知を図る。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業の周知	継続		継続	成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業が市民に周知され、十分に活用されている。

具体的な事業	b 近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続して行い、法人後見等の提供、市民後見人の養成・育成、権利擁護に関する職員研修等を行います。			
事業内容	○ 近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続して行い、法人後見等の提供、市民後見人の養成・育成、権利擁護に関する職員研修等を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営	継続		継続	効率的効果的に法人後見等の提供、市民後見人の養成・育成、権利擁護に関する職員研修等が行われている。
多摩南部成年後見センターの専門性を活用した市民後見人の養成 （年度2人以上）	継続 （年度2人以上）		継続 （年度2人以上）	
権利擁護に関する職員研修の実施 （市年度1回以上、多摩南部成年後見センター年度1回以上）	継続 （市年度1回以上、多摩南部成年後見センター年度1回以上）		継続 （市年度1回以上、多摩南部成年後見センター年度1回以上）	

② 認知症及び高齢者虐待防止について、広く市民等に普及啓発及び理解促進を図ります。

具体的な事業	a 多様な方法により、高齢者の虐待防止についての普及啓発及び理解促進を図ります。			
事業内容	○ 広報こまえ、市公式ホームページ、研修等多様な手法により、高齢者の虐待防止についての普及啓発及び理解促進を図る。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
広報こまえ、市公式ホームページ、研修等多様な手法による高齢者虐待防止の普及啓発及び理解促進		継続	継続	市民の高齢者虐待防止に対する理解が進んでいる。

具体的な事業	b 【再掲】認知症サポーターを継続的に養成します。また、小中学生を対象とした認知症キッズサポーター養成講座を実施します。			
事業内容	○ 認知症サポーター養成講座 - 受講者に対して、フォローアップ制度を周知し、普及啓発を図る。 - 認知症キャラバンメイトがフォローアップ研修の講師となる研修を実施し、受講者のフォローアップ研修を実施できるようにする。認知症サポーターが継続的に研修を受講できるようにする。 ○ 認知症キッズサポーター養成講座 - 年度1回以上開催し、30名を養成する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
認知症サポーター養成講座の開催（年度2回以上、60名）		継続 （年度2回以上、60名）	継続 （年度2回以上、60名）	誰でも受講できる講座を定期的 に開講し、認知症高齢者に対し、 緩やかな見守りが市内どこでも 実施されている。
-		キャラバンメイト講師の養成	継続	
-		-	サポーターフォローアップ研修 の実施	
認知症キッズサポーター養成講座の開催 （年度1回以上、30名）		継続 （年度1回以上、30名）	継続 （年度1回以上、30名）	

具体的な事業	c 【再掲】高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業について、電話相談窓口を設け、相談支援体制を強化します。			
事業内容	○ 行政だけでなく、関係機関、関係団体及び高齢者の福祉に関する従事者等が高齢者虐待の要因を共有し、虐待防止に向け、各関係機関の役割を明確にしながら、協力・連携し、認知症高齢者の見守り及び高齢者虐待防止の構築に取り組むために見守りネットワーク会議を開催する。 ○ 電話相談窓口を設け、相談支援体制を強化する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
見守りネットワーク会議の開催		継続	継続	高齢者虐待・見守りについて、 行政や関係機関、サービス従事 者、地域住民等の見守りネット ワークが機能し、地域における 見守りが実施されている。
-		電話相談の試行実施	電話相談の実施	

(5) 住まいと介護基盤の充実

現状と課題

- 上層階に行くためのエレベーターのない建物があります。
- 風呂やトイレのつくりが高齢者向けになっていない住居があります。
- 転倒による骨折等で要介護状態になるケースが多く発生しています。
- 自立支援住宅改修の制度の周知が十分ではありません。
- 保証人が見つからず、賃貸住宅を借りることができない高齢者がいます。
- 介護職従事者、訪問看護師が不足しているため、人材の育成が必要です。
- 医療ニーズの高い在宅医療の要介護者を支える施設として地域密着型サービスの基盤整備を進める必要があります。

① 狛江市にいつまでも住み続けられる住まいの確保を進めます。

具体的な事業	a 東京都等へ都営住宅等の高齢者向け住宅への改築や改装、高齢者向け住宅の新設を働きかけます。			
事業内容	○ 東京都等へバリアフリー化等の高齢者向け住宅への改築や改装、高齢者向け住宅の新設を要請する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
バリアフリー化等の高齢者向け住宅への改築や改装要請へ向けて東京都や都市再生機構と事前調整		継続	継続	都営住宅やUR住宅のバリアフリー化が進んでいる。
高齢者向け住宅新設要請へ向けて東京都や都市再生機構と事前調整		継続	継続	

具体的な事業	b 【一部再掲】新しい総合事業の住民主体のサービスの活動拠点、世代間交流を行う場等として空家等の活用に着手します。			
事業内容	○ 空家等の状況調査を踏まえ、グループリビング ¹⁹ 、元気高齢者による地域貢献活動の場、世代間交流を行う場等として活用できるよう検討を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
空家の利活用に関する情報収集		継続	継続	空家等を有効利用したグループリビング、活動拠点、世代間交流を行う場が市内に設置されている。
-		-	空家の利活用モデル事業の検討	

¹⁹ 高齢者自身が高齢化による身体機能の低下とひとり暮らしの孤独や不安を考慮し、従来家族が行ってきた調理や清掃、食事を共にするといった家族の無償の行為を共同化・合理化して、一つ屋根の下で共同で住まう居住形態をいう。

具体的な事業	c 自立支援住宅改修 ²⁰ の適切な改修と積極的な活用を推進します。			
事業内容	○ 手すりの取り付けや段差解消といった住宅改修を進めることによって、転倒等を予防し、要介護状態になる高齢者を減らす。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度	
高齢者自立支援住宅改修費給付事業の周知	継続	継続	住宅改修が促進され、自宅で転倒する高齢者が減少している。	
適切な改修に向けた研修の実施	継続	継続	適切な住宅改修が行われている。	

具体的な事業	d シルバーピアを提供します。			
事業内容	○ 住宅に困っている高齢者に対して、シルバーピアを提供します。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度	
シルバーピアの適正な運営と継続的な提供	継続	継続	シルバーピアの適正な運営と継続的な提供	

② 住宅確保のための支援を強化します。

具体的な事業	a 高齢者等の住宅確保要配慮者が住まいを確保できるよう支援します。			
事業内容	○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織として、居住支援協議会を立ち上げ、相談支援とマッチングを行う。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度	
居住支援協議会の立上げ準備	居住支援協議会の設置	居住支援協議会の開催	高齢者が安心して生活ができる住宅が確保されている。	
住まいの相談窓口事業実施 （年度12回以上）	継続 （年度12回以上）	継続 （年度12回以上）		

③ 介護サービス提供基盤の整備を一層進めます。

具体的な事業	a 居宅サービスの基盤整備を進めます。			
事業内容	○ 居宅サービスの基盤整備を一層進める。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度	
利用ニーズを踏まえた居宅サービスの整備	継続	継続	在宅生活を支援する多様な居宅サービスが整備されている。	

²⁰ 支援を必要とする在宅の高齢者が生活環境を整えるための住宅改修に対して支給される費用のことをいう。

具体的な事業	b ショートステイや訪問介護、訪問看護等の各種サービスが一体的に提供されることで、医療と介護の連携がなされた柔軟な対応が可能なサービスの整備を進めます。			
事業内容	○ 通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護等の各種サービスが一体的に提供されることで、医療と介護の連携がなされた柔軟な対応が可能なサービスの整備を進める。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
多機能型居宅介護サービスの調査	多機能型居宅介護サービスの研究	多機能型居宅介護サービスの実施の検討	在宅生活を支援する多様な地域密着型サービスが整備されている。	

重点施策

④ 介護サービスの質の向上を図ります。

具体的な事業	a 【再掲】市内の医療・介護関係者の専門機関の連携を進める研修等を開催します。			
事業内容	○ 医療と介護の連携推進小委員会で検討された国の在宅医療・介護連携推進事業8項目に沿って、市、地域包括支援センター、各連絡会、狛江市三師会、市内総合病院等の医療及び介護関係者による研修等を実施し、医療と介護の連携における課題を抽出及び関係者間で共有する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
医療・介護関係者による研修（年度1回以上）	継続（年度1回以上）	継続（年度1回以上）	継続（年度1回以上）	市内の医療・介護関係者の連携がとれている。

具体的な事業	b 介護サービス事業者への指導を実施するとともに、事業評価を推進します。			
事業内容	○ 介護サービス事業者による自己評価及び福祉サービス第三者評価の受審を促進する。 ○ 事業者への指導・監査が十分にできるよう、福祉保健財団に専門職の派遣を要請し、市職員とともに事業評価を推進する。 ○ 給付適正化システムの活用により給付の適正化を進め、介護給付費を抑制する。 ○ 介護保険推進市民協議会で介護保険事業計画の進捗状況を管理・評価する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
介護サービス事業者による自己評価、福祉サービス第三者評価受審の促進	継続	継続	介護サービス事業者が提供する介護保険サービスの質が確保されている。	
指導検査の実施（年度3回以上）	継続（年度3回以上）	継続（年度3回以上）		
給付適正化システムの活用による給付の適正化を図る。	継続	継続		
介護保険推進市民協議会による事業計画の進捗状況の管理及び評価	継続	継続		

具体的な事業	c 給付適正化計画に基づき、給付の適正化のため、ケアプラン点検をはじめとする各事業を実施します。			
事業内容	○ 給付の適正化のため、ケアプラン点検等を実施し、適正なケアマネジメントを確保する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
給付適正化計画に基づく各事業の実施		継続	継続	支援が必要な人が適正な介護保険サービスを受けられている。
ケアプラン点検の実施 （年度2回以上）		継続 （年度2回以上）	継続 （年度2回以上）	

具体的な事業	d 介護保険サービス事業者が開催する連絡会において課題を共有し、解決に向けた取組みを進めます。			
事業内容	○ 居宅介護支援事業者、訪問介護サービス事業者及び通所介護サービス事業者が開催する連絡会において、事業者へ制度改正等の情報を周知するとともに、サービスの質の向上、経営動向、事業運営、人材の確保・育成、定着支援などを含めた共通の課題を共有し、解決に向けた取組みを進める。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
各連絡会における課題共有		継続	継続	支援が必要な人が適正な介護保険サービスを受けられている。

(6) 共生型サービスの推進

現状と課題

- 障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする必要があります。
- 福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行う必要があります。

① 障がい者を対象とするサービスとの一体的利用を推進します。

具体的な事業	a 高齢となった障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を推進します。			
事業内容	○ 共生型サービス等の制度を活用し、障がい福祉サービス事業所に介護保険サービスの指定を受けるよう促す。 ○ 既存の介護保険サービス事業所の利用者として障がい者の受入れを促す。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成37（2025）年度
障がい福祉サービス事業所に対する共生型サービス制度の周知	継続		継続	高齢となった障がい者が介護保険サービスを円滑に利用できている。
既存の介護保険サービス事業所における障がい者の利用者受入れの促進	継続		継続	

第4章 介護保険給付費等対象サービスの見込み

第1節 サービス見込みの考え方

本計画では、次の考え方により、介護給付・予防給付の見込み及び地域支援事業のサービス量の見込みを行いました。（表3-18）

表3-18 サービス見込みの考え方

1. 被保険者数の推計

市の推計人口に基づき、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの被保険者数を推計する。
なお、参考として平成37(2025)年度の被保険者数も推計する。



2. 要支援・要介護認定者数の推計

平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの被保険者数に対する要支援・要介護認定者数に基づき、1で推計した被保険者数を用いて平成30(2018)年度から平成32(2020)年度まで及び平成37(2025)年度の要支援・要介護認定者数を推計する。（第2号被保険者含む。）



3. サービス別の量の見込み

平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの給付実績を分析・評価し、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの見込量を検証する。併せて、平成37(2025)年度のサービス水準についても示す。



4. 保険給付費・地域支援事業費の推計

サービス量の分析及び新たなサービスの見込みをもとに、認知症の有無や自立度、医療ニーズの状況も勘案しながら、総合的にサービス利用量を推計し、3年間（平成30(2018)年度～平成32(2020)年度）の必要給付費を算出する。また、補足給付費や高額介護（介護予防）サービス費等の推計も行い、給付費に加える。さらに、平成28(2016)年度・平成29(2017)年度の実績を踏まえ、地域支援事業費の算出も行う。
※補足給付費とは、低所得者の介護保険施設入所等に係る費用負担を軽減するための給付をいう。



5. 保険料基準額の設定

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、介護保険料基準額を設定する。

第2節 被保険者の推計及び要支援・要介護認定者数の推計

1 被保険者数

被保険者数は、「狛江市人口ビジョン（平成28（2016）年2月）」シミュレーションBに基づく推計人口に、住所地特例対象者の人数を加除して推計しています。（表3-19）

表3-19 被保険者数の見込み

（単位：人）

区分	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
第1号被保険者	19,398	19,569	19,744	19,916	20,091	20,262	20,707
第2号被保険者	27,205	27,523	27,846	28,162	28,485	28,803	29,709

2 要支援・要介護認定者数

直近の要支援・要介護認定者数の推移を踏まえ、第1号被保険者の要支援・要介護認定率は平成32（2020）年度までは4,338人で21.4%と想定します。（表3-20、表3-21）

表3-20 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の見込み

（単位：人）

区分	実績		推計				
	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
要支援1	567	578	447	497	506	517	573
要支援2	580	587	436	562	597	633	667
要介護1	693	730	827	866	908	953	1,145
要介護2	628	629	681	728	767	810	1,017
要介護3	398	466	495	514	543	573	666
要介護4	432	404	430	431	439	445	578
要介護5	400	407	387	396	402	407	498
合計	3,698	3,801	3,703	3,994	4,162	4,338	5,144
要介護認定率(%)	19.1	19.4	18.8	20.1	20.7	21.4	24.8

※平成28(2016)年までは「介護保険事業状況報告」(各年10月1日現在)

※住所地特例者を含む。

※平成29(2017)年以降の数値は地域包括ケア「見える化」システムより(各年3月31日現在)

表3-21 第2号被保険者の要支援・要介護認定者数の見込み

(単位:人)

区分	実績		推計				
	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
要支援1	4	3	5	7	9	11	13
要支援2	16	17	11	11	13	15	20
要介護1	16	4	10	16	22	29	33
要介護2	12	17	20	23	26	30	33
要介護3	15	20	10	11	11	12	15
要介護4	9	4	9	14	19	25	28
要介護5	13	13	10	10	10	10	10
合計	85	78	75	92	110	132	152

※平成28(2016)年までは「介護保険事業状況報告」(各年10月1日現在)

※住所地特例者を含む。

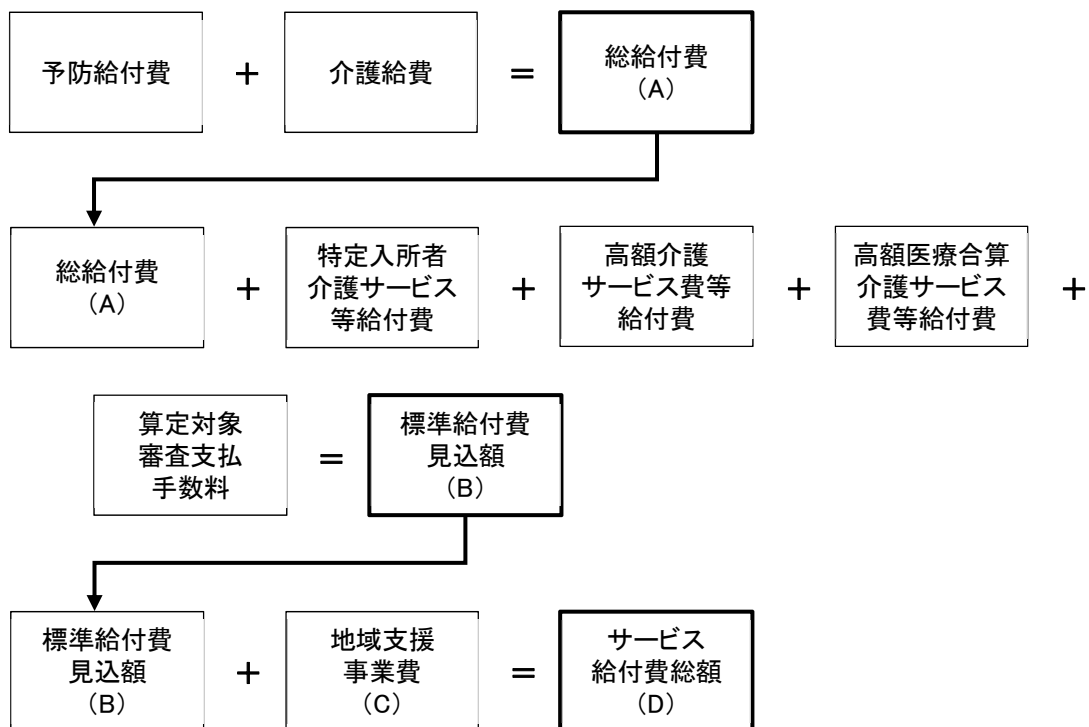
※平成29(2017)年以降の数値は地域包括ケア「見える化」システムより(各年3月31日現在)

第3節 サービス別の見込み量推計

介護保険サービスの給付費の給付費総額は、介護報酬と地域区分の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算したうえで、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費等を加算して算出されます。（図3-32）

以下の数式で算出した第7期介護保険事業期間（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）のサービス給付費総額は19,590,429千円（3箇年分）です。

図3-32 介護保険サービス給付費の算出フロー



1 予防給付の目標量

表 3-22 予防給付の目標量

		平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
介護予防サービス					
介護予防訪問介護	人数(人)				
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	482	508	552	632
	人数(人)	66	70	77	89
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	70	79	87	113
	人数(人)	8	9	10	13
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	69	73	75	84
介護予防通所介護	人数(人)				
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	74	82	90	103
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	5	5	5	5
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	257	263	272	299
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	5	6	7	12
介護予防住宅改修	人数(人)	6	7	8	12
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	35	40	45	67
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	1	1	1	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0
介護予防支援	人数(人)	330	360	405	500

2 介護給付の目標量

表3-23 介護給付の目標量

		平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	14,927	15,228	15,739	19,406
	人数(人)	731	745	768	935
訪問入浴介護	回数(回)	252	266	280	332
	人数(人)	48	51	54	65
訪問看護	回数(回)	4,734	5,004	5,359	6,795
	人数(人)	423	441	466	580
訪問リハビリテーション	回数(回)	779	826	903	1,205
	人数(人)	73	77	84	112
居宅療養管理指導	人数(人)	817	853	917	1,092
通所介護	回数(回)	5,998	6,091	6,212	7,250
	人数(人)	642	650	661	768
通所リハビリテーション	回数(回)	732	780	822	942
	人数(人)	122	130	137	157
短期入所生活介護	日数(日)	1,217	1,292	1,444	1,706
	人数(人)	134	142	158	186
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	95	113	143	211
	人数(人)	10	12	15	22
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	5	5	5	5
	人数(人)	1	1	1	1
福祉用具貸与	人数(人)	1,062	1,082	1,110	1,288
特定福祉用具販売	人数(人)	23	26	27	35
住宅改修費	人数(人)	17	18	19	23
特定施設入居者生活介護	人数(人)	347	356	371	500
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	9	13	18	23
夜間対応型訪問介護	人数(人)	3	4	5	10
認知症対応型通所介護	回数(回)	584	613	652	698
	人数(人)	55	58	62	66
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	12	15	17	21
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	63	63	63	81
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	20
地域密着型通所介護	回数(回)	2,997	3,185	3,299	3,829
	人数(人)	375	398	414	483
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	346	350	360	410
介護老人保健施設	人数(人)	96	99	106	125
介護医療院	人数(人)	10	21	32	65
介護療養型医療施設	人数(人)	55	44	33	
居宅介護支援	人数(人)	1,674	1,857	1,973	2,263

3 予防給付費

表3-24 予防給付費

(単位:千円)

	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	23,602	24,910	27,116	31,090
介護予防訪問リハビリテーション	2,467	2,786	3,065	3,980
介護予防居宅療養管理指導	8,637	9,140	9,384	10,517
介護予防通所介護				
介護予防通所リハビリテーション	27,014	29,846	32,901	37,132
介護予防短期入所生活介護	323	324	324	324
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	19,959	20,448	21,169	23,180
特定介護予防福祉用具購入費	1,530	1,854	2,148	3,679
介護予防住宅改修	7,575	8,849	10,077	15,127
介護予防特定施設入居者生活介護	33,540	38,408	42,846	64,943
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,271	1,272	1,272	1,803
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	19,884	21,700	24,410	30,139
合計	145,802	159,537	174,712	221,914

※端数処理により合計は一致しない。

4 介護給付費

表3-25 介護給付費

(単位:千円)

	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
居宅サービス				
訪問介護	558,547	570,144	589,482	726,681
訪問入浴介護	38,822	41,008	43,209	51,292
訪問看護	250,794	265,552	284,687	361,324
訪問リハビリテーション	28,774	30,526	33,383	44,647
居宅療養管理指導	130,852	136,749	146,877	174,920
通所介護	621,884	635,501	651,378	766,204
通所リハビリテーション	68,924	73,320	77,249	89,513
短期入所生活介護	127,965	136,037	152,333	180,281
短期入所療養介護(老健)	12,612	15,299	19,333	28,643
短期入所療養介護(病院等)	566	605	605	605
福祉用具貸与	185,748	189,405	194,714	229,944
特定福祉用具販売	9,005	10,300	10,696	13,939
住宅改修費	17,503	18,520	19,863	24,438
特定施設入居者生活介護	821,827	842,420	876,109	1,176,048
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17,615	25,825	34,014	42,204
夜間対応型訪問介護	1,492	1,739	1,966	4,356
認知症対応型通所介護	81,514	86,336	92,339	98,729
小規模多機能型居宅介護	20,810	25,496	28,909	36,624
認知症対応型共同生活介護	201,402	201,492	201,492	258,753
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	56,432
地域密着型通所介護	258,094	274,676	282,291	326,603
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	1,070,105	1,082,871	1,115,798	1,278,536
介護老人保健施設	324,212	335,129	358,687	421,798
介護医療院	47,186	99,212	150,117	306,195
介護療養型医療施設	258,893	206,983	156,078	
居宅介護支援	317,188	352,028	373,351	429,922
合計	5,472,334	5,657,173	5,894,960	7,128,631

※端数処理により合計は一致しない。

※介護療養型医療施設は平成32(2020)年度以降、別施設へ転換する。

※医療病床等からの移行分の給付量の見込みについては訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問看護介護及び介護老人福祉施設に含む。

※介護離職ゼロ分の施策に対する給付量の見込みについては、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問看護介護及び看護小規模多機能型居宅介護に含む。

5 総給付費

表3-26 総給付費

(単位:千円)

	第7期介護保険事業計画期間				平成37 (2025)年度
	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	計	
総給付費 (A)	5,618,136	5,816,710	6,069,672	17,504,518	7,350,545
予防給付費	145,802	159,537	174,712	480,051	221,914
介護給付費	5,472,334	5,657,173	5,894,960	17,024,467	7,128,631

※端数処理により合計は一致しない。

6 標準給付費

表3-27 標準給付費

(単位:千円)

	第7期介護保険事業計画期間				平成37 (2025)年度
	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	計	
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	5,612,057	5,876,734	6,205,086	17,693,876	7,337,736
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	125,180	129,196	133,340	387,716	143,496
高額介護サービス費等給付額	165,000	181,500	190,575	537,075	240,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,541	27,756	29,019	83,316	38,000
算定対象審査支払手数料	6,660	6,960	7,260	20,880	9,694
審査支払手数料支払件数(件)	111,000	116,000	121,000	348,000	161,577
標準給付費見込額 (B)	5,935,438	6,222,145	6,565,279	18,722,863	7,768,927

※端数処理により合計は一致しない。

7 地域支援事業費

表3-28 地域支援事業費

(単位:千円)

	第7期介護保険事業計画期間				平成37 (2025)年度
	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	計	
地域支援事業費 (C)	282,928	288,892	295,746	867,566	390,826
介護予防・日常生活支援総合事業	191,182	196,182	201,894	589,259	277,389
包括的支援事業・任意事業費	91,746	92,709	93,853	278,308	113,438

※端数処理により合計は一致しない。

8 サービス給付費総額

表3-29 サービス給付費総額

(単位:千円)

	第7期介護保険事業計画期間				平成37 (2025)年度
	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	計	
サービス給付費総額 (D)	6,218,366	6,511,037	6,861,026	19,590,429	8,159,753
標準給付費見込額	5,935,438	6,222,145	6,565,279	18,722,863	7,768,927
地域支援事業費	282,928	288,892	295,746	867,566	390,826

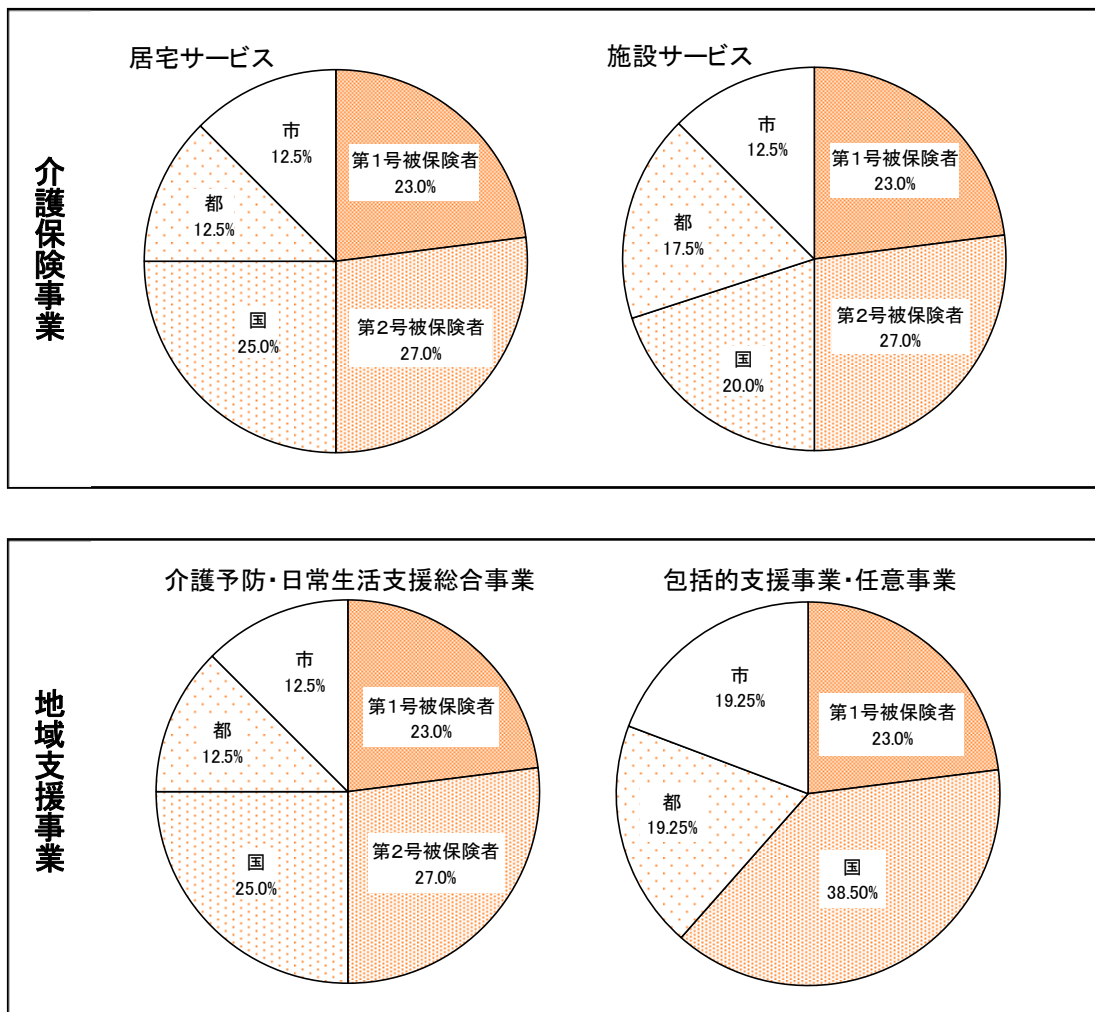
※端数処理により合計は一致しない。

第4節 第1号被保険者の保険料推計

1 第7期介護保険事業計画の財源構成

第7期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の負担割合は23.0%、第2号被保険者の負担割合は27.0%です。(図3-33)

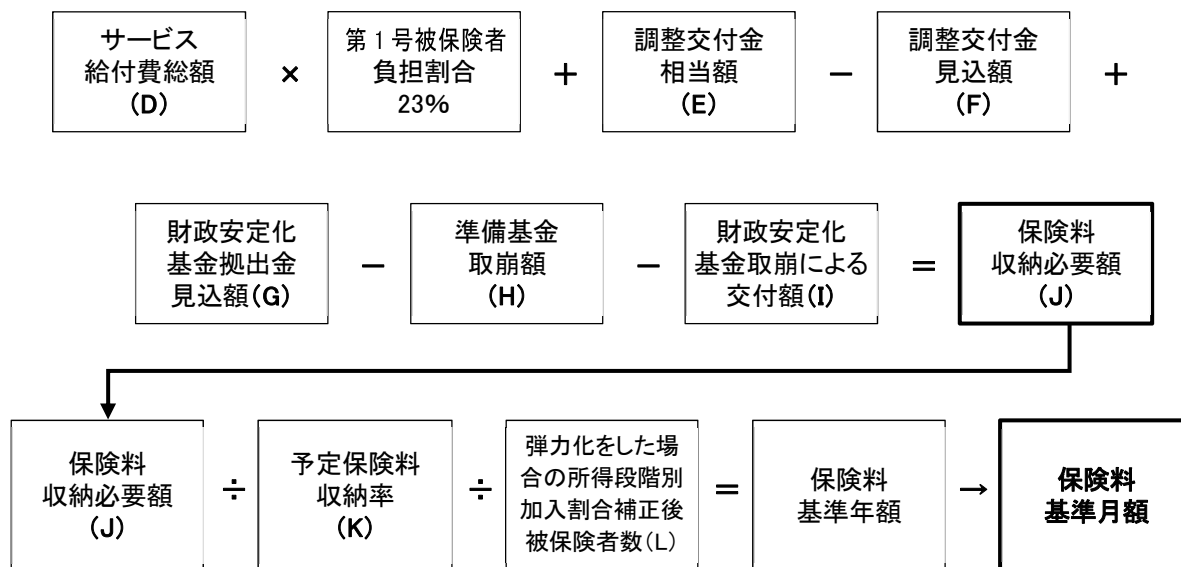
図3-33 第7期介護保険事業計画の財源構成



2 第1号被保険者の保険料月額基準額の推計

第1号被保険者の保険料は、サービス給付費総額をもとに、第1号被保険者負担割合や調整交付金相当金額等を踏まえ、保険料収納必要額を計算したうえで、予定保険料収納率や所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準額を算出します。(図3-34)

図3-34 第1号被保険者の保険料月額基準額算出フロー



(1) 保険料収納必要額

サービス給付費総額の第1号被保険者負担分相当額の保険料は、4,505,798,679円（3箇年分）です。これに調整交付金の相当額及び見込額、準備基金取崩額、市町村特別給付費等を加減した保険料収納必要額は4,272,861,752円（3箇年分）です。（表3-30）

表3-30 保険料収納必要額

	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	合計
サービス給付費総額(D)(円)	6,218,366,250	6,511,037,060	6,861,025,727	19,590,429,037
第1号被保険者負担分相当額(円)	1,430,224,238	1,497,538,524	1,578,035,917	4,505,798,679
調整交付金相当額(E)(円)	306,331,023	320,916,396	338,358,655	965,606,074
調整交付金見込交付割合	4.95%	5.00%	5.00%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9634	0.9568	0.9466	
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)	0.9567	0.9532	0.9445	
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)	0.9700	0.9604	0.9486	
所得段階別加入割合補正係数	1.0404	1.0404	1.0404	
調整交付金見込額(F)(円)	303,268,000	320,916,000	338,359,000	962,543,000
財政安定化基金拠出金見込額(G)(円)				0
財政安定化基金拠出率	0%			
財政安定化基金償還金(円)	0	0	0	0
準備基金の残高(平成29年度末見込額)(円)				253,094,000
準備基金取崩額(H)(円)				237,000,000
財政安定化基金取崩による交付額(I)(円)				0
市町村特別給付費等(円)	1,000,000	0	0	1,000,000
市町村相互財政安定化事業負担額(円)				0
市町村相互財政安定化事業交付額(円)				0
保険料収納必要額(J)(円)				4,272,861,752

※端数処理により合計は一致しない。

(2) 保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

表3-31 保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

(単位:人)

	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	合計
予定保険料収納率(K)	98.1%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	20,726	20,909	21,087	62,722
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(L)	20,156	20,335	20,508	61,000

(3) 第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準月額、5,950円（現行5,250円）です。

当初、保険料基準月額は6,280円と推計しましたが、保険料の上昇を抑制するため、準備基金を投入し、5,950円までの軽減を図りました。（表3-32）

表3-32 所得段階区分及び保険料率

所得段階	所得段階の内容		保険料率	平成30(2018)年度～平成32(2020)年度	
				月額	年額
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合		0.50	2,975円	35,700円
	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の場合		0.50	2,975円	35,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の場合	本人の公的年金等収入と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円以下の場合	0.60	3,567円	42,800円
第3段階		上記以外の場合	0.75	4,458円	53,500円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる場合	本人の公的年金等収入と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の場合	0.75	4,458円	53,500円
第5段階		上記以外の場合	1.00	5,950円	71,400円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の場合		1.10	6,550円	78,600円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合		1.25	7,442円	89,300円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合		1.50	8,925円	107,100円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の場合		1.60	9,525円	114,300円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合		1.85	11,008円	132,100円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の場合		2.00	11,900円	142,800円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の場合		2.20	13,092円	157,100円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の場合		2.40	14,283円	171,400円

※低所得段階を対象に介護保険法に基づく保険料軽減の実施予定があります。

※合計所得金額は、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

3 利用者負担の見直し

介護保険制度の持続可能性の確保策の1つとして、利用者負担の見直しへの対応が行われます。利用者負担については、平成27（2015）年8月に年金収入とその他の合計所得金額（以下「年金収入等」といいます。）が280万円以上の人を対象に2割負担が導入されたところですが、第7期介護保険事業計画では、負担上限を44,400円に据え置きつつ、年金収入等が340万円以上の人の利用料を3割負担（夫婦世帯の場合は463万円以上）となります。

4 介護納付金における総報酬割制の導入

介護保険制度改正の1つとして、介護納付金における総報酬割の導入が行われます。

第2号被保険者の保険料は、各医療保険者の加入者数により負担割合が決められてきましたが、被用者保険間で報酬額に占める保険料の比率に差が生じてきたことから、このたび見直されることとなりました。

総報酬割への移行は平成29（2017）年度から一部で、平成30（2018）年度から全面的に行われ、被用者保険によっては第2号保険料額が変動する場合があります。そのため、今後は、市民への第1号被保険者の保険料に対する理解とあわせて、第2号被保険者の介護保険料についても情報提供を行い、介護保険制度への理解を促します。

第5節 自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組みと目標

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による自立支援・重度化防止に向けた取組みの制度化を踏まえ、第7期介護保険事業計画では、地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止の取組み及び目標設定を行うこととなっています。

そこで、本計画では、狛江市が目指す地域包括ケアシステムの将来像を実現するために、地域包括ケア「見える化」システムでの分析や各種実態調査の結果を踏まえ、基本目標に掲げた施策の体系から、自立支援・介護予防・重度化防止に資する取組み内容を設定し、計画の推進と地域包括ケアシステムの実現を図ります。（表3-33）

表3-33 自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組みと目標

取組み	趣旨	目標
地域包括ケアシステム・介護保険の普及啓発	地域包括ケアシステム、介護保険制度、認知症等に関する情報・知識を地域の隅々にまで普及・啓発し、制度・サービスの理解を進める。	●健康教室や講演会の実施(P163) 各年度4回以上 ●認知症サポーター養成講座の開催(P188、192) 各年度2回以上
地域における介護予防活動の推進	介護予防教室等の実施により、介護予防への関心を強め、取り組むきっかけを充実させるとともに、継続的に運動等の活動が行える場の拡充を図る。	●各地域包括支援センター・市による介護予防教室の開催(P161) 各年度200回以上 ●介護予防活動の担い手の育成支援(P162) 各年度1団体以上
ケアマネジメントの質の向上	個別の支援内容を多職種で検討する個別ケア会議の随時開催や、自立支援に資する適切なケアプランになっているか点検を行うことで、ケアマネジメントの質の向上を図る。	●個別ケア会議の開催(随時)(P181) ●ケアプラン点検の実施(P196) 各年度2回以上
地域ケア会議(地域生活課題検討会議)・生活支援体制整備協議体の開催	個別ケア会議等から抽出した地域生活課題への対策を検討し、自立支援等に資する生活支援を創出する。	●地域生活課題検討会議・生活支援体制整備協議体の開催(P181、183) 各年度3回
医療と介護の連携強化	医療と介護の連携を密にし、両面から円滑かつ効果的な支援を提供することにより、重度化防止を図る。	●医療・介護関係者による研修の実施(P185、195) 各年度1回以上 ●在宅医療・介護連携相談支援窓口の設置(P186) 1箇所以上

第6節 介護給付適正化

介護保険法の一部が改正され、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされました。

そこで、介護給付の適正化について、厚生労働省通知「介護給付適正化計画」に関する指針を踏まえ、次のように定め（表3-34）、各年の目標は別に定めるものとします。

表3-34 介護給付適正化の目標と実施内容

目標	実施内容
(1)要介護認定の適正化	
●審査判定の傾向・特徴を把握し、審査会間の平準化及び市の特徴を踏まえて、東京都、全国と比べたばらつきの解消を図る。 ●調査員が、認定調査項目の適切な判断、特記事項の記載を充実できるように努める。	●業務分析データを活用して、審査会ごとの客観的な状況を把握する。介護認定審査会部会長会等で情報共有し、手順及び考え方の統一を図る。 ●調査員が選択を誤りやすい項目等については、定例会を通じて定義の確認をし、適切な審査判定につながるよう質の向上を図る。
(2)ケアプラン点検	
●東京都が作成した「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施する。	●保険者と主任介護支援専門員が協働してケアプラン点検を実施する。 ●主任介護支援専門員連絡会の中で、介護支援専門員からの事例提供により、ケアプラン点検に関する手法について実践的な研修を行う。
(3)住宅改修・福祉用具の点検	
●利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に対して普及啓発を図る。	●窓口等を通じて、普及啓発する。 ●住宅改修等の訪問調査を実施する。
(4)縦覧点検・医療情報等の突合	
●請求内容の確認により、誤請求及び医療との重複請求を防ぎ、適正な報酬請求を促す。	●東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）への委託外分の帳票について、点検する項目を決定し、点検を実施する。 ●研修会等を活用し、点検ノウハウを高める。
(5)介護給付費通知	
●受給者に対して、事業者からの請求及び給付状況を通知することによって、自ら受けているサービスを改めて確認し、適切なサービス利用の普及啓発を図る。	●受給者にとって分かりやすく、かつ、効果的な介護給付費通知となるよう、内容等を適宜見直して実施する。
(6)給付実績の活用	
●国保連から提供された給付実績の活用により、適正なサービス提供と介護費用の効率化を図る。	●独自の介護給付適正化支援システム等の活用により、疑義のある給付について、事業者に対して確認を行う。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1 狛江市市民福祉推進委員会・高齢小委員会等

基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された市民福祉推進委員会及び同条第3項の規定により設置された高齢小委員会において、同条第27条第2項の規定により、計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策を推進するにあたっては、医療と介護の連携推進小委員会及び障がい小委員会とも連携して、施策を推進してまいります。

さらに、計画の進捗状況については、広報こまえ及び市公式ホームページを活用して市民に周知します。

2 狛江市介護保険推進市民協議会

本市では、介護に関する企画立案や実施に当たり、利用者等の意見が十分に反映され、市の介護保険制度の円滑かつ適切な運営を図るために、狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）第20条の規定により狛江市介護保険推進市民協議会を設置しています。

今後も介護保険サービスの利用者からの相談や苦情、介護保険事業の運営に関する課題等について、解決方法を協議します。

3 関係機関による連携強化

狛江市地域包括支援センター運営協議会、狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク代表者会議等多様な組織間の連携、特に医療と介護に携わる関係機関の連携を強化し、高齢者及びその家族のニーズに即した総合的かつ効果的な高齢者保健福祉施策が展開できるような体制づくりに努めます。

また、地域ケア会議として、地域包括支援センター主導のもとで高齢者個人の支援内容を多職種で話し合う個別ケア会議及び個別ケア会議等から抽出した地域生活課題について高齢者の生活支援を担う機関・団体等で議論を交わす地域生活課題検討会議を開催し、個別ケアマネジメントの質の向上と地域生活課題の把握、関係者間のネットワーク強化を図りつつ、地域生活課題の解決を目指します。

さらに、医療と介護の連携としては、二次医療圏を構成する自治体等との整合を図り、各医師会や病院、診療所とともに合わせた体制づくりを進めます。また、在宅医療・介護の連携のための「協議の場」を通して、東京都と保健医療圏構成市との協議により、療養病床の動向、在

宅医療の提供体制に関する情報交換を行い、医療と介護の連携推進小委員会において今後の方向付けを検討していきます。

行政内部による体制

図3-35 地域包括ケアシステムの実現に向けた推進体制

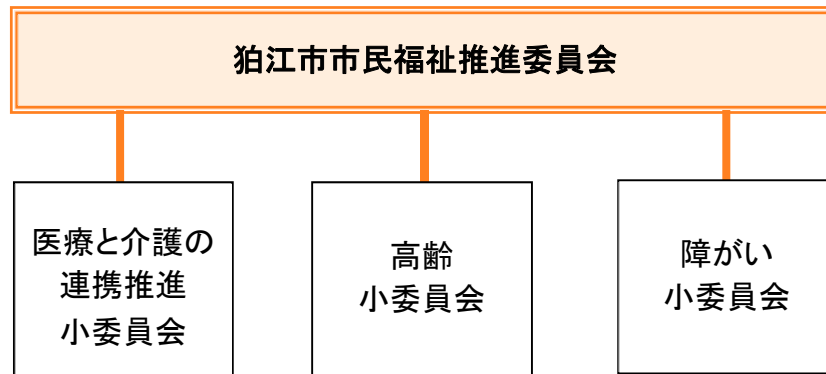
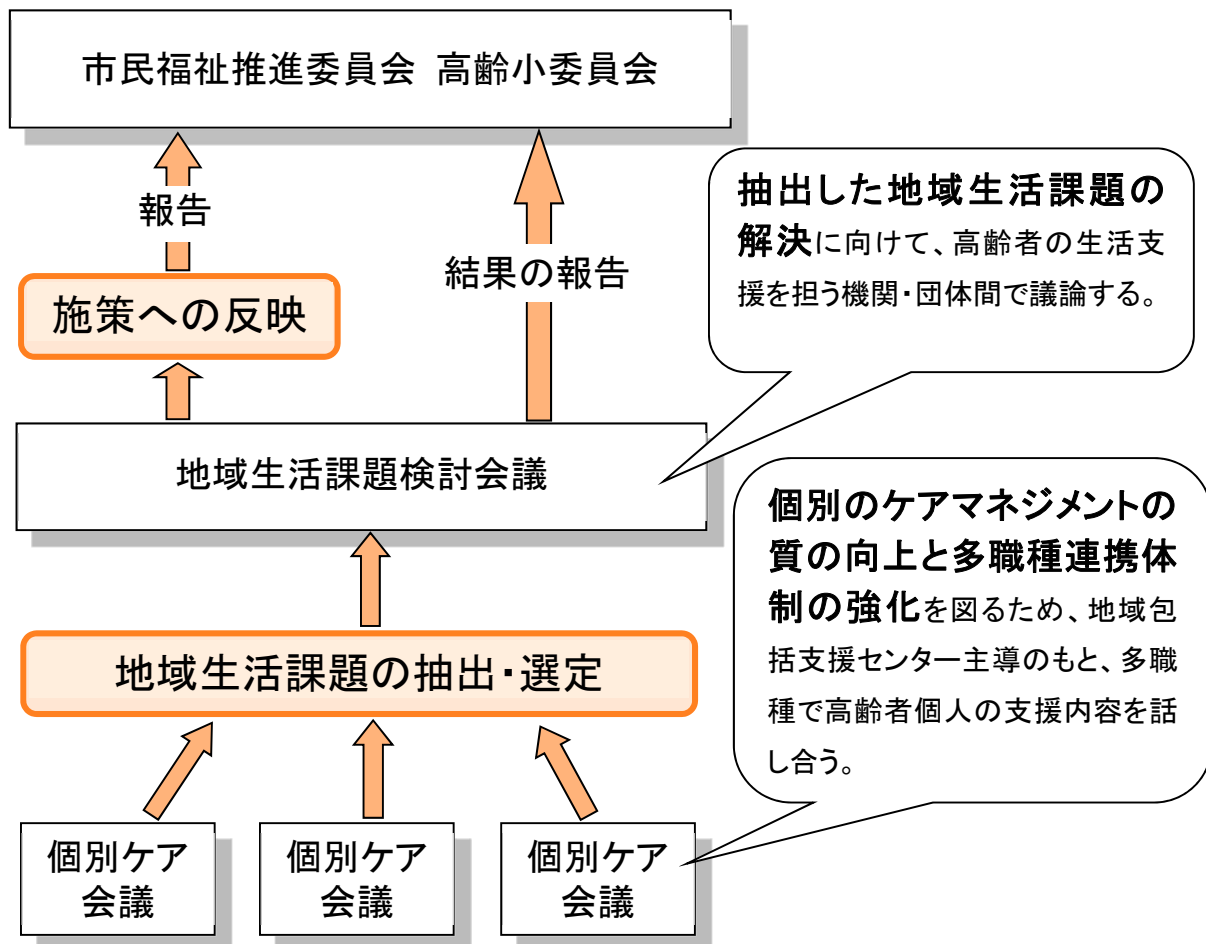


図3-36 地域ケア会議の体系イメージ



第2節 計画の評価方法

1 評価の手順

本計画の内容を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するためには、計画期間中、PDCAサイクルにより進行管理を行い、その結果を市民に対して公開することにより、より高い推進力を確保していくことが必要となります。

そこで、本計画においては、以下のサイクル（図3-37）とスケジュール（図3-38）に従って毎年度、計画の進捗管理を実施します。

図3-37 PDCAサイクルによる進行管理

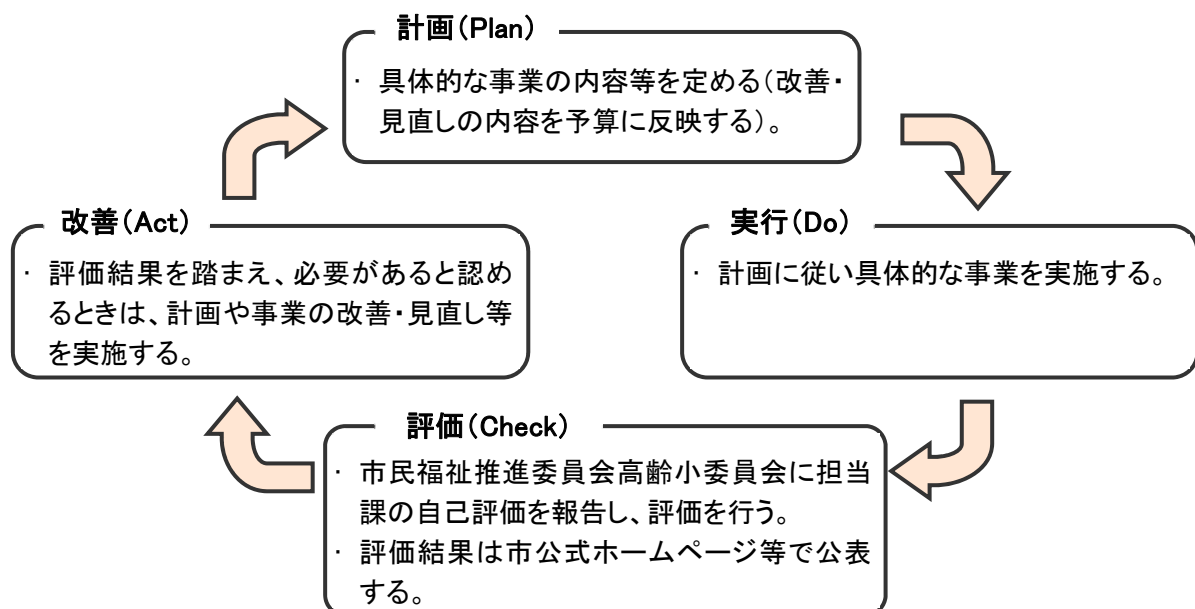
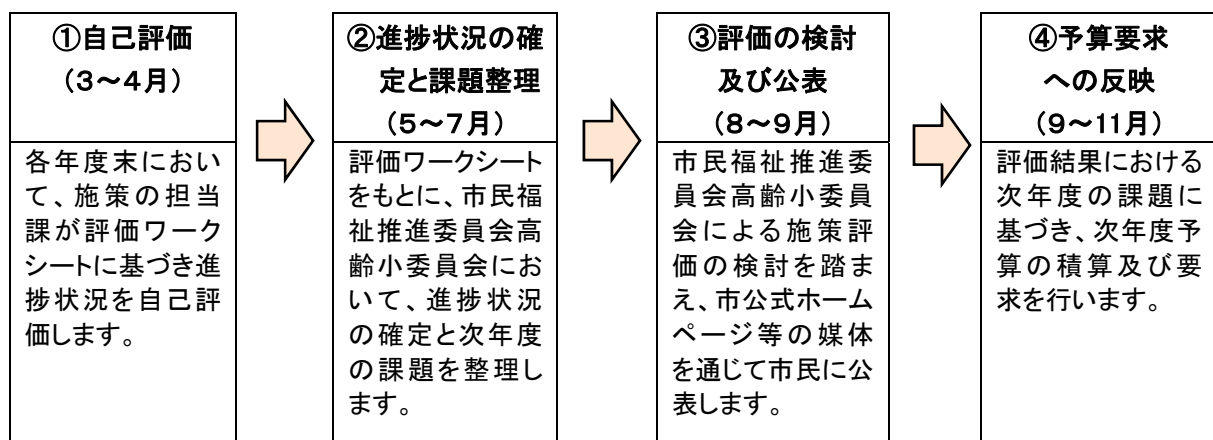


図3-38 評価（Check）から改善（Act）へのスケジュール



2 評価の基準

高齢者保健福祉計画の各施策については、毎年度計画が実施されているか、施策ごとに以下のA～Dで評価します。（表3-35）

表3-35 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価内容
A	進捗している 例：前年度よりもより一層取組みを強化 年次目標どおり取組みを進捗できた
B	現状維持 例：前年度と同様の取組みを実施 （年次目標が現状維持で設定されていた場合を含む）
C	あまり進捗していない 例：前年度と同様の取組みを行えなかったが、次年度は行う予定 年次目標どおりの進捗ができなかった
D	全く進捗していない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない

第3編

障がい者計画・

第5期障がい福祉計画・

第1期障がい児福祉計画

第1章 障がい者福祉を取り巻く現状と課題

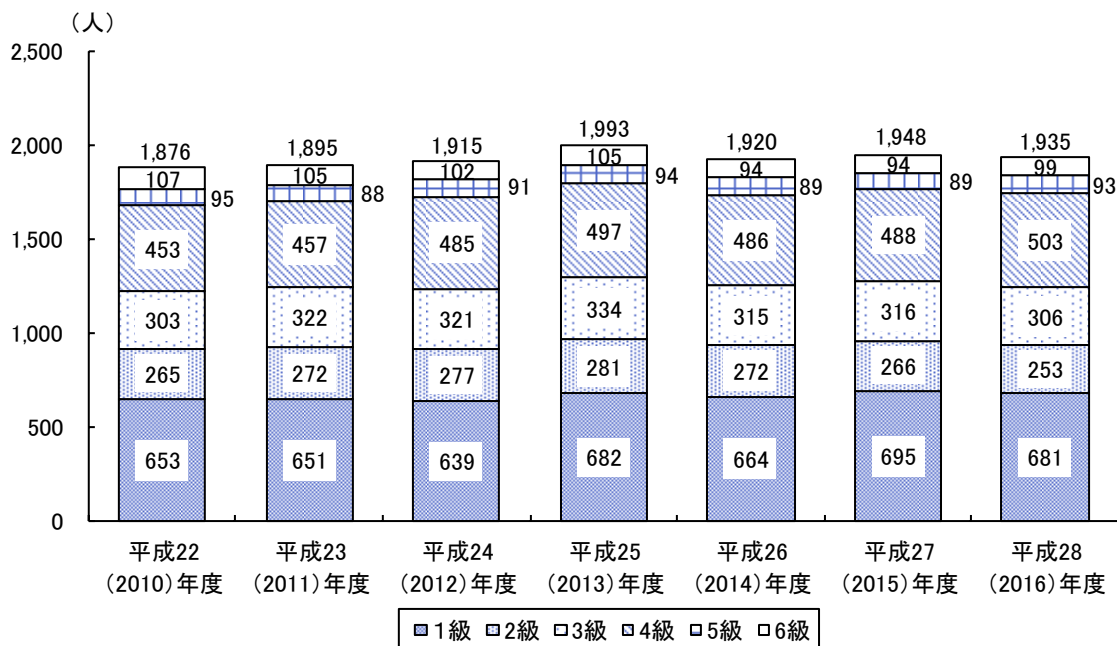
第1節 統計から見る現状

1 身体障がい者（児）数

身体障害者手帳所持者数は、平成 22（2010）年度以降横ばいに推移しており、平成 28（2016）年度末で 1,935 人（障がい児 52 人を除く。）となっています。等級別に見ると 1 級、4 級、3 級の順で多く（図 4-1）、年齢別では平成 28（2016）年度末で 75 歳以上が 46%を占めています。（表 4-1）

また、障がい部位別に見ると、肢体不自由と内部障がいが増える割合が多く、内部障がいが増加傾向にあります。（図 4-2）

図 4-1 等級別 身体障害者手帳所持者数



※各年度末現在

※各年度（平成 25（2013）年度を除く。）、身体障害者手帳所持者数は、障がい児所持者数を除く所持者数

※平成 25（2013）年度のみ障がい児（46 人）を含む。

表4-1 年齢別等級別 身体障害者手帳所持者数

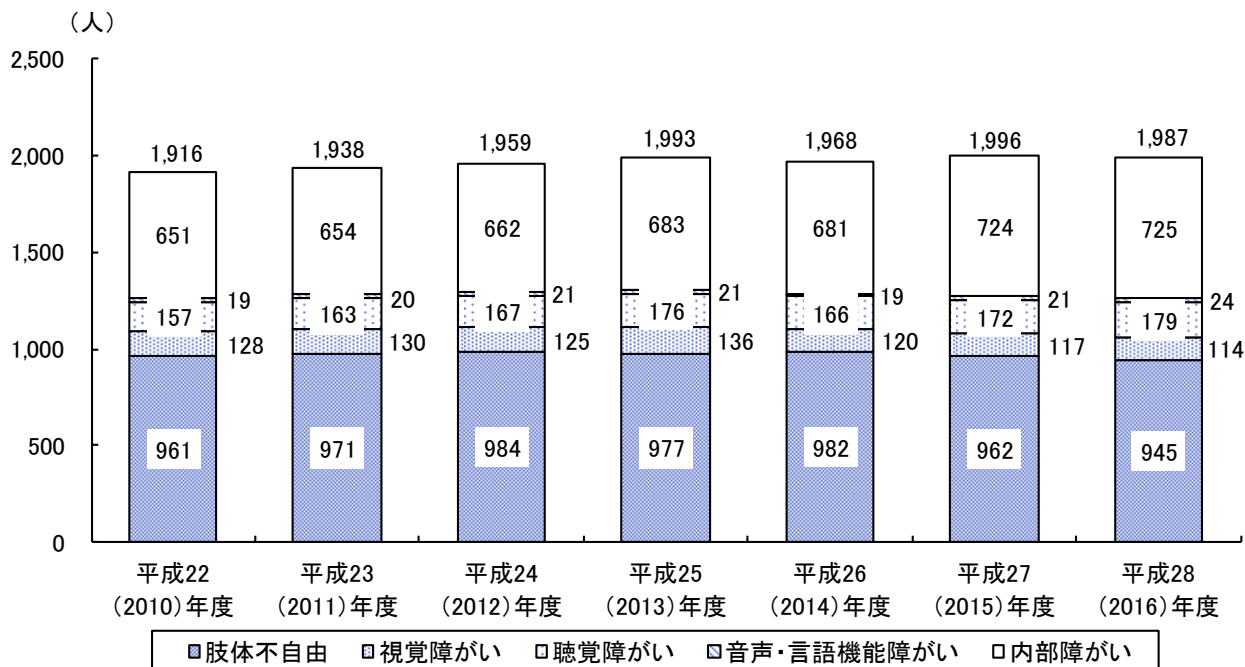
(単位:人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
0～17歳	0～2歳	1	2	5	2	0	0	10
	3～5歳	0	2	3	0	0	0	5
	6～12歳	9	6	5	2	1	1	24
	13～15歳	4	1	2	1	0	1	9
	16～17歳	1	1	0	0	1	1	4
18～64歳	18～19歳	6	1	0	0	0	0	7
	20～29歳	9	11	7	2	2	4	35
	30～39歳	20	15	14	15	5	3	72
	40～49歳	52	26	14	22	8	8	130
	50～59歳	57	32	27	42	10	7	175
	60～64歳	61	20	12	36	7	2	138
65歳以上	65～69歳	70	22	35	50	13	7	197
	70～74歳	93	36	37	69	16	16	267
	75歳以上	313	90	160	267	32	52	914
合計		696	265	321	508	95	102	1987

※平成28(2016)年度末現在

※各級の身体障害者手帳所持者合計数は、障がい児所持者数を含む所持者数

図4-2 障がい部位別 身体障害者手帳所持者数



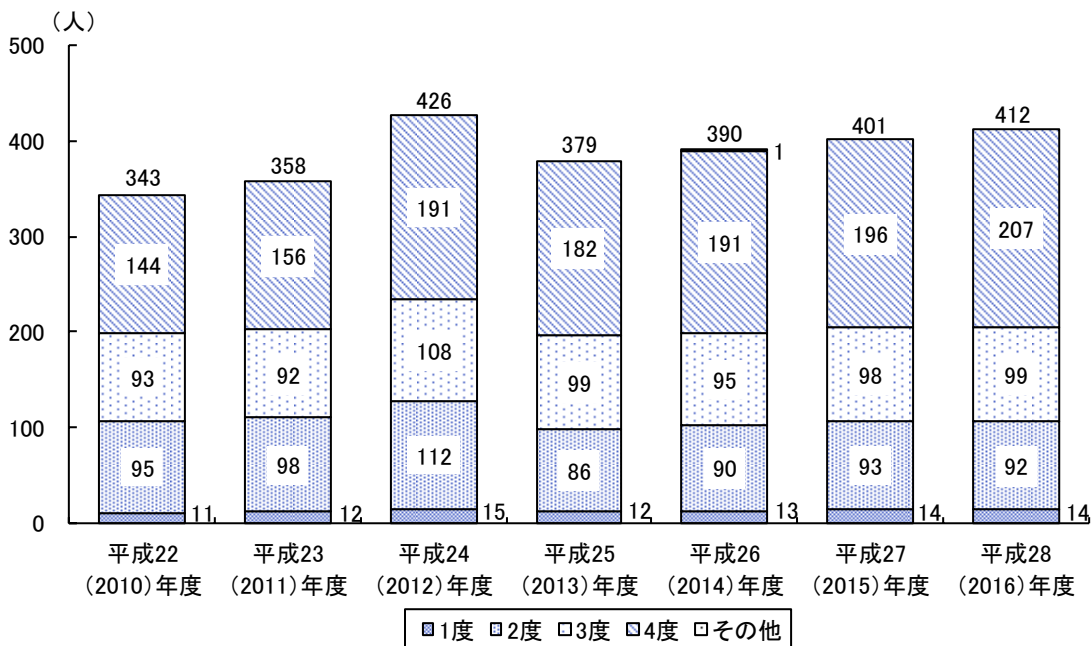
※各年度末現在

※各年度、身体障害者手帳所持者数は、障がい児所持者数を含む所持者数

2 知的障がい者（児）数

療育手帳（愛の手帳）所持者数は、年度ごとに変動がありますが、平成 28（2016）年度末で 412 人となっています。度数別に見ると 4 度が最も多く（図 4-3）、年齢別では 20 歳～29 歳が 19.9%、40 歳～49 歳が 18.9%を占めています。（表 4-2）

図 4-3 度数別 療育手帳（愛の手帳）所持者数



※各年度、療育手帳（愛の手帳）所持者数は、障がい児所持者数を含む所持者数

表 4-2 年齢別等級別 療育手帳（愛の手帳）所持者数

(単位: 人)

		1度	2度	3度	4度	計
0～17歳	0～2歳	0	0	1	1	2
	3～5歳	0	1	2	7	10
	6～12歳	1	12	11	20	44
	13～15歳	2	4	2	13	21
	16～17歳	0	5	2	11	18
18～64歳	18～19歳	0	3	4	20	27
	20～29歳	5	13	18	46	82
	30～39歳	2	14	18	17	51
	40～49歳	2	26	18	32	78
	50～59歳	1	9	10	20	40
	60～64歳	0	1	2	10	13
65歳以上	65～69歳	1	0	5	5	11
	70～74歳	0	1	3	3	7
	75歳以上	0	3	3	2	8
合計		14	92	99	207	412

※平成 28(2016)年度末現在

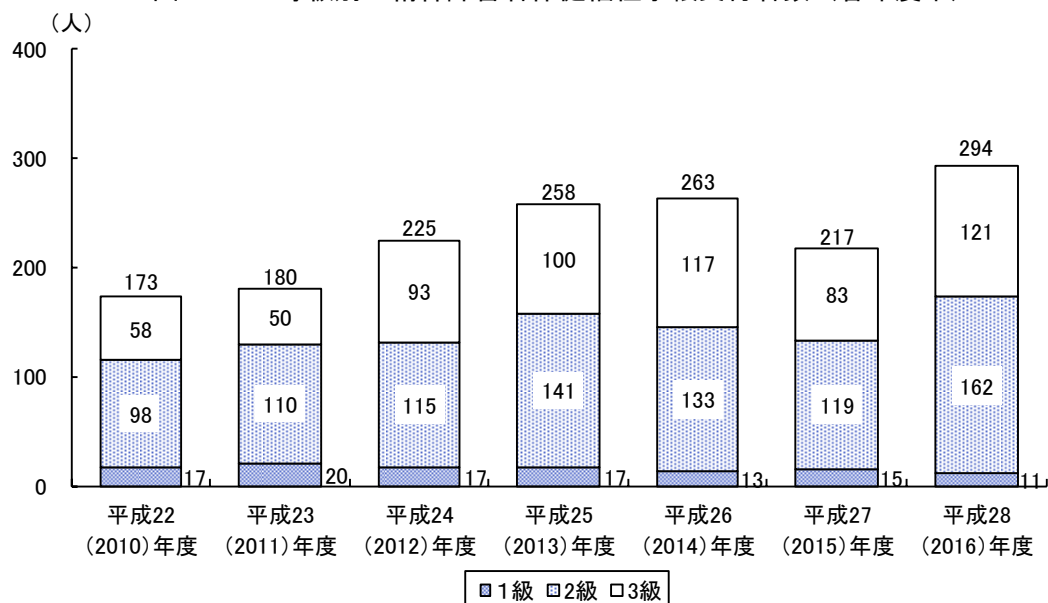
※各度の療育手帳（愛の手帳）所持者合計数は、障がい児所持者数を含む所持者数

3 精神障がい者（児）数

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成27（2015）年度末に減少しましたが、平成28（2016）年度末では増加し、294人となっています（図4-4）。年齢別では平成28（2016）年度末で40歳～49歳が25.5%を占めています（表4-3）。

また、自立支援医療受給者数は増加傾向にあります。平成27（2015）年度末で1,139人となっています。（図4-5）

図4-4 等級別 精神障害者保健福祉手帳交付者数（各年度末）



※各年度末現在

※各年度、精神障害者保健福祉手帳交付数は、障がい児への交付数を含む交付数

表4-3 等級別年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者

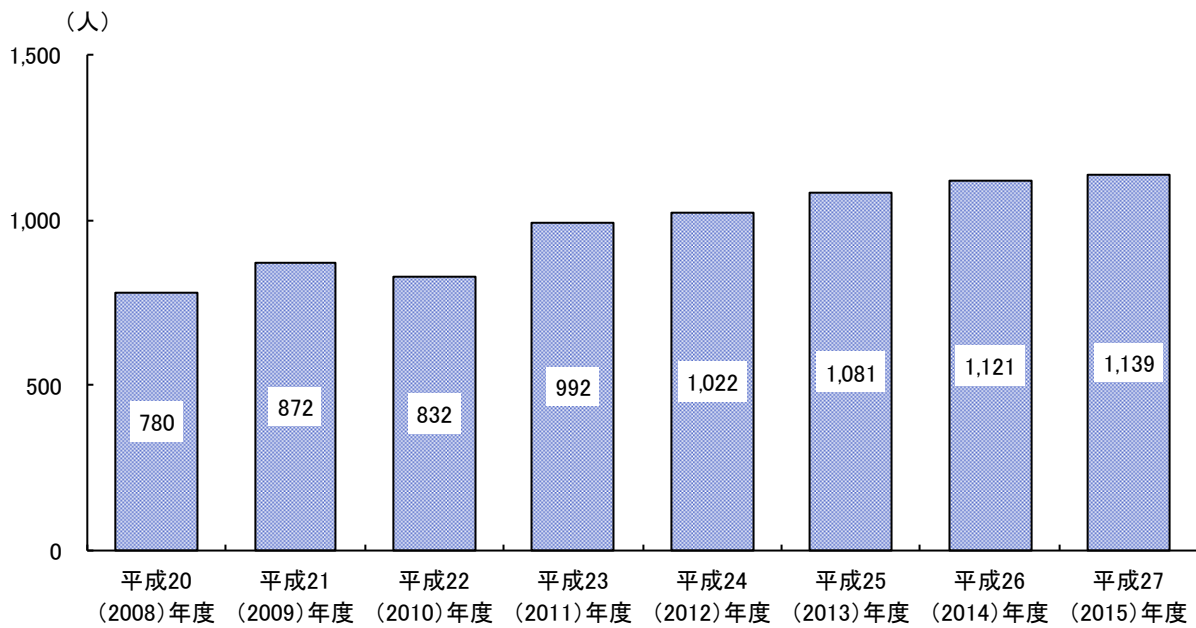
（単位：人）

		1級	2級	3級	計
0～17歳	0～2歳	0	0	0	0
	3～5歳	0	0	1	1
	6～12歳	0	0	4	4
	13～15歳	0	2	1	3
	16～17歳	0	0	1	1
18～64歳	18～19歳	0	1	2	3
	20～29歳	2	5	19	26
	30～39歳	0	33	32	65
	40～49歳	3	44	28	75
	50～59歳	1	38	20	59
	60～64歳	1	16	3	20
65歳以上	65～69歳	0	18	5	23
	70～74歳	1	3	5	9
	75歳以上	3	2	0	5
合計		11	162	121	294

※平成28（2016）年度末現在

※各級の精神障害者保健福祉手帳交付合計数は、障がい児への交付数を含む交付数

図4-5 自立支援医療受給者数

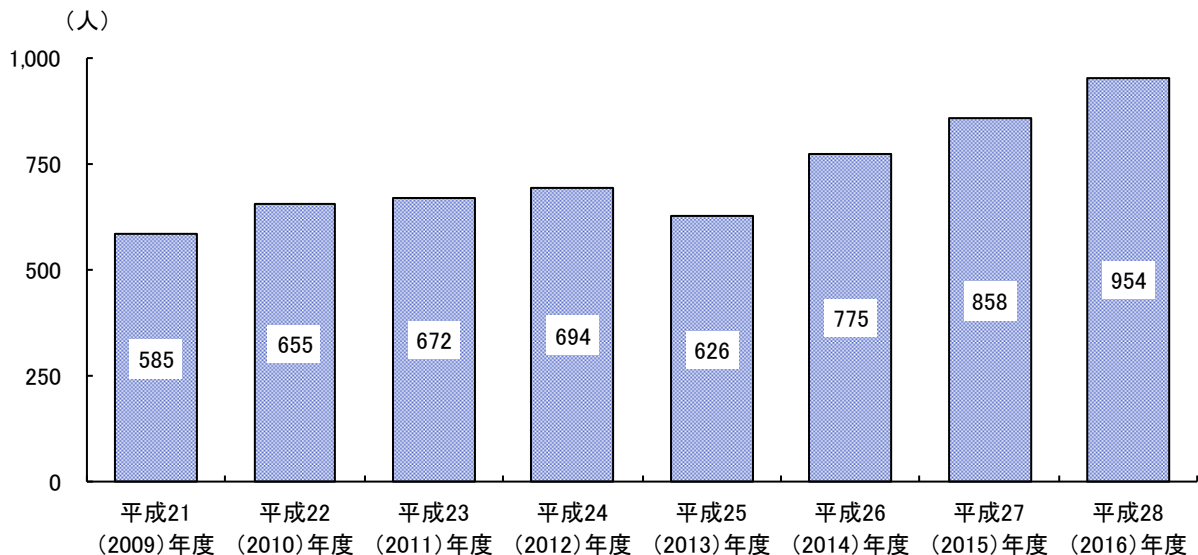


※各年度末現在

4 マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数

マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数は、平成26(2014)年度以降大きく増加傾向にあり、平成28(2016)年度末では954人となっています。(図4-6)

図4-6 マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数



※各年度末現在

5 障がい福祉サービス支給決定者数の状況

障害者総合支援法におけるサービスの支給決定者数の状況は、平成 25（2013）年度以降増加傾向にあり、平成 28（2016）年度末では、全体で 476 人です。内訳を見ると、精神障がい者、知的障がい者が多くなっています。（図 4-7）

児童福祉法におけるサービスは平成 24（2012）年 4 月に大きく再編され、従来の児童デイサービスは児童発達支援、放課後等デイサービス等になりました。当該サービスの支給決定者数は、平成 24（2012）年度以降増加傾向にあり、平成 28（2016）年度末では障がい児（発達障がいや疑いの方を含む。）208 人となっています。（図 4-8）

図 4-7 障害者総合支援法におけるサービスの支給決定者数

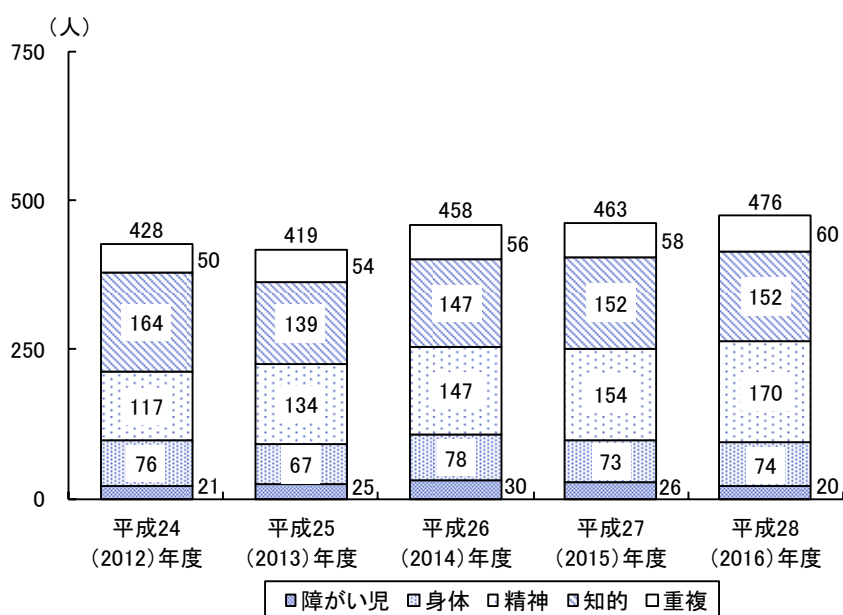
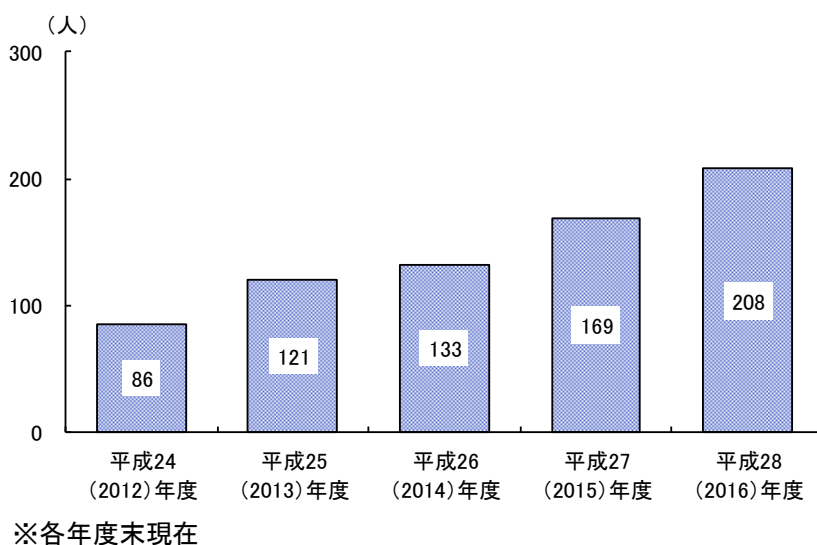


図 4-8 児童福祉法におけるサービスの支給決定者数



第2節 市民意識調査結果に見る現状

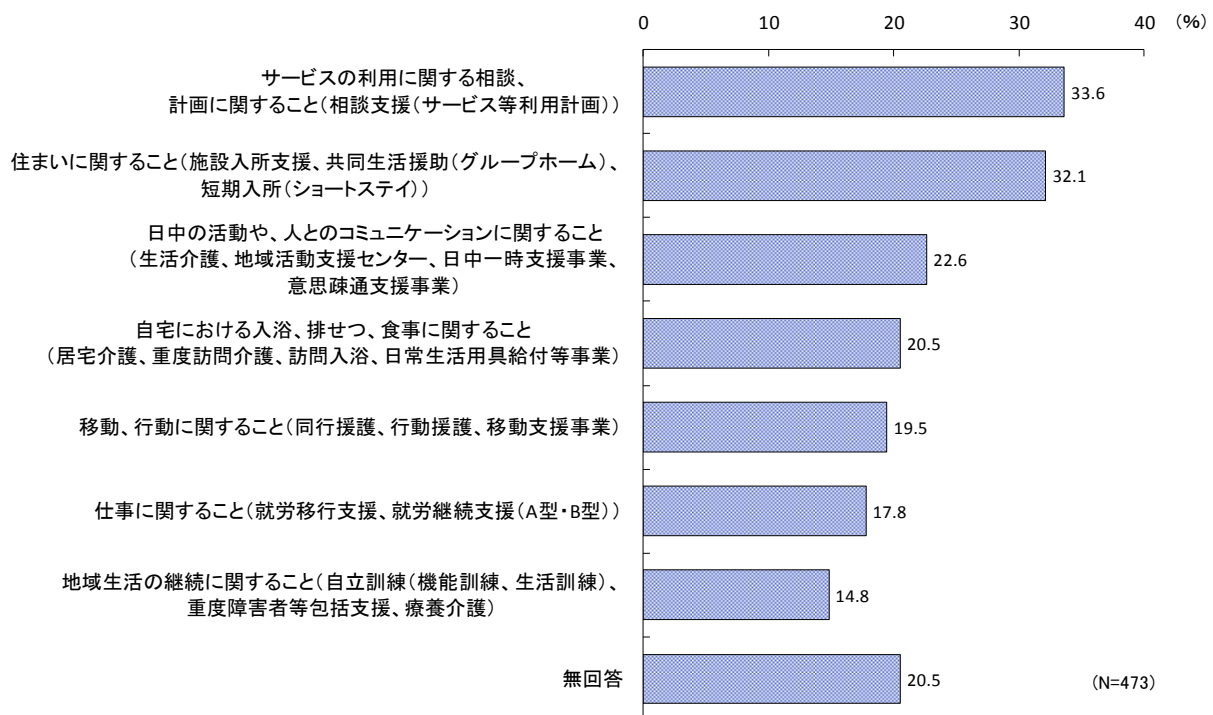
市民意識調査では、障がい者福祉について、調査5として市内に居住する18歳以上の障害者手帳（身体、知的、精神）所持者、難病患者、自立支援医療対象者850人を対象とする「障がいのある人等調査（18歳以上）」、調査6として障害者手帳（身体、知的、精神）所持者、難病患者、自立支援医療対象者150人を対象とする「障がいのある人等調査（18歳未満）」及び調査7として専門教育相談員8人及びスクールソーシャルワーカー2人を対象とする「発達障がいの支援に関する調査」を実施しました。（資料編3（P348）参照）

1 障がいのある人等調査（18歳以上）

（1）今後力を入れるべき障がい福祉サービス等

今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること（相談支援（サービス等利用計画）」が33.6%、「住まいに関すること（施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）」が32.1%となっています。（図4-9）

図4-9 今後力を入れるべき障がい福祉サービス等（全体：複数回答（3つまで））



(2) 介助者の有無と主な介助者との関係

介助者が「いる」割合は、愛の手帳を持っていて同居者ありの人では 85.7%、精神障害者保健福祉手帳を持っていて同居者ありの人では 67.9%、自立支援医療を受給して同居者ありの人では 66.7%となっています。(表4-4)

介助者がいる人に主な介助者との関係をたずねたところ、「親」の割合は、愛の手帳を持っていて同居者ありの人では 75.0%、精神障害者保健福祉手帳を持っていて同居者ありの人では 41.7%、自立支援医療を受給して同居者ありの人では 38.2%となっています。(表4-5)

表4-4 介助者の有無（全体、手帳の種類等同居者の有無別）

			(%)			
			いる	いない	は介助 要や ない支 援	無 回 答
全 体 (N=473)			59.0	18.6	16.1	6.3
身体障害者手帳を 持っている	ひとり暮らし	(n= 57)	26.3	47.4	14.0	12.3
	同居者あり	(n=186)	69.4	9.7	16.7	4.3
愛の手帳を持っ ている	ひとり暮らし	(n= 8)	50.0	37.5	12.5	0.0
	同居者あり	(n= 84)	85.7	6.0	7.1	1.2
精神障害者保健福祉 手帳を持っている	ひとり暮らし	(n= 43)	48.8	25.6	14.0	11.6
	同居者あり	(n= 53)	67.9	15.1	11.3	5.7
自立支援医療を受給 している	ひとり暮らし	(n= 34)	38.2	35.3	17.6	8.8
	同居者あり	(n= 51)	66.7	15.7	15.7	2.0
発達障がい診断を 受けている	ひとり暮らし	(n= 3)	0.0	66.7	33.3	0.0
	同居者あり	(n= 13)	69.2	7.7	23.1	0.0
高次脳機能障がい 診断を受けている	ひとり暮らし	(n= 0)	—	—	—	—
	同居者あり	(n= 6)	66.7	16.7	0.0	16.7
難病の診断を受け ている	ひとり暮らし	(n= 8)	12.5	62.5	25.0	0.0
	同居者あり	(n= 48)	62.5	6.3	27.1	4.2
認知症疾患の診断 を受けている	ひとり暮らし	(n= 1)	100.0	0.0	0.0	0.0
	同居者あり	(n= 6)	83.3	16.7	0.0	0.0

※表側は複数回答のため、対象者が重複

表4-5 主な介助者との関係（全体、手帳の種類等同居者の有無別）

＜介助者がいる人＞

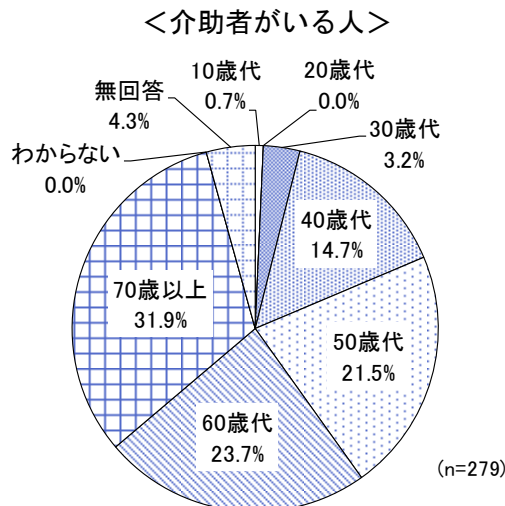
											(%)
			配偶者	親	子どもを 含む（偶 子）	む偶孫 （孫を 含むの 配	兄弟姉妹	祖父母	親その他	家族・ 親族 以外	無回答
全体 (n=279)			33.0	27.6	12.9	1.1	5.0	0.4	0.7	9.0	10.4
身体障害者手帳を 持っている	ひとり暮らし	(n= 15)	13.3	6.7	20.0	6.7	13.3	0.0	0.0	26.7	13.3
	同居者あり	(n=129)	51.2	12.4	17.8	1.6	3.1	0.8	0.8	3.9	8.5
愛の手帳を持っ ている	ひとり暮らし	(n= 4)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	同居者あり	(n= 72)	4.2	75.0	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0	8.3	6.9
精神障害者保健福祉 手帳を持っている	ひとり暮らし	(n= 21)	4.8	9.5	14.3	0.0	23.8	0.0	4.8	23.8	19.0
	同居者あり	(n= 36)	19.4	41.7	2.8	0.0	2.8	0.0	0.0	19.4	13.9
自立支援医療を受給 している	ひとり暮らし	(n= 13)	7.7	7.7	30.8	0.0	23.1	0.0	0.0	7.7	23.1
	同居者あり	(n= 34)	29.4	38.2	5.9	0.0	2.9	0.0	0.0	14.7	8.8
発達障がいの診断を 受けている	ひとり暮らし	(n= 0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	同居者あり	(n= 9)	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
高次脳機能障がいの 診断を受けている	ひとり暮らし	(n= 0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	同居者あり	(n= 4)	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
難病の診断を受け ている	ひとり暮らし	(n= 1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	同居者あり	(n= 30)	53.3	0.0	13.3	3.3	0.0	0.0	0.0	3.3	26.7
認知症疾患の診断を 受けている	ひとり暮らし	(n= 1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	同居者あり	(n= 5)	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0

※表側は複数回答のため、対象者が重複

（３）主な介助者の年代

主な介助者の年代について、「70歳以上」が31.9%、「60歳代」が23.7%、「50歳代」が21.5%となっており、「70歳以上」と「60歳代」を合計した《60歳以上》は55.6%となっています。（図4-10）

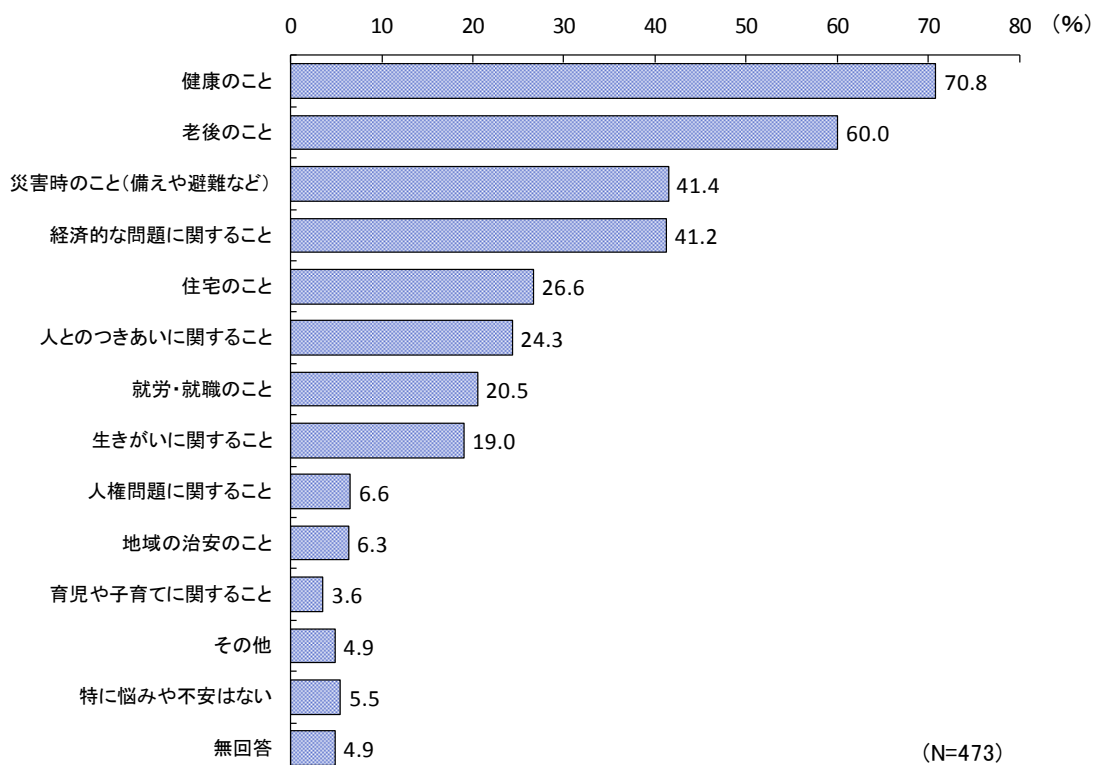
図4-10 主な介助者の年代（全体）



（４）日常生活での悩みや不安

日常生活での悩みや不安については、「健康のこと」が70.8%、「老後のこと」が60.0%、「災害時のこと（備えや避難など）」が41.4%、「経済的な問題に関すること」が41.2%となっています。（図4-11）

図4-11 日常生活での悩みや不安（全体：複数回答）



（５）就労等の状況

今後の働き方（現在働いていて、これからも同じ仕事を続けたい場合も含む。）の希望について、「市内で働きたい」（24.1%）と「市外で働きたい」（14.8%）を合計した《働きたい》が38.9%となっています。（図4-12）

仕事をする（続ける）ために、必要だと思うことについて、「障がいにあわせて、さまざまな仕事や働き方が選べること」が29.0%、「上司や同僚が障がいを理解して協力してくれること」が25.8%、「仕事の悩みなどの相談ができること」が22.4%、「仕事に役立つ技術や知識を学ぶこと」が22.2%となっています。（図4-13）

図4-12 今後の働き方（全体）

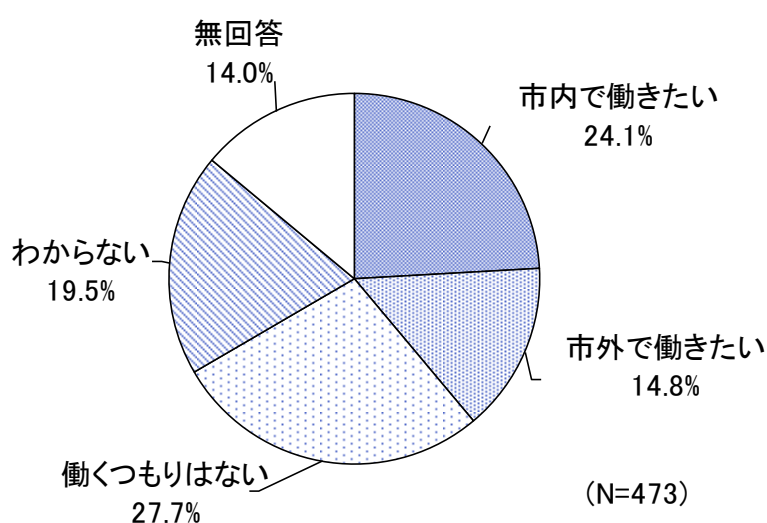
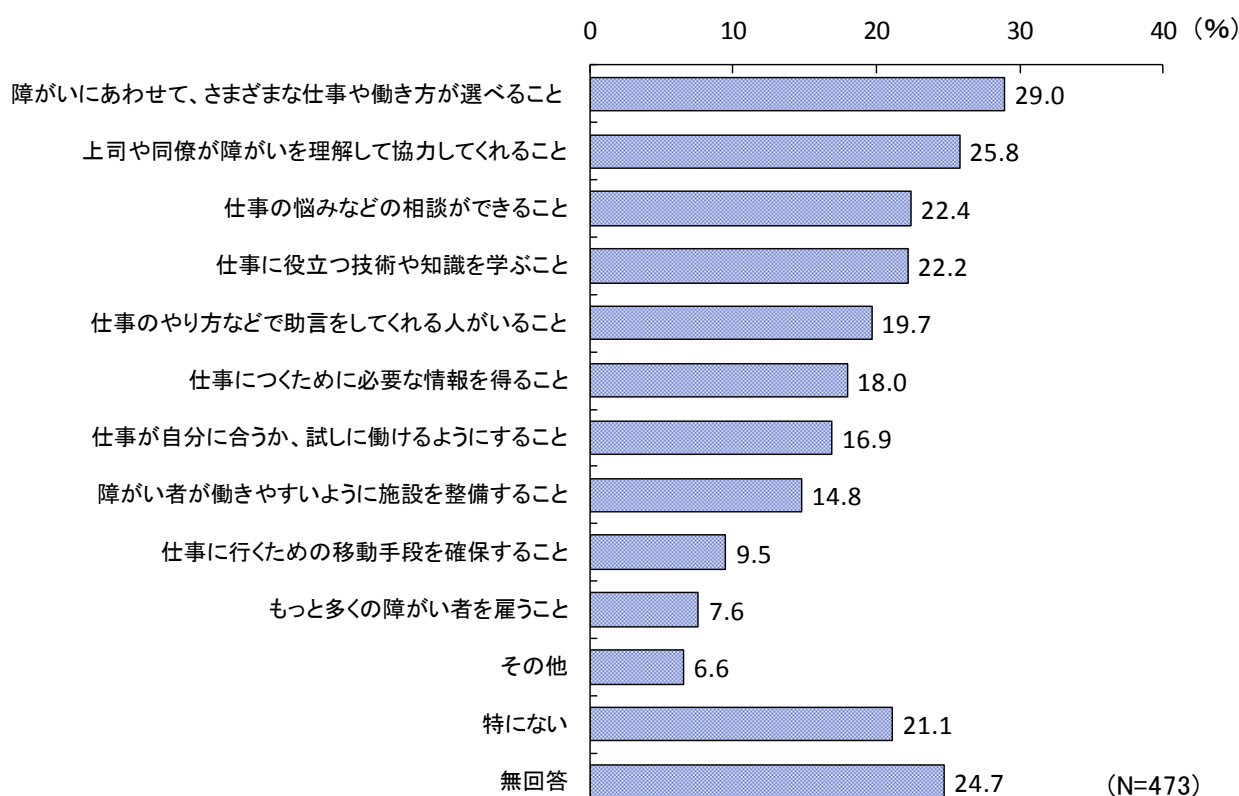


図4-13 仕事をする（続ける）ために、必要だと思うこと（全体：複数回答）



(6) 地域とのつながり

普段の近所付き合いの程度について、「会えばあいさつする程度」が36.4%、「つきあいはほとんどない」が22.2%となっています。（図4-14）

現在取り組んでいる地域活動について、「町会・自治会の活動」が4.7%、「その他」が4.4%、「障がいのある人（子ども）を支援する活動」が3.4%となっています。なお、「取り組んでいる活動はない」は69.3%となっています。（図4-15）

図4-14 普段の近所付き合いの程度（全体）

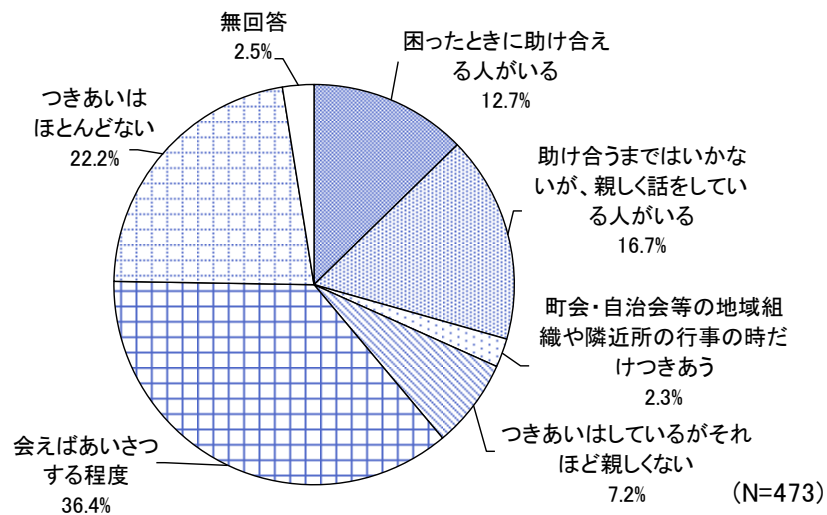
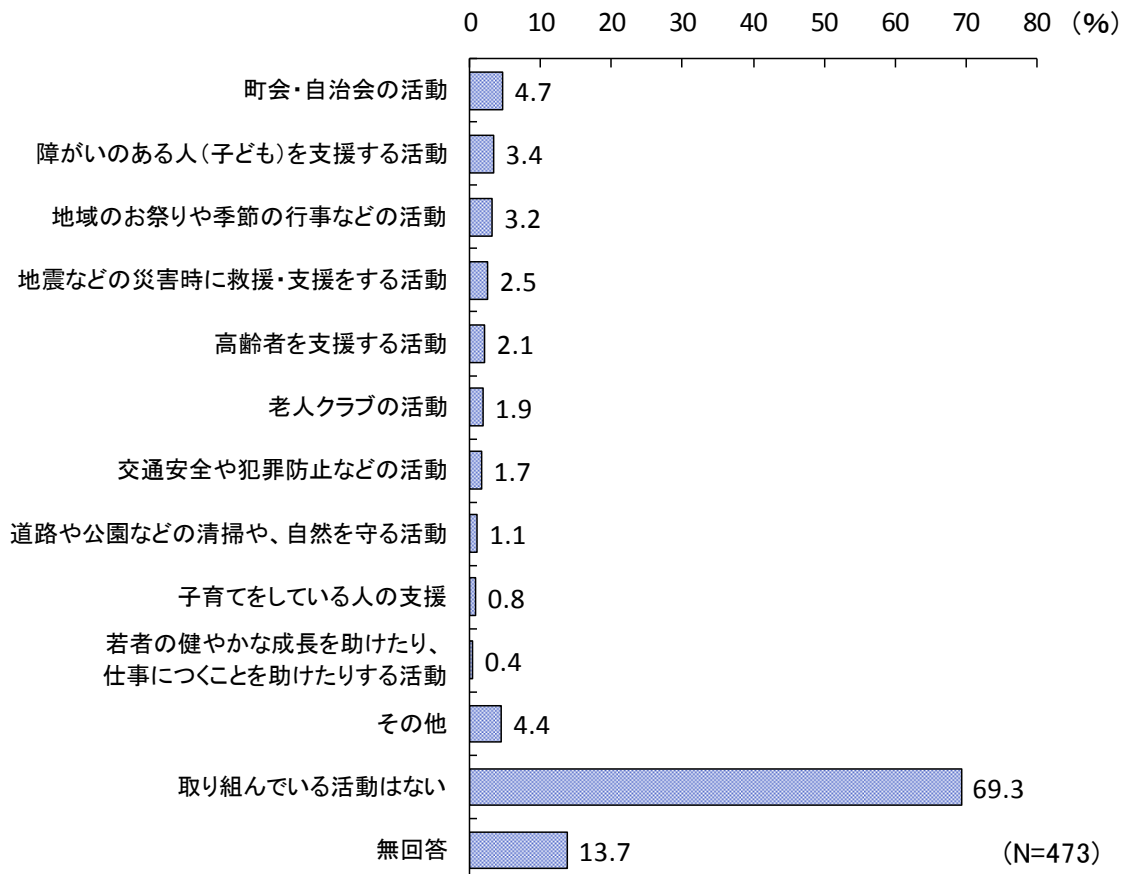


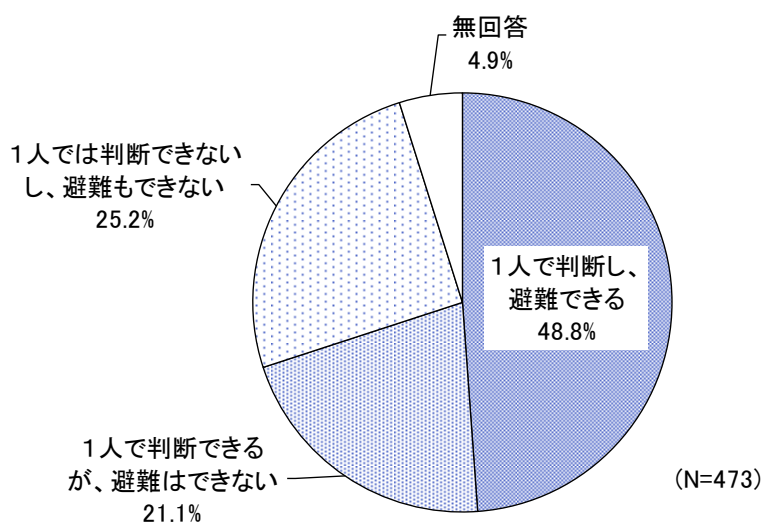
図4-15 現在取り組んでいる地域活動（全体：複数回答）



（7）災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについて、「1人で判断し、避難できる」が48.8%で、「1人では判断できないし、避難もできない」が25.2%、「1人で判断できるが、避難はできない」が21.1%で、災害時に《避難できない》人の合計が46.3%となっています。（図4-16）

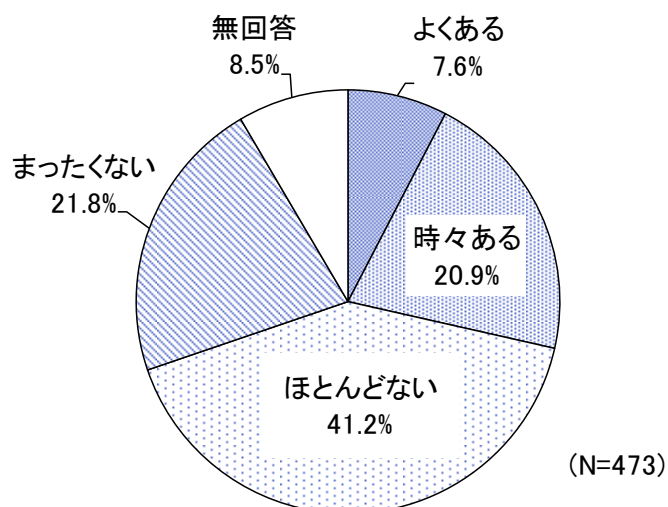
図4-16 災害時に一人で避難できるか（全体）



（8）差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるか

差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるかについて、「よくある」（7.6%）と「時々ある」（20.9%）を合計した《ある》が28.5%となっています。（図4-17）

図4-17 差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるか（全体）



2 障がいのある人等調査（18歳未満）

（1）障がい児福祉サービス等について

今後利用してみたい（継続したい）障がい児福祉サービスについて、「放課後等デイサービス」が63.2%、「児童発達支援」が31.0%、「保育所等訪問支援」が25.3%となっています。（図4-18）

今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「子どもの発達支援等に関すること（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援・障がい児相談支援）」が62.1%、「仕事に関すること（就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）」が49.4%となっています。（図4-19）

図4-18 今後利用してみたい（継続したい）障がい児福祉サービス
（全体：複数回答）

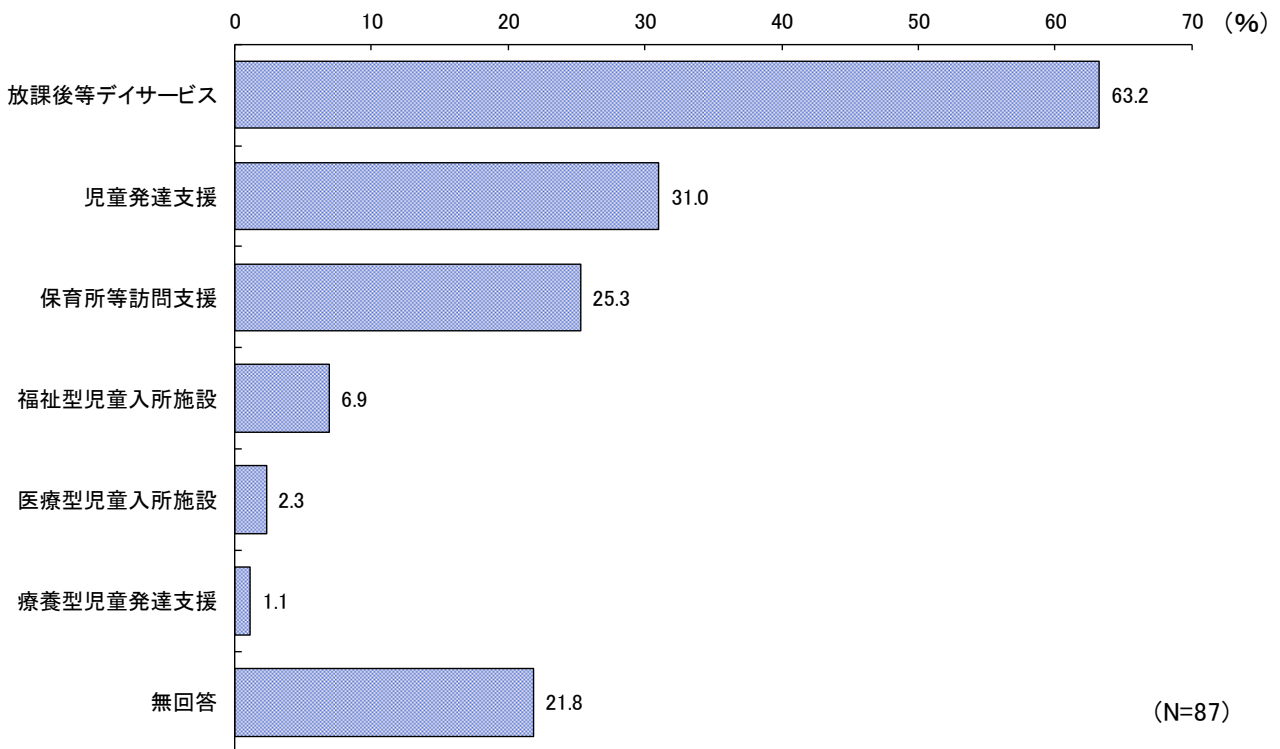
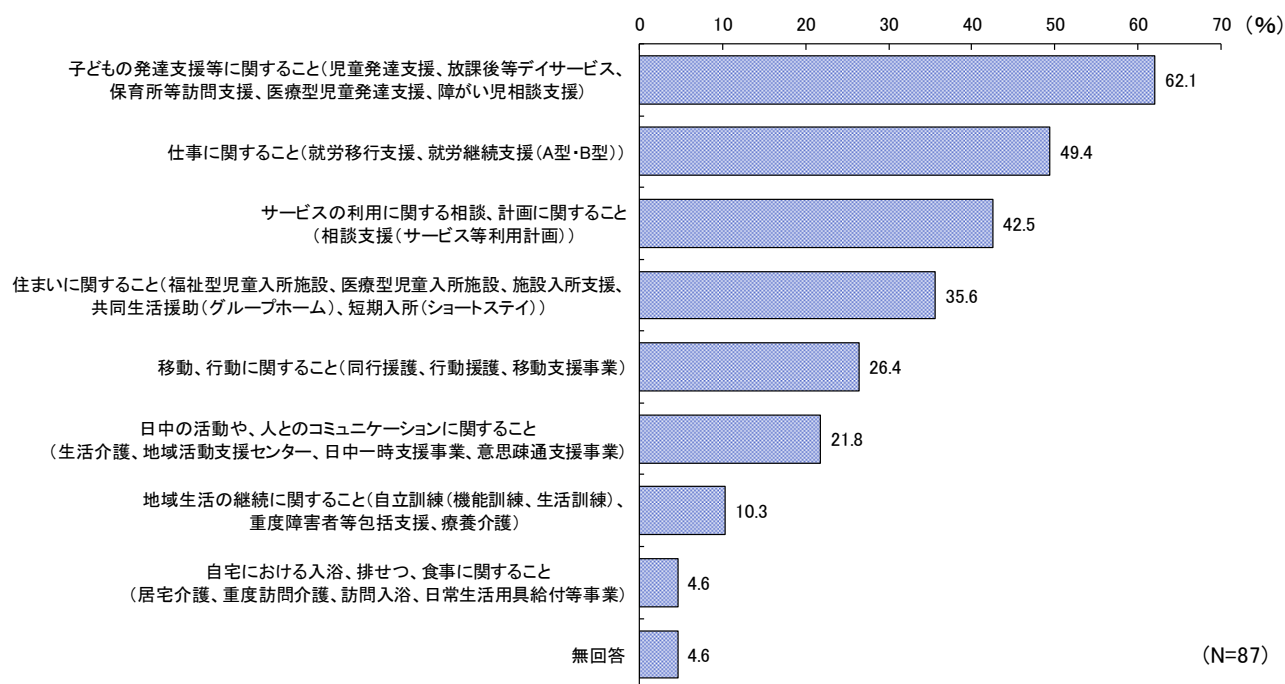


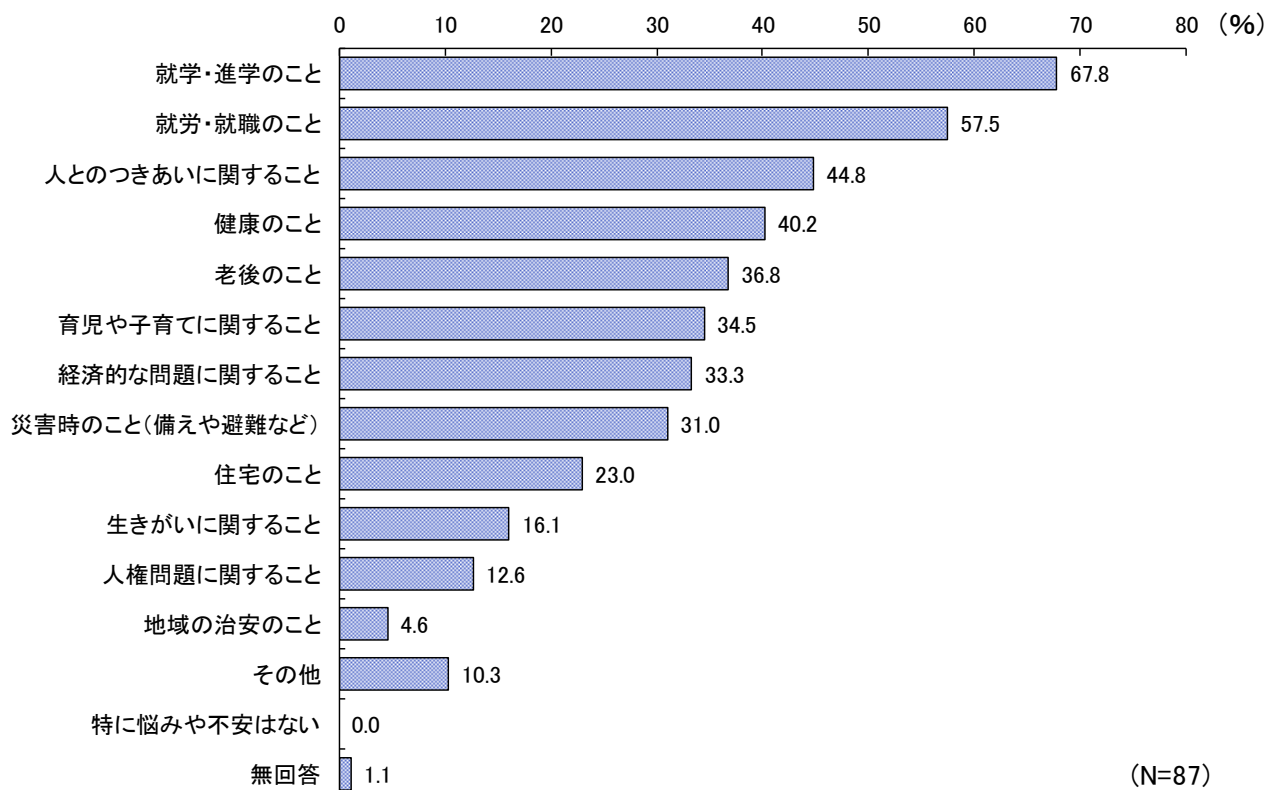
図4-19 今後力を入れるべき障がい福祉サービス等（全体：複数回答（3つまで））



(2) 日常生活での悩みや不安

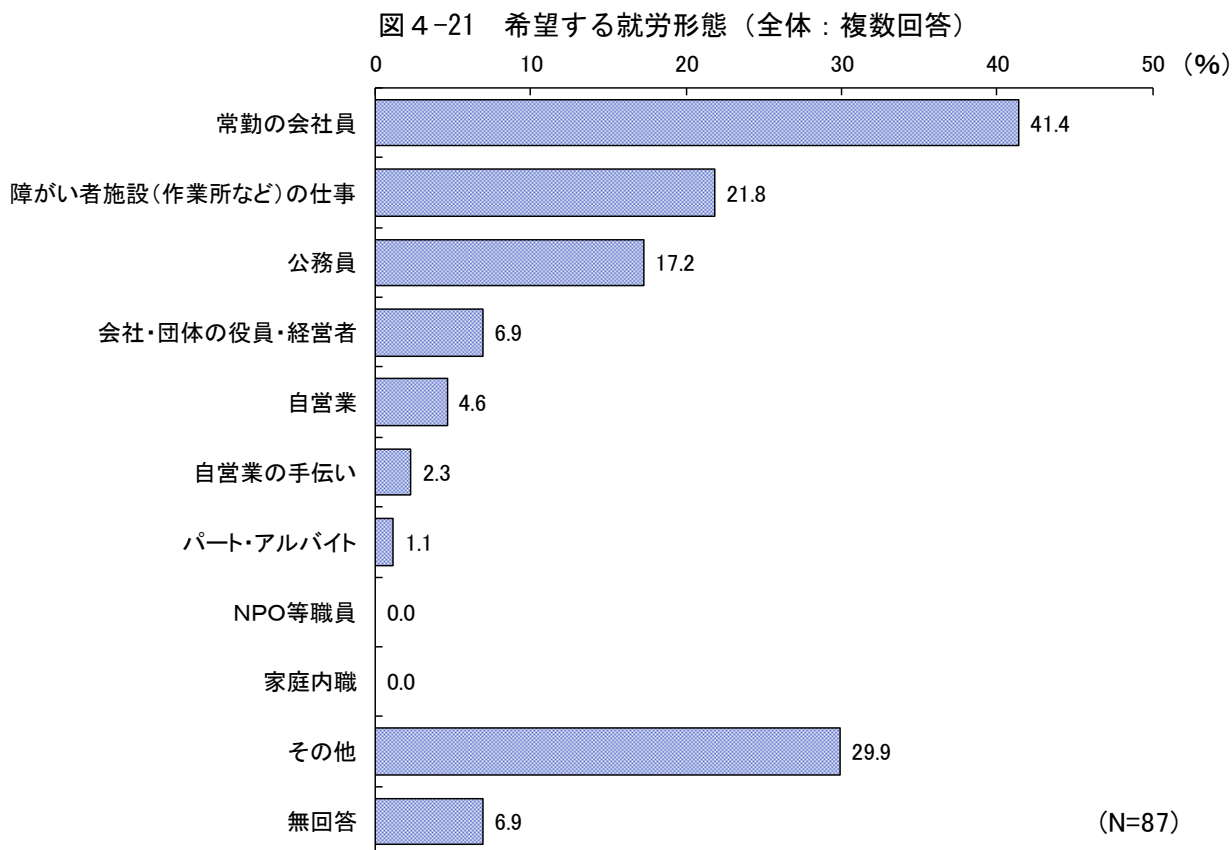
日常生活での悩みや不安について、「就学・進学のこと」が67.8%、「就労・就職のこと」が57.5%となっています。(図4-20)

図4-20 日常生活での悩みや不安（全体：複数回答）



（３）希望する就労形態

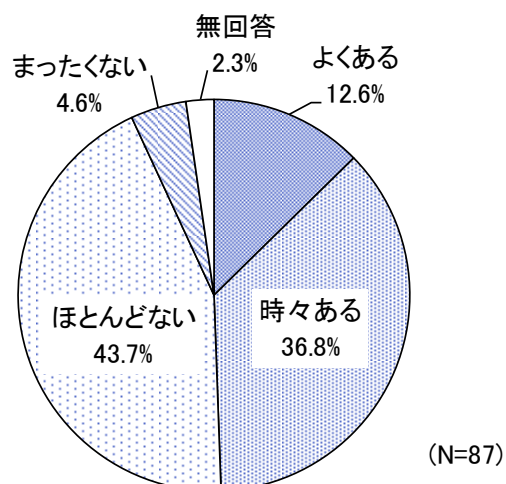
希望する就労形態について、「常勤の会社員」が41.4%、「障がい者施設（作業所など）の仕事」が21.8%、「公務員」が17.2%となっています。（図4-21）



（４）差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるか

差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるかについてたずねたところ、「よくある」が12.6%、「時々ある」が36.8%で、差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことが《ある》人の合計は49.4%となっています。（図4-22）

図4-22 差別を感じたり嫌な思いをしたことはあるか（全体）



3 発達障がいへの支援に関する調査

相談に来る人や相談の内容の変化について、不登校や発達障がいに関する相談、就学前の子どもの相談が増加しているとの回答が見られます。

不足している社会資源（支援の仕組み、サービス等）について、就学前から成人までの切れ目のない支援があげられています。発達段階に応じて支援者が変わるため、連携しやすい体制が求められています。

発達の不安・発達障がいの疑いのある子どもを支援するために、現在連携している機関として「学校」、今後連携を希望する機関として「当事者の自助グループ」という回答が多くみられます。

第3節 第3次あいとぴあレインボープラン第4期障害者計画の進捗状況の評価

1 進捗状況の管理・報告

第3次あいとぴあレインボープラン第4期障害者計画では、基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である「市民福祉推進委員会」の小委員会である「障がい小委員会」において、毎年度計画全体の進捗を確認・評価したうえで、進捗管理報告書を作成し、計画の進捗状況について市公式ホームページを活用して市民に周知いたしました。

平成27（2015）年度及び平成28（2016）年度に行った進捗評価の結果を踏まえて、進捗状況の評価を行いました。

2 進捗状況の評価

（1）進捗評価の方法・基準

施策の方向性に記載されている施策が進捗しているか否かについて、4段階で評価しました。（表4-6）

表4-6 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価内容
A	進捗している 例：前年度よりもより一層取組みを強化 年次目標どおり取組みを進捗できた
B	現状維持 例：前年度と同様の取組みを実施 （年次目標が現状維持で設定されていた場合を含む）
C	あまり進捗していない 例：前年度と同様の取組みを行えなかったが、次年度は行う予定 年次目標どおりの進捗ができなかった
D	全く進捗していない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない

(2) 重点施策の進捗評価

重点施策の進捗結果は、平成27(2015)年度は「進捗している」が27.3%、「現状維持」が59.1%、「あまり進捗していない」が13.6%、「全く進捗していない」が0%となっており、平成28(2016)年度は「進捗している」が13.6%、「現状維持」が77.3%、「あまり進捗していない」が9.1%、「全く進捗していない」が0%となっています。(表4-7)

表4-7 重点施策の進捗結果

評価基準	評価内容	施策の方向性数			
		平成27(2015)年度		平成28(2016)年度	
A	進捗している	6	27.3%	3	13.6%
B	現状維持	13	59.1%	17	77.3%
C	あまり進捗していない	3	13.6%	2	9.1%
D	全く進捗していない	0	0%	0	0%
計		22	100%	22	100%

重点施策とは

第4期障害者計画の主要課題に関連する施策の中から本計画の計画期間内で実現すべき施策をいいます。

(3) 生活領域ごとの進捗評価

表4-8 生活領域ごとの進捗結果

生活領域	平成27(2015)年度				平成28(2016)年度			
	A	B	C	D	A	B	C	D
(1)相談する	4	1	1	0	1	4	1	0
(2)住む・ケアを受ける	0	3	2	0	0	5	0	0
(3)働く	0	4	0	0	1	3	0	0
(4)健康を保つ	1	1	0	0	0	1	1	0
(5)育つ・学ぶ	1	1	0	0	1	1	0	0
(6)参加する	0	3	0	0	0	3	0	0
計	6	13	3	0	3	17	2	0

第4節 第4期障害福祉計画値の検証

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅介護は、現在市内に17箇所のサービス提供事業所があります。第4期障害福祉計画期間終了時（平成29（2017）年度末）の延利用見込み量及び実利用者見込み数ともに、第3期障害福祉計画期間終了時（平成26（2014）年度末）の延利用量及び実利用者数と比べて、増加しています。（表4-9）

表4-9 居宅介護の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	-	-	-	18,918	19,209	19,500
	13,389	15,687	18,369	19,924	19,346	19,539
	-	-	-	105.3%	100.7%	100.2%
実利用者数 (人)	-	-	-	107	109	110
	106	96	104	131	152	154
	-	-	-	122.4%	139.4%	139.6%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24（2012）年度、平成25（2013）年度、平成26（2014）年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

(2) 重度訪問介護

重度訪問介護は、第4期障害福祉計画期間終了時（平成29（2017）年度末）の延利用見込み量が第3期障害福祉計画期間終了時（平成26（2014）年度末）の延利用量と比べて約2.5倍となっており、近年の延利用量の増加がみられます。（表4-10）

表4-10 重度訪問介護の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	-	-	-	6,677	6,780	6,882
	4,400	4,879	7,304	11,789	17,853	18,032
	-	-	-	176.6%	263.3%	262.0%
実利用者数 (人)	-	-	-	5	5	5
	4	5	6	7	10	10
	-	-	-	140.0%	200.0%	202.0%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24（2012）年度、平成25（2013）年度、平成26（2014）年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

(3) 同行援護

同行援護は、現在市内に7箇所のサービス提供事業所があります。延利用量は第4期障害福祉計画期間に入り大幅に増加していますが、実利用者数は概ね18人前後となっています。(表4-11)

表4-11 同行援護の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	-	-	-	2,226	2,260	2,294
	1,684	1,784	1,780	2,325	2,948	2,992
	-	-	-	104.4%	130.4%	130.4%
実利用者数 (人)	-	-	-	18	18	19
	18	16	18	18	19	19
	-	-	-	100.0%	105.6%	101.5%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

※平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成26(2014)年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

(4) 行動援護

行動援護は、狛江市をサービス提供地域とする事業所は7事業所ありますが、市内にサービス提供事業所がなく、第3期障害福祉計画、第4期障害福祉計画ともに利用実績がありません。(表4-12)

表4-12 行動援護の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

※平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成26(2014)年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

(5) 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援は、市内にサービス提供事業所がなく、第3期障害福祉計画、第4期障害福祉計画ともに利用実績がありません。(表4-13)

表4-13 重度障害者等包括支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

※平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成26(2014)年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

2 日中系活動サービス

(1) 生活介護

市内の生活介護のサービス提供事業所は、主に軽度・中度の障がいの人を対象とする事業所が3箇所、主に重度の障がいのある人を対象とする事業所が2箇所、基準該当事業所(介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所)が1箇所あり、延利用量の増加がみられます。第4期障害福祉計画期間中は延利用量及び実利用者数ともに95%以上の目標を達成しています。(表4-14)

表4-14 生活介護の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	31,920	33,120	34,320	30,302	31,174	31,610
	26,932	28,535	29,932	29,510	30,854	31,163
	84.4%	86.2%	87.2%	97.4%	99.0%	98.6%
実利用者数 (人)	133	138	143	139	143	145
	129	131	137	139	137	138
	97.0%	94.9%	95.8%	100.0%	95.8%	95.2%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、市内にサービス提供事業所がなく、平成 25（2013）年度まで利用実績はありませんでした。平成 26（2014）年度以降は市外の事業所の利用があり、特に第4期障害福祉計画期間以降は延利用量の大幅な増加がみられます。（表4-15）

表 4-15 自立訓練（機能訓練）の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	60	60	60	36	36	36
	0	0	24	250	369	369
	0.0%	0.0%	40.0%	694.4%	1025.0%	1025.0%
実利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
	0	0	1	3	3	3
	0.0%	0.0%	100.0%	300.0%	300.0%	300.0%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成 29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、平成 27（2015）年度まで市内にサービス提供事業所がありませんでした。平成 25（2013）年度以降、近隣自治体の事業所が増えたこと等から、実利用者数及び延利用量ともに増加していました。このサービスは定められた期間（24 箇月又は 36 箇月）内で利用するサービスであり、新たな利用希望者が少なかったため、第4期障害福祉計画期間は減少傾向にあります。（表4-16）

表 4-16 自立訓練（生活訓練）の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	420	420	420	1,600	1,760	1,920
	474	1,165	1,440	1,111	935	1,523
	112.9%	277.4%	342.9%	69.4%	53.1%	79.3%
実利用者数 (人)	7	7	7	20	22	24
	9	13	18	19	15	28
	128.6%	185.7%	257.1%	95.0%	68.2%	116.7%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成 29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

(4) 就労移行支援

就労移行支援は、市内にサービス提供事業所はありませんが、就労移行支援を利用して就職を目指す特別支援学校の卒業生や一般就労希望者等の増加により、延利用量及び実利用者数ともに増加傾向にあります。(表4-17)

表4-17 就労移行支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	1,824	2,964	4,104	1,560	1,493	1,451
	1,071	1,493	1,332	2,460	3,052	3,083
	58.7%	50.4%	32.5%	157.7%	204.4%	212.5%
実利用者数 (人)	8	13	18	15	16	19
	15	16	17		33	33
	187.5%	123.1%	94.4%	0.0%	206.3%	173.7%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

(5) 就労継続支援(A型)の実施状況

就労継続支援(A型)は、市内にサービス提供事業所はありませんが、都内の事業所が増加したこと等により、平成28(2016)年度から延利用量が大幅に増加し、実利用者数も年々増加しています。(表4-18)

表4-18 就労継続支援(A型)

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	264	264	264	609	696	783
	122	594	522	1,182	2,254	2,277
	46.2%	225.0%	197.7%	194.1%	323.9%	290.8%
実利用者数 (人)	1	1	1	7	8	9
	1	5	6	8	11	11
	100.0%	500.0%	600.0%	114.3%	137.5%	122.2%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

(6) 就労継続支援（B型）

就労継続支援（B型）は、現在市内にサービス提供事業所が4箇所あります。特別支援学校卒業生をはじめとする福祉的就労を希望する人の増加や市外事業所の利用があり、実利用者数は概ね150人前後を推移しています。（表4-19）

表4-19 就労継続支援（B型）の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	20,592	22,152	23,712	22,880	23,452	24,882
	21,647	20,325	22,616	21,408	22,859	23,088
	105.1%	91.8%	95.4%	93.6%	97.5%	92.8%
実利用者数 (人)	132	142	152	160	164	174
	151	145	158	154	148	150
	114.4%	102.1%	103.9%	96.3%	90.2%	86.2%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

(7) 療養介護

療養介護の実利用者数は平成24（2012）年度から変動がなく、7人となっています。（表4-20）

表4-20 療養介護の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実利用者数 (人)	7	7	7	6	6	6
	7	7	7	7	7	7
	100.0%	100.0%	100.0%	116.7%	116.7%	116.7%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

(8) 短期入所（福祉型）

短期入所（福祉型）は、現在市内に4箇所のサービス提供事業所があります。第4期障害福祉計画期間では延利用量は90%以上の目標を達成しています。

実利用者数は大きな変動はなく、70人前後で推移しています。（表4-21）

表4-21 短期入所（福祉型）の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	4,368	4,992	5,772	2,775	2,923	3,071
	2,278	2,335	2,652	2,705	2,879	2,908
	52.2%	46.8%	45.9%	97.5%	98.5%	94.7%
実利用者数 (人)	56	64	74	75	79	83
	55	64	71	74	69	70
	98.2%	100.0%	95.9%	98.7%	87.3%	84.0%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29(2017)年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

(9) 短期入所（医療型）

短期入所（医療型）は、第4期障害福祉計画期間に入り、延利用量が大幅に増加しています。実利用者数は2人の利用者が増え、5人となっています。（表4-22）

表4-22 短期入所（医療型）の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	-	-	-	32	32	32
	37	23	32	103	99	100
	-	-	-	321.9%	309.4%	312.5%
実利用者数 (人)	-	-	-	3	3	3
	3	1	3	5	5	5
	-	-	-	166.7%	166.7%	166.7%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29(2017)年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成26(2014)年度は計画値なし

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

現在市内には主に知的障がい者を対象とする共同生活援助（グループホーム）が6箇所、精神障がい者を対象とする共同生活援助（グループホーム）が3箇所あります。第4期障害福祉計画期間の実利用者数は横ばいですが、市民意識調査等からはニーズの高さが伺えます。（表4-23）

表4-23 共同生活援助（グループホーム）の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実利用者数 (人)	37	40	47	54	57	65
	39	48	51	54	54	55
	105.4%	120.0%	108.5%	100.0%	94.7%	83.9%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

(2) 施設入所支援

毎年度、新たに入所する方、退所する方がいますが、実利用者数として見ると、増加傾向にあります。（表4-24）

表4-24 施設入所支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実利用者数 (人)	47	47	46	47	45	44
	47	46	47	50	52	50
	100.0%	97.9%	102.2%	106.4%	115.6%	113.6%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

4 相談支援（サービス等利用計画の作成）

（1）計画相談支援

計画相談支援は、現在市内に3箇所のサービス提供事業所があります。第4期障害福祉計画期間では計画値を下回っていますが、既存のサービス提供事業所での専門員の増員が進み、実利用者数は大幅に増加しています。（表4-25）

表4-25 計画相談支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実利用者数 (人)	-	-	-	490	530	570
	18	161	321	291	329	415
	-	-	-	59.4%	62.1%	72.8%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29(2017)年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

（2）地域移行支援

地域移行支援は、現在市内に2箇所のサービス提供事業所があります。平成28(2016)年度から実利用者数が大幅に増加しています。（表4-26）

表4-26 地域移行支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実利用者数 (人)	7	7	7	5	6	7
	2	3	4	3	8	8
	28.6%	42.9%	57.1%	60.0%	133.3%	114.3%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29(2017)年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

（3）地域定着支援

地域定着支援は、現在市内に2箇所のサービス提供事業所があります。平成27(2015)年度から実利用者数が大幅に増加しています。（表4-27）

表4-27 地域定着支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実利用者数 (人)	7	7	7	7	8	9
	1	3	6	10	23	23
	14.3%	42.9%	85.7%	142.9%	287.5%	255.6%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29(2017)年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

5 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、延利用量、実利用者数ともに大幅に増加しており、第4期障害福祉計画期間終了時（平成29（2017）年度末）の延利用見込み量が第3期障害福祉計画期間終了時（平成26（2014）年度末）の延利用量と比べて、約3倍となっており、近年の延利用量の増加がみられます。（表4-28）

表4-28 児童発達支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	-	-	-	2,640	2,970	3,135
	1,780	2,320	2,326	4,052	6,299	6,614
	-	-	-	153.5%	212.1%	211.0%
実利用者数 (人)	-	-	-	80	90	95
	64	64	70	100	139	146
	-	-	-	125.0%	154.4%	153.6%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24（2012）年度、平成25（2013）年度、平成26（2014）年度は計画値なし

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、延利用量、実利用者数ともに年々増加しています。（表4-29）

表4-29 放課後等デイサービスの実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	-	-	-	6,600	6,900	7,200
	1,484	5,924	6,326	8,210	9,872	10,859
	-	-	-	124.4%	143.1%	150.8%
実利用者数 (人)	-	-	-	66	69	72
	21	54	63	76	88	97
	-	-	-	115.2%	127.5%	134.4%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24（2012）年度、平成25（2013）年度、平成26（2014）年度は計画値なし

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、第3期障害福祉計画、第4期障害福祉計画ともに利用実績がありません。(表4-30)

表4-30 保育所等訪問支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	-	-	-	0	0	0
	-	-	-	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
実利用者数 (人)	-	-	-	0	0	0
	-	-	-	0	0	0
	-	-	-	-	-	-

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

※平成27(2015)年度からの新規サービス

(4) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、第4期障害福祉計画期間に入って実利用者数が減少し、1人となりました。延利用量も計画値を下回っています。(表4-31)

表4-31 医療型児童発達支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (日)	-	-	-	174	261	348
	225	348	134	155	14	155
	-	-	-	89.1%	5.4%	44.5%
実利用者数 (人)	-	-	-	2	3	4
	2	4	4	1	1	1
	-	-	-	50.0%	33.3%	25.0%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

※平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成26(2014)年度は計画値なし

6 障がい児入所支援

(1) 福祉型児童入所施設

福祉型児童入所施設の実利用者数は、平成 24（2012）年度から変動がなく、6人となっています。（表4-32）

表 4-32 福祉型児童入所施設の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実利用者数 (人)	-	-	-	6	6	6
	6	6	6	6	6	6
	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成 29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成 24（2012）年度、平成 25（2013）年度、平成 26（2014）年度は計画値なし

(2) 医療型児童入所施設

医療型児童入所施設の実利用者数は、平成 24（2012）年度から変動がなく、1人となっています。（表4-33）

表 4-33 医療型児童入所施設の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実利用者数 (人)	-	-	-	1	1	1
	1	1	1	1	1	1
	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成 29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成 24（2012）年度、平成 25（2013）年度、平成 26（2014）年度は計画値なし

7 障がい児相談支援

障がい児相談支援は、第4期障害福祉計画期間終了時（平成29（2017）年度末）の実利用者見込み数が第3期障害福祉計画期間終了時（平成26（2014）年度末）の実利用者数と比べて、3倍以上となっており、近年の実利用者数の増加がみられます。（表4-34）

表4-34 障がい児相談支援の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実利用者数 (人)	(86)	(124)	(123)	130	137	144
	0	9	33	80	108	108
	0.0%	7.3%	26.8%	61.5%	78.8%	75.0%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※第3期では計画値を設定していないため、障がい福祉サービスの支給決定者数を計上

8 地域生活支援事業

（1）意思疎通支援事業

第4期障害福祉計画期間終了時（平成29（2017）年度末）と第3期障害福祉計画期間終了時（平成26（2014）年度末）を比べると、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣回数、要約筆記者設置事業の設置人数は減少しています。手話通訳者設置事業は、計画値を大幅に上回っています。（表4-35）

表4-35 意思疎通支援事業の実施状況

	計画期間	第3期			第4期		
	年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣 事業	派遣回数 (回)	455	460	460	520	520	530
		461	517	510	497	352	425
		101.3%	112.4%	110.9%	95.6%	67.7%	80.2%
手話通訳者設置 事業	設置人数 (人)	—	—	—	14	14	15
		12	13	13	20	24	28
		—	—	—	142.9%	171.4%	186.7%
要約筆記者設置 事業	設置人数 (人)	—	—	—	26	26	26
		24	27	26	26	21	21
		—	—	—	100.0%	80.8%	80.8%

※各年度末現在

※上段：計画値、中段：実績（平成29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※手話通訳者設置事業、要約筆記者設置事業は、平成24（2012）年度、平成25（2013）年度、平成26（2014）年度は計画値なし

(2) 日常生活用具給付等事業

第4期障害福祉計画期間終了時（平成 29（2017）年度末）と第3期障害福祉計画期間終了時（平成 26（2014）年度末）を比べると、日常生活用具給付等事業の介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具の延べ給付件数は増加し、自立生活支援用具の延べ給付件数は減少しています。その他の支援用具の延べ給付件数は年度により変動があります。（表4-36）

表4-36 日常生活用具給付等事業の実施状況

	計画期間	第3期			第4期		
	年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
介護・訓練支援用具	延べ給付件数 (件)	6	6	6	3	3	3
		2	2	2	4	6	5
		33.3%	33.3%	33.3%	133.3%	200.0%	166.7%
自立生活支援用具	延べ給付件数 (件)	15	18	23	10	10	10
		10	9	9	7	6	6
		66.7%	50.0%	39.1%	70.0%	60.0%	60.0%
在宅療養等支援用具	延べ給付件数 (件)	10	10	15	8	8	8
		8	6	6	10	5	8
		80.0%	60.0%	40.0%	125.0%	62.5%	100.0%
情報・意思疎通支援用具	延べ給付件数 (件)	25	30	35	10	10	10
		10	9	9	11	12	12
		40.0%	30.0%	25.7%	110.0%	120.0%	120.0%
排泄管理支援用具	延べ給付件数 (件)	134	139	144	153	158	163
		136	153	153	151	155	153
		101.5%	110.1%	106.3%	98.7%	98.1%	93.9%
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	延べ給付件数 (件)	5	5	5	4	4	4
		4	0	1	3	2	3
		80.0%	0.0%	20.0%	75.0%	50.0%	75.0%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成 29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

(3) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、養成講習修了者数に変動はなく 10 人となっています。(表4-37)

表 4-37 手話奉仕員養成研修事業の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
養成講習修了者 数(人)	—	—	—	10	10	10
	17	18	10	10	10	10
	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成 29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

※平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度、平成 26(2014)は計画値なし

(4) 移動支援事業

移動支援事業は、ケースワーカーの情報提供や相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成により延利用量は増加傾向にありましたが、平成 28(2016)年度からは減少しており、平成 29(2017)年度も計画値を下回る見込みです。(表4-38)

表 4-38 移動支援事業の実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
延利用量 (時間)	7,032	7,791	8,632	13,300	16,226	19,795
	7,309	9,552	10,902	13,501	12,957	12,957
	103.9%	122.6%	126.3%	101.5%	79.9%	65.5%
実利用者数 (人)	—	—	—	130	143	158
	97	115	118	139	138	138
	—	—	—	106.9%	96.5%	87.3%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成 29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

※平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度、平成 26(2014)は計画値なし

(5) 地域活動支援センター

市内には、リヒト及びスペースえるぶの2箇所の地域活動支援センターがあります。両センターともに、創作的活動、生産活動、地域活動等を行う基礎的事業のほか、地域の社会基盤との連携強化、障がいに対する理解促進の取組み等を行う機能強化事業を実施しています。

リヒトでは、精神障がいのある方を対象としたフリースペース、相談等の事業、スペースえるぶでは、年齢や障がいの有無に関わらず参加できるフリースペース、イベント等の事業を行っており、実利用者数は増加しています。(表4-39)

表4-39 地域活動支援センターの実施状況

計画期間	第3期			第4期		
年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
実施箇所数 (か所)	2	3	3	2	2	2
	2	2	2	2	2	2
	100.0%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
実利用者数 (人)	—	—	—	93	96	99
	84	87	90	93	100	99
	—	—	—	100.0%	104.2%	100.0%

※各年度末現在

※上段:計画値、中段:実績(平成29(2017)年度は見込み)、下段:計画値と実績の比較

※平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成26(2014)は計画値なし

(6) 任意事業

日中一時支援事業は、第4期障害福祉計画期間終了時（平成 29（2017）年度末）の実利用者見込み数と第3期障害福祉計画期間終了時（平成 26（2014）年度末）の実利用者数を比べると、増加しています。自動車改造助成事業は、平成 27（2015）年度以降、利用がありません。その他の事業は年度ごとの実利用者数に大きな変動はなく利用されています。（表 4-40）

表 4-40 任意事業の実施状況

	計画期間	第3期			第4期		
	年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)
更生訓練費給付事業	実利用者数 (人)	1	1	1	—	—	—
		2	2	2	9	2	2
		200.0%	200.0%	200.0%	—	—	—
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	6	10	18	27	27	27
		28	32	22	36	34	34
		466.7%	320.0%	122.2%	133.3%	125.9%	125.9%
家族介護用品給付事業	実利用者数 (人)	—	—	—	14	14	14
		—	—	—	10	9	10
		—	—	—	71.4%	64.3%	71.4%
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)	5	6	7	0	—	—
		3	1	0	0	0	1
		60.0%	16.7%	0.0%	—	—	—
自動車運転教習料助成事業	実利用者数 (人)	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	1	1	1
		—	—	—	—	—	—
自動車改造助成事業	実利用者数 (人)	1	1	1	—	—	—
		0	1	1	0	0	0
		0.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
スポーツ・レクリエーション教室開催等（あいとぴあプール）	登録人数 (人)	—	—	—	470	470	470
		—	—	—	500	476	470
		—	—	—	106.4%	101.3%	100.0%
奉仕員養成研修（要約筆記）	実施回数 (回)	—	—	—	18	18	18
		—	—	—	18	18	18
		—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%
障害者虐待防止対策支援（保護室確保）	確保数 (室)	—	—	—	1	1	1
		—	—	—	1	1	1
		—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29（2017）年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※家族介護用品給付事業、自動車運転教習料助成事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等（あいとぴあプール）、奉仕員養成研修（要約筆記）、障害者虐待防止対策支援（保護室確保）は、平成 24（2012）年度、平成 25（2013）年度、平成 26（2014）は計画値なし

第5節 障がい者福祉をめぐる主な課題

統計から見る現状、市民意識調査結果に見る現状、第3次あいとびあレインボープラン第4期障害者計画の進捗状況の評価、第4期障害福祉計画値の検証及び住民懇談会の結果を踏まえ、整理した課題は次のとおりです。

1 障がい者が地域で暮らし続けられる基盤づくり

障がいのある人等調査（18歳以上）によると、今後力を入れるべき障がい福祉サービス等として、「住まいに関すること（施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）」のニーズが高くなっており、サービスの充実が求められています。

また、障がい者の重度化、高齢化及び「親なき後」を見据え、地域で障がいのある人及びその家族が安心して生活するため、緊急時に速やかに相談することができ、必要に応じて対応が図られる地域生活支援拠点の整備を推進していく必要があります。

また、障がいのある人等調査（18歳以上）によると、普段の近所付き合いがほとんどない人が22.2%、現在取り組んでいる地域活動のない人が69.3%であることが分かりました。今後は、日頃から障がいのある人と地域住民や地域活動団体との理解及び交流する機会を増やし、障がいのある人を地域で支える地域づくりを進める必要があります。

2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

障がいのある人等調査（18歳以上）では、今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること（相談支援）」、「住まいに関すること（施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）」、「日中の活動や、人とのコミュニケーションに関すること（生活介護、地域活動支援センター、日中一時支援事業、意思疎通支援事業）」の順に高くなっております。また、障がいのある人等調査（18歳未満）では、今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「子どもの発達支援等に関すること（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援・障がい児相談支援）」、「仕事に関すること（就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）」、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること（相談支援）」の順に高くなっており、相談支援のニーズが高いことはもとより、他の生活支援の充実も求められていることが分かりました。

発達障がいの支援に関する調査では、不足している社会資源（支援の仕組みやサービス等）について、就学前から成人までの切れ目のない支援があげられており、発達段階に応じて支援者が変わることから、連携しやすい体制が求められています。

また、「一貫した地域療育システムのあり方検討報告書（平成29年8月狛江市子ども・子育て会議）」によれば、子育ての不安や悩み、成長や相談をはじめとして、すべての子ども・家庭への支援を総合的に一貫して行う体制を確立することが求められており、特に発達に遅れやかたよりのある子どもについては、早期からその発達特性に応じた支援を行うことが、その後の

自立や社会参加に大きな効果があると考えられることから、地域の理解を進めるとともに、保健・子育て・教育・福祉等の関係機関の連携を強め、一貫して支援を行える体制づくりが必要となるとされています。また、一貫した支援を効果的に進めるためには、ライフステージを通じた支援を充実する取組みが必要であり、特に、乳幼児期から小学校に引き継がれる時期、小学校から中学校に引き継がれる時期、中学校から高校・大学へと進学し、就労等に引き継がれる時期等において、これまでの支援内容や成長の記録等を新たな支援機関に着実に引き継ぎ、支援の継続・発展につなげることが大切であるとされています。

3 自立と社会参加を進めるシステムづくり

障がいのある人等調査（18歳以上）によると、今後就労（継続を含む。）を希望する人は38.9%となっており、仕事をする（続ける）ために必要なこととして、「障がいにあわせて、さまざまな仕事や働き方が選べること」が最も多くなっています。

今後は、障がい者の就労を通じた社会参加の実現に向けて、企業等に対し、障がいのある人の雇用の促進、職域の拡大、職場への定着を進めるための支援を行い、就労の場の拡大を図っていく必要があります。

また、障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがある人は、障がいのある人等調査（18歳以上）では28.5%、障がいのある人等調査（18歳未満）では49.4%となっています。

市民全体が障がい者に対する理解を進めるために、啓発活動や子どもの頃から学校等での福祉教育を行う必要があります。

4 障がい者が安心して安全に暮らせるまちづくり

障がいのある人等調査（18歳以上）によると、日常生活での悩みや不安として「災害時のこと（備えや避難など）」が、41.4%と高くなっています。また、障がいのある人等調査（18歳以上）によると、災害時に1人で避難できない人は46.3%となっており、日頃から地域での災害対策を進めていく必要があります。特に、障がい者等災害時の避難に支援を要する人（避難行動要支援者）を地域で把握し、いざという時のための避難体制を構築する必要があります。

また、障がいのある人等調査（18歳以上）では、介助者の年齢は60歳以上が55.6%となっており、介助者も高齢化しています。そのため、今後は成年後見制度等の活用を必要とする人が増えると予測されます。成年後見制度利用促進法の成立も受けて、より一層の成年後見制度利用支援事業の周知等、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障がいのある人もない人も、 ともに暮らし続けられるまち ～あいとぴあ狛江～

障がいのある人を対象とした施策は、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、人生のあらゆる段階で全人権の復権を目指す「リハビリテーション」の理念を基本として、「完全参加と平等」の実現に向けて推進されてきました。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、いきいきと暮らすことができる社会を作るうえで、これらは今後も普遍的な考え方といえますが、これからは障がいのある人をサービスの「受け手側」として捉えるのではなく、障がいのある人もない人も役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながらともに暮らし続けられるまち（地域共生社会）を実現する必要があります。

また、障がいのある人が抱える生活領域の様々な課題を解決するためには、市による取り組みはもとより、市民、地域活動団体、民間事業者等の多様な主体による積極的な参加が不可欠です。

狛江市が目指す「あいとぴあ」の実現に向けて、「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念として障がい者福祉施策を推進します。

「あいとぴあ」とは
であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と
“ユートピア”からの合成語です。

第2節 基本目標

「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとびあ狛江～」の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1：地域で暮らし続けられる基盤づくり

障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるために、地域生活支援拠点の整備、グループホーム等の住まいの確保・充実を行います。保健、医療、福祉、教育等の連携、高齢者や児童を対象とするサービスとの一体的利用等を推進し、効果的な支援が提供される体制づくりを進めます。

基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

障がい者がライフステージを通じて地域で安心して生活できるよう、切れ目のない生活支援システムづくりを推進します。複合的な課題を抱える人・世帯にも対応できる相談支援・相談窓口の充実を行うとともに、障がい福祉サービスの充実・質の向上を図ります。また、障がい児支援については、障がい児福祉サービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育等の連携体制を構築します。

基本目標3：自立と社会参加を進めるシステムづくり

障がい者がいきいきと社会へ参加することができるよう、公的機関・民間企業における就労機会の確保に努めるとともに、一般就労が難しい方に向けて福祉的就労の場を確保します。また、ともに暮らし続けられるまちを目指して、障がい者に対する理解を進めるために福祉教育やイベント等を実施するとともに、障がい者の交流の場・余暇活動の場の提供を行います。

基本目標4：安心して安全に暮らせるまちづくり

障がい者が安心して安全に暮らせるように、避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります。また、障がい者の権利擁護の推進と虐待防止対策を強化します。

第3節 生活領域ごとの将来像

狛江市第3期障害者計画・障害福祉計画では、障がいのある人に関係する生活領域として「相談する」「住む・ケアを受ける」「働く」「健康を保つ」「育つ・学ぶ」「参加する」という市独自の6つの生活領域を設定し、生活領域ごとに長期目標（将来像）を設定し、狛江市第4期障害者計画・障害福祉計画においても市独自の6つの生活領域ごとの長期目標（将来像）の達成に向けた取組みを行ってまいりました。

本計画では、狛江市第3期障害者計画・障害福祉計画で設定した長期目標（将来像）について、国の動向等を踏まえた見直しを行い、これを本計画の上位計画である第4次地域福祉計画の終期である平成35（2023）年度を目途とする将来像として掲げます。

また、前述した基本目標を達成することにより、生活領域ごとの将来像（表4-41）を実現し、本計画の基本理念を実現いたします。

表4-41 生活領域ごとの将来像

生活領域	将来像
(1) 相談する	いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。
(2) 住む・ケアを受ける	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
(3) 働く	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
(4) 健康を保つ	生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。
(5) 育つ・学ぶ	発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
(6) 参加する	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。

第3章 施策の体系・取組み内容

第1節 施策の体系

4つの基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

基本目標1：地域で暮らし続けられる基盤づくり

(1) 地域における生活の拠点の構築	① 地域生活支援拠点の整備★ ② 共同生活援助（グループホーム）の充実 ③ 短期入所（ショートステイ）の充実 ④ 住まいの確保の支援	【生活領域】 (1) 相談する (2) 住む・ケアを受ける
(2) 地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築	① 保健、医療、福祉、教育等の連携★ ② 高齢者や児童を対象とするサービスの一体的利用の推進 ③ 市民のボランティア団体等による地域貢献活動の推進★	【生活領域】 (2) 住む・ケアを受ける (4) 健康を保つ (5) 育つ・学ぶ (6) 参加する

基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

(1) 地域における相談支援の充実	① 切れ目のない相談支援・相談窓口の充実★	【生活領域】 (1) 相談する (2) 住む・ケアを受ける (5) 育つ・学ぶ (6) 参加する
(2) 地域における障がい福祉サービスの充実	① 相談支援サービスの充実 ② 障がい福祉サービスの拡充・充実支援★ ③ 障がい福祉サービスの質の確保・向上	【生活領域】 (1) 相談する (2) 住む・ケアを受ける
(3) 切れ目のない障がい児（者）支援の実施	① 児童発達支援の充実★ ② ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施★ ③ 放課後等デイサービスの充実 ④ 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築★	【生活領域】 (1) 相談する (2) 住む・ケアを受ける (4) 健康を保つ (5) 育つ・学ぶ

基本目標3：自立と社会参加を進めるシステムづくり

(1) 就労に向けた支援の実施	① 公的機関・民間企業における障がい者就労機会の確保★ ② 福祉的就労の機会の確保	【生活領域】 (3) 働く
(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消	① 障がいへの理解促進と差別解消 ② 当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供	【生活領域】 (2) 住む・ケアを受ける (5) 育つ・学ぶ (6) 参加する

基本目標4：安心して安全に暮らせるまちづくり

(1) 避難行動要支援者支援体制の充実	① 福祉避難所の運営体制の整備 ② 災害時に関する支援★	【生活領域】 (2) 住む・ケアを受ける
(2) 権利擁護の推進と障がい者虐待の防止	① 権利擁護の推進と障がい者虐待の防止	【生活領域】 (1) 相談する (2) 住む・ケアを受ける (4) 健康を保つ (5) 育つ・学ぶ (6) 参加する

第2節 重点施策

施策体系のうち、★印の付いたものは、重点施策として設定し、取組みを強化します。関連計画との連携を図り、幅広い視点から総合的な取組みを進めます。

第3節 基本目標に向けた取組み

基本目標1：地域で暮らし続けられる基盤づくり

(1) 地域における生活の拠点の構築

現状と課題

- 住まい（施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ））のニーズ（障がいのある人等調査（18歳以上）では32.1%）が高くなっています。
- 住宅確保要配慮者の居住のさらなる確保を進める必要があります。
- 地域生活支援拠点の整備に向けて引き続き取組みを進める必要があります。
- 地域生活支援拠点の整備と併せて、短期入所（ショートステイ）の充実を図り、緊急ショートステイ¹の設置の検討をする必要があります。
- 共同生活援助（グループホーム）の充実のため、地域生活支援拠点の整備と併せて、サテライト型グループホーム²の設置を検討する必要があります。

重点施策

① 地域生活支援拠点の整備

具体的な事業	a 地域生活支援拠点の整備を行います。			
事業内容	○ 障がい者の重度化、高齢化及び「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を市の実情に合わせて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス体制（地域生活支援拠点）を構築する。また、地域生活支援拠点に移転・統合する予定であり、現在、暫定的に改修後の保育園仮園舎に移転・統合している市内3箇所の福祉作業所についても、サービスの充実を図っていく。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成35（2023）年度 ³
地域生活支援拠点の整備等の検討		継続	地域生活支援拠点の整備	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
暫定的に統合された福祉作業所での障がい福祉サービス（計画相談支援、生活介護、就労継続支援B型）の提供		継続	継続	

¹ 在宅の障がい者（児）が介護者や家族の病気、出産、冠婚葬祭、事故などで介護を受けられなくなったときや、障がい者（児）本人や介護者が休養を必要とするときに、施設で一時的に保護することをいう。

² 本体のグループホームとの密接な連携を確保しつつ、本体のグループホームとは別の場所で運営されているグループホームをいう。

³ 「平成35（2023）年度」の欄には、原則として、第2章第3節の表4-41の将来像の欄に記載されているいずれかの将来像を記載する。ただし、各事業の将来像がいずれかの将来像と合致しない事業については、独自の将来像を記載することとする。

② 共同生活援助（グループホーム）の充実

具体的な事業	a 共同生活援助（グループホーム）の施設、定員数、職員体制及びサービス内容の充実を支援します。			
事業内容	○ 地域生活支援拠点の整備等により、共同生活援助（グループホーム）（11床）を設置する。 ○ 市内法人等に情報提供を行い、共同生活援助（グループホーム）の整備（現在市内に設置されていない、重度の方を対象とするものを含む。）を促していく。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
地域生活支援拠点の整備等による共同生活援助（グループホーム）設置の検討		継続	共同生活援助（グループホーム）の設置 （11 床）	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
市内法人等への情報提供		継続	継続	

具体的な事業	b 共同生活援助（グループホーム）の面的整備（サテライト型グループホームの設置）を検討します。			
事業内容	○ 共同生活を営むという共同生活援助（グループホーム）の趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていくという観点から、地域生活支援拠点の整備等を踏まえ、共同生活援助（グループホーム）の新たな整備形態として、サテライト型グループホームの設置を検討する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
サテライト型グループホームの設置の検討		継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	c 体験型グループホーム等自立訓練の場を拡充します。			
事業内容	○ 障がい者の地域生活への移行等を円滑に進めるため、地域生活支援拠点の整備等により、体験型グループホームの設置を検討する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
地域生活支援拠点の整備等による体験型グループホームの設置の検討		継続	体験型グループホームの設置	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

③ 短期入所（ショートステイ）の充実

具体的な事業	a 短期入所（ショートステイ）の施設、定員数、職員体制及びサービス内容の充実を支援します。			
事業内容	○ 地域生活支援拠点の整備等により、短期入所（ショートステイ）（4床）を設置する。 ○ 基準該当障がい福祉サービス ⁴ 、共生型サービス等の制度を活用し、既存の介護保険サービス事業所における障がい者の利用者受入れを促す。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
地域生活支援拠点の整備等による短期入所（ショートステイ）（4床）の設置の検討		継続	短期入所（ショートステイ）の設置 （4床）	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
既存の介護保険サービス事業所における障がい者の利用者受入れの促進		継続	継続	
介護サービスと障がい福祉サービスの報酬の差額補助		継続	継続	

具体的な事業	b 緊急ショートステイを設置します。			
事業内容	○ 地域生活支援拠点の整備等による緊急ショートステイ（1床）を設置する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
地域生活支援拠点の整備等による緊急ショートステイ（1床）の設置の検討		継続	緊急ショートステイの設置 （1床）	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	c 日中一時支援の充実を図ります。			
事業内容	○ 日中一時支援費支給事業を引き続き実施する。 ○ 地域生活支援拠点の整備等により、日中一時支援の充実を図る。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
日中一時支援費支給事業の実施		継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
地域生活支援拠点の整備による日中一時支援の充実の検討		継続	地域生活支援拠点の整備による日中一時支援の充実	

⁴ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 177 号）に定める事項のうち「基準該当障害福祉サービスに関する基準」を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるサービスをいう。

④ 住まいの確保の支援

具体的な事業	a 障がい者等の住宅確保要配慮者が住まいを確保できるよう支援します。			
事業内容	○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、市、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織として、居住支援協議会を立ち上げ、相談支援とマッチングを行う。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
居住支援協議会の立上げ準備		居住支援協議会の設置	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
住まいの相談窓口事業実施 （年度 12 回以上）		継続 （年度 12 回以上）	継続 （年度 12 回以上）	

具体的な事業	b 入居しやすい住宅等の情報提供を行う等支援を充実させます。			
事業内容	○ 市、関係機関の窓口等で入居しやすい住宅等の情報提供を行う等支援を充実させる。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
相談支援事業者又はサポートによる不動産業者への同行支援や都営住宅の申請の支援等を実施		継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
居住支援協議会等での情報提供等に関する検討		市公式ホームページ等による入居しやすい住宅等の情報提供の実施	継続	

(2) 地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築

現状と課題

- 日頃からの地域との関わりの少ない障がい者が多くいます。(障がいのある人等調査(18歳以上)では、近所づきあいがほとんどないが22.2%)
- 住民団体等のインフォーマル活動や地域貢献活動による障がい者の活動支援を行い、支援を必要としている方を地域で支える体制を構築する必要があります。

重点施策

① 保健、医療、福祉、教育等の連携

具体的な事業	a 医療的ケアを必要とする障がい児や発達障がい者を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。			
事業内容	○ 医療的ケアを必要とする障がい児が切れ目のない適切な支援を受けられるよう関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設ける。 ○ 発達障がい者を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設ける。			
	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 35 (2023) 年度
関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置(医療的ケア児)		関係機関の連携を図るための会議体を活用した連携強化(医療的ケア児)	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)等を通じた医療機関や保健所等との連携		継続	継続	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の検討		継続	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	
精神障がい者の地域移行を進めるための実態把握		継続	精神障がい者の地域移行を進めるための課題抽出	
関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の検討(発達障がい者・精神障がい者)		継続	関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置(発達障がい者・精神障がい者)	

② 高齢者や児童を対象とするサービスの一体的利用の推進

具体的な事業	a 高齢となった障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を推進します。			
事業内容	○ 共生型サービス等の制度を活用し、障がい福祉サービス事業所に介護保険サービスの指定を受けるよう促す。 ○ 既存の介護保険サービス事業所の利用者として障がい者の受入れを促す。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
障がい福祉サービス事業所に対する共生型サービス等の制度の周知		継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
既存の介護保険サービス事業所における障がい者の利用者受入れの促進		継続	継続	

具体的な事業	b 学童クラブ、放課後子ども教室（KoKoA） ⁵ 等での障がい児支援を拡充します。			
事業内容	○ 学童クラブ、放課後子ども教室（KoKoA）等放課後児童健全育成事業において、障がい児の受入れ体制の充実を図る。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
バリアフリー対応の北部児童館の整備		バリアフリー対応の北部児童館の開設、障がい児の受入れ	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
学童クラブ支援員や放課後子ども教室安全管理員向けの研修（発達障がいに関すること。）の実施		継続	継続	
学童クラブ及び放課後子ども教室にて随時障がい児の受入れの実施		継続	継続	

⁵ 放課後や夏休みなどに、小学校施設等を活用して子どもの安心・安全な活動拠点を設け、地域の人の参画を得て、子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業のことをいい、「KoKoA」とは、“こまへの こどもみんな あつまれ”の略をいう。

重点施策

③ 市民のボランティア団体等による地域貢献活動の推進

具体的な事業	a 市民団体等によるインフォーマル活動や地域貢献活動を支援し、障がいのある人を地域で支える体制を構築します。		
事業内容	○ 市民団体等のインフォーマル活動や地域貢献活動による障がい者の活動支援を行い、支援を必要としている方を地域で支える体制を構築する。		
平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
聴覚障がい者に対する手話通訳者・要約筆記者派遣による意思疎通支援	継続	継続	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
広報等の音訳を行う団体への活動支援及び点字プリンターの貸出による視覚障がい者の情報支援	継続	継続	
民生委員・児童委員の障がい者福祉部会の活動による障がい者支援施設等との交流・支援	継続	継続	
こまえくぼ 1234 による体験学習の実施や地域の人材・団体の掘り起こし、育成の推進	継続	継続	

基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

(1) 地域における相談支援の充実

現状と課題

- 相談支援サービスのニーズが高くなっています。（今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、障がいのある人等調査（18歳以上）では「サービスの利用に関する相談、計画に関すること（相談支援（サービス等利用計画））」が33.6%）
- 複合的な課題に対して福祉以外の関係部署との連携を図ることのできる相談窓口について検討する必要があります。
- 市民後見人について、周知を図るとともに、後見人となった後のフォローアップにも力を入れる必要があります。
- 児童発達支援センター⁶の整備に向けて具体的な検討が必要です。
- ライフステージに応じて、専門的な相談を受けることができる人材が必要です。

重点施策

① 切れ目のない相談支援・相談窓口の充実

具体的な事業		a 複合的な課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。		
事業内容	○ 地域自立支援協議会における基幹相談支援センター設置の検討結果を踏まえるとともに、平成29（2017）年2月に厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部により示された「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）を踏まえて、基幹相談支援センターのあり方を検討したうえで、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい者（児））等を実施する基幹相談支援センターを整備する。 ○ 18歳未満については児童発達支援センター、18歳以上については地域生活支援拠点においてコーディネート機能の強化及び地域包括支援センターの機能強化を行い、複合的な課題に対応できる体制整備を行う。 ○ 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターを、高齢者、障がい者、子ども等の対象者を区切らず、複合的な課題を丸ごと受け止める相談支援窓口として機能拡充するとともに、包括的相談支援体制の整備に向けた支援や複合的な課題を抱える家族や家庭に対して、関係機関と連携した支援を行うための総合調整を担う「（仮称）相談支援包括化推進員」を配置する。			
平成 30（2018）年度		平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
児童発達支援センターにおける療育支援体制の検討		児童発達支援センターにおける療育支援体制の検討・整備	児童発達支援センターを中核とした関係機関の連携による療育支援体制の充実	・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
基幹相談支援センターのあり方の検討		継続	基幹相談支援センターの設置	
（仮称）相談支援包括化推進員配置の検討及び地域包括支援センター運営協議会において、相談機能拡充への検討		（仮称）相談支援包括化推進員を配置し、包括的相談支援体制構築に向けた研修・広報活動を実施	継続	

⁶ 障がいのある児童を通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等を行う施設のことをいう。

具体的な事業	b 地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域へ効果的な支援を行います。		
事業内容	○ 地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域へ効果的な支援を行う。 【コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の主な役割】 ①個別支援：公的なサービスや地域の支援だけでは解決しきれないニーズや課題を受け止め、対象者に寄り添いながら、解決に向けた支援を行う。 ②地域支援：地域の関係機関、団体等と連携・協力し、ネットワークを構築することにより、地域の課題解決力を向上させる。 ③仕組みづくり：個別支援、地域支援を行いながら、支援を通じて蓄積された情報、知識、経験等をもとに新たなサービスの提案、仕組みづくり等を行う。		
平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
コミュニティソーシャルワーカーの配置 （1地区目（モデル地区））	コミュニティソーシャルワーカーによる効果的な支援 （1地区目（モデル地区））	継続	いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。
-	-	コミュニティソーシャルワーカーの配置 （2地区目）	

具体的な事業	c 24時間365日包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する電話相談を実施します。		
事業内容	○ 24時間365日包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する電話相談を実施する。		
平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
電話相談の検討	電話相談の試行実施	電話相談の実施	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	d 地域自立支援協議会において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討する体制を構築します。		
事業内容	○ 地域自立支援協議会において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討する体制を構築する。		
平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
地域自立支援協議会と障がい小委員会の連携を図り、施策を検討する体制の構築	検討体制に基づく地域課題の抽出と施策の検討	継続	いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。

具体的な事業	e 障がいへの理解を深める職員研修を継続して実施します。			
事業内容	○ 職員に障がい者に対する理解を促進し、障がいの特性に合わせた配慮ができるよう、職員研修を実施する。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成35（2023）年度
職員等を対象とした障害者差別解消法に関する職員研修の実施		継続	継続	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
手話の理解のための研修実施		継続	継続	

具体的な事業	f 近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続して行い、市民後見人の養成・育成、権利擁護に関する職員研修を行います。			
事業内容	○ 近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続して行い、法人後見等の提供、市民後見人の養成・育成、権利擁護に関する職員研修を行う。			
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成35（2023）年度
近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営		継続	継続	- いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 - 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
多摩南部成年後見センターの専門性を活用した市民後見人の養成の実施 （年度2人以上）		継続 （年度2人以上）	継続 （年度2人以上）	
権利擁護に関する職員研修の実施 （市年度1回以上、センター年度1回以上）		継続 （市年度1回以上、センター年度1回以上）	継続 （市年度1回以上、センター年度1回以上）	

(2) 地域における障がい福祉サービスの充実

現状と課題

- 障がい福祉サービスの一層の充実が求められています。(障がいのある人等調査(18歳以上)では、今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること(相談支援(サービス等利用計画))」が33.6%、「住まいに関すること(施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)、短期入所(ショートステイ))」が32.1%と高くなっている。)
- 計画相談支援事業所等と連携し、サービスの質の充実も含めて計画作成を進めていく必要があります。障がい児の場合はセルフプランが約半数を占めており、事業所の確保が求められます。

① 相談支援サービスの充実

具体的な事業	a 計画相談支援事業の充実を図ります。			
事業内容	○ 制度等に関する情報提供や研修等の充実により、相談支援専門員の質の向上を図る等事業所の取組みを支援する。			
	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 35 (2023) 年度
研修の実施		継続	継続	・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
障がい福祉サービスの新規の利用者に対して、随時サービス等利用計画の作成		継続	継続	
-		-	児童発達支援センター内に障がい児相談支援事業を開設	

具体的な事業	b 地域移行支援・地域定着支援の充実を図ります。			
事業内容	○ 施設や病院に長期入所等していた障がい者本人の希望に沿った住居の確保や新生活の準備等を行うことにより、地域移行支援を推進する。 ○ 居宅において単身で生活している障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う指定一般相談支援事業者と市ケースワーカー等の連携を図ることにより、地域定着支援を推進する。			
	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 35 (2023) 年度
病院等の退院(所)前のカンファレンス参加等による障がい者本人の希望に沿った地域移行支援の推進		継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
指定一般相談支援事業者と市ケースワーカー等の連携による地域定着支援の推進		継続	継続	

重点施策

② 障がい福祉サービスの拡充・充実支援

具体的な事業	a 自立生活援助及び就労定着支援の利用や市外の事業所との連携により市内に不足している障がい福祉サービスの充実を支援します。			
事業内容	○ 平成30（2018）年度から開始される自立生活援助及び就労定着支援の利用を支援する。 ○ 市内に不足している障がい福祉サービス（共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ））の充実を支援する。 ○ 市内では提供されていない障がい福祉サービス等について、確保に向けた検討を行うとともに、提供している市外の事業者との連携によるサービスを確保する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
自立生活援助・就労定着支援制度の周知		継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
市内事業所等への情報提供等による共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）の整備の促進		継続	継続	
市内では提供されていない障がい福祉サービス等の確保等に向けた検討と、市外の事業所との連携によるサービスの確保		継続	継続	

③ 障がい福祉サービスの質の確保・向上

具体的な事業	a 障がい福祉サービス等事業者連絡会等において、関係機関との情報共有及び情報提供を進めます。			
事業内容	○ 障がい福祉に関わる事業者の情報共有等のため、連絡会（通所支援部会・居宅介護部会・子ども支援部会・相談支援部会・プロジェクトチーム）等の場で障がい福祉に関わる事業者との情報共有及び情報提供を行う。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
障がい福祉サービス等事業者連絡会等における情報共有・情報提供		継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	b 障がい福祉サービス事業者への指導検査を実施するとともに、サービス事業者に対する第三者評価受審費補助を実施します。			
事業内容	○ 障がい福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保、自立支援給付に係る費用等の支給の適正化及び業務管理体制の適正な整備・運用を図るため、定期的に障がい福祉サービス事業者の指導検査を行う。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
障がい福祉サービス事業者の指導検査の実施 （市内2箇所中1箇所）	継続 （市内2箇所中1箇所）		継続 （市内2箇所中1箇所）	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。 必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
サービス事業者に対する第三者評価受審促進のための受審費補助の実施	継続		継続	

具体的な事業	c 近隣自治体との連携による定期的な情報交換及び情報共有を行います。			
事業内容	○ 市内にないサービス及び大きく不足しているサービスを提供する事業所を誘致するため、近隣自治体と定期的な情報交換及び情報共有を行う。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
部長会、課長会、係長会等における近隣自治体との情報交換及び情報共有	継続		継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。 必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

（３）切れ目のない障がい児（者）支援の実施

現状と課題

- 児童発達支援の充実が望まれています。（障がいのある人等調査（18歳未満）では、今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「子どもの発達支援等に関すること（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援・障がい児相談支援）」が62.1%と最も高くなっている。）
- 障がい児それぞれの状況や教育のニーズに対応した指導・支援の実施を進める必要があります。
- 保健、医療、福祉、教育等の連携体制のさらなる充実が必要です。
- 児童発達支援センターの整備に向けて具体的な検討が必要です。

重点施策

① 児童発達支援の充実

具体的な事業	a 児童発達支援センターを設置し、機能を充実させます。			
事業内容	○ 児童発達支援センターを設置し、地域の障がい児及びその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等地域の中核的な療育支援施設としての役割が担えるよう体制を整備する。 ○ （仮称）子育て・教育複合施設（児童発達支援センター・子ども家庭支援センター・教育支援センター）として、「きづく・よりそう・ささえる・つなぐ」の4つの視点が相互に機能するよう連携体制の充実を図る。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
児童発達支援センターにおける療育支援体制の検討	児童発達支援センターにおける療育支援体制の検討・整備	児童発達支援センターを中核とした関係機関の連携による療育支援体制の充実	・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。	
（仮称）子育て・教育複合施設における連携体制の検討	（仮称）子育て・教育複合施設における連携体制の構築	（仮称）子育て・教育複合施設における連携の実施		

具体的な事業	b 重症心身障がい児の日中活動の場の確保等を進め、重症心身障がい児と家族への支援を充実させます。			
事業内容	○ 対象者の状況及びニーズ把握を行い、市内又は近隣自治体においての重症心身障がい児の日中活動の場（サービス利用）の確保を進めていく。 ○ 重症心身障がい児（者）通所支援事業及び重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業 ⁷ の利用を促進する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
対象者の状況及びニーズ把握を行い、市内又は近隣自治体においての重症心身障がい児の日中活動の場（サービス利用）の確保を推進		継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
重症心身障がい児（者）通所支援事業及び重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業の利用促進		継続	継続	

重点施策

② ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施

具体的な事業	a 乳幼児健康診査を実施するとともに健診後のフォロー体制を充実させます。			
事業内容	○ 乳幼児健康診査を実施するとともに健診後のフォロー体制を充実させる。 ○ 児童発達支援センターと関係機関が連携を強化し、一体的に支援を行っていく。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
心理相談の継続的な実施 （年度 24 回以上）		継続 （年度 24 回以上）	継続 （年度 24 回以上）	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
他機関への紹介時の情報提供の実施		継続	継続	
-		-	児童発達支援センターと関係機関との連携強化	

⁷ 医療的ケアを受けている重い障がいのある子ども（成人した方も含む。）を自宅で介護するご家族が、ひとときの休息を取れるよう、訪問看護師がサポートする事業をいう。

具体的な事業	b 保健師等により、障がい児を養育している家庭等への継続的な情報提供、助言指導、訪問、適切なサービスの提供等を行います。				
事業内容	○ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）により、生後4箇月以内の障がい児を養育している家庭等を含む全ての家庭に保健師又は助産師の資格を有する者が訪問する。 ○ 障がい児を養育している家庭等については、保健師等が保護者及び病院、訪問看護ステーション等関係機関と連携し、随時子育て支援に関する情報提供、助言指導、訪問、適切なサービスの提供等を行う。				
平成 30（2018）年度		平成 31（2019）年度		平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
生後4箇月以内の全ての家庭への乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施		継続		継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
障がい児を養育している家庭等への継続的な情報提供、助言指導、訪問、適切なサービスの提供等の実施		継続		継続	

具体的な事業	c 児童発達支援センター及び市の児童発達支援に関わる関係機関（保育園・幼稚園）との連携を強化します。			
事業内容	○ 児童発達支援センター及び市の児童発達支援に関わる部署、学校、保育園、幼稚園、障がい児通所支援事業所等との連携を深めるための施策（会議、研修等）を実施する。			
平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度	
関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の検討	関係機関の連携を図るための会議体の設置	児童発達支援センターと関係機関の連携の強化	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。	

具体的な事業	d 保育所等訪問支援事業の利用を支援します。			
事業内容	○ 保育所等訪問支援事業を実施する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
保育所等訪問支援事業の実施に向けた検討		継続	保育所等訪問支援事業の実施	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	e 児童発達支援センターを設置し、地域療育システムを構築します。			
事業内容	○ 一貫した地域療育システムのあり方検討報告書による地域療育システムのあるべき姿の実現に向け、関係機関との適切な役割分担と連携のもと、児童発達支援センターを中核とした一貫した切れ目のない支援を行うための関係機関相互の情報共有や連携のルールづくり等を行っていく。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
児童発達支援センターにおける療育支援体制の検討		児童発達支援センターにおける療育支援体制の検討・整備	児童発達支援センターを中核とした関係機関の連携による療育支援体制の充実	・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 ・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	f インクルーシブ教育システムに対する児童・生徒、教職員等の意識の醸成を図ります。			
事業内容	○ 特別支援教育において支援が必要な児童・生徒の現状を的確に把握し、それぞれの状況や教育のニーズに応じた指導・支援を行うことにより、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた学習環境の整備を検討する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
発達障がいを含む障がいに対する理解教育の実践的研究		継続	継続	発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
特別支援教室におけるタブレット端末の活用方法の実践的研究		継続	継続	

具体的な事業	g 特別支援教育の体制を充実させます。			
事業内容	○ 特別な支援を必要とする児童・生徒に対して的確に応える指導が提供できる特別支援教育の体制を充実させる。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成35（2023）年度	
市内2校の小学校で知的障がい固定学級を実施し、全校で特別支援教室を実施	継続	継続	就学を通して適性に合った支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。	
市内1校の小学校で自閉症・情緒障がい固定学級の設置	継続	継続		
市内1校の中学校で知的障がい固定学級を実施し、全校で特別支援教室を実施	継続	継続		
中学校で自閉症・情緒障がい固定学級の再開又は新設について検討	継続	継続		

具体的な事業	h 狛江市版サポートブック「レインボーファイル」の活用を図ります。			
事業内容	○ 発達が緩やかであったり、偏りがある子どもの出生から現在までの記録ができる狛江市版サポートブック「レインボーファイル」を作成し、対象者に配布するとともに、関係機関や対象者に周知し支援の充実を進める。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成35（2023）年度	
サポートブック「レインボーファイル」の作成・配布・周知	サポートブック「レインボーファイル」の配布・周知	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。	

③ 放課後等デイサービスの充実

具体的な事業	a 学童クラブ等を利用する障がい児の放課後等支援の場を確保します。			
事業内容	○ 関係部署が協力してニーズの把握をし、学童クラブ等を利用する障がい児の放課後等支援の場の確保を行う。			
平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成35（2023）年度	
学童クラブ及び放課後子ども教室による障がい児受け入れの実施	継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・障がいの有無を問わずに放課後の居場所が確保されている。	
放課後等デイサービスによる障がい児への支援	継続	継続		

具体的な事業	b 児童発達支援センター及び市の児童発達支援に関わる関係機関（障がい児通所支援事業所等）との連携を強化します。			
事業内容	○ 児童発達支援センター及び市の児童発達支援に関わる部署、学校、保育園、幼稚園、障がい児通所支援事業所等の連携を深めるための施策（会議、研修等）を実施する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための施策の検討		継続	情報共有と連携のための会議体の設置	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
			研修等の実施	

重点施策

④ 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築

具体的な事業	a 【一部再掲】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場を設置します。			
事業内容	○ 医療的ケアを必要とする障がい児が切れ目のない適切な支援を受けられるよう関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設ける。			
平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度	
関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置（医療的ケア児）	関係機関の連携を図るための会議体を活用した連携強化（医療的ケア児）	継続	・ 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・ 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・ 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。	
乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等を通じた医療機関や保健所等との連携	継続	継続		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の検討	継続	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		

具体的な事業	b 【再掲】重症心身障がい児の日中活動の場の確保等を進め、重症心身障がい児と家族への支援を充実させます。			
事業内容	○ 対象者の状況及びニーズ把握を行い、市内・近隣においての重症心身障がい児の日中活動の場（サービス利用）の確保を進めていく。 ○ 重症心身障がい児（者）通所支援事業及び重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業の利用を促進する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
対象者の状況及びニーズ把握を行い、市内・近隣においての重症心身障がい児の日中活動の場（サービス利用）の確保を推進		継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。
重症心身障がい児（者）通所支援事業及び重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業の利用促進		継続	継続	・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

基本目標3：自立と社会参加を進めるシステムづくり

(1) 就労に向けた支援の実施

現状と課題

- 就労を希望する人への支援のさらなる充実が必要です。（障がいのある人等調査（18歳以上）では、今後就労（継続を含む。）を希望する人は38.9%となっています。障がいのある人等調査（18歳以上）では、仕事をする（続ける）ために必要なことについて、「障がいにあわせて、さまざまな仕事や働き方が選べること」が29.0%と最も高くなっている。）
- 市内企業、商工会等の障がい者就労に対する理解を促進し、地域での障がい者雇用の活性化を図る必要があります。
- 職場体験に協力してくれる企業の開拓を行い、就労や就労体験の機会を広げていく必要があります。
- 職場定着のために、定期訪問を実施し、職場との連携と障がいへの理解促進を図り、長く働ける環境づくりに努める必要があります。

重点施策

① 公的機関・民間企業における障がい者就労機会の確保

具体的な事業	a 障がい者の新たな就労の場・体験実習の場の確保に努めます。			
事業内容	○ 地域開拓促進コーディネーター⁸による企業等の訪問を推進する。 ○ 企業に障がい者支援施設の製品の受注促進を促す。 ○ 障がい者が働きやすい環境づくりに努めるよう企業に周知する（障害者差別解消法の周知）。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
地域開拓促進コーディネーターによる企業等の訪問		継続	継続	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
障がい者支援施設の製品の受注促進		継続	継続	
セミナー等による企業への情報提供		継続	継続	

⁸ 障がい者の地域移行を促進するために、障がい者の就労をサポートする専門的知識やスキルを持った人のことをいう。

具体的な事業	b 障がい者就労支援センター「サポート」 ⁹ （社会福祉協議会）の機能を強化し、就学後の就労に向けて特別支援学校との連携を強化します。			
事業内容	○ 障がい者就労支援センター「サポート」の周知を図る。 ○ 地域開拓促進コーディネーターを中心とした職場開拓とネットワークづくりを行う。 ○ 就労準備訓練及び企業での職場実習支援及び職場定着を目的とした定期訪問活動を充実させることにより障がい者就労支援センター「サポート」の機能強化を図る。 ○ 特別支援学校の進路指導担当教員との情報交換等を含めた連携会議を実施する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
障がい者就労支援センター「サポート」の周知		継続	継続	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
地域開拓促進コーディネーターの企業訪問等による職場開拓とネットワークづくりの推進		継続	継続	
就労移行支援事業所を活用した就労希望者のレベルアップ及び一般就労へつなげる支援の実施		継続	継続	
「サポート」職員による就労後の職場定着のための職場訪問の実施		継続	継続	
特別支援学校の進路指導担当教員との情報交換等を含めた連携会議の実施		継続	継続	

具体的な事業	c 障がい者の就労を支援する取組み（講演会等）を行います。			
事業内容	○ 成功体験の紹介等障がい者の就労を支援するための講演会等を企画・実施する。 ○ 相談窓口の充実を図り、国及び東京都の優遇措置、障がい者雇用のメリット等の情報提供を行う。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
狛江市障がい者就労支援センター「サポート」等による講演会等の実施		継続	継続	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
障がい者雇用のメリット等の情報提供		継続	継続	

⁹ 障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障がい者の一般就労を促進し、障がい者の自立と社会参加を一層促進することを目的としている。就労支援として「就職を希望する人の就労準備訓練、企業での職場実習支援、職場見学会、障がい者雇用の促進を目的とした講演会、関係機関と連携した職業適性の調査・相談、就職活動支援、職場開拓、職場定着を目的とした定期訪問活動、離職に伴う失業手続、社会保険などの切り替え支援」などを行っている。また、安心して働き続けるために必要な生活の相談・支援も行っている。

具体的な事業	d 公的機関等における職場体験・雇用等を促進します。			
事業内容	○ 市役所の障がい者雇用の拡充を図る。 ○ 公的機関において職場体験の受け入れを促進する。 ○ 就労継続支援（B型）事業所において実施する小型家電リサイクル事業を支援する。 ○ 市役所での精神障がい者の雇用に向けた調査・研究・検討を行う。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
市職員の障がい者法定雇用率の遵守	継続	継続	継続	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
就労継続支援（B型）事業所の小型家電リサイクル事業実施の支援	継続	継続	継続	
公的機関での障がい者雇用及び職場体験、特別支援学校の生徒によるインターンシップ等の促進	継続	継続	継続	
精神障がい者の雇用に向けた調査・研究・検討	継続	継続	継続	

② 福祉的就労の機会の確保

具体的な事業	a 仕事、作業等を通じて、生産活動等の知識・スキルを向上させる場を確保します。			
事業内容	○ 市内事業所に粕江市障がい者日中活動系サービス推進事業補助を行い、事業所の運営を支援する。 ○ あいとぴあ「ふれあいサロン夢ー」に場所を提供し、かつ、補助金を交付することにより、運営を支援し、働く場及び実習の場を確保する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
市内事業所への粕江市障がい者日中活動系サービス推進事業補助の実施	継続	継続	継続	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
ふれあいサロン夢ーへの運営費補助の実施	ふれあいサロン夢ーへの運営費補助の見直し	-	-	

具体的な事業	b 障がい者支援施設の受注を促進します。			
事業内容	○ 障害者優先調達推進法 ¹⁰ に基づき、障がい者支援施設の受注を促進する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
市の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障がい者支援施設の受注促進のための取組みを検討・実施	継続	継続	継続	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。

¹⁰ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）のことをいう。

(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消

現状と課題

- 住民一人ひとりが福祉に対する理解を進める（子どものころからの地域・学校での福祉教育等）必要があります。（障がいのある人等調査（18歳以上）では、ノーマライゼーションの考え方が地域に浸透していると思う割合は43.3%。障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがある割合は、障がいのある人等調査（18歳以上）で28.5%、障がいのある人等調査（18歳未満）で49.4%）
- 障害者差別解消法についての理解・普及啓発が十分ではありません。（障害者差別解消法を知らない割合は、障がいのある人等調査（18歳以上）で73.8%、障がいのある人等調査（18歳未満）で57.5%）
- 障がいへの理解・促進のために、広報等の充実や障がいのある人もない人も交流できる機会、効果的なイベントを実施する必要があります。

① 障がいへの理解促進と差別解消

具体的な事業	a 障がいに対する正しい理解を推進します。（市民、市職員、教員、学生、企業、医療機関等）			
事業内容	○ 「障がい者週間」にイベントを企画・実施する。 ○ 障がい理解促進に関するパンフレット及び障がい者（児）福祉のしおりを配付する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
「障がい者週間」でのイベントの企画・実施	継続		継続	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
障がい理解促進に関するパンフレットの配布	継続		継続	
障がい者（児）のしおりの配付による制度等の周知	継続		継続	

具体的な事業	b 小・中学校における福祉教育の一環として、総合的な学習の時間等に福祉教育を実施するとともに、保育園で福祉絵本「あいとぴあ」を活用した福祉教育を実施します。			
事業内容	○ 児童・生徒の障がい者への理解促進を目的として、小・中学校で福祉教育を実施する。 ○ 保育園で福祉絵本「あいとぴあ」を活用した福祉教育を実施する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
小学校で福祉教育の一環として点字や車いす等の体験を実施	継続		継続	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
中学校で福祉教育の一環として講演会や福祉施設での職場体験等の実施	継続		継続	
市内保育園の5歳児（年長児）クラスでの福祉絵本を活用した福祉教育の実施	継続		継続	

具体的な事業	c 障がいを理由とする差別の解消を推進します。			
事業内容	○ 職員対応要領に基づき、市の相談体制の整備を進める。 ○ 障害者差別解消法に基づき適切な対応ができるよう、市職員を対象とする研修を実施する。 ○ 障害者差別解消法等について、企業、当事者を含めた全ての市民に周知する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
障害者差別解消法に関する相談窓口の設置運用と相談状況の公表		継続	継続	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
庁内研修の実施		継続	継続	
冊子等の配布による周知		継続	継続	
当事者、家族等を対象とした障害者差別解消法に関する普及啓発の取組み（理解を深めるための研修会等）の検討		当事者、家族等を対象とした障害者差別解消法に関する普及啓発の取組み（理解を深めるための研修会等）の実施	継続	

具体的な事業	d 障がいのある人もない人も交流できる機会を創出します。（障がい者支援施設の地域交流の推進）			
事業内容	○ 「障がい者週間」にイベント、作品展示、物品販売等を企画・実施し、交流機会を創出する。 ○ 市民、障がい福祉サービス事業所並びに児童及び生徒に夏体験ボランティア・ボランティアのつといを周知する。 ○ フリースペースを確保し、高齢者や障がい者や子どもが活動できる場として元気高齢者がその運営に携わり、居場所を確保することで、支え合いによる世代間交流を促す。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
「障がい者週間」にイベント、作品展示、物品販売等を企画・実施		継続	継続	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
公共施設における障がい者スポーツ用具の貸出しの検討		継続	継続	
市内の福祉作業所等で作られた商品及び障がい福祉サービス事業所のイベントの情報提供		継続	継続	
市民、障がい福祉サービス事業所並びに児童及び生徒に夏体験ボランティア・ボランティアのつといを周知		継続	継続	
こまえくぼ 1234 各種講座や各種団体とのイベント実施等による世代間交流の機会の創出		継続	継続	
世代間交流の場の確保の検討		元気高齢者による世代間交流の場の運営検討	元気高齢者による世代間交流の場の運営	
-		-	世代間交流の促進	

具体的な事業	e バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。			
事業内容	○ ココシルこまへのスマートフォンアプリを活用したバリアフリーなルートの案内を提供する。 ○ 視覚障がい者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を促進する。 ○ 横断歩道に接する歩道と車道との段差解消（ユニバーサルデザインブロック等の採用）を促進する。 ○ 福祉施設、通学路、駅周辺等の横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に視覚障がい者用信号機、ゆとりシグナル等の整備及び見やすい標識等の設置又は改良について警察署への要請を行う。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
ココシルこまへの情報提供		継続	継続	・ 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・ 障がいがあることを理由に差別されことなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
視覚障がい者誘導用ブロックの整備等歩行空間のバリアフリー化の促進 （年度1箇所）		継続 （年度1箇所）	継続 （年度1箇所）	
横断歩道に接する歩道と車道との段差解消（ユニバーサルデザインブロック等の採用）の促進 （年度1箇所）		継続 （年度1箇所）	継続 （年度1箇所）	
福祉施設、通学路、駅周辺等の横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に視覚障がい者用信号機、ゆとりシグナル等の整備及び見やすい標識等の設置や改良の警察署への要請		継続	継続	

具体的な事業	f 障がい者の投票を支援し、社会参加を進めます。			
事業内容	○ 投票支援カード、マニュアル等を活用し、障がいのある方の投票を支援します。 ○ 庁内関係部署が連携し、障害者団体等が行う投票支援の取組みを支援します。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
選挙実施時の投票支援カード等を活用した投票支援		継続	継続	障がいがあることを理由に差別されことなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
障害者団体等が行う投票支援の取組みへの支援		継続	継続	

② 当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供

具体的な事業	a 【再掲】障がいのある人もない人も交流できる機会を創出します。(障がい者支援施設の地域交流の推進)			
事業内容	○ 「障がい者週間」にイベント、作品展示、物品販売等を企画・実施し、交流機会を創出する。 ○ 市民、障がい福祉サービス事業所並びに児童及び生徒に夏体験ボランティア・ボランティアのつどいを周知する。 ○ フリースペースを確保し、高齢者や障がい者や子どもが活動できる場として元気高齢者がその運営に携わり、居場所を確保することで、支え合いによる世代間交流を促す。			
平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 35 (2023) 年度	
「障がい者週間」にイベント、作品展示、物品販売等を企画・実施	継続	継続	障がいがあることを理由に差別されることがなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。	
公共施設における障がい者スポーツ用具の貸出しの検討	継続	継続		
市内の福祉作業所等で作られた商品及び障がい福祉サービス事業所のイベントの情報提供	継続	継続		
市民、障がい福祉サービス事業所並びに児童及び生徒に夏体験ボランティア・ボランティアのつどいを周知	継続	継続		
こまえくぼ 1234 各種講座や各種団体とのイベント実施等による世代間交流の機会の創出	継続	継続		
世代間交流の場の確保の検討	元気高齢者による世代間交流の場の運営検討	元気高齢者による世代間交流の場の運営		
-	-	世代間交流の促進		

具体的な事業	b 障がい者スポーツの充実を図るとともに、普及啓発を行います。			
事業内容	○ パンフレット作成等により、障がい者スポーツ実施団体及び実施場所の周知を図る。 ○ 東京パラリンピックに向けた障がい者スポーツの周知を図る。 ○ 市内の小・中学校でオリンピック・パラリンピック教育を実施する。 ○ 市内の小・中学校にボッチャ等の道具を配布し、障がい者スポーツの体験による普及啓発を行う。			
平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 35 (2023) 年度	
障がい者スポーツの周知	継続	継続	障がいがあることを理由に差別されることがなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。	
小・中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の実施	継続	継続		
小・中学校における障がい者スポーツの体験	継続	継続		

具体的な事業	○ 障がい児の通学にかかる支援の充実を図ります。		
事業内容	○ 福祉有償運送 ¹¹ を利用して固定学級に通学する際の利用料の一部を補助することにより、固定学級への通学を支援する。 ○ 障がい児の通学にかかる支援の充実を図るため、ファミリー・サポート・センター事業 ¹² のサポート会員の増員を図るべく周知の拡大を図ります。		
	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度
福祉有償運送を利用して固定学級に通学する際の利用料の補助		継続	継続
ファミリー・サポート・センター事業の周知の拡大		継続	継続
			発達段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

¹¹ NPO法人や社会福祉法人などが、障がい者や高齢者など1人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行うドア・ツー・ドアの有償移送サービスをいう。

¹² 小学校に入学後57日から小学校6年生までの小学生がいる子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者（利用会員）として、当該援助を行うことを希望する者（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業をいう。

基本目標4：安心で安全に暮らせるまちづくり

(1) 避難行動要支援者支援体制の充実

現状と課題	
○	日頃から地域での防災・災害対策を進めていく必要があります。(障がいのある人等調査(18歳以上)では、日常生活での悩みや不安として「災害時のこと(備えや避難など)」が41.4%(障がいのある人等調査(18歳以上)の約半数は、緊急時に1人で避難できない。)
○	災害時の避難に支援を要する人(避難行動要支援者)を地域で把握し、いざという時のための避難体制を構築する必要があります。
○	日頃から地域の様々な人を交えた防災・災害対策を進めていく必要があります。(避難所で配慮して欲しいことについて、障がいのある人等調査(18歳以上)では63.4%、障がいのある人等調査(18歳未満)では70.1%とともに、「高齢者、障がい者、乳幼児等、体調が変化しやすい人への配慮・支援」が最も高くなっている。)
○	地域見守り活動支援対象者名簿の提供に関する協定の拡大に向けて、制度の周知を図る必要があります。

① 福祉避難所の運営体制の整備

具体的な事業	a 福祉避難所の運営体制の整備を進めます。			
事業内容	○ 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに従った訓練を総合防災訓練において実施するとともに、訓練での課題をプランに反映させる。 ○ プランに基づく福祉避難所必要物品について、避難行動要支援者避難支援連絡協議会において備蓄する優先度を協議し、優先度の高い物品から備蓄を行う。			
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成35(2023)年度
プランに基づく訓練の実施		継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
福祉避難所必要物品の検討及び備蓄場所の調整		福祉避難所必要物品の備蓄	継続	

重点施策

② 災害時に関する支援

具体的な事業	a 避難行動要支援者の支援体制の整備を進めます。			
事業内容	○ 避難行動要支援者登録制度の充実を図り、避難行動要支援者名簿登録者の個別計画を策定するとともに、地域見守り活動支援対象者名簿の提供に関する協定の締結先を拡充し、模擬訓練を通じた在宅支援体制のあり方を検討する。			
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成35(2023)年度
プランに基づく個別計画の策定		継続	個別計画の更新	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
地域組織・福祉関係者との協定締結		継続	継続	

具体的な事業	b ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの普及を進めます。			
事業内容	○ 福祉総合窓口において、ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの必要な方に随時配布するとともに、要配慮者のみならず他の市民に対する普及活動を推進する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
ヘルプカード・ヘルプマークの普及		継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
障がい者用災害ベストの周知・配布		継続	継続	

(2) 権利擁護の推進と障がい者虐待の防止

現状と課題	
○	障がい者の介助者が高齢化（障がいのある人等調査（18歳以上）では介助者の55.6%が60歳以上）しているため、成年後見制度等の活用が必要が高まることが考えられるため、より一層の成年後見制度利用支援事業の周知等、権利擁護の推進が必要です。
○	社会貢献型後見人について、周知を図るとともに、後見人となった後のフォローアップにも力を入れる必要があります。

① 権利擁護の推進と障がい者虐待の防止

具体的な事業	a 【再掲】24時間365日包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する電話相談を実施します。			
事業内容	○ 24時間365日包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市役所が閉庁し、かつ、地域包括支援センターが閉所している際に対応する委託による地域包括ケア電話相談を実施する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
電話相談の検討		電話相談の試行実施	電話相談の実施	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	b 成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）を周知し、支援事業の利用の促進を図ります。			
事業内容	○ 成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）について、周知を図る。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
成年後見制度及び利用支援事業の周知		継続	継続	いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。

具体的な事業	c 【再掲】近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続して行い、法人後見等の提供、市民後見人の養成・育成、権利擁護に関する職員研修を行います。			
事業内容	○ 近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続して行い、法人後見等の提供、市民後見人の養成・育成、権利擁護に関する職員研修を行う。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営		継続	継続	- いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。 - 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
多摩南部成年後見センターの専門性を活用した市民後見人の養成の実施 （年度2人以上）		継続 （年度2人以上）	継続 （年度2人以上）	
権利擁護に関する職員研修の実施 （市年度1回以上、センター年度1回以上）		継続 （市年度1回以上、センター年度1回以上）	継続 （市年度1回以上、センター年度1回以上）	

具体的な事業	d 事業所に対する障がい者虐待防止対策を強化します。			
事業内容	○ 障がい福祉サービス事業所に対して、障害者虐待防止法の周知等を行うことにより、虐待を防止する。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
障がい者虐待防止法の周知		継続	継続	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
東京都の障害者虐待防止・権利擁護研修等の受講促進		継続	継続	
指導検査の実施による市内事業所の状況把握、虐待防止の指導		継続	継続	

具体的な事業	e 【再掲】障がい者の投票を支援し、社会参加を進めます。			
事業内容	○ 投票支援カード、マニュアル等を活用し、障がいのある方の投票を支援します。 ○ 庁内関係部署が連携し、障害者団体等が行う投票支援の取組みを支援します。			
	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 35（2023）年度
選挙実施時の投票支援カード等を活用した投票支援		継続	継続	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮が提供されることにより、社会に参加することができる。
障害者団体等が行う投票支援の取組みへの支援		継続	継続	

第4章 障がい福祉・障がい児福祉サービス等の見込み

第1節 障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保に係る目標

本計画の基本理念、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえ、障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成28(2016)年度末時点の施設入所者数の9%以上が平成32(2020)年度末までに地域生活へ移行することを目指します。(表4-42)

表4-42 地域生活移行者数

項目	数値
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	50人
【目標値】地域生活移行者数	5人(10.0%)

(2) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

施設入所者数を平成28(2016)年度末時点から平成32(2020)年度末までに2%以上削減することを目指します。(表4-43)

表4-43 施設入所者数削減見込み

項目	数値
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	50人
平成32(2020)年度末時点の施設入所者数 ¹³	49人
【目標値】施設入所者数削減見込み	△1人(△2.0%)

¹³ 平成32(2020)年度末時点の施設入所者数については、地域生活移行者数(表4-42)5人と新規施設入所見込者数4人を相殺した数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場

平成 32（2020）年度末までに、狛江市において、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けることを目指します。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。（表 4-44）

表 4-44 保健、医療、福祉関係者による協議の場

項目	数値
平成 29(2017)年度末における保健、医療、福祉関係者による協議の場	なし
【目標値】平成 32(2020)年度末における保健、医療、福祉関係者による協議の場	あり

(2) 1 年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数

国の基本指針では、精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）、精神病床における早期退院率（入院後 3 箇月・6 箇月・1 年時点の退院率）の減少に関する目標を都道府県が設定することになっています。地域生活への移行の実績（平成 28（2016）年度で 3 人）や自立生活援助サービスの創設等による地域生活への移行のさらなる推進を踏まえ、地域生活への移行に関する市の目標値を東京都が算出した数値¹⁴を参考に 14 人と設定しました。（表 4-45、表 4-46）

表 4-45 1 年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数

項目	数値
【目標値】平成 32(2020)年度末時点の精神障がい者の地域生活への移行	14 人

表 4-46 1 年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数の年度別見込量

年度	平成 30(2018)	平成 31(2019)	平成 32(2020)
各年度の地域移行者数	4 人	5 人	5 人
累計	4 人	9 人	14 人

¹⁴ 東京都から平成 29（2017）年 12 月に通知された、「平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」によれば、現状の年齢別・性別の長期入院者の数や人口の推移、退院の見込みや支援施策の進展等を踏まえ、地域移行する者の数を算出しており、平成 32（2020）年度末までに都内全体で 2,544 人の長期入院患者が地域生活へ移行するものとしている。この長期入院患者の地域生活への移行数に入院患者の市町村別割合を乗じて、市の目標値を 14 人とした。

(3) 地域移行に伴う関係サービスの見込量

地域生活への移行の推進を図るため、(1)保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用しつつ、実態把握を進めるとともに、地域移行に必要な関係するサービスを確保していきます。(表4-47)

表4-47 地域移行に伴う関係サービスの見込量¹⁵

	年度	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
居宅介護	実利用者数(人/年)	1	3	5
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人/年)	1	1	2
グループホーム	実利用者数(人/年)	2	5	7
就労継続支援B型	実利用者数(人/年)	1	3	4
地域定着支援	実利用者数(人/年)	1	3	5
自立生活援助	実利用者数(人/年)	2	4	7

3 地域生活支援拠点等の整備

平成 32(2020)年度末までに、粕江市内に地域生活支援拠点を1箇所整備することを目指します。(表4-48)

表4-48 地域生活支援拠点等の設置箇所数

項目	数値
平成 29(2017)年度末時点の拠点数	0箇所
【目標値】平成 32(2020)年度末時点の拠点数	1箇所

¹⁵ 平成 26(2014)年 10 月から平成 29(2017)年 10 月までに、地域移行に伴う関係サービス(自立生活援助を除く)ごとに当該サービスを利用した方の利用実績から、地域生活へ移行した方の障がい福祉サービスごとの利用率を算出し、各年度の移行者数に乗じて得た数値を年度ごとの関係サービスの見込量とした。また、自立生活援助は平成 30(2018)年度からの新しいサービスであり、地域生活への移行者数をもとに見込量を算出した。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労する者の数

平成 32（2020）年度の一般就労への移行実績を平成 28（2016）年度の 150%以上とすることを目指します。（表 4-49）

表 4-49 一般就労への移行者数

項目	数値
平成 28(2016)年度中の一般就労への移行者数	1 人
【目標値】平成 32(2020)年度中の一般就労への移行者数	3 人(300%)

(2) 就労移行支援事業を利用する者の数

平成 32（2020）年度末までに、就労移行支援事業の利用者数を平成 28（2016）年度の数
の 20%以上増加することを目指します。（表 4-50）

表 4-50 就労移行支援事業利用者数

項目	数値
平成 28(2016)年度末の就労移行支援事業利用者数	17 人
【目標値】平成 32(2020)年度末の就労移行支援事業利用者数	21 人(123.5%)

(3) 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

平成 30（2018）年度からの新サービスである就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を各年度 80%とすることを目指します。（表 4-51）

表 4-51 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

項目	数値
【目標値】各年度末現在の就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80.0%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置数

平成 31（2019）年度末までに、狛江市内に児童発達支援センターを1箇所設置することを目指します。（表4-52）

表4-52 児童発達支援センターの設置数

項目	数値
平成 28(2016)年度末時点の設置箇所数	0箇所
【目標値】平成 31(2019)年度末時点の設置箇所数	1箇所

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制

平成 32（2020）年度末までに、狛江市において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数

平成 32（2020）年度末に、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を狛江市内に1箇所以上確保（維持）することを目指します。（表4-53）

表4-53 重症心身障がい児を支援する事業所の数

項目	数値
平成 29(2017)年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1箇所
【目標値】平成 32(2020)年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1箇所

(4) 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

平成30(2018)年度末までに、狛江市において、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。
(表4-54)

表4-54 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

項目	数値
平成29(2017)年度末における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	なし
【目標】平成30(2018)年度末における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	あり

第2節 障がい福祉サービス等の見込量

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の5つのサービスがあります。

(1) 居宅介護

ホームヘルパーによる身体介護、家事援助等を行います。第5期障がい福祉計画の計画値は、利用ニーズ及び実績の推移を考慮して、利用者数を見込んでいます。(表4-55)

表4-55 居宅介護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
居宅介護	延利用量 (時間/年)	19,924	19,346	19,539	19,743	19,931	20,130
	平均利用量 (時間/月)	1,660	1,612	1,628	1,644	1,660	1,677
	実利用者数 (人/年)	131	152	154	155	156	158
	平均利用者数 (人/月)	100	112	113	114	115	116

※平成 29(2017)年度は見込み

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の行動障がいがあり、常時介護を必要とする人に身体介護及び家事援助に加え、外出時の移動の支援、見守り、コミュニケーション支援等を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績を踏まえ、必要なサービス量を見込んでいます。(表4-56)

表4-56 重度訪問介護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
重度訪問介護	延利用量 (時間/年)	11,789	17,853	18,032	18,211	18,393	18,577
	平均利用量 (時間/月)	982	1,488	1,503	1,518	1,533	1,548
	実利用者数 (人/年)	7	10	10	10	10	10
	平均利用者数 (人/月)	5	6	6	6	6	6

※平成 29(2017)年度は見込み

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な障がい者(児)に外出時の移動に必要な情報の提供及び移動の援護を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、実利用者数は横ばいで、1人当たりの利用量が増加するものとして見込んでいます。(表4-57)

表4-57 同行援護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
同行援護	延利用量 (時間/年)	2,325	2,948	2,992	3,037	3,083	3,129
	平均利用量 (時間/月)	194	246	250	253	257	261
	実利用者数 (人/年)	18	19	19	20	20	20
	平均利用者数 (人/月)	14	15	15	16	16	16

※平成 29(2017)年度は見込み

(4) 行動援護

行動が著しく困難な常時介護を必要とする知的・精神障がい者（児）が外出する際に必要な援助を行います。

市内にサービス提供事業所がなく、実績もないことから、第5期障がい福祉計画の計画値を見込んでいません。ただし、計画期間中に利用したい要望があった場合は、できる限りそのニーズに対応できる体制を整えていきます。（表4-58）

表4-58 行動援護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
行動援護	延利用量 (時間/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※平成 29(2017)年度は見込み

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要が特に高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。市内にサービス提供事業所がなく、現在実績はありません。また、サービス利用の条件に該当する人もいないことから、第5期障がい福祉計画の計画値を見込んでいません。ただし、計画期間中に利用したい要望があった場合は、できる限りそのニーズに対応できる体制を整えていきます。（表4-59）

表4-59 重度障害者等包括支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
重度障害者等 包括支援	延利用量 (時間/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※平成 29(2017)年度は見込み

【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

今後、高齢者への訪問系サービスを実施している事業所等への障がい分野への参入促進を図りながら、必要な見込み量の確保に努めることとします。

また、障がいの特性を十分に理解し、対応できる従事者の養成や確保もあわせて重要であることから、東京都や関係機関が実施する人材育成事業やレベルアップ事業等の情報提供を行う等研修に関する情報提供を積極的に行います。さらに、サービス事業所との協議、指導・助言等を行い、サービスの質の向上にも努めていきます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労定着支援・療養介護・短期入所（福祉型）・短期入所（医療型）の10のサービスがあります。

（1）生活介護

常時介護を必要とする人に日中、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績の伸びを見込むとともに、平成29（2017）年度中に市内事業所の定員増が予定されているため、これらを踏まえて必要なサービス量を見込んでいます。（表4-60）

表4-60 生活介護の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成27 （2015）	平成28 （2016）	平成29 （2017）	平成30 （2018）	平成31 （2019）	平成32 （2020）
生活介護	延利用量 （日/年）	29,510	30,854	31,163	33,276	33,595	33,917
	平均利用量 （日/月）	2,459	2,571	2,597	2,705	2,732	2,759
	実利用者数 （人/年）	139	137	138	146	147	148
	平均利用者数 （人/月）	133	135	136	144	145	146

※平成29（2017）年度は見込み

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を一定期間行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は実利用者数が1人増加することを見込んでいます。（表4-61）

表4-61 自立訓練（機能訓練）の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
自立訓練 (機能訓練)	延利用量 (日/年)	250	369	369	492	492	492
	平均利用量 (日/月)	21	31	31	41	41	41
	実利用者数 (人/年)	3	3	3	4	4	4
	平均利用者数 (人/月)	2	2	2	3	3	3

※平成 29(2017)年度は見込み

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的・精神障がい者が地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を一定期間行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、平成 29(2017)年度に新たな事業所が開設したため、平成 30(2018)年度以降、実利用者数が15人程度増加すると見込んでいます。（表4-62）

表4-62 自立訓練（生活訓練）の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
自立訓練 (生活訓練)	延利用量 (日/年)	1,111	935	1,523	1,678	1,865	1,958
	平均利用量 (日/月)	93	72	122	135	150	157
	実利用者数 (人/年)	19	15	28	28	31	32
	平均利用者数 (人/月)	10	9	16	16	18	19

※平成 29(2017)年度は見込み

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績の伸びを見込むとともに、地域生活支援拠点の整備に伴う新たな事業所の開設も考慮して、平成32(2020)年度の利用者の増加を見込んでいます。(表4-63)

表4-63 就労移行支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)
就労移行支援	延利用量 (日/年)	2,460	3,052	3,083	3,113	3,144	3,908
	平均利用量 (日/月)	205	252	255	257	260	323
	実利用者数 (人/年)	31	33	33	34	34	42
	平均利用者数 (人/月)	15	18	18	18	19	23

※平成29(2017)年度は見込み

(5) 就労継続支援(A型)

一般企業での雇用が困難な人に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績の伸びを見込んでいます。(表4-64)

表4-64 就労継続支援(A型)の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)
就労継続支援 (A型)	延利用量 (日/年)	1,182	2,254	2,277	2,299	2,322	2,346
	平均利用量 (日/月)	99	188	190	192	194	196
	実利用者数 (人/年)	8	11	11	11	11	11
	平均利用者数 (人/月)	5	10	10	10	10	10

※平成29(2017)年度は見込み

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績の伸びを見込むとともに、地域生活支援拠点の整備に伴う新たな事業所の開設も考慮して、平成 32（2020）年度の利用者の増加を見込んでいます。（表4-65）

表4-65 就労継続支援（B型）の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 （2015）	平成 28 （2016）	平成 29 （2017）	平成 30 （2018）	平成 31 （2019）	平成 32 （2020）
就労継続支援 （B型）	延利用量 （日/年）	21,408	22,859	23,088	23,473	23,862	26,109
	平均利用量 （日/月）	1,784	1,905	1,924	1,956	1,989	2,176
	実利用者数 （人/年）	154	148	150	154	156	170
	平均利用者数 （人/月）	134	131	150	135	136	147

※平成 29（2017）年度は見込み

(7) 就労定着支援

就労支援等のサービスを受けていた障がい者等に、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を行います。

平成 30（2018）年度からの新しいサービスであり、第5期障がい福祉計画の計画値は、月2回の利用で年度ごとに1人ずつ増加すると見込んでいます。（表4-66）

表4-66 就労定着支援の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 （2015）	平成 28 （2016）	平成 29 （2017）	平成 30 （2018）	平成 31 （2019）	平成 32 （2020）
就労定着支援	延利用量 （日/年）	—	—	—	24	48	72
	平均利用量 （日/月）	—	—	—	2	4	6
	実利用者数 （人/年）	—	—	—	1	2	3
	平均利用者数 （人/月）	—	—	—	1	2	3

※平成 29（2017）年度は見込み

(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助等を行います。

利用者数が今後増加することは見込みにくいことから、第5期障がい福祉計画の計画値は現在の利用者分を見込んでいます。(表4-67)

表4-67 療養介護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
療養介護	実利用者数 (人/年)	7	7	7	7	7	7
	平均利用者数 (人/月)	6	7	7	7	7	7

※平成 29(2017)年度は見込み

(9) 短期入所(福祉型)

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、福祉施設での宿泊を伴った預かりを行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績の伸びを見込むとともに、地域生活支援拠点の整備に伴う新たな事業所の開設も考慮して、平成 32(2020)年度の利用者の増加を見込んでいます。(表4-68)

表4-68 短期入所(福祉型)の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
短期入所 (福祉型)	延利用量 (日/年)	2,705	2,879	2,908	2,937	2,966	3,206
	平均利用量 (日/月)	225	240	242	245	247	267
	実利用者数 (人/年)	74	69	70	70	71	77
	平均利用者数 (人/月)	45	48	48	49	49	53

※平成 29(2017)年度は見込み

(10) 短期入所（医療型）

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、病院での宿泊を伴った預かりを行います。

市内に事業所がなく、現在は他区市に所在する事業所の利用のみとなっています。第5期障がい福祉計画の計画値は、他区市に所在する事業所等と連携を図りつつ、サービス提供を行うために必要なサービス量を見込んでいます。（表4-69）

表4-69 短期入所（医療型）の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
短期入所 （医療型）	延利用量 （日/年）	103	99	100	101	102	103
	平均利用量 （日/月）	9	8	8	8	8	8
	実利用者数 （人/年）	5	5	5	5	5	5
	平均利用者数 （人/月）	2	2	2	2	2	2

※平成 29(2017)年度は見込み

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

今後、利用量の増加が見込まれる生活介護・就労移行支援・就労継続支援（B型）・短期入所のサービス提供基盤については、市内の事業所との調整はもとより、近隣自治体との連携も図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。

また、他のサービスに関しては、地域生活への移行に伴い利用ニーズの発生が予想されることから、関係機関やサービス事業所と連携して、動向の把握や必要量の確保を図ります。

3 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援の3つのサービスがあります。

（１）自立生活援助

障害者支援施設、グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言等を行います。

平成 30（2018）年度からの新しいサービスであり、第5期障がい福祉計画の計画値は、地域移行支援の対象者及び通過型グループホーム¹⁶の退去者のニーズを考慮して、利用者数を見込んでいます。（表4-70）

表 4-70 自立生活援助の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 （2015）	平成 28 （2016）	平成 29 （2017）	平成 30 （2018）	平成 31 （2019）	平成 32 （2020）
自立生活援助	実利用者数 （人/年）	—	—	—	13	27	31
	平均利用者数 （人/月）	—	—	—	13	27	31

（２）共同生活援助（グループホーム）

夜間又は休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績の伸びを見込むとともに、地域生活支援拠点の整備に伴い、平成 32（2020）年度の利用者の増加を見込んでいます。（表4-71）

表 4-71 共同生活援助（グループホーム）の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 （2015）	平成 28 （2016）	平成 29 （2017）	平成 30 （2018）	平成 31 （2019）	平成 32 （2020）
共同生活援助 （グループホーム）	実利用者数 （人/年）	54	54	55	55	56	67
	平均利用者数 （人/月）	48	49	49	50	50	61

※平成 29(2017)年度は見込み

¹⁶ 東京都福祉保健局長の指定を受け、入居者に概ね3年間で単身生活へ移行できるよう必要な支援を行うグループホームをいう。

(3) 施設入所支援

夜間に介護が必要な人及び自立訓練又は就労移行支援を利用しつつも通所が困難な人に対して、居住の場を提供するとともに、安心した日常生活が営めるよう支援を行います。

第1節1(2)の施設入所者の地域生活への移行に関する目標を踏まえて、利用者が減少すると見込んでいます。(表4-72)

表4-72 施設入所支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
施設入所支援	実利用者数 (人/年)	50	52	50	49	49	49
	平均利用者数 (人/月)	47	49	50	49	49	49

※平成 29(2017)年度は見込み

【居住系サービスの見込量確保のための方策】

引き続きニーズの見込まれるグループホーム(共同生活援助)については、地域生活支援拠点での整備を進めるとともに、市内事業所に情報提供等を行い、整備を促します。市内はもとより市外の事業者との連携を図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。

自立生活援助は、平成 30(2018)年度からの新しいサービスであり、市内法人等と連携してニーズの把握と必要量の確保を図ります。施設入所支援については、第1節1(2)の施設入所者の地域生活への移行に関する目標を踏まえて、利用者のニーズの把握等を行い、地域移行のための取組みを進めていきます。

4 相談支援

相談支援には計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の3つのサービスがあります。

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する全ての人を対象にサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、利用者数の増加を見込んでいます。(表4-73)

表4-73 計画相談支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	291	329	415	423	432	440
	平均利用者数 (人/月)	67	73	91	93	95	97

※平成 29(2017)年度は見込み

(2) 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人又は入院している精神障がいのある人に地域生活に移行するための相談、住居の確保、サービス事業所への同行支援等を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第1節1(1)施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数及び第1節2(2)1年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数を踏まえた地域移行を推進するため、利用者が増加すると見込んでいます。(表4-74)

表4-74 地域移行支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
地域移行支援	実利用者数 (人/年)	3	8	8	10	10	10
	平均利用者数 (人/月)	2	3	3	5	5	6

※平成 29(2017)年度は見込み

(3) 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人等の障がいの特性から生じる緊急の事態等に常時、相談及び対応を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、成果目標に沿って地域移行を推進するため、利用者が増加すると見込んでいます。(表4-75)

表 4-75 地域定着支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
地域定着支援	実利用者数 (人/年)	10	23	23	31	39	47
	平均利用者数 (人/月)	8	16	16	31	39	47

※平成 29(2017)年度は見込み

【相談支援の見込量確保のための方策】

計画相談支援については、第4期障害福祉計画ではサービス等利用計画作成に関する経過措置が平成 27(2015)年3月末に終了したことに伴い、見込み量の確保のための取組みを行い、利用者が大幅に増加しました。今後は、新規のサービス利用者に合わせて必要量を確保していくとともに、事業者と連携してサービスの質の向上に努めていきます。

地域移行支援及び地域定着支援については、地域生活への移行に伴い利用ニーズの増加が予想されることから、市内法人等と連携してニーズの把握と必要量の確保を図ります。

第3節 地域生活支援事業の見込み

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人もない人も参加でき、障がい者と一緒に触れ合うことができるイベントを障がい者週間等を開催し、市民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の場を提供します。(表4-76)

表4-76 理解促進研修・啓発事業の見込み

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
理解促進研修・ 啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成 29(2017)年度は見込み

(2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立生活をするうえで必要となる心構えや生活技術(ヘルパーとの対人関係の作り方、住宅の探し方、生活管理、金銭管理等)、社会資源の使い方等について、実際に自立生活を送っている障がい者から学ぶ自立生活プログラムを実施します。

また、対人関係学習会、障がい者料理教室、障がい者社会復帰ミーティング等社会生活を行ううえで必要な対人関係及び生活技術の向上を目的とした自立生活向上プログラムを障がい当事者、家族及び支援者を対象に実施します。(表4-77)

表4-77 自発的活動支援事業の見込み

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
自発的活動 支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成 29(2017)年度は見込み

(3) 相談支援事業

精神障がい当事者、家族、支援者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

第5期障がい福祉計画も「地域生活支援センターリヒト」で相談支援事業を実施します。(表4-78)

表4-78 相談支援事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1

※平成 29(2017)年度は見込み

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的・精神障がい者を対象に成年後見制度の申立てに要する費用及び後見人等の報酬の一部を助成します。

第5期障がい福祉計画の計画値は、障がい者の介助者が高齢化しているため、利用者が増加すると見込んでいます。(表4-79)

表4-79 成年後見制度利用支援事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	1	1	1	3	3	3

※平成 29(2017)年度は見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制、専門職による支援体制の構築等を行います。(表4-80)

表4-80 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成 29(2017)年度は見込み

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある人に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の社会活動への参加又は自立を支援します。第5期障がい福祉計画の計画値は、平成29(2017)年度の実績のまま継続すると見込んでいます。

また、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動等日常会話程度の手話表現技術等を習得する手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。手話通訳者については、初級・中級・上級・養成の4コースで研修を行います。(表4-81)

表4-81 意思疎通支援事業の見込量

		計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
		年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業		派遣回数 (回)	497	352	425	425	425	425
手話通訳 者設置事 業	手話	設置人数 (人)	20	24	28	28	28	28
	要約 筆記	設置人数 (人)	26	21	21	21	21	21

※平成29(2017)年度は見込み

(7) 日常生活用具給付等事業

第5期障がい福祉計画の計画値は、排泄管理支援用具を除き、毎年必ず申請があるものではないため、第4期障害福祉計画の実績のまま継続すると見込んでいます。なお、排泄管理支援用具についても、過去の実績より増え続けてはいないため、第4期障害福祉計画の実績の平均値を計画値としています。(表4-83)

表4-82 日常生活用具の種類

日常生活用具介護・訓練 支援用具	特殊寝台や特殊マット等障がいのある人の身体介護を支援する用具や訓練に 用いるいす等のことです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等障がいのある人の入浴、食 事、移動等の自立生活を支援する用具のことです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等障がいのある人の在宅療養等 を支援する用具のことです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支 援する用具のことです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品のことです。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅 改修を伴うもののことです。

表4-83 日常生活用具給付等事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
日常生活用具 介護・訓練支援 用具	延給付件数 (件)	4	6	5	5	5	5
自立生活支援用 具	延給付件数 (件)	7	6	6	7	7	7
在宅療養等支援 用具	延給付件数 (件)	10	5	8	8	8	8
情報・意思疎通支 援用具	延給付件数 (件)	11	12	12	12	12	12
排泄管理支援用 具	延給付件数 (件)	151	155	153	153	153	153
居宅生活動作補 助用具(住宅改修 費)	延給付件数 (件)	3	2	3	4	4	4

※平成 29(2017)年度は見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、平成 28（2016）年度の実績をもとに、年間 10 人の養成研修修了者を見込んでいます。（表4-84）

表4-84 手話奉仕員養成研修事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数 (人)	10	10	10	10	10	10

※平成 29(2017)年度は見込み

(9) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人等の社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

移動支援事業は、平成 27（2015）年度まで利用量等に大幅な増加がありましたが、平成 28（2016）年度はやや減少しています。そのため、第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画実績の平均値としています。（表4-85）

表 4-85 移動支援事業の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
移動支援事業	延利用量 (児間/年)	13,501	12,957	12,957	13,300	13,300	13,300
	平均利用量 (時間/月)	1,125	1,080	1,080	1,103	1,103	1,103
	実利用者数 (人/年)	139	138	138	139	139	139
	平均利用者数 (人/月)	101	97	97	99	99	99

※平成 29(2017)年度は見込み

(10) 地域活動支援センター事業

通所による創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等に関する事業を実施し、障がいのある人等の地域生活を支援します。

第5期障がい福祉計画の計画値について、実施箇所数に変更はありません。実利用者数は2箇所の施設の定員の合計である 105 人としています。（表4-86）

表 4-86 地域活動支援センター事業の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
地域活動支援センター事業	実施箇所数 (箇所)	2	2	2	2	2	2
	実利用者数 (人/年)	93	100	99	105	105	105

※平成 29(2017)年度は見込み

2 任意事業

市町村選択事業として、以下の事業を継続的に実施します。

更生訓練費給付事業は、平成 27（2015）年度に利用者数が増加しましたが、第5期障がい福祉計画の計画値は、過去の実績を参照し、2人と見込んでいます。

日中一時支援事業は、平成 27（2015）年度まで利用者数に大幅な増加がありましたが、平成 28（2016）年度はやや減少しています。そのため、第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画実績の平均値としています。

自動車改造助成事業は、第4期の実績は0人ですが、今後、利用者や介護者の高齢化に伴い、増加する可能性があるため、第5期の計画値は1人としています。

その他の事業は、第5期障がい福祉計画の計画値は、平成 28（2016）年度の実績のまま継続すると見込んでいます。（表4-88）

表4-87 任意事業の種類

更生訓練費給付事業	就労支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人に社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
家族介護用品給付等事業	日常生活において常時介護を必要とする重度心身障がい者（児）の同居親族に、おむつ及びおむつ以外の介護用品を支給します。
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
自動車運転教習料助成事業	障がいのある人の就労、行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等（あいとぴあプール）	障がい者（児）の体力増強や交流、日中活動の場の提供を目的に、あいとぴあプールで水泳教室等を開催します。
奉仕員養成研修（要約筆記）	意思疎通支援事業（通訳者派遣事業等）を円滑に実施するため、要約筆記奉仕員の養成を目的とした講習会を開催します。また、養成講習会修了後の奉仕員の技術の向上を目的とした研修会も開催します。
障害者虐待防止対策支援（保護室確保）	養護者による虐待を受けた障がい者を一時的に保護するために必要な居室を障がい者支援施設との委託契約により確保します。

表4-88 任意事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
更生訓練費給付事業	実利用者数 (人/年)	9	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	36	34	34	35	35	35
家族介護用品給付等事業	実利用者数 (人/年)	10	9	10	10	10	10
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	0	0	1	1	1	1
自動車運転教習料助成事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
自動車改造助成事業	実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室開催等(あいとぴあプール)	登録者数 (人)	500	476	470	470	470	470
奉仕員養成研修(要約筆記)	実施回数 (回/年)	18	18	18	18	18	18
障害者虐待防止対策支援(保護室確保)	確保数 (室)	1	1	1	1	1	1

※平成 29(2017)年度は見込み

第4節 障がい児福祉サービス等の見込量

1 障がい児通所支援等

障がい児通所支援等には、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の5つのサービスがあります。

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績の伸びが継続すると見込んでいます。(表4-89)

表4-89 児童発達支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
児童発達支援	延利用量 (日/年)	4,052	6,299	6,614	6,945	7,292	7,656
	平均利用量 (日/月)	338	525	551	579	608	638
	実利用者数 (人/年)	100	139	146	153	161	169
	平均利用者数 (人/月)	71	89	93	98	103	108

※平成 29(2017)年度は見込み

(2) 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校休業日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績の伸びが見込んでいます。(表4-90)

表4-90 放課後等デイサービスの見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
放課後等 デイサービス	延利用量 (日/年)	8,210	9,872	10,859	11,619	12,433	13,303
	平均利用量 (日/月)	684	823	905	969	1,036	1,109
	実利用者数 (人/年)	76	88	97	104	111	119
	平均利用者数 (人/月)	62	76	84	89	96	102

※平成 29(2017)年度は見込み

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、児童発達支援センターが開設するため、平成 32(2020)年度に利用者の増加を見込んでいます。(表4-91)

表4-91 保育所等訪問支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
保育所等 訪問支援	延利用量 (日/年)	0	0	0	0	0	120
	平均利用量 (日/月)	0	0	0	0	0	10
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	5
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	5

※平成 29(2017)年度は見込み

（４）医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。市内に事業所がなく、現在は他区市に所在する事業所の利用のみとなっています。

第5期障がい福祉計画の計画値は、平成 28（2016）年度の実績のまま継続すると見込んでいます。（表4-92）

表 4-92 医療型児童発達支援の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 （2015）	平成 28 （2016）	平成 29 （2017）	平成 30 （2018）	平成 31 （2019）	平成 32 （2020）
医療型児童 発達支援	延利用量 （日/年）	155	14	155	155	155	155
	平均利用量 （日/月）	13	1	13	13	13	13
	実利用者数 （人/年）	1	1	1	1	1	1
	平均利用者数 （人/月）	1	1	1	1	1	1

※平成 29（2017）年度は見込み

（５）居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

平成 30（2018）年度からの新しいサービスであり、第5期障がい福祉計画の計画値は、実利用者1人を見込みます。（表4-93）

表 4-93 居宅訪問型児童発達支援の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 （2015）	平成 28 （2016）	平成 29 （2017）	平成 30 （2018）	平成 31 （2019）	平成 32 （2020）
居宅訪問型 児童発達支援	延利用量 （日/年）	—	—	—	1	1	1
	平均利用量 （日/月）	—	—	—	4	8	8
	実利用者数 （人/年）	—	—	—	1	1	1
	平均利用者数 （人/月）	—	—	—	1	1	1

※平成 29（2017）年度は見込み

2 障がい児入所支援

障がい児入所支援には、福祉型障がい児入所施設と医療型障がい児入所施設の2つのサービスがあります。

(1) 福祉型障がい児入所施設

障がい児入所施設に入所等をする障がい児に保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、平成28(2016)年度の実績のまま継続すると見込んでいます。(表4-94)

表4-94 福祉型障がい児入所施設の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)
福祉型障がい児 入所施設	実利用者数 (人/年)	6	4	3	3	3	3
	平均利用者数 (人/月)	6	4	3	3	3	3

※平成29(2017)年度は見込み

(2) 医療型障がい児入所施設

障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績のまま継続すると見込んでいます。(表4-95)

表4-95 医療型障がい児入所施設の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)
医療型障がい児 入所施設	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

※平成29(2017)年度は見込み

3 障がい児相談支援

障がい児通所支援等を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、障がい児通所支援等の開始後、一定期間ごとにモニタリングを行います。

第5期障がい福祉計画の計画値は、第4期障害福祉計画の実績の伸びが継続すると見込んでいます。（表4-96）

表4-96 障がい児相談支援の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 （2015）	平成 28 （2016）	平成 29 （2017）	平成 30 （2018）	平成 31 （2019）	平成 32 （2020）
障がい児 相談支援	実利用者数 （人/年）	80	108	108	149	164	134
	平均利用者数 （人/月）	18	26	26	36	39	44

※平成 29（2017）年度は見込み

4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを平成 32（2020）年度に配置します。（表4-97）

表4-97 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込量

	計画期間	実績（第4期）			計画値（第5期）		
	年度	平成 27 （2015）	平成 28 （2016）	平成 29 （2017）	平成 30 （2018）	平成 31 （2019）	平成 32 （2020）
コーディネーター	配置人数 （人）	0	0	0	0	0	1

※平成 29（2017）年度は見込み

【障がい児福祉サービスの見込量確保のための方策】

第4期障害福祉計画では、特に児童発達支援、放課後等デイサービス及び障がい児相談支援の利用量の大きな増加が見られました。第5期障がい福祉計画でも引き続き、利用が増加していくことが見込まれますので、関係機関や事業所と連携しながらニーズの把握と見込み量の確保を進めていきます。

現在、保健、子育て、教育、福祉等の関係機関が連携して地域で子どもの育ちを支える中核的な機能（機関）として、平成31（2019）年度中の児童発達支援センターの整備を進めています。児童発達支援センターを中核として、関係機関や障がい児福祉サービス事業所との連携を強化し、切れ目のない重層的な支援体制の構築を進めることと合わせて、現状のニーズやサービスの提供基盤等の状況を踏まえて、児童発達支援センターで実施するサービスを検討していきます。

また、居宅訪問型児童発達支援は、平成30（2018）年度からの新しいサービスであり、関係機関と連携してニーズの把握と必要量の確保を図っていきます。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1 狛江市市民福祉推進委員会・障がい小委員会

基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された市民福祉推進委員会及び同条第3項の規定により設置された障がい小委員会において、同条第27条第2項の規定により、計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、計画の進捗状況については、広報こまえ及び市公式ホームページを活用して市民に周知します。

2 狛江市地域自立支援協議会

狛江市地域自立支援協議会は、狛江市が設置したものであり、障がい福祉に関わる様々な分野の関係者が委員となっています。

狛江市地域自立支援協議会では、障がい者が地域の中で安心・安全に生活できるよう、相談支援事業をはじめ、地域の関係機関によるネットワークの構築等を図りながら、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行います。

また、本計画期間の最終年度である平成32（2020）年度には、次期計画である第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について意見具申します。

第2節 計画の評価方法

1 評価の手順

本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するためには、計画期間中、PDCAサイクルにより進行管理を行い、その結果を市民に対して公開することにより、より高い推進力を確保していくことが必要となります。

そこで、本計画においては、以下のサイクル（図4-23）とスケジュール（図4-24）に従って毎年度、計画の進行管理を実施します。

図4-23 PDCAサイクルによる進行管理

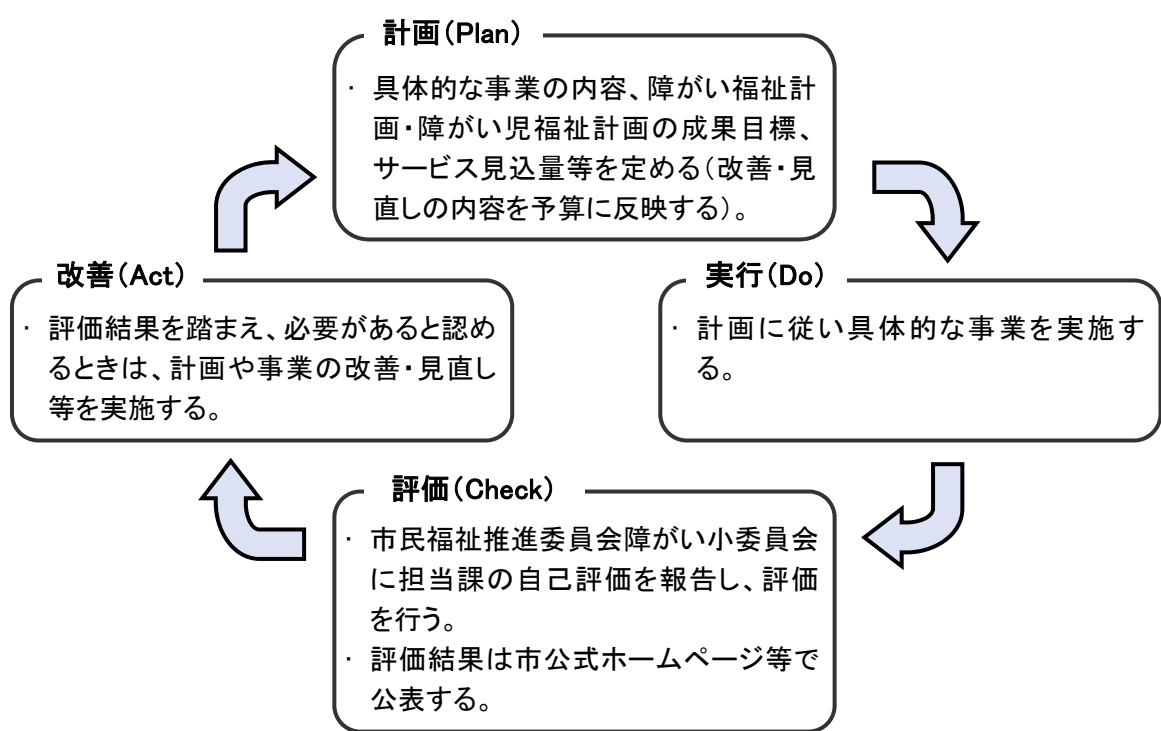
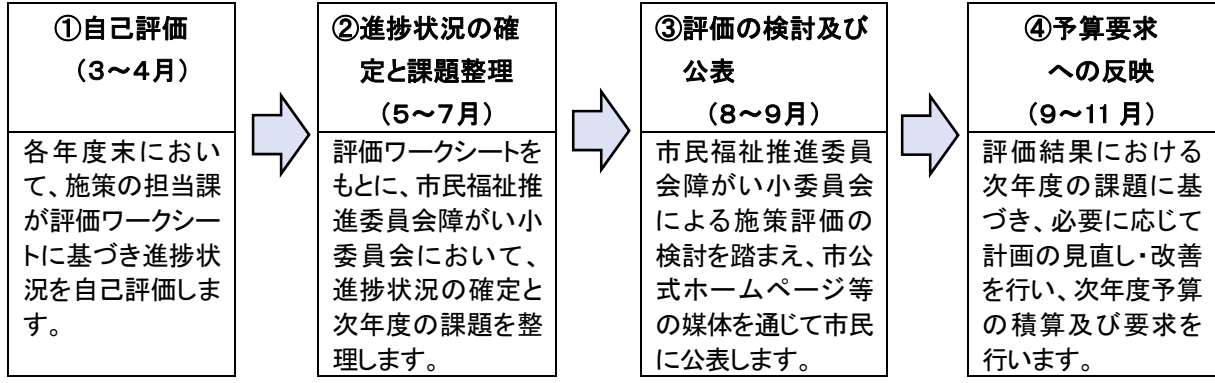


図4-24 評価（Check）から改善（Act）へのスケジュール



2 評価の基準

障がい者計画の各施策については、毎年度計画が実施されているか、施策ごとに以下のA～Dで評価します。（表4-98）

表4-98 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価内容
A	進捗している 例：前年度よりもより一層取組みを強化 年次目標どおり取組みを進捗できた
B	現状維持 例：前年度と同様の取組みを実施 （年次目標が現状維持で設定されていた場合を含む）
C	あまり進捗していない 例：前年度と同様の取組みを行えなかったが、次年度は行う予定 年次目標どおりの進捗ができなかった
D	全く進捗していない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの見込量については、年度ごとの計画値に対する実績を達成率で評価します。

資料編

1 狛江市市民福祉推進委員会

(1) 狛江市福祉基本条例における市民福祉推進委員会の設置に関する条文

狛江市福祉基本条例（抄）

（市民福祉推進委員会）

第26条 市長の附属機関として、市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要な意見を具申する。

- （1）福祉のまちづくりに関わる基本的な事項に関すること。
- （2）第5条に規定する福祉計画の策定及び改定に関すること。
- （3）市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。
- （4）第5条各号の規定に基づき市が実施する各種福祉サービスについて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づきなされた不服申立に関すること。
- （5）次条に規定する評価に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

3 委員会は、規則で定めるところにより、小委員会を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（施策の評価）

第27条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を適正に実施するため、その施策について定期的に評価をするよう努めなければならない。

2 前項に規定する評価は、委員会において行うものとする。

(2) 狛江市福祉基本条例施行規則における市民福祉推進委員会設置に関する条文

狛江市福祉基本条例施行規則（抄）

（委員会の構成）

第 18 条 条例第 26 条に規定する市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる委員 19 人以内をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

(1)	公募による市民	5 人以内
(2)	高齢者、障がい者、児童、社会福祉等の施設、団体等の関係者	4 人以内
(3)	保健・医療関係者	3 人以内
(4)	学識経験者	4 人以内
(5)	教育長又は教育長を代理する者	1 人
(6)	市職員	2 人

2 委員会には、前項の委員のほか、必要に応じて 2 人以内の特別委員を置くことができる。

（委員の任期）

第 19 条 委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3 年以内とし、再任を妨げない。

2 特別委員の任期は、3 年以内とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、補欠の委員と合わせて補充の委員を委嘱又は任命する場合は、当該補欠の委員の任期と合わせるものとする。

4 前条第 1 項各号の規定に基づき委嘱又は任命された委員は、それぞれ当該各号の規定に該当しなくなった場合、委員の資格を失うものとする。ただし、新たな委員が選出されるまでの間は委員として在任できるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 20 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（委員会の招集）

第 21 条 委員会は、委員長が招集する。

（委員会の会議）

第 22 条 委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、個人情報保護等のため、必要があると認めるときは、その議事を非公開とすることができる。

（委員の守秘義務）

第 23 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（小委員会）

第 24 条 委員会は、条例第 26 条第 3 項の規定による小委員会を置き、次条により付議された事項を調査審議する。

2 小委員会は、委員をもって構成する。

3 前項に規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、福祉サービスを利用する当事者、第 27 条に規定する部会員、付議事項に関する関係者等及び学識経験者等の有識者を小委員会委員に加えることができる。

4 前項に規定する小委員会の委員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

（小委員会への付議）

第 25 条 委員長は、その内容に応じ条例第 26 条第 2 項各号に掲げる事項についての調査審議を前条第 1 項に規定する小委員会に付議することができる。

2 前項の規定により付議を受けた小委員会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を委員会に報告するものとする。

（準用）

第 26 条 前 2 条に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、第 19 条から第 23 条までの規定を準用する。

（部会）

第 27 条 小委員会は、事務を効率的に進めるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、小委員会委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、小委員会委員長が必要と認めるときは、小委員会の事務に関する関係者等を部会員として加えることができる。

4 部会には、学識経験者等の有識者を特別部会員として置くことができる。

5 第 3 項に規定する部会員及び前項に規定する特別部会員は、小委員会委員長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

6 部会員の任期は、小委員会から指示された検討事項について小委員会に報告し、了承を得るまでとする。

7 市長は、部会員のうち、第 4 項の規定に基づく特別部会員に対しては予算の範囲内で報償を支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第 19 条から第 23 条までの規定を準用する。

（委員会の庶務）

第 28 条 委員会、小委員会及び部会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(3) 検討体制

①市民福祉推進委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏名	役職・団体等	備考
学識経験者	◎宮城 孝	法政大学現代福祉学部教授	
	○熊井 利廣	杏林大学保健学部非常勤講師、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科兼任講師 狛江市子ども・子育て会議会長	平成 29(2017)年8月 から特別委員
	眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授	
	高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	
	阿部 利彦	星槎大学大学院教育実践研究科准教授	平成 29(2017)年7月 まで特別委員
公募市民・ 市内在勤者	大内 陽人		平成 29(2017)年7月 まで
	神田 武		
	桑田 富士子		
	柴田 時夫		
	松永 貴美		
	岩間 正隆		平成 29(2017)年8月 から
	勝田 和行		
	北澤 智子		
	細谷 明美		
	宮本 ゆかり		
高齢者、 障がい者、 児童、社会 福祉施設・ 団体関係者	富永 淑子	狛江保育園園長	平成 29(2017)年3月 まで
	金田 友輝	ぎんきょう保育園園長	平成 29(2017)年4月 から
	若松 博子	狛江共生の家「多麻」理事	
	鈴木 茂	民生委員児童委員協議会副会長	
	小林 万佐也	狛江市社会福祉協議会事務局長	平成 29(2017)年3月 まで
	小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	平成 29(2017)年4月 から
保健・医療 関係者	藤川 雅彦	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年7月 まで
	吉川 哲矢	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年8月 から
	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会推薦	
	日高 津多子	東京都多摩府中保健所推薦	
特別委員	橋爪 克幸	ひかり作業所施設長	
教育長代理	平林 浩一	狛江市教育委員会教育部長	
市職員	上田 智弘	児童青少年部長	平成 29(2017)年3月 まで
	石森 準一	児童青少年部長	平成 29(2017)年4月 から
	松坂 誠	福祉保健部長	

※備考欄に期間の記載のある委員は、本計画策定期間中に委嘱若しくは任命又は解嘱若しくは解任された委員です。

②市民福祉推進委員会高齢小委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏名	役職・団体等	備考
市民福祉 推進委員会	◎高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	
	○小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	
	大内 陽人	公募市民・市内在勤者	平成 29(2017)年7月 まで
	勝田 和行	公募市民・市内在勤者	平成 29(2017)年8月 から
	鈴木 茂	民生委員児童委員協議会副会長	
	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会推薦	
	日高 津多子	東京都多摩府中保健所推薦	
委員長推薦	萬納寺 栄一	一の橋内科・皮膚科院長	
	堀越 照通	こまえケアサービス所長	
	石黒 昌和	こまえ苑職員	
	末田 千恵	横浜創英大学看護学部看護学科助教授	

③市民福祉推進委員会障がい小委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏名	役職等	備考
市民福祉 推進委員会	◎眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授	
	若松 博子	狛江共生の家「多麻」理事	
	橋爪 克幸	ひかり作業所施設長	
委員長推薦	○竹中 石根	狛江市社会福祉協議会職員	
	中原 弘隆	ひかり作業所職員	
	東 貴宏	地域生活支援センターリヒト代表	

④市民福祉推進委員会医療と介護連携推進小委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

選出区分	氏名	役職・団体等	備考
市民福祉 推進委員会	◎高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	平成 29(2017)年7月 まで
	◎吉川 哲矢	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年8月 から委員長
	○藤川 雅彦	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年7月 まで
	鈴木 茂	民生委員児童委員協議会副会長	
	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会推薦	
	大内 陽人	公募市民・市内在勤者	
委員長推薦	○花岡 一成	東京慈恵会医科大学附属第三病院 医療連携室室長	平成 29(2017)年8月 から副委員長
	渡邊 聡	狛江市薬剤師会推薦	
	君塚 啓子	狛江市医師会訪問看護ステーション	平成 29(2017)年7月 まで
	小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	
	大橋 晃太	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年8月 から
	工藤 敏和	狛江市医師会推薦	
	織田 朱美	狛江市医師会訪問看護ステーション	
	玉虫 千恵	成城内科居宅介護支援センター	
	永井 仁子	のびのびケアプラン	
	大谷 美樹	あいとぴあ地域包括支援センター	
	小川 智行	地域包括支援センターこまえ苑	
	森 玲子	地域包括支援センターこまえ正吉苑	

⑤市民福祉推進委員会設問設計部会部会員名簿

◎:座長 ☆:各小委員会委員長

選出区分	氏名	役職等	備考
高齢 小委員会	◎☆高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	
	鈴木 茂	民生委員児童委員協議会副会長	
障がい 小委員会	☆眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授	
	橋爪 克幸	ひかり作業所施設長	
医療と介護 の連携推進 小委員会	藤川 雅彦	狛江市医師会推薦	
	小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	

※選出区分は全て市民福祉推進委員会の小委員会

⑥市民福祉推進委員会ワーキンググループ委員名簿

◎:座長 ☆:各小委員会委員長

選出区分	氏名	役職等	備考
本委員会	◎宮城 孝	法政大学現代福祉学部教授	
高齢 小委員会	☆高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	
	鈴木 茂	民生委員児童委員協議会副会長	
	石黒 昌和	こまえ苑職員	
障がい 小委員会	☆眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授	
	橋爪 克幸	ひかり作業所施設長	
医療と介護 の連携推進 小委員会	藤川 雅彦	狛江市医師会推薦	
	小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	

⑦市民福祉推進委員会地域福祉計画検討委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長 ☆:各小委員会委員長

選出区分	氏名	役職等	備考
高齢 小委員会	◎☆高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	
	鈴木 茂	民生委員児童委員協議会副会長	
	石黒 昌和	こまえ苑職員	
障がい 小委員会	☆眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授	
	橋爪 克幸	ひかり作業所施設長	
医療と介護 の連携推進 小委員会	藤川 雅彦	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年7月 まで
	☆吉川 哲矢	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年8月 から
	○小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	

⑧高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画検討委員会

◎:委員長 ○:副委員長 ☆:各小委員会委員長

選出区分	氏名	役職等	備考
高齢 小委員会	◎☆高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	
	鈴木 茂	民生委員児童委員協議会副会長	
	石黒 昌和	こまえ苑職員	
医療と介護 の連携推進 小委員会	藤川 雅彦	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年7月 まで
	☆吉川 哲矢	狛江市医師会推薦	平成 29(2017)年8月 から
	小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	

⑨市民福祉推進委員会高齢小委員会・医療と介護連携推進小委員会合同委員会委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長 ☆:各小委員会委員長

選出区分	氏名	役職等	備考
高齢 小委員会	◎☆高橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所主任研究員	
	小楠 寿和	狛江市社会福祉協議会事務局長	
	勝田 和行	公募市民・市内在勤者	
	鈴木 茂	民生委員児童委員協議会副会長	
	塩谷 達昭	狛江市歯科医師会推薦	
	日高 津多子	東京都多摩府中保健所推薦	
	萬納寺 栄一	一の橋内科・皮膚科院長	
	堀越 照通	こまえケアサービス所長	
	石黒 昌和	こまえ苑職員	
	末田 千恵	横浜創英大学看護学部看護学科 助教授	
医療と介護 の連携推進 小委員会	☆吉川 哲矢	狛江市医師会推薦	
	花岡 一成	東京慈恵会医科大学附属第三病院 医療連携室室長	
	渡邊 聡	狛江市薬剤師会推薦	
	織田 朱美	狛江市医師会訪問看護ステーション	
	大谷 美樹	あいとぴあ地域包括支援センター	
	小川 智行	地域包括支援センターこまえ苑	
	森 玲子	地域包括支援センターこまえ正古苑	

(4) 検討経過

①市民福祉推進委員会

年月日	回	検討内容
平成 28 (2016)年 7月 19 日	第2回	(1)「狛江市第4次地域福祉計画、狛江市第5期障害者計画・障害者福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について」諮問 (2)地域福祉計画等改定における市民意識調査の概要について (3)地域福祉計画進捗管理について (4)地域福祉計画策定工程表について
平成 28 (2016)年 12月 19 日	第3回	(1)地域福祉計画等改定における市民意識調査について (2)地域福祉計画進捗管理について (3)地域福祉計画策定工程表について (4)「狛江市の福祉を取り巻く現状」(地域福祉計画統計資料とりまとめ)及び地域懇談会の結果について
平成 29 (2017)年 4月 18 日	第1回	(1)地域福祉計画策定工程表について (2)狛江市市民意識調査 調査結果の概要について (3)住民懇談会の結果及び市民意識調査の結果を踏まえた重点課題について (4)第4次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)基本理念・基本目標・体系(案)について (5)第4次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)施策・事業について
平成 29 (2017)年 6月 20 日	第2回	(1)第4次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)施策の重点施策の設定について (2)第4次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)施策・事業について
平成 29 (2017)年 10月 24 日	第3回	(1)あいとぴあレインボープラン(中間答申案)について
平成 30 (2018)年 2月 15 日	第4回	(1)あいとぴあレインボープラン(最終答申案)について

②市民福祉推進委員会設問設計部会

年月日	回	検討内容
平成 28 (2016)年 11月 10 日	第1回	(1)市民意識調査の調査票の設問内容確定について

③市民福祉推進委員会ワーキンググループ

年月日	回	検討内容
平成 29 (2017)年 3月 21 日	第1回	(1)住民懇談会の結果及び市民意識調査の結果について (2)第4次あいとぴあレインボープラン(地域福祉計画)の基本理念案、基本目標案の検討

④市民福祉推進委員会地域福祉計画検討委員会

年月日	回	検討内容
平成 29 (2017)年 4月 18 日	第1回	(1)地域福祉計画策定工程表について (2)住民懇談会の結果及び市民意識調査の結果を踏まえた重点課題について (3)第4次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)基本理念・基本目標・体系(案)について (4)第4次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)施策・事業について
平成 29 (2017)年 6月 20 日	第2回	(1)第4次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)施策の重点施策の設定について (2)第4次あいとぴあレインボープラン(狛江市地域福祉計画)施策・事業について
平成 29 (2017)年 10月 24 日	第3回	(1)あいとぴあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画(中間答申案)について
平成 30 (2018)年 2月 15 日	第4回	(1)あいとぴあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画(最終答申案)について

⑤高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画検討委員会

年月日	回	検討内容
平成 28 (2016)年 11月 21 日	第3回	(1)市民意識調査の調査票の調査内容に関する設問設計部会での議論結果報告
平成 29 (2017)年 4月 13 日	第1回	(1)意識調査結果及び平成 27 年度進捗管理報告書を受けた課題とりまとめ (2)高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画基本理念、基本目標の設定
平成 29 (2017)年 6月 8 日	第2回	(1)基本理念・基本目標の報告・確定 (2)施策体系確定 (3)各施策に関する事業(取組み)確定 (4)重点施策の抽出
平成 29 (2017)年 10月 3 日	第3回	(1)介護給付推計、保険料推計確定 (2)施策・事業一覧修正点報告 (3)高齢者保健福祉計画個票修正点報告

年月日	回	検討内容
平成 30 (2018)年 2月5日	第4回	(1)高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(最終答申案)の 確定

⑥市民福祉推進委員会高齢小委員会・医療と介護の連携推進小委員会合同委員会

年月日	回	検討内容
平成 29 (2017)年 10月3日	第3回	(1)高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(中間答申案)の 確定
平成 30 (2018)年 2月5日	第4回	(1)高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(最終答申案)の 確定

⑦市民福祉推進委員会障がい小委員会

年月日	回	検討内容
平成 28 (2016)年 7月29日	第2回	(1)市民意識調査について
平成 28 (2016)年 12月2日	第3回	(1)市民意識調査について (2)障害者計画・第5期障害福祉計画策定の進め方について
平成 29 (2017)年 4月21日	第1回	(1)障がい小委員会等全体工程表 (2)意識調査集計結果からの課題の抽出 (3)計画の基本理念、基本目標の設定 (4)施策体系(事務局案)
平成 29 (2017)年 6月13日	第2回	(1)計画の基本理念、基本目標(前回の振り返り) (2)施策体系(事務局案)の修正について～委員からの意見一覧 (3)障害福祉サービス量の見込み(推計) (4)障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 素案(仮)について
平成 29 (2017)年 8月18日	第3回	(1)障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 中間答申案について
平成 30 (2018)年 2月9日	第4回	(1)障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 最終答申案について

2 介護保険推進市民協議会

(1) 狛江市介護保険条例における介護保険推進市民協議会の設置に関する 条文

第6章 介護保険推進市民協議会

(設置)

第20条 介護に関する施策の企画立案及びその実施に当たり、利用者等の意見が十分に反映され、市の介護保険制度の円滑、かつ、適切な運営を図るため、狛江市介護保険推進市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第21条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 介護保険制度の運営の円滑化又は変更に関すること。
- (2) 介護サービスの提供、確保、サービス水準の向上に関すること。
- (3) 介護サービスの基盤整備に関すること。
- (4) 第1号被保険者の保険料の減免及び利用料の軽減に関すること。
- (5) 介護認定に関すること。
- (6) 介護サービスに関する相談及び苦情の解決に関すること。
- (7) 地域密着型サービスに関すること。
- (8) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (9) その他介護保険制度に関して必要と認める事項

2 協議会は、前項に規定する所掌事務を処理するほか、介護保険制度に係る重要事項について市長に建議することができる。

(組織)

第22条 協議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

(1) 公募により選出された65歳以上の市民	2人
(2) 公募により選出された40歳以上65歳未満の市民	2人
(3) 公募により選出された居宅サービス又は施設サービスの従事者	2人以内
(4) 狛江市介護認定審査会の代表	1人
(5) 居宅サービス事業者の代表	2人以内
(6) 施設サービス事業者の代表	2人以内
(7) 学識経験のある者	2人
(8) 市職員	2人

(委員の任期)

第23条 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 24 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 25 条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の公開）

第 26 条 協議会の会議は、公開する。ただし、第 6 条に該当する場合は、全部又は一部を公開しないことができる。

(2) 検討体制

◆介護保険推進市民協議会

◎:会長 ○:副会長

No.	選出区分	氏名
1	公募により選出された 65 歳以上の市民	稲葉 捷子
2		奥村 志美
3	公募により選出された 40 歳以上 65 歳未満の市民	須藤 明子
4		片岡 尚子
5	公募により選出された居宅サービス又は施設サービスの従事者	菊地 克夫
6		君塚 啓子
7	狛江市介護認定審査会の代表	○長谷川 泰
8	居宅サービス事業者の代表	小楠 寿和
9	施設サービス事業者の代表	石黒 昌和
10	学識経験のある者	◎高橋 信幸
11		末田 千恵

(3) 検討経過

◆介護保険推進市民協議会

年月日	回	検討内容
平成 28 (2016) 年 11 月 25 日	第2回	(1) 第7期介護保険事業計画に関する「在宅介護実態調査」について ①調査項目及び調査手法 ②調査結果 (2) 第7期介護保険事業計画に関する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」について ①調査項目及び調査手法 ②調査結果 (3) 計画策定のスケジュールについて
平成 29 (2017) 年 5 月 26 日	第1回	第7期介護保険事業計画策定に向けた協議 (1) 「在宅介護実態調査」「日常生活圏域ニーズ調査」の集計結果 (2) 在宅介護実態調査の分析と考察 (3) 日常生活圏域ニーズ調査の分析 (4) 第6期計画の給付実績と「見える化システム」による分析 (5) 第7期計画の施策体系(案)について (6) 今後のスケジュール(次回の内容)
平成 29 (2017) 年 9 月 28 日	第2回	1 第7期介護保険事業計画素案(中間答申案)について (1) 第7期計画の基本的考え方 (2) 第7期計画の介護給付等対象サービスの見込み ①被保険者推計、要介護認定者・認定率の推計 ②給付推計 ③保険料推計 (3) 第7期計画の事業計画に記載する追加事項について ・介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標の記載 ・医療病床等転換分のサービス見込み ・介護離職ゼロに対応したサービス見込み (4) 中間答申の調整について
平成 30 (2018) 年 2 月 2 日	第3回	第7期介護保険事業計画素案(最終答申案)について (1) 市民説明会及びパブリックコメントの結果 (2) 介護保険給費等対象サービスの見込み (3) 第1号被保険者の保険料推計 (4) 自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組みと目標 (5) 介護給付適正化の記載

3 市民意識調査

(1) 目的

アンケート調査や住民懇談会により、市民の生活実態や福祉に対する意識・意見を把握し、狛江市第4次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の改定の基礎資料として活用することを目的とします。

(2) 市民意識調査の概要

調査名		対象者	実施手法	調査時期
【調査1】 市民一般調査		市内に居住する 18 歳以上の市民 1,000 人	アンケート調査・ 郵送配布・回収	平成29(2017)年 1月13日(金) ～1月31日(火)
【調査2】 福祉の 担い手 調査	民生委員・ 児童委員	市内の民生委員 46 人、 児童委員 4 人	アンケート調査・ 郵送配布・回収	
	町会・自治会	市内の町会・自治会 30 団体	アンケート調査・ 郵送配布・回収 (一部配布が異なる。)	
	団体	・NPO 法人 42 団体 ・小中学校 PTA 10 団体 ・当事者会 17 団体 ・ボランティア団体 58 団体 ・老人クラブ 16 団体 計 143 団体		
【調査3】 介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査		65 歳以上の市民、要支援1・2 600 人	アンケート調査・ 郵送配布・回収	平成28(2016)年 12月12日(月) ～12月29日(木)
【調査4】 在宅介護実態調査		在宅の直近で認定調査を受けた方(更新 申請・変更申請)及びその介護者 400 人	アンケート調査・ 郵送配布・回収 (督促状1回送付)	
【調査5】 障がいのある人・難病の ある人調査(18 歳以上)		①身体障害者手帳所持者 350 人 ②愛の手帳所持者 150 人 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 150 人 ④難病患者 100 人 ⑤自立支援医療対象者 100 人	アンケート調査・ 郵送配布・回収	平成29(2017)年 1月13日(金) ～1月31日(火)
【調査6】 障がいのある人・難病の ある人調査(18 歳未満)		障害者手帳(身体、知的、精神)所持者、 難病患者、自立支援医療対象者 150 人		
【調査7】 発達障がいの支援に関 する調査		・教育相談員8人 ・スクールソーシャルワーカー2人 計 10 人		

(3) 回収数（回収率）

調査名		発送数	回収数	回収率
【調査1】 市民一般調査		1,000	439	43.9%
【調査2】 福祉の担い手 調査	民生委員・児童委員	50	46	92.0%
	町会・自治会	30	27	90.0%
	団体	143	89	62.2%
	計	223	162	72.6%
【調査3】 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		600	392	65.3%
【調査4】 在宅介護実態調査		400	301	75.3%
【調査5】 障がいのある人・難病のある人調査(18 歳以上)		850	473	55.6%
【調査6】 障がいのある人・難病のある人調査(18 歳未満)		150	87	58.0%
【調査7】 発達障がいの支援に関する調査		10	10	100.0%

4 住民懇談会

(1) 目的とねらい

住民の意見を聞き、福祉3計画の改定等の基礎資料として活用することを目的に、以下の2つのねらいのもと実施しました。

- ・住民自らが住んでいる地域について主体的に話し合う場を提供し、そのことで住民が地域の福祉課題等を認識し、どう取り組むとよいか考えるきっかけとします。
- ・地域での課題、課題解決のためにできること・必要な支援について意見を出していただき、福祉3計画の方向性、住民・市・社協等の役割を考えるきっかけとします。

(2) 概要

【対象者】 狛江市に在住、在勤、通学している中学生以上の方（事前申込制、当日参加も受け入れ）

【テーマ】 ◆地域における課題
◆地域の課題解決のためにしていること・地域でできること

(3) 開催日時と参加者数

「狛江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の日常生活圏域3地域（P114参照）ごとに開催しました。チラシ配布と案内を郵送し、参加者を募集しました。

地域	日程	会場	参加者数	グループ数
あいとぴあエリア	平成28(2016)年 11月27日(日) 午後2時から4時30分まで	西河原公民館 学習室1	9	2
こまえ苑エリア	平成28(2016)年 10月30日(日) 午後2時から4時30分まで	こまえ苑 ふれあいホール	8	2
こまえ正吉苑エリア	平成28(2016)年 11月6日(日) 午後2時から4時30分まで	野川地域センター 大会議室	21	2
計			38	6

(4) 実施手法

1地域ごとに6～7人で1グループを作り、グループワーク形式で実施しました。

意見や話し合いはKJ法によりまとめ、最後にグループごとに話し合いの結果を発表していただきました。

5 狛江市あいとぴあレインボープラン フォーラム（市民説明会）

（１）目的

平成30（2018）年3月策定予定の狛江市第4次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について、市民に理解いただくとともに、計画に対する意見をいただき、計画策定に活かします。また、講演会、懇談会を同時に実施することにより、市民が地域の福祉課題等を認識し、どう取り組むとよいか考えるきっかけとします。

（２）概要

①開催日時・場所

	日程	会場
第1回	平成29（2017）年11月25日（土） 午後1時30分から4時00分まで	中央公民館地下ホール
第2回	平成29（2017）年11月27日（月） 午後6時30分から7時30分まで	防災センター3階302、303会議室

②タイムテーブル

	タイムテーブル
第1回 11/25 （土）	1. 開会 2. 特別講演：宮城 孝 氏（法政大学教授、狛江市市民福祉推進委員会委員長） 「孤立しない、させないまちづくりに向けて」 3. 狛江市あいとぴあレインボープラン素案説明 （1）狛江市第4次地域福祉計画（素案）について （2）狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について （3）狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）について （4）質疑応答 4. 懇談会：「孤立しない、させないまちづくりに向けて必要なこと・地域で取り組むこと」 5. 閉会
第2回 11/27 （月）	1. 開会 2. 狛江市あいとぴあレインボープラン素案説明 （1）第4次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）（素案）について （2）狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）について （3）狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）について （4）質疑応答 3. 閉会

③参加者

狛江市に在住、在勤、通学している方（事前申込制、当日参加も受け入れ）

- ・ 11月25日（土） 参加者数：50名
- ・ 11月27日（月） 参加者数：14名

④当日配布資料

	配布資料
第1回 11/25 (土)	・ 次第及び懇談会のルール ・ 宮城先生講演資料 ・ あいとぴあレインボープラン（狛江市第4次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）素案 ・ 素案説明資料 ・ 参加者アンケート
第2回 11/27 (月)	・ 次第 ・ あいとぴあレインボープラン（狛江市第4次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）素案 ・ 素案説明資料 ・ 参加者アンケート



6 パブリックコメント

(1) 募集方法

- ①広報こまえ（平成29（2017）年11月15日号）への掲載
- ②狛江市ホームページへの掲載
- ③地域福祉課窓口での閲覧

(2) 提出方法

- ①地域福祉課への書面による提出
- ②郵便による送付
- ③ファクシミリによる送信
- ④電子メール、狛江市ホームページ専用フォームによる送信

(3) 実施期間

平成29（2017）年
11月27日（月）午前8時30分から12月26日（火）午後5時15分まで

(4) 提出できる者の範囲

狛江市内に在住、在学又は在勤する方

(5) 提出数

提出者数	5人
意見等件数	6件

(6) 提出された意見

① 狛江市第4次地域福祉計画

文書による意見のみ

番号	内容	回答
1	ほぼすべて住民頼り、ボランティア頼りというのは、なかなか難しいと思われます。	本計画では、地域住民みんなで支え合う地域づくりを目指しています。 様々な地域生活課題を抱える世帯に早期に気付くことができるのは民生委員・児童委員、町会・自治会等を含めた地域住民の皆さまです。そのため、町会・自治会を基本とした身近な圏域において、地域住民同士のつながりにより、日常的な支え合い活動や見守り活動とともに、災害時の素早い対応を図る自主防災組織づくり等を行ってまいります。 併せて、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置し、地域に出向くことにより地域生活課題及びニーズの掘り起こしを行い、市、社会福祉協議会、地域包括支援センター等により地域生活課題の解決に向けた取り組みを行ってまいります。

② 狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

文書による意見のみ

番号	内容	回答
1	若年(40～50歳代)の労働者に認知症者が多くなったが、狛江市の対策をされていません。	現在、若年性認知症施策につきましては、都道府県レベルでの対応となっています。今後、国、東京都の動向を注視してまいります。
2	現在、介護用ロボットの導入が、多く望まれ都内の施設では、効果的な要因として、導入する施設が増加しています。狛江市では如何されていますか。	介護用ロボットは介護負担を減らすために有効と考えますが、この数年、導入に伴う補助金の申請をした事業所はありません。導入に当たっては、事業者負担が大きいため、補助金を活用できるよう情報提供を行っています。
3	低所得者も入所できる特養ホームを作ってほしい。妻の知人が高い有料老人ホームに入って毎月20万円以上かかって大変という話を伺いました。	土地の確保、介護保険料への影響等からも新たな特養の建設は難しいところです。

③狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

メールによる意見1件
文書による意見1件

番号	内容	回答
1	平成30(2018)年度より新たにサービスメニューに加わる「自立生活援助」について(素案291ページ) 「自立生活援助」については、居住系サービスの一つとして記述がありますが、それだけでは不十分であると思います。通常の地域移行支援から直接「自立生活援助」に繋がる例もありますし、現に、両親等と生活している障がいのある方が、本サービスを利用する可能性もあるので、もう少し利用量を多めに想定しても良いのではないかと思います。	「自立生活援助」は、地域移行と関連するサービスであり、一定のニーズが見込まれます。新たなサービスのため、見込みが難しい部分もありますが、地域移行の方の利用も踏まえて、自立生活援助の利用者数を見込んでいます。 近隣自治体と比べても、狛江市は利用者数を多く見込んでおり、利用者数の見込みは適正であると考えます。 もし、計画値以上の利用者が見込まれる場合には、サービス利用に支障のないよう、可能な限り対応してまいります。
2	障がい者支援拠点の整備を平成32(2020)年に予定していますが、整備には賛成だが、「ぽかぽか広場」への関係住民の意に反した設置はやめたほうがよいと思います。	ぽかぽか広場については、現在係争中のため回答は差し控えさせていただきます。

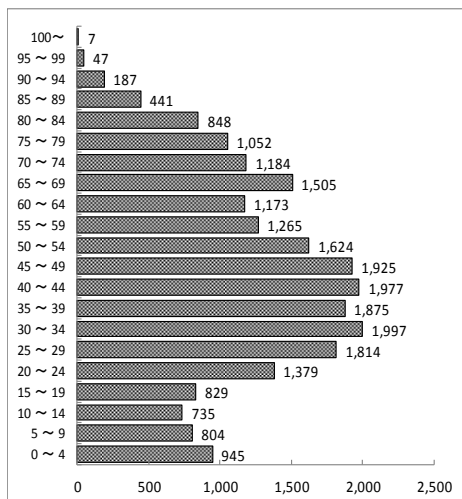
7 各エリアの特徴

(1) あいとぴあエリア

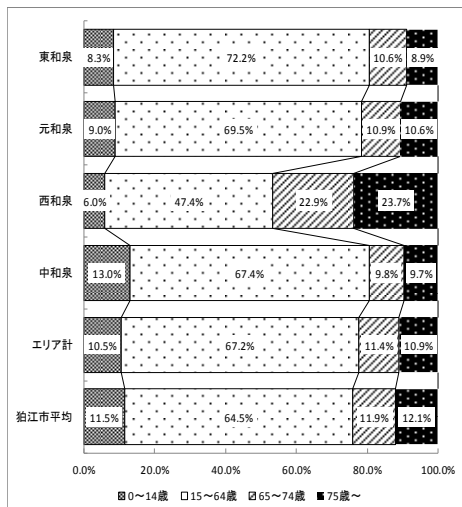
①現状データから見える地区の特徴

- ・市平均と比べ、65歳以上が1.7ポイント低く、0～14歳が1.0ポイント低くなっている。
- ・町別では、団地で構成される西和泉の65歳以上が46.6%と突出して高くなっている。
- ・1世帯あたりの人数は1.85人で、市平均を下回っている。
- ・要介護認定率は市平均を0.5ポイント下回り、3エリア中最も低くなっている。
- ・自治会加入率は28.3%と、市平均を15ポイント以上下回っている。

【年齢別人口構成（5歳階級）】



【町別年代別人口割合】



		エリア計	狛江市全体
面積(※1)		1,869km ²	6,39km ²
人口	地区内総人口	23,613 人	80,008 人
	0～14 歳	2,484 人 (10.5%)	9,217 人 (11.5%)
	15～64 歳	15,858 人 (67.2%)	51,604 人 (64.5%)
	65 歳以上	5,271 人 (22.3%)	19,187 人 (24.0%)
	75 歳以上(再掲)	2,582 人 (10.9%)	9,658 人 (12.1%)
世帯	世帯数	12,765 世帯	40,192 世帯
	世帯あたり人口	1.85 人/世帯	1.99 人/世帯
要介護認定者数 (平成 26 (2014) 年 1 月)	要支援 1	144	513
	要支援 2	109	436
	要介護 1	106	424
	要介護 2	102	359
	要介護 3	46	186
	要介護 4	44	159
	要介護 5	40	162
	合計	591	2,239
	要介護認定率(※2)	11.2%	11.7%
	障がい者数		
障がい者数 (平成 28 (2016) 年 10 月) (※3)	身体障がい	539	1,972
	知的障がい	112	383
	精神障がい	151	476
	障がい者数 合計	802	2,831
	人口に占める割合	3.4%	3.5%
その他	自立支援	303	1,089
	難病	211	730
	自治会数	10	30
	自治会加入世帯数(平成28(2016)年4月1日)	3,613	17,919
	自治会加入率(※4)	28.3%	44.6%
出典	「統計こまへ 平成 27 年度版」(面積、人口、世帯数)(平成 28(2016)年 1 月 1 日)		
	「こまへ子育てネット」(民生委員数)(平成 28(2016)年 4 月 8 日)		
備考	※1 全体では河川部を含む。エリア別は河川部を含まない。		
	※2 要介護認定者数(65 歳未満含む)の合計を 65 歳以上人口で割った数値。時点が異なるため参考数値。		
	※3 障がい者:障がい者手帳所持者数 自立支援:自立支援医療受給者数 難病:マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数		
	※4 自治会加入世帯数を世帯数で割った数値。時点が異なるため参考数値。		

②地域資源マップ（平成 30（2018）年2月現在）

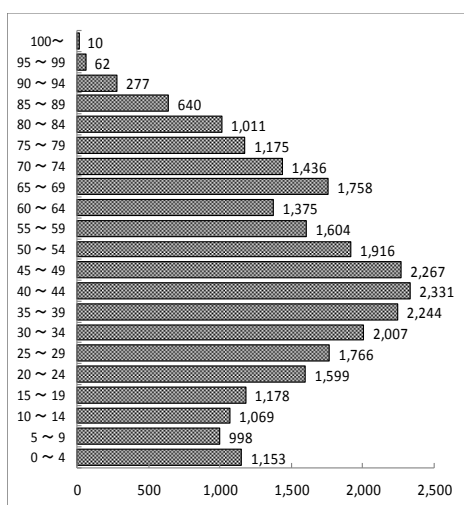


(2) こまえ苑エリア

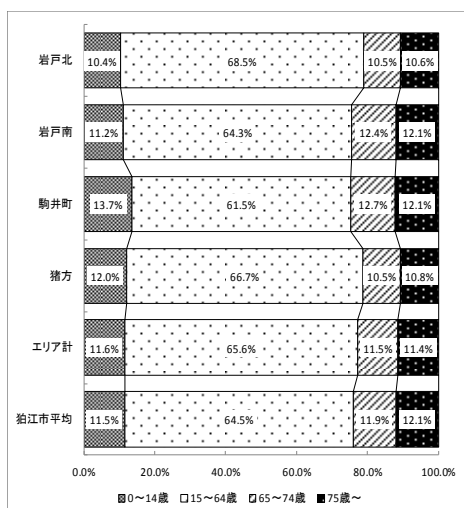
①現状データから見える地区の特徴

- ・ 65 歳以上が市平均より 1.2 ポイント低くなっている。町別では、駒井町と猪方で 0～14 歳の割合が市平均を上回っている。また、駒井町と岩戸南では 65 歳以上の割合が市平均を上回っている。
- ・ 一方で、要介護認定率は市平均より 0.4 ポイント高く、3 エリア中最も高くなっている。
- ・ 1 世帯あたりの人数は 2.01 人で、市平均を上回っている。
- ・ 全域で町会があり、加入率は 49.9%と、市平均を上回っている。

【年齢別人口構成（5歳階級）】



【町別年代別人口割合】



		エリア計	狛江市全体
面積(※1)		1.97km ²	6.39km ²
人口	地区内総人口	27,876 人	80,008 人
	0～14 歳	3,220 人 (11.6%)	9,217 人 (11.5%)
	15～64 歳	18,287 人 (65.6%)	51,604 人 (64.5%)
	65 歳以上	6,369 人 (22.8%)	19,187 人 (24.0%)
	75 歳以上(再掲)	3,175 人 (11.4%)	9,658 人 (12.1%)
	世帯	世帯数	13,873 世帯
	世帯あたり人口	2.01 人/世帯	1.99 人/世帯
要介護認定者数 (平成 26 (2014) 年 1 月)	要支援1	178	513
	要支援2	157	436
	要介護1	154	424
	要介護2	116	359
	要介護3	54	186
	要介護4	58	159
	要介護5	52	162
	合計	769	2,239
	要介護認定率(※2)	12.1%	11.7%
障がい者等数 (平成 28 (2016) 年 10 月) (※3)	身体障がい	654	1,972
	知的障がい	108	383
	精神障がい	127	476
	障がい者数 合計	889	2,831
	人口に占める割合	3.2%	3.5%
	自立支援	327	1,089
	難病	258	730
	自治会数	3	30
その他	自治会加入世帯数(平成28(2016)年4月1日)	6,923	17,919
	自治会加入率(※4)	49.9%	44.6%
	老人クラブ数(連合会含む) (平成 28(2016) 年 6 月 1 日)	4	17
	民生委員数(平成28(2016)年4月7日)	16(欠員 1)	45(欠員 9)
	出典	「統計こまえ 平成 27 年度版」 (面積、人口、世帯数)(平成 28(2016) 年 1 月 1 日) 「こまえ子育てネット」 (民生委員数)(平成 28(2016) 年 4 月 8 日)	
	備考	※1 全体では河川部を含む。エリア別は河川部を含まない。 ※2 要介護認定者数(65 歳未満含む)の合計を 65 歳以上人口で割った数値。時点が異なるため参考数値。 ※3 障がい者:障害者手帳所持者数 自立支援:自立支援医療受給者数 難病:マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数 ※4 自治会加入世帯数を世帯数で割った数値。時点が異なるため参考数値。	

②地域資源マップ（平成 30（2018）年2月現在）

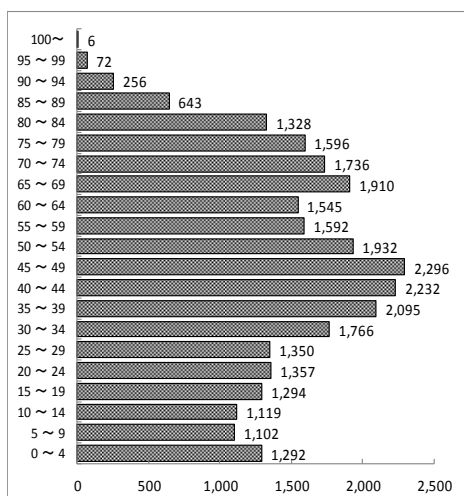


(3) こまえ正吉苑エリア

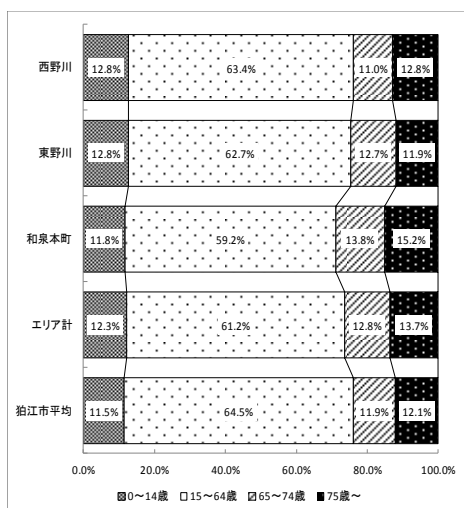
①現状データから見える地区の特徴

- ・市平均より 65 歳以上が 2.5 ポイント高く、0～14 歳が 0.8 ポイント高くなっている。
- ・町別では、和泉本町の 65 歳以上が市平均を 5.0 ポイント上回っている。
- ・一方で、要介護認定率は市平均とほぼ同程度となっている。
- ・1 世帯あたりの人数は 2.10 人で、市平均を上回っている。
- ・自治会加入率は 54.5%と市内3エリアで最も高い。

【年齢別人口構成（5歳階級）】



【町別年代別人口割合】



		エリア計	狛江市全体
面積(※1)		1.95km ²	6.39km ²
人口	地区内総人口	28,519 人	80,008 人
	0～14 歳	3,513 人 (12.3%)	9,217 人 (11.5%)
	15～64 歳	17,459 人 (61.2%)	51,604 人 (64.5%)
	65 歳以上	7,547 人 (26.5%)	19,187 人 (24.0%)
	75 歳以上(再掲)	3,901 人 (13.7%)	9,658 人 (12.1%)
世帯	世帯数	13,554 世帯	40,192 世帯
	世帯あたり人口	2.10 人/世帯	1.99 人/世帯
要介護認定者数 (平成 26 (2014) 年 1 月)	要支援1	191	513
	要支援2	170	436
	要介護1	164	424
	要介護2	141	359
	要介護3	86	186
	要介護4	57	159
	要介護5	70	162
	合計	879	2,239
要介護認定率(※2)		11.6%	11.7%
障がい者等数 (平成 28 (2016) 年 10 月) (※3)	身体障がい	779	1,972
	知的障がい	163	383
	精神障がい	198	476
	障がい者数 合計	1,140	2,831
	人口に占める割合	4.0%	3.5%
	自立支援	459	1,089
	難病	261	730
その他	自治会数	17	30
	自治会加入世帯数(平成28(2016)年4月1日)	7,383	17,919
	自治会加入率(※4)	54.5%	44.6%
	老人クラブ数(連合会含む) (平成 28(2016) 年 6 月 1 日)	7	17
	民生委員数(平成28(2016)年4月7日)	19(欠員 3)	45(欠員 9)
	出典	「統計こまえ 平成 27 年度版」 (面積、人口、世帯数)(平成 28(2016)年 1 月 1 日) 「こまえ子育てネット」 (民生委員数)(平成 28(2016)年 4 月 8 日)	
備考	※1 全体では河川部を含む。エリア別は河川部を含まない。 ※2 要介護認定者数(65 歳未満含む)の合計を 65 歳以上人口で割った数値。時点が異なるため参考数値。 ※3 障がい者:障害者手帳所持者数 自立支援:自立支援医療受給者数 難病:マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数 ※4 自治会加入世帯数を世帯数で割った数値。時点が異なるため参考数値		

②地域資源マップ（平成 30（2018）年2月現在）



8 脚注索引

※ 用語の説明は、太字のページにて、脚注で載せています。

あ行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
アウトリーチ	10,11	54,60,62	179		
一般介護予防事業			154,156, 161,164		
インクルーシブ教育システム		82		279	
インセンティブ		65,87	147,159		
SIB		88			
NPO	11	27,38,46	155,159, 167,176, 181	235,290	348

か行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
介護支援専門員 (ケアマネジャー)			179,213		
介護ボランティア制度		65,87	154,156, 167,168		
介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)			142,149, 154,157, 167,176, 177,193, 206		344
家族介護支援事業			157,174		
ガバナンス		68			
基準該当障がい福祉サービス				265	
キャリアパス		66			
教育相談室		36			
共生型サービス		63	147,158, 197	265,268	
緊急ショートステイ				263,265	
クラウドファンディング		88			
グループリビング			193		359
ゲートキーパー		83			
現行相当サービス			154,157, 176		

か行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
合計特殊出生率		17			
合理的配慮		67		260,269, 272,286, 287,288, 289,294	
ココシルこまえ		103	159	288	
こまなび電子版			166		
こまほっとシルバー相談室 (高齢者見守り相談窓口)			179		

さ行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
サテライト型グループホーム				263,264	
三師会		60	150,160, 184,185, 195		
児童発達支援センター		66		270,273, 276,277, 278,279, 281,299, 323,327	
市民後見人		29,71	150,191	270,272, 293	
重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業				277,282	
住所地特例		22,23,	110,112, 199,200		
住宅確保要配慮者		60,63	194	263,266	
障がい者就労支援センター 「サポート」				284	
障がい者週間		84		286,287, 289,315	
障害者優先調達推進法				285	
自立支援医療		25,38		224,225, 227,228	
自立支援住宅改修			193,194		
シルバーピア			150,194		
スクールカウンセラー		35			
スクールソーシャルワーカー	9	34,38,46		227	348

さ行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
成年後見制度	4,5	29,54,70, 71	148,150, 189,191	257,293, 316	
ソーシャル・ビジネス		88			
ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)			160,163, 184,185		

た行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
多摩南部成年後見センター		29,61,70,71	191	272,293	
地域開拓促進コーディネーター				283,284	
地域ケア会議			155,158, 178,180, 181,182, 212,214, 215		
地域生活課題	4,10,11	54,55,56, 58,59,60, 64,88,92, 93,104	155,158, 178,181, 182,212, 214,215	271	354
地域生活支援拠点		60		256,259, 261,263, 264,265, 270,297, 307,308, 309,311, 312	
通過型グループホーム				311	

な行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
難病	5	25,38		225,227	348,349, 356,358, 360
日常生活圏域	9,11	23,48,66,92	112,114, 121,124, 126,150, 179,188, 189		350
認知症カフェ		50	188,189		
認知症キッズサポーター			188,192		

な行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
認知症サポーター		48	188,189, 192,212		
認知症初期集中支援チーム			148,150, 187		
ノーマライゼーション		45,80	134	258,286	

は行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
hyper-QU		81			
発達障がい		38,62,67		226,227, 236,256, 267,268, 279	348,349
バリアフリー		44,47,61, 101,103	193	268,288	
ファミリー・サポート・センター事業				290	
フードドライブ		74			
福祉有償運送				290	
プレーパーク		90,94			
放課後子ども教室 (KoKoA)				268,280	
訪問型サービス B			167		
ボッチャ		82		289	

ま行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
ミニデイ			161		
みんなにやさしい生活空間 づくり推進事業		99,100,102			

や行	はじめに	地域福祉	高齢者	障がい	資料編
ゆとりシグナル		101		288	
ユニバーサルデザイン		47,53,54,56 ,59,99,100, 101,102		288	
ユニバーサルデザインブロッ ク		101		288	
要配慮者		84,96,103		292	

刊行物番号 H29-55

あいとぴあレインボープラン

狛江市第4次地域福祉計画

狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

平成30（2018）年3月発行

発 行：狛江市

狛江市和泉本町1丁目1番5号

電話 03（3430）1111

頒布価格：510円

